



金融力で未来をデザインします

Applying Financial Expertise to Design the Future

CSR・ディスクロージャー誌

2016

株式会社日本政策投資銀行

株式会社日本政策投資銀行(DBJ)のプロフィール (平成28年7月1日現在)

設立	平成20年(2008年)10月1日 (旧日本開発銀行 昭和26年(1951年)設立) (旧北海道東北開発公庫 昭和31年(1956年)設立) (旧日本政策投資銀行 平成11年(1999年)設立)
根拠法	株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号)
代表取締役社長	柳 正憲
従業員数	1,187名(平成28年3月31日現在)
資本金	1兆4億24百万円(全額政府出資)
本店所在地	〒100-8178 東京都千代田区大手町一丁目9番6号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
URL	http://www.dbj.jp/
支店・事務所等	支店10カ所、事務所8カ所、海外駐在員事務所1カ所、海外現地法人3カ所
子会社・関連会社	連結子会社25社、非連結子会社33社、持分法適用関連会社25社(平成28年3月31日現在)
主たる業務	長期資金の供給(出融資)
目的	出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いることにより、長期の事業資金に係る投融資機能を発揮し、長期の事業資金を必要とするお客様に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与すること。
業務の範囲	<ul style="list-style-type: none">●出資・融資・債務保証等の業務を基本として、新金融技術を活用した業務を行う。●社債や長期借入金による資金調達に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行う。
総資産額	15兆8,089億円(平成28年3月31日現在)
貸出金残高	13兆1,193億円(平成28年3月31日現在)
総自己資本比率	16.85%(パーゼルⅢベース・国際統一基準)(平成28年3月31日現在)
発行体格付	A1(Moody's)、A(S&P)、AA(R&I)、AAA(JCR)

(上記は、単体ベース)

本誌は、銀行法第21条を参考にして作成したディスクロージャー資料(業務および財産の状況に関する説明書類)です。(当行は本誌発行時点(平成28年7月現在)において、銀行法第21条の適用を受けておりませんが、参考情報として開示します。)本誌には経営方針や将来的な業績に関する記述が含まれていますが、それらを保証するものではありません。これらの記述は、経営を取り巻く環境の変化などにより異なる可能性があることにご留意ください。

本誌の計数について

計数は各項目ごとに単位未満を切り捨てているため、各計数の和は合計に一致しないことがあります。また、単位に満たない場合は「0」で、計数の全くない場合には「-」で示しています。

目次

■ トップメッセージ	2
■ 日本社会の豊かな未来づくりに貢献する金融サービス	4
DBJについて	
企業理念	16
ロゴマークとコーポレートカラー	17
DBJが目指すビジネスモデル	17
第3次中期経営計画の概要	18
DBJのあゆみ	20
DBJ法の改正経緯	22
平成27年度の事業概況	24
業務の状況	24
連結業績の概要	26
海外業務について	28
グループ会社について	29
トピックス	30
業務のご紹介	
投融資一体型金融サービス	31
投融資	32
コンサルティング/アドバイザー	34
特定投資業務について	46
危機対応業務について	50
東日本大震災への取り組み	52
地域創生に向けた取り組み	55
情報機能の活用	58
情報機能の活用	60
CSRレポート	
CSR経営の実践	65
投融資等を通じたCSR	67
環境マネジメント	72
事業継続計画(BCP)	92
事業継続計画(BCP)	96
人材育成と職場環境づくり	98
知的資産報告	
知的資産経営	101
知的資産経営	102
時代の要請に応える基盤「金融プラットフォーム」	106
マネジメント体制	
コーポレート・ガバナンスの状況	107
コーポレート・ガバナンスの状況	108
法令等遵守(コンプライアンス)態勢	113
法令等遵守(コンプライアンス)態勢	113
日本版スチュワードシップ・コードへの対応	113
リスク管理態勢	114
リスク管理態勢	114
顧客保護等管理基本方針、個人情報保護宣言、 利益相反管理方針	118
ディスクロージャー	120
ディスクロージャー	120
コーポレート・データ	
コーポレート・データ	121
財務の状況	
財務の状況	151
用語解説	
用語解説	228

トップメッセージ



わが国が直面する課題と 当行の果たすべき役割

わが国経済は、消費マインドに足踏みが見られるものの、企業収益が高い水準にあること等から、景気は緩やかな回復基調が続いております。一方で、グローバル競争の激化、インフラ更新やエネルギー問題、地方創生、リスクマネー供給や資金運用機会の不足等、依然として、わが国は、数多くの課題を抱えております。

そのようななか、昨年「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」が成立し、当行は、完全民営化の方針を維持しつつ、大規模な災害や経済危機等に対処するための危機対応業務に万全を期すとともに、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金を集中的に供給する新たな投資（「特定投資」）に注力することとなりました。

したがって、当行の果たすべき役割は、今年度が最終年度である3カ年の第3次中期経営計画を基本としつつ、同法の趣旨等を踏まえ、引き続き、「良質なリスクマネーの供給（わが国企業の成長を後押しするメザニン・投資等の資本性資金やインフラプロジェクト等への長期資金等、安定的な資金供給）」と「独自のナレッジ（経験知を活かした知的サービス）の創造・提供」を通じて、多様な金融プレーヤーとともに円滑な市場を形成するとともに、日本の課題を長期的な視点でとらえ、その解決に向け、着実に取り組んでいくことと考えております。

当行の足下の具体的な取り組み

第3次中期経営計画においては、「成長への貢献」「インフラ・エネルギー」「地域に応じた活性化」「セーフティネットの強化」を当行が取り組むべき4つの主要な分野と定めております。

まず、「成長への貢献」では、平成27年度、約1,000億円の出融資決定を行った「特定投資業務」を活用したリスクマネー供給等により、企業の競争力強化に資する取り組み等を一層力強く支援してまいります。「インフラ・エネルギー」では、東日本大震災後のエネルギー問題に対応すべく、エネルギー供給体制の再構築等に対し、資金を供給しております。「地域に応じた活性化」については、地域金融機関等とともに、観光産業や事業の成長支援を行うファンドを設立する等、地域に応じたきめ細やかな対応を行っております。「セーフティネットの強化」では危機対応融資累計額（平成28年3月末現在）が約5兆6,000億円に達するとともに、東日本大震災の被災地域の復興・

成長を支援するため、東日本大震災復興ファンドの後継ファンドを地域金融機関と立ち上げ、リスクマネーを供給しております。平成28年（2016年）熊本地震についても、被災地域の復旧・復興を後押しするため、いち早く「熊本地震復興支援室」を設置したことに加え、地元金融機関と協働し、復旧・復興ファンドを設立する等、全力で対応しております。

また、第3次中期経営計画では、これら4つの主要な分野への取り組みを通じて、当行が発揮すべき3つの機能を「金融機関等との適切なリスクシェア」「投資家の運用ニーズへの対応」「金融の枠を超えたナレッジの提供」と定めております。

「金融機関等との適切なリスクシェア」では、当行が、エクイティ・メザニンや長期融資等のリスクの高い資金を供給することにより、他の金融機関等とリスクを適切にシェアし、企業の多様な資金ニーズ等に対応しております。「投資家の運用ニーズへの対応」では、地域金融機関や年金等の皆様に対し、シンジケート・ローンや海外プライベート・エクイティ・ファンド向け共同投資等の良質な運用機会を提供することにより、金融市場の活性化に貢献しております。「金融の枠を超えたナレッジの提供」については、中立的ネットワークと産業調査力を活かして、地域や業種・業界等に関する各種レポートや提言等長期的視点に立った良質なナレッジを提供することにより、お客様の課題発見・解決を支援しております。

私たちの社会的責任

来年度からの第4次中期経営計画においては、第3次中期経営計画での取り組みを強化していくことはもちろんのこと、民間金融機関等とのさらなる協力関係構築に加え、高度な金融サービスを提供する人材の一層の育成に努めつつ、当行グループ一体となり、お客様のニーズに、引き続き、しっかりと耳を傾けてまいります。

このような取り組みを行うなかで、今後とも、融資・投資・アドバイザリーという金融サービスを「三位一体」で活用し、経済的価値と社会的価値を同時に実現しながら、わが国の持続的成長に貢献していきたいと考えております。

平成28年7月

株式会社日本政策投資銀行
代表取締役社長

柳 正憲

お客様の課題解決を実現する私たちの取り組み



エネルギー分野への取り組み

老朽化した火力発電所の新增設など、今後、エネルギー分野において大規模な資金需要が見込まれています。また、電力システム改革を契機とする電力小売りや発電分野への新規参入等、エネルギーの供給体制に変革が起こりつつあり、金融に多様な役割が求められてい

ます。DBJは、こうしたニーズに対して最適な金融ソリューションを提供するべく、継続的に取り組んでいます。

平成28年3月末時点の電気・ガス・熱供給・水道業向け融資残高は、3兆2,566億円となり、業種別融資残高比率では25.1%となりました。

3.2兆円

電気・ガス・熱供給・
水道業向け融資残高
(平成28年3月末)

関連情報 P.80

Energy

運輸・交通分野への取り組み

DBJは、交通インフラ（鉄道、空港、航空、バスなど）の整備・改善に向けて、長期的な視点に立ったプロジェクトの形成から、中立的な立場を活かした複数の企業による連携のサポートまで、幅広く取り組んでいます。

平成28年3月末時点の交通インフラ向け（運輸業向け）融資残高は、2兆3,342億円となり、業種別融資残高比率では18.0%となりました。



都市開発(不動産)分野への取り組み

DBJは、1960年代から不動産事業への長期ファイナンスに組み込み、また、日本の不動産証券化市場には、その黎明期から参画し、蓄積したノウハウとネットワークを活用しながら、市場の活性化に取り組んできました。平成23年度には、「DBJ Green Building 認証」

制度の運用を開始し、環境や社会に配慮した取り組みを金融面からサポートしています。

平成28年3月末時点の不動産業向け融資残高は、1兆5,739億円となり、業種別融資残高比率では12.2%となりました。



関連情報

P.38、43、82

Urban
Development

社会インフラ整備への取り組み

DBJは、戦後復興期から日本の経済社会の発展・高度化や国民生活の改善に努めてきた経験・ノウハウを活かし、社会インフラ向けの整備・改善に向けたお客様の取り組みを支援しています。

平成28年3月末時点の社会インフラ向け（電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、不動産業向け）融資残高は7兆5,460億円となりました。



復興支援への取り組み

DBJは、平成20年10月1日より指定金融機関として危機対応業務を開始しています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災における被災地域の復旧・復興支援に全力を挙げて取り組ん

でおり、直接・間接の被害を受けた皆様への危機対応業務を円滑に実施しています。

平成28年3月末時点の東日本大震災に関する危機対応融資実績の累計額は、2兆2,100億円となりました。



2.2兆円

東日本大震災に関する
危機対応融資実績の累計額
(平成28年3月末)



関連情報

P.52 ~ 57、89 ~ 90

Resilience

競争力強化への取り組み

DBJは、わが国企業の競争力強化や地域活性化の観点から、平成27年5月に成長資金の供給を時限的・集中的に実施するために創設された「特定投資業務」に加え、自主的な取り組みとして「成長協創ファシリティ」

を創設し、将来的な成長投資につながる取り組みにも成長資金の供給を実施してきました。

平成28年3月末時点の特定投資業務の累計実績は、1,039億円となりました。



海外業務への取り組み

DBJは、平成20年10月の民営化（株式会社化）以降、わが国の企業・経済におけるグローバル化にともない、海外業務に取り組んでいます。

海外向け投融資に関するリスク管理態勢の確立、拠点整備、人材育成などの基盤整備を進めるとともに、信

頼できるパートナーおよび内外の金融機関とのネットワークを拡充し、海外業務を展開していきます。

平成28年3月末時点の海外向け投融資の対象国は40カ国以上となっています。



40カ国以上

海外向け投融資対象国数
(平成28年3月末)

関連情報

P.28、76

Overseas

医療・福祉分野への取り組み

DBJは、日本のヘルスケアの「質」(アクセス、コスト、技術水準を含む)を維持・向上させていくことをミッションに、ファイナンス、コンサルティング、情報発信等に取り組んでいます。また、病院の経営改善のサポートに向けて事業計画づくり等の経営コンサル

ティング業務を行っているほか、医療をめぐる諸課題等に関する調査・研究業務なども行っています。

平成28年3月末時点の医療・福祉向け融資残高は、628億円となりました。



環境分野への取り組み

DBJは、昭和40年代の公害対策を皮切りに、これまで40年以上にわたり環境対策事業に対して3兆円以上の投融資実績を有しています。

平成16年度には、それまで培ってきた知見をもとに、独自に開発した格付システムによる「環境格付」の手法を導入した世界で初めての融資メニュー

「DBJ環境格付」融資の運用を開始しました。また、平成27年10月には環境格付融資等を対象資産とする「DBJサステナビリティボンド」を発行するなど、資金調達の間からも取り組みを進めています。

平成28年3月末時点の環境格付融資先は525件となり、融資実績の累計額は9,540億円となりました。



9,540億円

環境格付融資実績の累計額
(平成28年3月末)

関連情報

P.41、78、92～95

Environment

地域活性化への取り組み

DBJは、さまざまな課題に直面する地域での自立的な取り組みをより一層後押しするため、地方版総合戦略の策定支援や地方銀行等との共同ファンドを通じたリスクマネーの供給等に取り組んでいます。

平成28年3月末時点の業務提携を締結した金融機関数は、累計で107機関となっています。

107 機関

業務提携金融機関数の累計
(平成28年3月末)


関連情報 P.58 ~ 59、84 ~ 88

Network

金融資本市場活性化への取り組み

DBJは、リスクマネーの供給をはじめ、良質な運用機会をアレンジし、シンジケート・ローンやアセットマネジメント等を通じて、地域金融機関や国内外の年金基金等と資金運用機会を分かち合い、新たな資金循環を創造することで、市場を活

性化する取り組みを進めています。また、DBJが主力投資家として参画することで東京プロボンド市場を活性化し、わが国金融資本市場をさらに発展させることを目指しています。

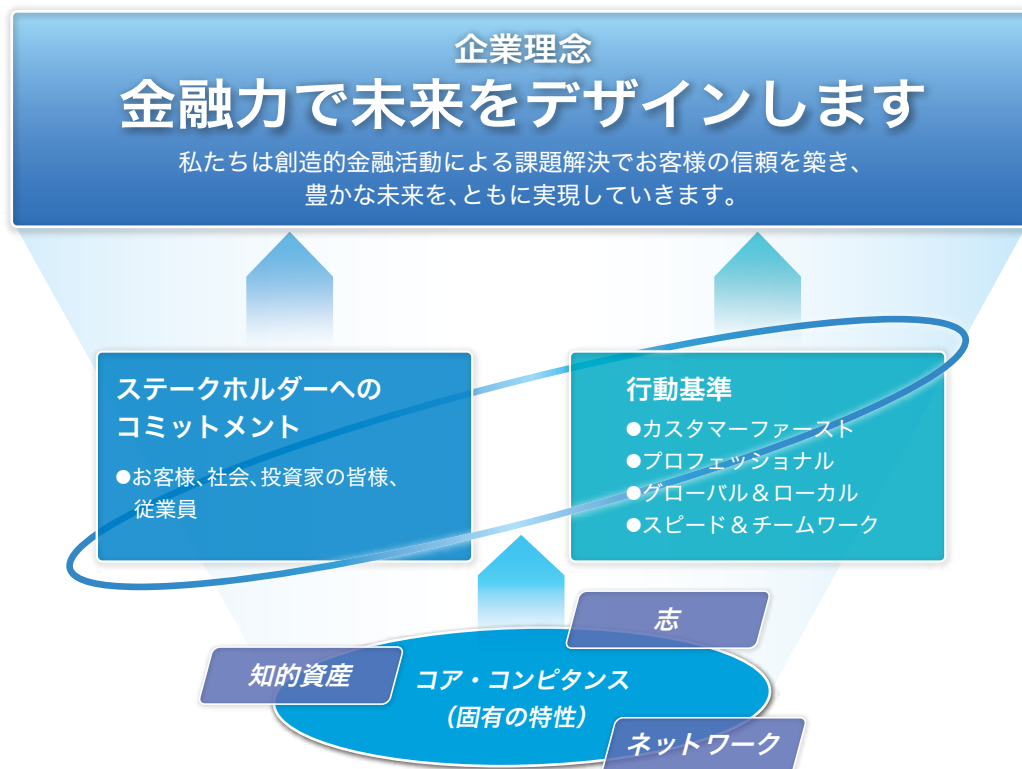


シンジケート・ローンの組成
年金基金等とのインフラ分野への共同投資
地域金融機関との海外PEファンドへの共同投資
東京プロボンド市場の活性化

関連情報

P.39、76

Frontier



ステークホルダーへのコミットメント、行動基準、コア・コンピタンス

ステークホルダーへのコミットメント

- ▶ **お客様へのコミットメント**
金融力で課題を解決し、お客様の経済価値・社会価値を高める。
- ▶ **社会へのコミットメント**
当行の全ての企業活動が、社会・環境・経済の3つの調和の上に成り立つことを常に意識し、より豊かで持続可能な社会の実現に貢献する。
- ▶ **投資家の皆様へのコミットメント**
透明性の高い経営を実現するとともに、長期的視点で企業価値を高める。
- ▶ **従業員へのコミットメント**
理念を共有する、高い倫理観を持つ人材の発掘・育成と、風通しのよい職場環境の創造に努める。

行動基準

- ▶ **カスタマーファースト**
お客様の立場に立ち、自ら課題に向かい、成果と喜びを共有する。
- ▶ **プロフェッショナル**
判断力とスキルを磨くことにより、投融資一体型の金融サービスを提供する、国内外を通じてオンリーワンの会社を目指す。
- ▶ **グローバル&ローカル**
時代・世界・地域を見渡した、長期的でフェアな視野を持ち続ける。
- ▶ **スピード&チームワーク**
チーム力を活かし、迅速で誠実な行動でお客様の信頼を築く。

コア・コンピタンス

- 志** 当行のDNAである「**長期性**」、「**中立性**」、「**パブリックマインド**」、「**信頼性**」を核とした基本姿勢。
- 知的資産** 当行が培ってきた経験・ノウハウから生まれる産業調査力、審査力、金融技術力、R&D(研究開発)力などの知的資産。
- ネットワーク** 当行が築いてきた、お客様・地方自治体・金融機関などのリレーションに基づくネットワーク。

ロゴマークとコーポレートカラー

4つのテーマからなる「地球」は、「豊かな未来の実現」に向けお客様の夢をふくらませ、ともに「未来をデザインしていく」というDBJの企業姿勢を象徴しています。

4つのカラーは、**長期性**、**中立性**、**パブリックマインド**、**信頼性**を表現しています。

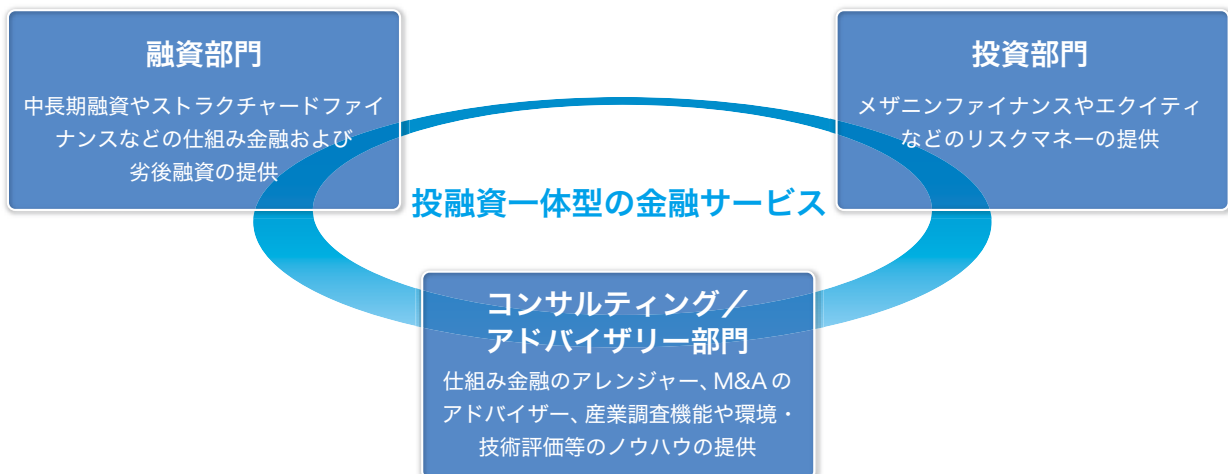
同時に、**カスタマーファースト**、**プロフェッショナル**、**グローバル&ローカル**、**スピード&チームワーク**という4つの行動基準も表現しています。



「DBJ」のブルーの文字は、コーポレートカラーとして、「明るい未来」や「みずみずしさ」「若さ」「成長性」を表現しています。

DBJが目指すビジネスモデル

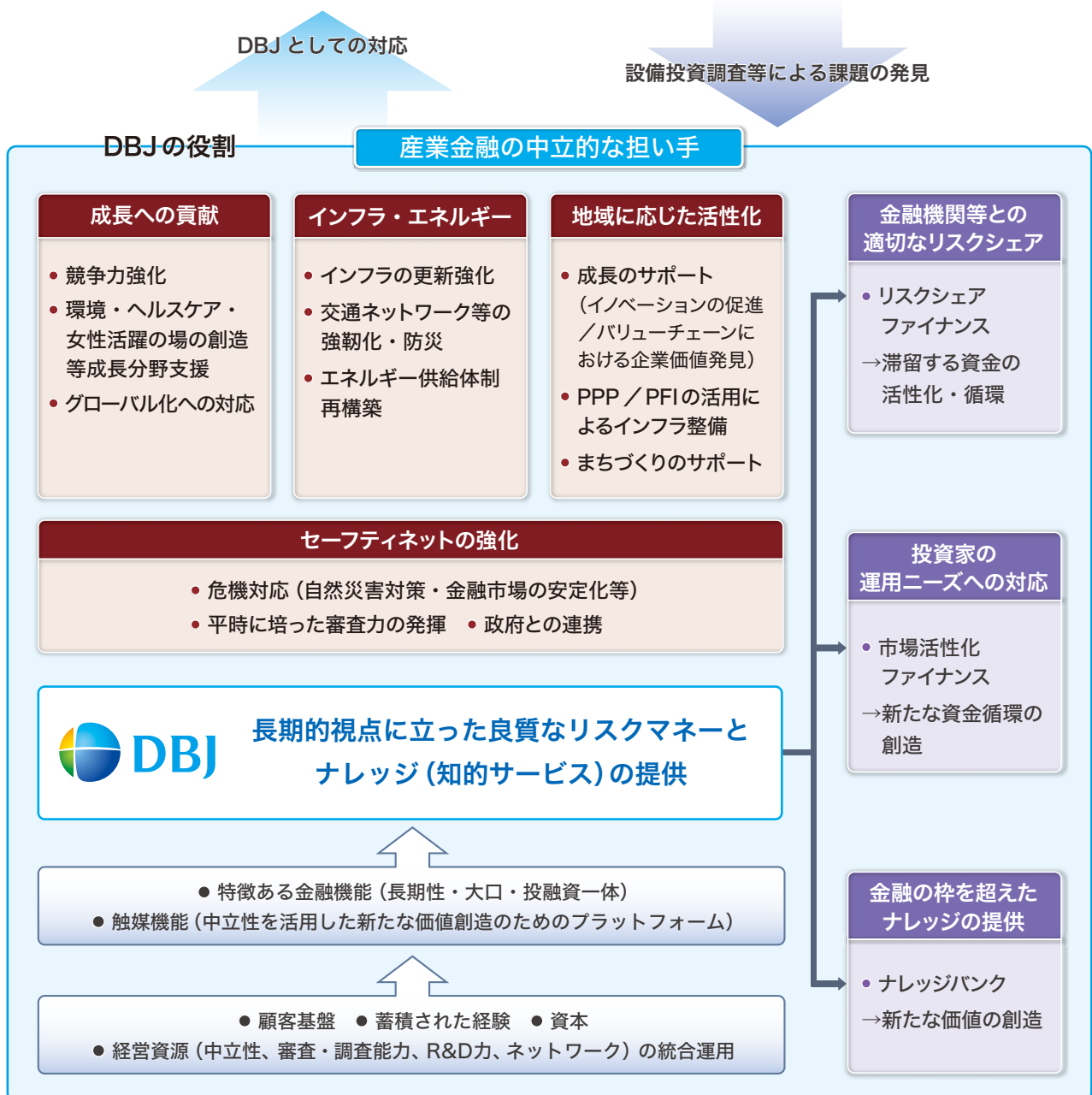
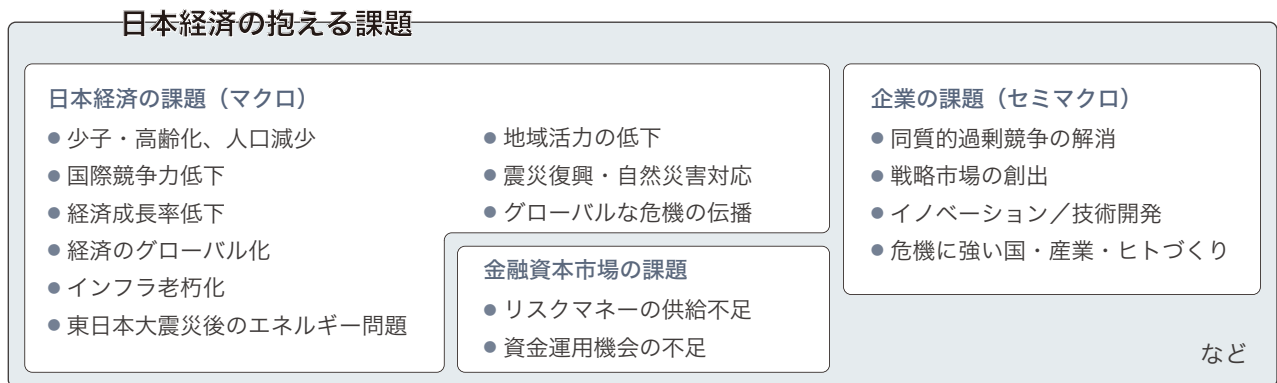
投融資一体型の特色ある金融サービスの提供を通じて、お客様の課題解決に取り組みます。



第3次中期経営計画の概要 (平成26年5月16日公表)

平成26年度より平成28年度までを対象とする第3次中期経営計画を策定しました。日本経済が抱える課題の多くは、中長期的な視点でとらえ、その解決に向けて取り組んでいく必要があると考えています。

この第3次中期経営計画は、その取り組みに向けた第一歩として、当面3年間のDBJの取り組みをまとめたものです。



DBJの役割を果たすなかで発揮する3つの機能を定めています。その機能を使い、4つの主要な分野に積極的に取り組むことで、わが国の持続的成長力の強化に貢献していきます。

発揮する3つの機能

(1) リスクシェアファイナンス

- DBJが従来から担ってきた長期・大口・メザニン等のリスクの高い資金供給を通じ、一般の金融機関や企業等とともに、協調投融资等を通じて適切なリスクシェアを推進します。

(2) 市場活性化ファイナンス

- DBJが良質な運用機会をアレンジし、シンジケート・ローン、アセットマネジメント等を通じ、地域金融機関や年金等の皆様と資金運用機会を分かち合うことで、市場の活性化に貢献します。

(3) ナレッジバンク

- 中立的なネットワークと産業調査力を活かして、新しいビジネスの「場」の創造等に取り組むとともに、長期的視点に立った良質なナレッジ*を提供します。

*組織化された「経験知」を活かした知的サービス

4つの主要な分野

(1) 成長への貢献

- わが国産業の国際競争力強化に向けて、既存の経営資源の活用を含めた企業の新たな事業創造や事業再編・M&A、グローバル化への対応を支援します。
- また、環境、ヘルスケア、女性活躍の場の創造等の成長分野支援に取り組めます。
〈取り組み事例〉P.73～79を参照

(2) インフラ・エネルギー

- 安全な交通ネットワーク等の整備・まちづくり等に加えて、老朽化した公共インフラの更新に取り組めます。
- また、東日本大震災後のエネルギー問題に対応すべく、エネルギー供給体制の再構築支援等に総合的に対応してまいります。
〈取り組み事例〉P.80～83を参照

(3) 地域に応じた活性化

- DBJのお客様の約半数が地域の企業です。それぞれの地域の特色に応じた持続性のある地域活性化のために、地域のお客様や地域金融機関とともに、地域企業の経営基盤の強化や革新的事業展開、まちづくり・インフラ更新等へのサポートを通して、地域を元気にする企業等を総合的に支援します。
〈取り組み事例〉P.84～88を参照

(4) セーフティネットの強化

- 金融危機や大災害等の危機が発生した時には、日頃の取引関係を通じて蓄積した情報・ノウハウ・審査力を活かして、危機対応業務や自主的な取り組みを迅速かつ円滑に実施します。
〈取り組み事例〉P.89～91を参照

戦後復興の時代から日本経済を支えてきたDBJのあゆみをご紹介します。

経済復興期

昭和26年～昭和30年

経済の再建と自立

昭和26年、日本開発銀行設立。

経済・産業の発展の基盤となる電源の開発、石炭、鉄鋼、海運など重要産業の合理化・近代化・育成のための融資を開始。



川崎製鉄(株)
(現 JFE スチール(株))：
千葉製鉄所建設(千葉県)
戦後初の高炉建設による鉄工業の近代化

高度成長期

昭和31年～昭和40年

高度成長への基盤整備

産業の基盤を支えるエネルギー・輸送力の充実・強化に加え、新たな経済発展の原動力となる分野の育成と近代化、地域格差の是正を目指す地域開発などへの融資を実行。

昭和31年、北海道開発公庫設立(翌年、北海道東北開発公庫に改組)。北海道・東北地方における産業振興を促進するための投融資を開始。



川崎汽船(株)：タンカー「利根川丸」
エネルギー・原材料輸入に不可欠な
タンカーの整備

安定成長期

昭和41年～昭和46年

国際競争力の強化と社会開発融資の展開

経済の開放体制への移行に向けて国際競争力の強化を目指し、産業の体制整備・自主技術開発の支援に力を入れる一方、高度成長の歪みを解消すべく、地方開発、大都市再開発、流通近代化、公害防止などに取り組む。



ソニー(株)：
トリニオンカラーテレビ工場
新技術企業化による国産技術の振興

バブル期

昭和47年～昭和59年

国民生活の質的向上とエネルギーの安定供給

経済発展に見合った国民生活の質の向上と不均衡の是正に向けて、産業開発に加えて公害対策、地域・都市開発などに注力。石油ショックを背景とした石油代替エネルギーの導入、省エネの推進によるエネルギー安定供給の確保、大規模工業用地造成への投融資を実行。



新宿副都心：
新宿三井ビルほか(東京都)
浄水場跡地の再開発による新副都心形成

昭和60年～平成7年

生活・社会基盤整備と産業構造転換の円滑化

対外経済摩擦の激化を背景に、内需拡大と産業構造転換が急務となり、社会資本整備、創造的技術開発、産業構造転換等の支援に重点を置く。

平成以降、生活大国を目指し、環境・エネルギー対策、地域経済の活性化に注力。



山形ジェイアール直行特急保有(株)：
山形新幹線
地域の基幹鉄道整備

ポスト・バブル期

構造改革期

リーマン・ショック／東日本大震災

平成8年～平成12年

活力ある豊かな社会の創造と経済社会の安定

引き続き社会資本の整備、環境対策などを重点分野としたほか、ベンチャービジネス支援にも注力。また、阪神・淡路大震災の復興融資や、金融システム安定化のための金融環境対応融資にも迅速な対応を行うなど、セーフティネットとしての機能を発揮。



中山共同発電(株)：
IPP発電事業(大阪府)
規制緩和にともなう鉄鋼メーカーの電力事業進出を本邦初のプロジェクトファイナンスで支援

平成13年～平成19年

「地域・環境・技術」支援の金融ソリューション

平成11年、日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立。

「地域再生支援」「環境対策・生活基盤」「技術・経済活力創造」の3分野を重点分野とした投融資活動を行い、わが国経済社会の持続的発展に貢献。



旧(株)新潟鐵工所
DIPファイナンス、M&A、事業再生ファンドの考え方を活用した手法により、地場企業の持つ優れた技術や雇用の維持を図りながら事業再生を支援

平成20年～

「株式会社日本政策投資銀行」設立

平成20年10月1日、特殊会社として株式会社化し、株式会社日本政策投資銀行設立。産業金融の中立的な担い手として、長期資金・リスクマネー供給という投融資一体型の金融機能を通じて、お客様の課題解決に取り組む。



(株)Vリース
これまでの知見をもとに国内重工各社がコア部品の生産を担う航空機エンジンのオペレーティングリース事業へ参入し、日本の航空機産業のさらなる発展を支援

リーマン・ショックによる世界的な金融危機

平成20年秋以降のリーマン・ショックによる世界的な金融危機の影響を受け、社債市場の機能低下にともなう企業の資金繰り悪化等に金融危機対応業務として迅速に対応。さらに、CP市場の機能低下に対応すべく、平成21年1月より金融危機対応業務としてCPの購入を開始。

東日本大震災による震災危機

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」にかかる震災危機対応業務として、電力会社向けを中心に他の金融機関等と連携しながら適切に対応。そのほか、被災地域の金融機関と共同して設立した「東日本大震災復興ファンド」を通じて、劣後ローンや優先株等のリスクマネー供給にも取り組む。

成長資金の供給機能の強化

平成27年5月20日に施行された「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」において、わが国企業の競争力強化や地域活性化に必要な成長資金の供給を時限的・集中的に実施すべく、国から一部出資を受け、新たな投資の仕組みである「特定投資業務」を創設。

平成28年熊本地震

平成28年(2016年)熊本地震に対処するため、危機対応業務の指定金融機関として平成28年4月28日には、「熊本地震復興支援室」を九州支店内に設置。また、被災地域の金融機関と協働して「くまもと復興応援ファンド」を設立。

民営化(株式会社化)以降のDBJを巡る動き

DBJは、平成20年10月1日に特殊法人から株式会社となりました。政府保有株式を全部処分した後の完全民営化に備え、DBJは、従前から取り組んできた長期の融資業務に加え、エクイティ、メザニンなどのリスクマネーの供給や、M&Aのアドバイザー業務など、投融資一体型の金融サービス提供を通じた企業価値の向上に努めてまいりました。

他方、株式会社化直後より、リーマン・ショックや東日本大震災が発生し、DBJは、政府より、大規模な危機対応業務の着実な実行が求められました。これらの危機に対応するため、「株式会社日本政策投資銀行法」(平成19年法律第85号。以下「DBJ法」という)が2度改正

等され、政府による増資が受けられるようになるとともに、平成26年度末を目途に、政府による株式保有を含めたDBJの組織のあり方を見直すこととされました。

今回の組織のあり方見直しは、政府における「成長資金の供給促進に関する検討会」等で議論された結果を踏まえたものですが、危機対応業務の適確な対応はもとより、わが国の金融資本市場において不足していると指摘された成長資金(エクイティやメザニン)供給への取り組みが重要等、株式会社化後のDBJの取り組みが評価され、見直し内容に反映されたものと考えております(詳細は「平成27年DBJ法改正内容について」を参照)。

平成27年DBJ法改正内容について

政府における「成長資金の供給促進に関する検討会」での議論等を踏まえ、平成27年5月20日に施行された「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」では、完全民営化の方針を維持しつつ、大規模な災害や経済危機等に対応するための資金の供給確保に万全を期すために、当分の間、DBJに対して危機対応業務が義務づけられました。また、地域経済の活性化や企業の競争力強

化等に資する成長資金の供給を促進する観点から、国から一部出資(産投出資)を受け、「競争力強化ファンド」を強化・発展する形で、新たな投資の仕組みである「特定投資業務」が創設されました。さらに、危機対応および成長資金の供給に対しDBJの投融資機能を活用することを踏まえ、政府によるDBJの一定以上の株式保有の義務付けなど所要の措置が講じられることとなりました。

●平成27年DBJ法改正のポイント

改正前

改正後

1. 完全民営化の方向性は引き続き維持

平成27年4月1日から概ね5年後から7年後を目途として、全株式を処分し、完全民営化

- 目的規定(第1条)をはじめ本則は変更なし
- 株式処分については、(会社の目的の達成に与える影響等を踏まえつつ)できる限り早期に

2. 危機対応業務の適確な実施を図るための措置を講ずる

- 指定金融機関として危機対応業務を実施
- 平成27年3月末まで危機対応のための政府出資が可能

- 当分の間、危機対応業務を行う責務を有する(併せて定款への記載義務)
- 財務基盤確保のための政府出資規定の延長、当分の間、政府による1/3超の株式保有義務 等

3. 成長資金を集中的に供給する新たな投資(「特定投資」)の仕組みを時限的に創設

競争力強化ファンド等を通じたリスクマネーの供給

- 競争力強化ファンドを強化(一部、産投出資による財源措置を実施)する形で、平成37年度までの時限措置として「特定投資業務」を実施(併せて定款への記載義務、民業の補完・奨励等)
- 「特定投資業務」が完了するまでの間、政府による1/2以上の株式保有義務

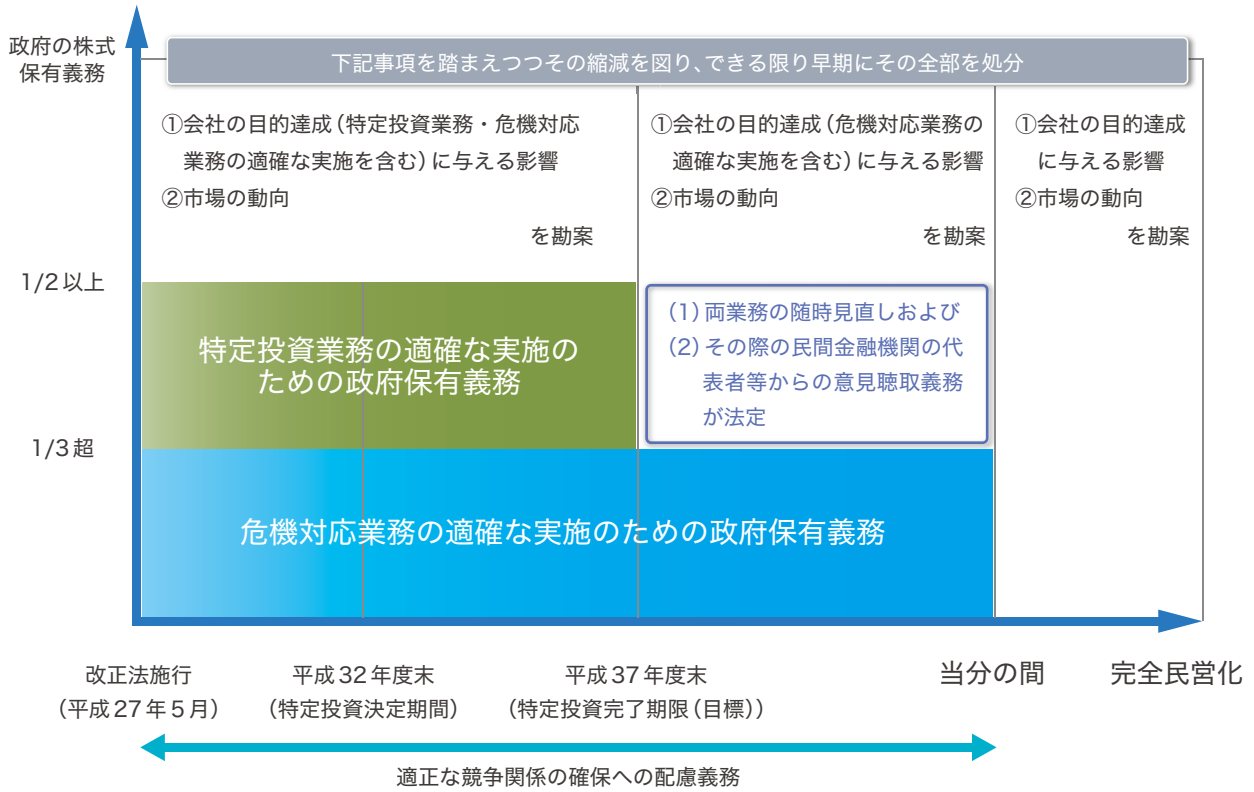
4. 政府関与の継続等を受けた民間金融機関等への配慮規定など

第3次中期経営計画でも掲げている通り、一般金融機関との協働を業務の中心に据えつつ、緊密なコミュニケーションを実施

- 業務全体に対する「適正な競争関係」への配慮義務
- 政府における危機対応・特定投資業務の随時見直しと、その際の民間金融機関の代表者等からの意見聴取義務

※DBJ法等の条文については、P.132～150をご参照ください。

● 政府保有株式について（下図は、危機対応業務の義務付けが平成37年度以降に継続するケースを想定。）



業務の状況

金融経済環境

当連結会計年度の世界経済の成長は、前年から減速しました。米国では、個人消費が増加し景気回復が続いたほか、欧州でも緩やかな景気回復が続きましたが、構造調整を進める中国の成長ペースが鈍化したほか、資源価格の下落もあり、アジア新興国や資源国等が減速しました。

こうしたなか、国内では緩やかな景気回復の動きに足踏みがみられました。家計部門では、所得・雇用環境が改善したものの、消費マインドが弱含むなか、個人消費は回復の動きに足踏みがみられました。企業部門では、収益の改善を背景に、設備投資は緩やかに増加しました。輸出は一進一退ながら、輸入が原油価格の下落により減少したため、貿易収支は当連結会計年度後半には黒字に転換しました。

金融面では、夏場と年明けに、中国経済の減速懸念や原油安等を背景とした世界的な金融市場の混乱が生じました。長期金利は平成27年6月にかけて米国の利上げ観測等を背景に0.5%前後まで上昇しましたが、市場の混乱に加え、平成28年1月に日本銀行がマイナス金利の導入を決定し、同年の3月末にはマイナス0.05%程度へと低下しました。為替レートは、市場の混乱によるリスク回避的な動きに加え、米国の利上げペースが鈍化するとの見方から円高が進み、平成28年3月末には1米ドル＝112円台となりました。日経平均株価は、世界同時株安のなかで大きく下落し、平成28年3月末には16,700円台となりました。

物価は、原油安の影響でエネルギー価格の下押し圧力が継続するなか、消費者物価(生鮮食品を除く)は、前年とほぼ同水準で推移しました。

企業集団の事業の経過および成果

平成27年度の概況について

DBJは、平成20年10月1日の設立以降、旧DBJの業務を基本としつつ、お客様の課題を解決する投融資一体型の金融サービスを提供すべく業務を行っています。

こうしたなか、平成27年度の概況は、以下のとおりとなりました。なお、次の融資業務、投資業務、コンサルティング/アドバイザー業務における金額はDBJ単体の数値を記載しています。

融資業務

融資業務においては、伝統的なコーポレート融資によるシニアファイナンスに加え、ノンリコースローンやストラクチャードファイナンス等の金融手法を活用した融資まで、多様化する資金調達ニーズに対応してきました。当事業年度における融資額は2兆8,613億円(危機対応業務による融資額を含む)となりました。

なお、危機対応業務による融資額については、P.53の「危機対応業務の実績」をご参照ください。

投資業務

投資業務においては、事業拡大・成長戦略や財務基盤の整備等、お客様の抱えるさまざまな課題に対して、長期的視点に基づき適切に対応してきました。また、DBJは、平成27年5月20日に公布・施行された平成27年改正法に基づき、わが国の企業競争力強化や地域活性化の観点から、成長マネー(資本性資金、メザニン等)の供給を時限的・集中的に強化する取り組みとして、平成25年3月に創設した「競争力強化ファンド」を承継し、特定投資業務を開始しています。これらの取り組みも含め、当事業年度における投資額は1,663億円となりました。

コンサルティング/アドバイザー業務

コンサルティング/アドバイザー業務においては、旧DBJより培ってきたネットワーク等を活かし、多様な業種・事業規模のお客様の競争力強化や、地域経済活性化に寄与する案件等について、コンサルティングを行い、アドバイザーとしてサポートを行ってきました。当事業年度における投融資関連手数料およびM&A等アドバイザーフィーは計101億円となりました。

子会社の状況

子会社に関しては、連結子会社だったDBJ事業投資株式会社は、平成27年9月の会社清算に伴い、連結子会社ではなくなりました。

投融資額および資金調達額状況(フロー)(単体)

(単位：億円)

	平成23年度 (平成23年4月1日～ 平成24年3月31日)	平成24年度 (平成24年4月1日～ 平成25年3月31日)	平成25年度 (平成25年4月1日～ 平成26年3月31日)	平成26年度 (平成26年4月1日～ 平成27年3月31日)	平成27年度 (平成27年4月1日～ 平成28年3月31日)
投融資額	29,270	26,524	29,433	25,442	30,277
融資等 ^(注1)	28,490	25,245	28,051	22,627	28,613
投資 ^(注2)	780	1,278	1,382	2,814	1,663
資金調達額	29,270	26,524	29,433	25,442	30,277
財政投融資	8,014	8,951	5,107	6,616	6,344
うち財政融資資金等	5,000	6,000	3,000	3,000	3,000
うち政府保証債(国内債)	1,790	1,600	1,100	2,000	2,000
うち政府保証債(外債) ^(注3)	1,224	1,351	1,007	1,616	1,343
社債(財投機関債) ^(注3, 4)	2,631	3,866	3,720	3,748	3,953
長期借入金 ^(注5)	11,707	8,683	7,531	3,777	3,582
回収等	6,917	5,022	13,075	11,299	16,397

(注) 1. 社債を含む経営管理上の数値です。

2. 有価証券、金銭の信託、その他の資産(ファンド)等を含む経営管理上の数値です。

3. 外貨建て債券及び社債のうち、振当処理の対象とされている債券及び社債については、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しています。

4. 短期社債は含んでいません。

5. 長期借入金のうち、危機対応業務に関する株式会社日本政策金融公庫からの借入は、平成23年度は9,597億円、平成24年度は5,907億円、平成25年度は5,000億円、平成26年度は1,130億円、平成27年度は1,012億円となっています。

連結業績の概要

連結財務ハイライト

(単位：億円)

	平成23年度 (平成23年4月1日 ～ 平成24年3月31日)	平成24年度 (平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日)	平成25年度 (平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日)	平成26年度 (平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日)	平成27年度 (平成27年4月1日 ～ 平成28年3月31日)
経常収益	3,187	3,400	3,616	3,390	3,586
経常利益	992	1,156	1,657	1,530	1,851
特別損益	109	6	2	6	15
親会社株主に帰属する当期純利益	773	713	1,243	927	1,289
総資産	155,798	162,487	163,107	163,606	159,071
貸出金	136,454	139,182	138,384	132,613	129,525
有価証券	11,766	13,570	16,375	18,879	18,030
負債	131,188	137,101	136,829	136,133	130,229
借入金	91,705	94,483	91,826	85,982	78,921
債券および社債	36,718	39,245	42,374	45,693	47,279
純資産	24,610	25,385	26,277	27,472	28,842
資本金	11,877	12,069	12,069	12,069	10,004
自己資本比率(バーゼルII ベース・国際統一基準)	18.56%	—	—	—	—
総自己資本比率(バーゼルIII ベース・国際統一基準)	—	15.52%	15.83%	16.80%	17.87%
銀行法基準リスク管理債権比率	1.47%	1.23%	0.99%	0.77%	0.64%
自己資本利益率(ROE)	3.18%	2.86%	4.83%	3.47%	4.60%
総資産利益率(ROA)	0.51%	0.45%	0.76%	0.57%	0.80%
従業員数	1,270人	1,315人	1,391人	1,407人	1,435人

当連結会計年度の業績については、次のとおりとなりました。

連結損益の状況

損益の状況については、経常収益は3,586億円(前連結会計年度比195億円増加)となりました。その内訳は、資金運用収益が2,153億円(同比203億円減少)、役員取引等収益が113億円(同比26億円増加)、その他業務収益が95億円(同比35億円減少)およびその他経常収益が1,224億円(同比408億円増加)となりました。

また、経常費用は1,734億円(同比125億円減少)となりました。その内訳は、資金調達費用が1,069億円(同比109億円減少)、役員取引等費用が7億円(同比0億円増加)、その他業務費用が74億円(同比32億円

減少)、営業経費が460億円(同比24億円増加)およびその他経常費用が121億円(同比9億円減少)となりました。この結果、経常利益は1,851億円(同比321億円増加)となりました。

経常損益の内容としては、資金運用収支については1,083億円(同比94億円減少)、役員取引等収支については105億円(同比25億円増加)、その他業務収支については20億円(同比2億円減少)となりました。なお、その他経常収支は1,102億円(同比417億円増加)と大幅増益となりましたが、この要因としては、主に複数の投資案件のEXITによる株式等売却益の増加等によるものです。

これらにより、税金等調整前当期純利益は1,867億円(同比330億円増加)となりました。

また、法人税、住民税及び事業税517億円(同比2億

円増加)、法人税等調整額58億円(損)(同比15億円減少)および非支配株主に帰属する当期純利益1億円(同比18億円減少)を計上した結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は1,289億円(同比361億円増加)となりました。

連結資産・負債・純資産の状況

資産の部合計については、15兆9,071億円(前連結会計年度末比4,534億円減少)となりました。このうち貸出金は12兆9,525億円(同比3,087億円減少)となりました。貸出金の減少については、これまでに実行してきた危機対応融資の約定回収が進捗していること等が主な要因となっています。

負債の部については、13兆229億円(同比5,903億円減少)となりました。このうち、債券および社債は4兆7,279億円(同比1,586億円増加)、借入金は7兆8,921億円(同比7,060億円減少)となりました。

借入金の減少については、危機対応融資の約定回収等による貸出金の減少にともない、株式会社日本政策金融公庫からの借入(ツーステップ・ローン)による借入金が増加したこと等が、主な要因となっています。

また、支払承諾については、1,801億円(同比126億円増加)となりました。

純資産の部については、2兆8,842億円(同比1,369億円増加)となりました。この増加要因としては、当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益の計上が主な要因となっています。

なおDBJは、平成27年6月の定時株主総会決議を経て、普通株式への配当(基準日:平成27年3月31日、配当金総額225億円、1株当たり516円、配当性向24.99%)を行っています。

また、DBJ単体およびファンドを通じて所有する上場有価証券等の評価損益に関しては、その他有価証券評価差額金に計上しており、当該評価差額金は550億円(同比307億円減少)となりました。

リスク管理債権の状況

DBJは「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分および資産分類を実施しています。その結果、「銀行法」に基づく連結ベースの開示債権(リスク管理債権)は824億円(前連結会計年度末比198億円減少)となり、リスク管理債権残高の総貸出金残高に対する比率は0.64%(同比0.13ポイント減少)となっています。

直近5期間の損益状況推移(連結)

(単位:億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
業務粗利益	1,336	1,285	1,453	1,281	1,209
業務純益 (一般貸倒引当金繰入後)	957	747	978	845	749
税金等調整前当期純利益	1,102	1,162	1,660	1,536	1,867
法人税等合計	△319	△445	△408	△589	△576
親会社株主に帰属する 当期純利益	773	713	1,243	927	1,289
配当金総額(※)	373	352	308	225	292

(※) 基準日が各事業年度に属する配当金の総額を記載。

海外業務について

DBJは平成20年10月の民营化(株式会社化)以降、海外業務の展開に努めており、海外向け投融資に関するリスク管理態勢の確立、拠点整備、人材育成などの基盤整備を進めるとともに、信頼できるパートナーおよび内外の金融機関とのネットワークを拡充し、海外業務展開を推進しています。

海外拠点整備の一環としては、平成20年12月よりDBJ Singapore Limitedを、平成21年11月よりDBJ Europe Limitedを開業しています。さらに平成26年6月に政投銀投資諮詢(北京)有限公司(旧 政投銀日亜投資諮詢(北京)有限公司)を完全子会社化しています。

DBJは、海外拠点との密接な連携のもと、お客様の幅広いニーズに対応したグローバルな金融サービスを提供し、お客様の海外事業を支援していきます。

海外拠点概要

◆ニューヨーク駐在員事務所

米国、カナダ、中南米地域を担当。金融・産業・経済、経済政策および都市開発・インフラ開発等の動向をフォロー。また、北・南米への進出を図る日本企業、対日進出を考える企業へ情報を提供。

◆DBJ Singapore Limited

開業	平成20年12月
資本金	100万シンガポールドル
業務内容	投融資サポート業務、アドバイザー業務等
所在地	138 Market Street, #15-02 CapitaGreen, Singapore 048946
代表者	Chairman 佐々木 一成 CEO & Managing Director 北所 克史

◆DBJ Europe Limited

開業	平成21年11月
資本金	750万ユーロ
業務内容	投融資サポート業務、アドバイザー業務等
所在地	Level 20, 125 Old Broad Street, London EC2N 1AR, U.K.
代表者	Executive Chairman 川下 晴久 CEO 尾崎 充孝

◆政投銀投資諮詢(北京)有限公司

開業	平成23年9月
資本金	6,000万円
業務内容	投融資サポート業務、アドバイザー業務等
所在地	北京市朝陽区東三環北路五号北京發展大廈8階814-815室
代表者	董事長兼総経理 鶴岡 義久

海外機関との業務提携の例

DBJは、目的に応じて以下をはじめとする海外機関と業務提携を行っています。

●国際金融公社(IFC)

世界銀行グループのメンバーとして、主に開発途上国で投融資活動を行う国際金融機関

●中国国家開発銀行

中国におけるインフラ、基幹産業向け金融を担う政策金融機関(平成20年に株式会社化)

●CITIC(中国中信集团公司)

中国を含むアジアにおいて幅広い金融サービス網を有する企業グループ

●シンガポール国際企業庁(IEシンガポール)

シンガポール企業の国際化・海外投資を支援する政府機関

●バンコク銀行

中堅・中小企業等の現地通貨建て借入支援のため、地方銀行とともに連携しているタイの大手銀行

国際的な長期金融市場の確立に向けた取り組み

DBJは、経済・金融のグローバル化のなか、効率的・安定的な国際長期金融市場を確立していくことが重要との考えから、各国の長期金融を担う金融機関の国際的なプラットフォームであるLong-Term Investors Club(以下「LTIC」)およびLong-Term Infrastructure Investors Association(以下「LTIIA」)に加盟しています。

LTICは、リーマン・ショック後の金融環境変化を受け、各国の長期金融を担う金融機関の協調体制を構築するためのプラットフォームとして、平成21年に設立された組織です。同組織は、長期金融に関する情報共有、学術研究振興、共同投資の推進等を目的とし、平成26年からは、LTICとOECD(経済協力開発機構)の共同プロジェクトが立ち上がっており、DBJも積極的に支援しています。

LTIIAは、インフラ投資を促進するうえで実務的な課題を提言するための機関として平成26年に創設されたプラットフォームであり、DBJは同組織の創設メンバーとして加盟しています。同組織には、世界的に著名なインフラ投資家等が複数加盟しており、インフラ投資促進に向けて実務に則した取り組みを推進しています。

グループ会社について

DBJは、子会社・関係会社とともにグループを形成し、お客様のニーズに合わせて多様なサービスを提供しています。

株式会社日本経済研究所

株式会社日本経済研究所は、調査・コンサルティングを主とする総合研究機関です。公的セクターや民間企業に対し、公平・中立的な立場から長期的な視点に立ち、パブリック分野、ソリューション分野、国際分野の3つの調査分野のシナジー効果を活かし、総合的な観点よりお客様のニーズに合った調査・コンサルティングを行います。

設立	平成元年12月
資本金	4億8,000万円
事業内容	調査、コンサルティング、アドバイザリー事業
所在地	東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル3階
代表者	代表取締役社長 井上 毅

DBJキャピタル株式会社

DBJキャピタル株式会社は、企業の成長、日本の新産業創出をサポートするため、高い成長性が期待されるベンチャー企業に対する投資を行っています。また、投資を行うだけでなく、DBJをはじめとするさまざまなネットワークを活用したファイナンス面の支援や、投資先企業のニーズに合ったソリューションをアレンジします。

設立	平成17年10月(平成22年6月発足)
資本金	9,924万円
事業内容	ベンチャー企業に対する出資等
所在地	東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル7階
代表者	代表取締役社長 鹿島 文行

DBJ投資アドバイザリー株式会社(DBJ-IA)

DBJ-IAは、中期的な視野に立ち、投資先との信頼関係を重視した「成長戦略支援のための付加価値創造型エクイティ投資(VG投資プログラム)」を推進するため設立されました。DBJ-IAは、DBJの投資先となる企業がM&A戦略、資本戦略、海外戦略等による成長戦略を実現するため、資金面のみならず、国内外のネットワークや人材確保・提供などを通じ、企業の成長・発展に貢献します。

設立	平成21年12月
資本金	6,800万円
事業内容	DBJが行う付加価値創造型エクイティ投資に関する業務
所在地	東京都千代田区大手町1-9-6
代表者	代表取締役社長 村上 寛

DBJ証券株式会社

DBJは、多様化するお客様のニーズに応える金融手法の充実を目的として、平成23年8月、日立キャピタル証券株式会社を子会社化し、同年10月、DBJとの連携の強化を図る観点から、DBJ証券株式会社に社名変更し、平成26年9月に100%子会社化しました。DBJ証券は、DBJグループの投融資機能を補完する証券機能の担い手として、お客様への金融ソリューション機能の一層の充実を図ります。

設立	平成10年10月
資本金	5億円
事業内容	証券業
所在地	東京都千代田区大手町1-9-7
代表者	代表取締役社長 酒巻 弘

DBJアセットマネジメント株式会社

DBJアセットマネジメント株式会社は、DBJ全額出資の資産運用会社として、不動産ファンド投資、プライベートエクイティ(PE)ファンド投資等のオルタナティブ投資の一任受託・助言等を行っています。DBJグループが有する総合的な金融力やパブリックマインドを活かした良質な運用機会を投資家の皆様に提供するとともに、お客様の多様な資産運用ニーズに応え、わが国経済の持続的成長およびその基盤の強化に貢献することを目指します。なお、DBJアセットマネジメントは、平成26年8月、「『責任ある機関投資家』の諸原則(日本版ステewardシップ・コード)」を受け入れることを表明しました。

設立	平成18年11月
資本金	1億円
事業内容	不動産ファンド、PEファンド等の運用等
所在地	東京都千代田区大手町1-9-7
代表者	代表取締役社長 堀 浩

株式会社価値総合研究所

株式会社価値総合研究所は、平成25年4月にDBJの完全子会社となり、DBJグループの民間・公共部門における調査・コンサルティング機能を担っています。専門性・競争力のある独自のナレッジの創造・提供を通じて、お客様の持つ多様な課題の解決のために、ソリューションを提供します。

設立	平成5年6月
資本金	7,500万円
事業内容	調査、コンサルティング、アドバイザリー事業
所在地	東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル8階
代表者	代表取締役社長 井上 毅

平成27年

5月

- 「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」が施行→ P.22～23
- 「社会的価値・資本創出型M&Aアワード」を創設
- ADFIAPの年次総会において「DBJグリーンボンド」がADFIAP Awards 2015を受賞

6月

- 「第4回DBJ女性新ビジネスプランコンペティション」の表彰式を開催
- 「投資本部」を設置
- 「成長協創ファシリティ」を創設→ P.36、74
- 特定投資業務を開始→ P.22～23、36、50～51、73、74、80、88

8月

- 「設備投資計画調査(全国・地域別)」の調査結果を発表→ P.61

10月

- 「DBJサステナビリティボンド」の発行→ P.41、95

12月

- 「みらい投資への提言～官と民とのShared Goals～<2015年度設備投資計画調査フォローアップ>」を公表
- 日本最大級の環境展示会「エコプロダクツ2015」に出展(15年連続)→ P.70

平成28年

3月

- 「ベータ版支援プログラム」の運用を開始

4月

- 政策研究大学院大学(GRIPS)と共同で修士課程公共政策プログラム「地域振興・金融コース」を開設→ P.59
- 平成28年(2016年)熊本地震における被災地域の復旧・復興支援への取り組みとして「熊本地震復興支援室」を九州支店内に設置→ P.21、53、124

5月

- ADFIAPの年次総会において橋本徹前社長(現相談役)がADFIAP Awards 2016の個人部門である「ADFIAP Distinguished Person Award」を受賞→ P.71
- 「第2回社会的価値・資本創出型M&Aアワード」の表彰式を開催

6月

- 「第5回DBJ女性新ビジネスプランコンペティション」の表彰式を開催→ P.48

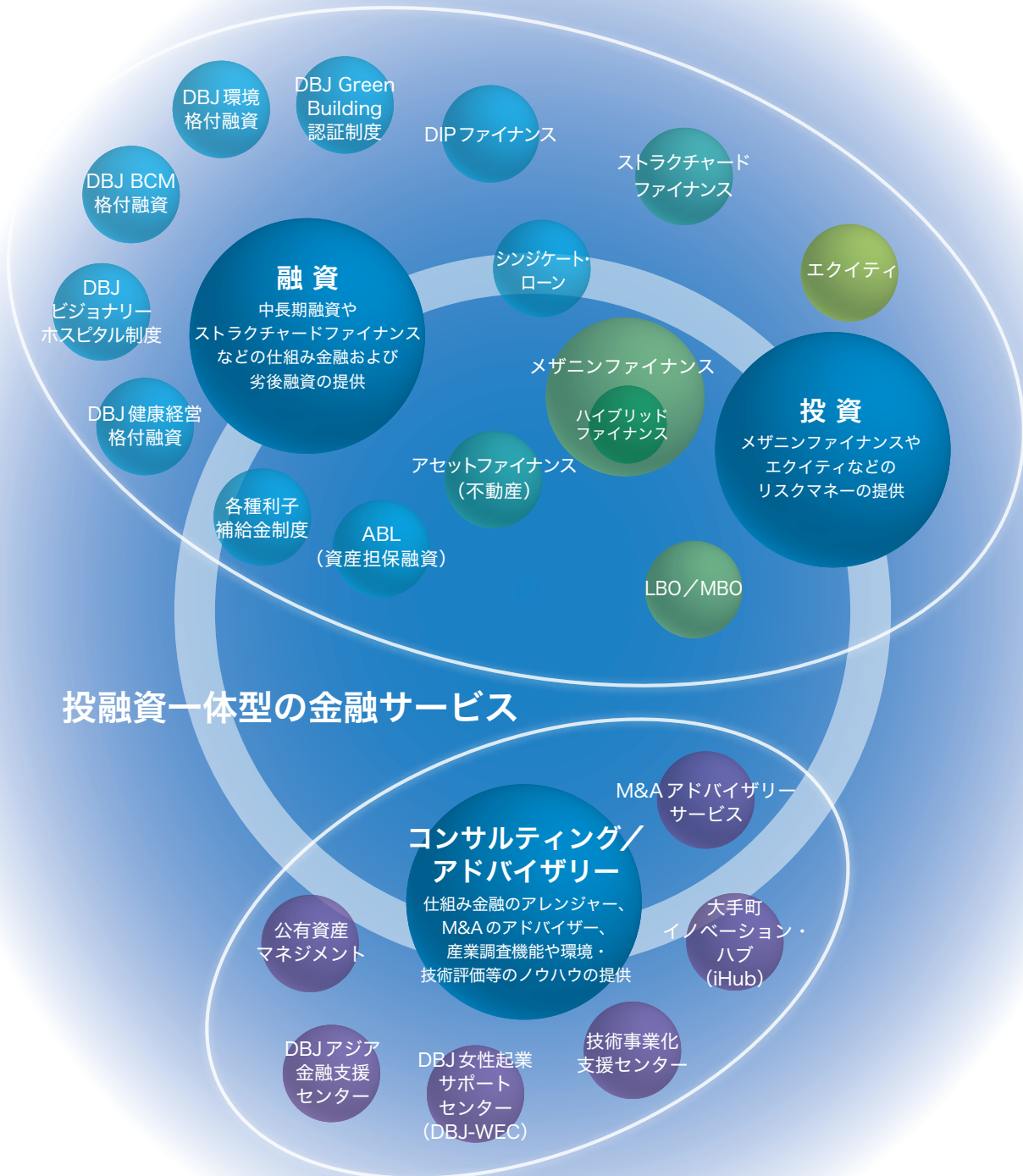
業務のご紹介

DBJでは、お客様から最も支持される金融機関となるために、経済・社会が抱えるさまざまな課題の解決に向けて、長期資金・リスクマネーの供給、事業形成支援や情報提供などの多様なアプローチにより、有用な事業・プロジェクトの円滑な実施を支援しています。近年は、融資・投資・アドバイザリーの三位一体の機能を活用し、他の金融機関等と協働することを通じて、より効率的な資金供給がなされる金融資本市場の発展に向けて鋭意取り組んでいます。

投融資一体型金融サービス.....	32
投融資.....	34
コンサルティング/アドバイザリー.....	46
特定投資業務について.....	50
危機対応業務について.....	52
東日本大震災への取り組み.....	55
地域創生に向けた取り組み.....	58
情報機能の活用.....	60

DBJは、投融資一体型のシームレスな金融サービスを提供し、中立的かつ長期的視点で時代を見据えた金融手法により、お客様の国内外のファイナンス活動全般にわたってお手伝いをします。

- シニアローンからメザンファイナンス、エクイティまで投融資一体でのソリューション提供が可能です。
- 企業価値向上に貢献できるよう、M&Aアドバイザリー、CSRサポートなど、さまざまなサービスを提供します。
- グループ会社と連携して、お客様の個別のニーズに対し、きめ細かく応える態勢を整えています。



※投融資にあたっては、DBJ所定の審査が必要になります。

融資

お客様の多様化する
資金調達ニーズに対応した
ファイナンス

- ◆ 中長期の融資
- ◆ 独自の高付加価値の金融サービスを提供（環境格付融資をはじめとする評価認証型融資など）
- ◆ さまざまなニーズに対応するため、ノンリコースローン、担保・仕組みを工夫したファイナンス（DIP、在庫担保、知的財産権担保など）を開発・提供

投資

お客様の抱えるさまざまな課題に対して、長期的視点に基づいた
リスクマネーの提供

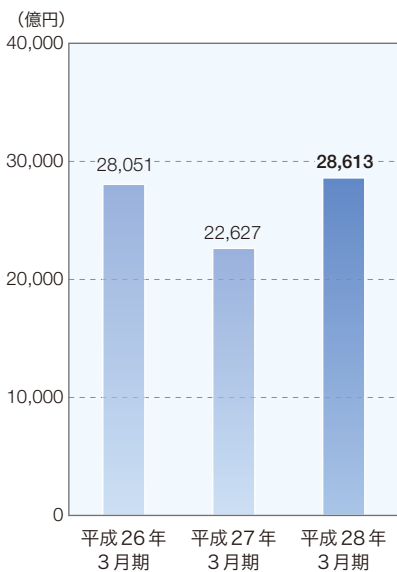
- ◆ 成長戦略、事業再編、国際競争力強化、インフラ事業向けに、メザニンファイナンス、エクイティなどのリスクマネーを提供

コンサルティング/ アドバイザー

お客様の競争力強化や地域経済の
活性化に寄与する案件に対して
アドバイザーとしてサポート

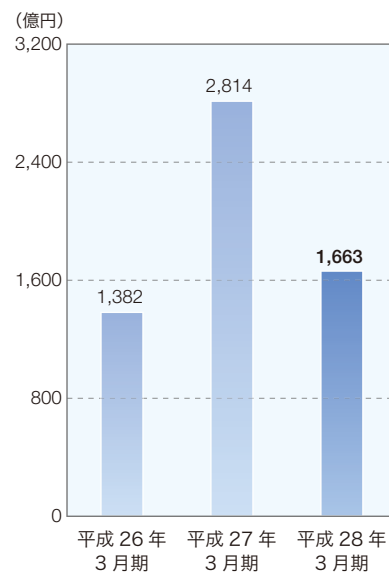
- ◆ M&Aアドバイザーサービス
- ◆ 産業調査力と新金融技術開発力を活用した提案
- ◆ 仕組み金融などのファイナンスのアレンジメント

● 融資額実績(単体)(フロー)



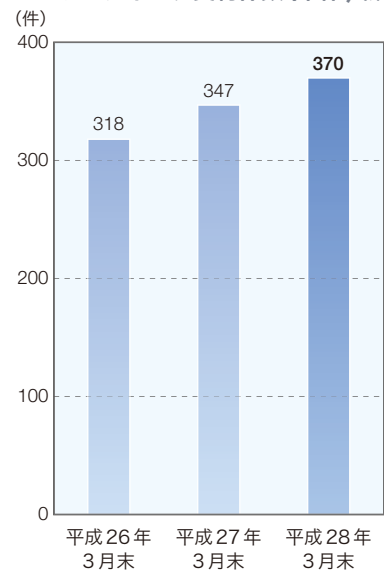
注：社債を含む経営管理上の数値です。

● 投資額実績(単体)(フロー)



注：有価証券、金銭の信託、その他の資産（ファンド）等を含む経営管理上の数値です。

● M&Aアドバイザー/
コンサルティング契約件数(単体)(累計)



投融資

DBJでは、お客様のさまざまなニーズに合わせた中長期の融資を行っています。伝統的なコーポレート融資によるシニアファイナンスに加え、プロジェクトファイナンス、ノンリコースローンやストラクチャードファイナンスなどの金融手法を活用した融資まで幅広く提供し、多様化する資金調達ニーズに対応しています。

また、事業拡大、成長戦略や財務基盤整備など、お客様の抱えるさまざまな課題に対して、ファンドを通じた支援や、メザニンファイナンス、エクイティなどの手法により長期的視点に基づきリスクマネーを提供しています。

DBJの投融資事例はP.72～91の「投融資等を通じたCSR」で紹介しています。

融資手続きについて

DBJでは、お客様にとって、どのような資金調達が望ましいか、またどのような条件（金利、期間等）で融資が可能かなどについて、随時、相談を承っています。

融資にあたっては、お客様の会社概要や事業計画の内容について検討し、事業の収益性などを審査のうえ、融資条件等をご相談します。

ご融資の条件

- 融資金額

お客様の資金計画などに応じて、ご相談させていただきます。

- 融資期間

お客様の返済計画や、事業の収益性、設備の耐用年数などに応じて、ご相談させていただきます。また、必要に応じて据置期間を設けることができます。

- 金利

期間とリスクに応じた当行所定の金利を設定させていただきます。固定金利のほか変動金利にも対応可能です。また、各種利子補給金制度などのご活用も検討いたします。

- 担保・保証

審査の結果に応じて、ご相談させていただきます。

※ 審査の結果により、ご希望に添えない場合もございます。あらかじめご了承ください。

中長期融資

DBJは、政策金融機関として培ってきた長期融資のノウハウを強みとしつつ、お客様の中長期のファイナンスニーズに合わせた融資を行っています。お客様は、事業の

収益性を勘案した中長期の返済が可能です。また、必要に応じて据置期間を設けるなど、お客様のさまざまなニーズに対応しています。

お客様のニーズに応じて、幅広い情報の提供等も行っています。

長い歴史のなかで蓄積してきた知識・経験をもとに、お客様の課題解決に向けたアドバイスを行っています。

DBJの幅広いネットワークを活かして、お客様の事業拡大のお手伝いをします。

さまざまな調査・研究活動の成果や海外情報等の情報提供を、レポートや広報誌等を通じて行っています。

メザンファイナンス

メザンファイナンスとは、従来より金融機関が取り組んできたシニアローンと、普通株式によるエクイティブファイナンスの中間的な手法です。

メザンファイナンスは、シニアローンよりも返済順位が低く、シニアローンに比べてリスクが高い資金になりますが、米国など幅広い投資家層を抱えるマーケットにおいては、多様な資金供給手段のひとつとして重要な役割を果たしており、投資リスクに見合った金利・配当水準が設定されることによって、経済合理性が確保されています。お客様の資金計画や資本政策に応じて柔軟な設計が可能で、近年は事業買収、子会社・事業の切り出し、事業承継、非公開化といったケースにおいて、ニーズが高まっています。

メザンファイナンスには、シニアローンでは対応困難なリスクマネーの提供、既存株主の議決権希薄化の回避、柔軟な償還・EXIT方法の設定などのメリットがあります。

DBJでは、長期的な視野に基づくお客様のバランスシート問題解決に向け、スキーム構築からファイナンスアレンジメント、リスクマネー供給まで、トータルソリューションを提供します。

メザンファイナンス

- 劣後ローン／劣後債
- 優先株／種類株
- ハイブリッドファイナンス 等

● メザンファイナンス事例

事例 1 過小資本解消策として



事例 2 事業買収におけるファイナンスの補完手段として



事例 3 事業承継における議決権の希薄化防止策として



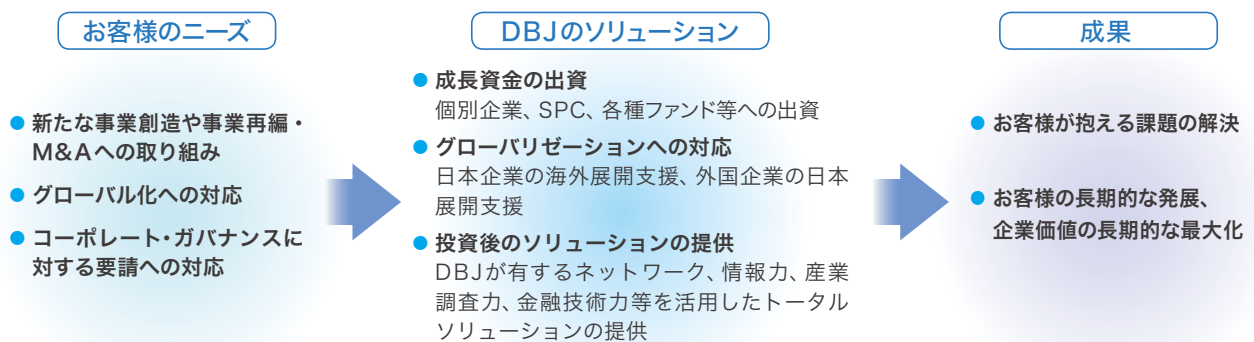
エクイティ

新たな事業創造や事業再編・M&A、グローバル化への対応等による成長ニーズが高まるとともに、コーポレート・ガバナンスに対する要請も強まることで、企業経営に対してエクイティが持つ意味はますます大きくなっています。

DBJは、エクイティ投資を通じて、お客様が抱える課題を解決し、長期的な発展を支援します。投資後、DBJが有するネットワーク、情報力、産業調査力、金融技術力等を活用して、課題に即したトータルソリューションを提供し、お客様の企業価値の長期的な最大化を実現し

ます。平成22年度からは「成長戦略支援のための付加価値創造型エクイティ投資（VG投資プログラム）」を強化しています。これは、日本企業へのエクイティ投資を通じて、①M&A戦略、②資本戦略、③海外戦略等において、投資先企業の成長戦略の実現、中長期的な企業価値向上を支援する取り組みです。

DBJは、エクイティ投資を通じて、お客様と成長の成果を分かち合うとともに、豊かな未来の実現に貢献します。

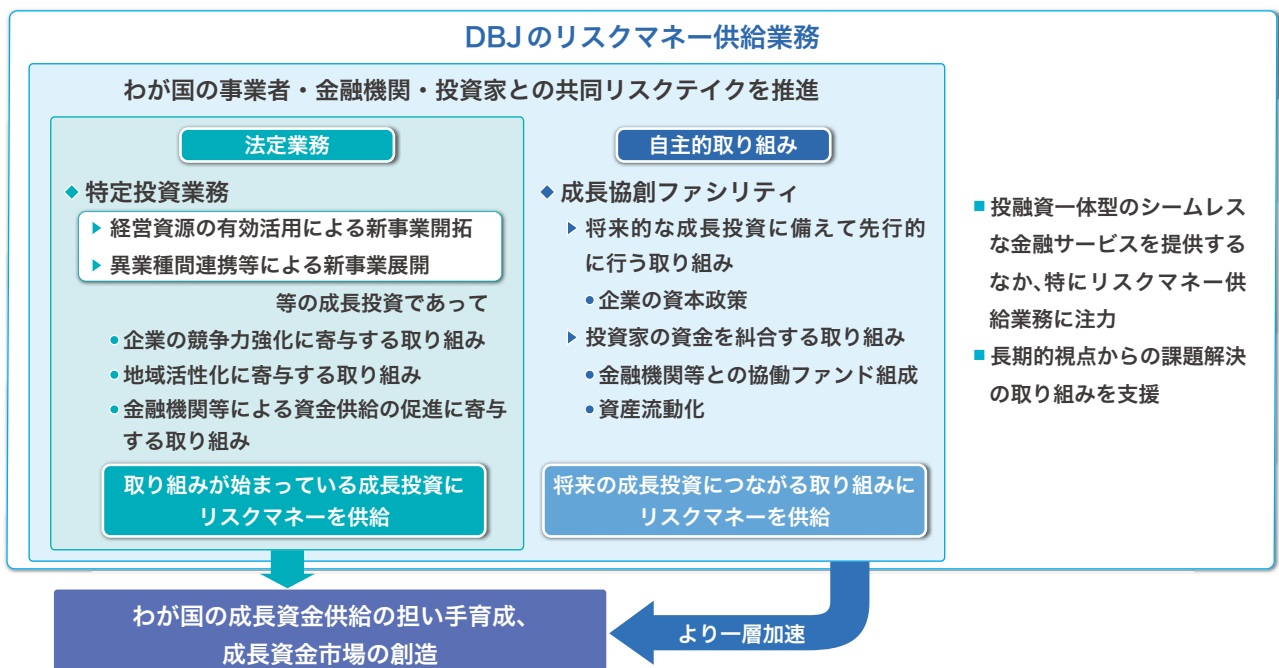


成長資金供給業務

DBJに期待されるわが国の成長資金供給の担い手育成、成長資金市場の創造を加速するため^{*}、法定業務として措置された特定投資業務に注力することに加え、自主的取り組みとして成長協創ファシリティを創設し、広く成長投資に対するわが国の事業者・金融機関・

投資家との共同リスクテイクを推進します。

^{*}政府の「成長資金の供給促進に関する検討会」等において、当社は当行等を活用して民間資金の呼び水とし、新たな資金供給の担い手・市場・投資家を育成、民間主導の資金循環創出につなげることが期待されています。



仕組み金融・金融技術

ストラクチャードファイナンス

DBJは、平成10年に国内初のプロジェクトファイナンスのアレンジを行って以降、エネルギー、インフラ分野を中心に、プロジェクトファイナンス、PFI等にて国内有数の実績を積み上げてきました。

平成20年10月の民営化(株式会社化)以降においては、多様化・グローバル化する日本企業のお客様のさまざまなニーズにお応えすべく、DBJの特性を最大限活かしつつ、国内外においてプロジェクトファイナンス、PFI、オブジェクトファイナンス、証券化等のさまざまな金融プロダクトおよび最適なファイナンス手段(シニアローン、メザニンローン、エクイティ等)を提供し、お客様を全面的にサポートしています。

● プロジェクトファイナンス

エネルギー、インフラ分野におけるこれまでの豊富な実績を活かし、主に大規模プロジェクトにおいて、特定企業の信用力や担保価値に依拠しない、対象プロジェクトのキャッシュフローに依拠したファイナンス手法を提供し、お客様の資金調達およびリスクコントロールをサポートしています。近年では、国内の再生可能エネルギー発電設備や電力自由化に伴うIPP (Independent Power Producer) による発電設備新設に係るプロジェクトファイナンスのアレンジやファイナンス業務に加え、海外のエネルギー、インフラプロジェクトへのファイナンス業務も積極的に行っています。

● オブジェクトファイナンス

船舶、航空機、鉄道車両等のそれぞれのアセット特性に応じて、対象アセットから生じるキャッシュフローに着目した最適なファイナンス手法を提供することで、お客様の資金調達およびリスクコントロールをサポートしています。

● 証券化

お客様が保有している金銭債権の将来キャッシュフローに着目した金銭債権流動化・証券化や、特定の事業から生み出される将来キャッシュフローを返済原資とする事業証券化 (Whole Business Securitization) 等のファイナンス手法を提供し、お客様の財務戦略や最適な資金調達の実現をサポートしています。

● PPP (Public Private Partnership) / PFI (Private Finance Initiative)

DBJは、平成11年の「PFI法」※成立以降、公共セクターとの強いリレーションを活用して数多くのPFIの実績を積み重ね、業界のリーディングプレーヤーとしてこれまで数多くのお客様をサポートしてきました。近年のPFI法改正により、コンセッション型のPFIが導入されるなど、PFIへの期待がますます高まっているなかで、国内外においてお客様の課題解決に向けて、さまざまなサポートを行っています。

※「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」

● プロジェクトファイナンス— 発電プロジェクトの例



アセットファイナンス（不動産）

DBJは、1960年代から不動産事業への長期ファイナンスに取り組み、また、日本の不動産証券化市場には、その黎明期から参画し、市場の活性化に取り組んできました

た。こうした実績を通じて蓄積したノウハウとネットワークを活用しながら、ノンリコースファイナンスなどさまざまな形態のソリューションを提供しています。

流動化型ファイナンス

【例1】お客様が自社所有している賃貸用不動産をSPCに売却し、資本効率を向上

【例2】お客様が利用している不動産をSPCに売却したうえで、新たに賃貸借契約を締結し、利用を継続

① 資金調達手段の多様化

- 対象資産の収益力・キャッシュフローを活用した調達の実現
- オリジネーター(対象資産の原所有者)の借入枠の温存

② オフバランスによる財務の効率化

- ROAの向上
- 含み損益の計画的な実現
- 有利子負債削減などの財務内容改善
- 不動産の価格変動リスクの切り離し

開発型ファイナンス

【例】 自社が所有する遊休不動産を、投資家の資金を活用して収益物件として開発

① 開発利益の実現

- 自社のみでは資金調達が困難な不動産開発の実現
- 追加的な必要投資や工事の遅延により、工事費が予定を超過するリスクを分散・コントロール

② オフバランスによるリスクコントロール

- 自社の財務の健全性を維持
- 不動産の価格変動リスクの隔離

DBJのアセットファイナンスの特徴

- ◆ 多数の案件での豊富なアレンジメント実績、投融資実績
- ◆ 国内外の有力投資家・金融機関とのネットワークを活用したプロジェクト実現支援、資金調達のアレンジメント
- ◆ お客様のニーズに合わせたシニア～メザニンのデットファイナンスの提供やエクイティ投資など、プロジェクトに応じたソリューション
- ◆ プロジェクトの円滑な実現のため、中立的な立場から、適切なリスク分散および関係者の利益実現を調整

LBO/MBO

LBOは、Leveraged Buyout(レバレッジド・バイアウト)の略です。M&Aの形態のひとつで、借入金を活用した企業・事業買収のことを指します。一定のキャッシュフローを生み出す事業を、借入金を活用して買収するもので、買い手(多くの場合はエクイティを提供するスポンサー)は少ない資金で企業・事業を買収することができます。借入金を梃子(lever)として、投資金額を抑えることで買い手のリターンの極大化を図ることから、この名がついています。一般的には、多額の借入金をともなうことから、対象となる事業には安定的なキャッシュフローを生み出すことが求められます。

MBOは、Management Buyout(マネジメント・バイアウト)の略で、経営陣が自ら会社の株式・事業などをその所有者から買収することをいいます。一般的に経営陣

は、手元資金の規模が限られていることから、事業の買収にあたっては借入金による調達が必要となるケースが多くなります。このため、MBOはLBOの形態をとることが多くなります。また、借入金だけでは調達ができないような場合には、経営陣はエクイティを提供する共同スポンサーとしてバイアウト・ファンドとパートナーを組むケースも見られ、最近、上場企業の株式非公開化やオーナー企業の事業承継などによく利用されています。

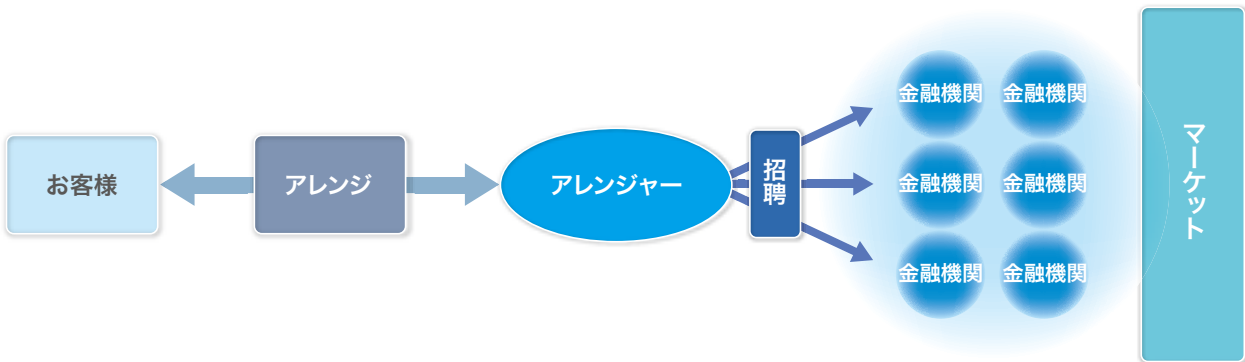
DBJは、フィナンシャルアドバイザーとしてMBO全体をとりまとめたり、融資のアレンジメントやメザニンファイナンス、スポンサーとの共同エクイティ投資を行ったりすることで、LBO/MBOの場面においてソリューションを提供しています。

シンジケート・ローン

シンジケート・ローンとは、幹事金融機関（アレンジャー）が複数の金融機関を集めてシンジケート団を組成し、お客様に対し、単一の契約書で同一の約定条件により協調して融資を行う手法です。お客様には、窓口をアレンジャーに一本化することによる金融機関との交渉業務の負担軽減、資金決済などをエージェントが行うことによる事務管理負担の軽減、多額の資金の機動的な調達、

アレンジャーによる招聘を通じた取引金融機関の拡大、借り入れ条件の透明性の確保などのメリットがあります。

DBJのサービスの特徴としては、ターム・ローンを中心とした積極的な組成、中立的な立場を活かした幅広い参加金融機関への呼びかけ、「DBJ環境格付」融資などDBJ独自の融資メニュー等との組み合わせによる付加価値向上といった点が挙げられます。

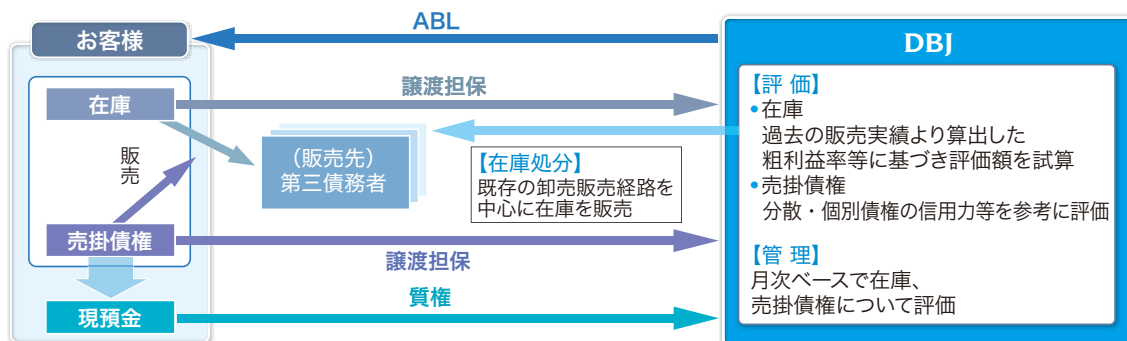


ABL（資産担保融資）

ABL (Asset Based Lending) は、お客様の流動資産（集合動産、在庫、売掛債権等）を担保として活用する金融手法です。

お客様には、資金調達手段の多様化、機動的な資金調達、負債の組み替え、余剰在庫の売却、内部管理態勢の強化・整備を図ることができるなどのメリットがあります。

DBJは、他に先駆けて取り組んできた企業再生ファイナンス分野において、豊富な実績を有しており、企業支援と債権保全の両立を図るため、ABLスキームを開発し活用してきました。今後は、こうしたスキーム構築力を下地に、企業の成長資金の提供に向けてもABLスキームの展開を進めていきます。

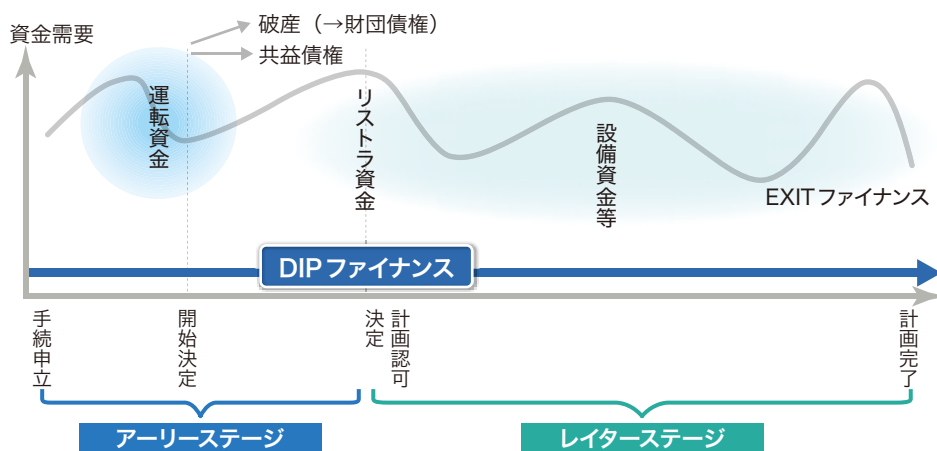


DIP ファイナンス

DBJは、1990年代後半以降の不良債権問題にともなう金融システム不安の克服に向け、多様なツールを用い、不振企業が保有する価値ある事業の維持・発展を支援してきました。その手法には、民事再生法等を申請した企業が計画認可までの期間において、運転資金を調達できずに事業の継続が困難な場合に、この事業の価値を維持させる一時的な運転資金を融資する「アーリーDIP」と、再建計画実施に必要となるリストラ資金の融資、

再生計画実施中の別除権の買い取り、設備投資に向けた中長期の融資、再生債権等をリファイナンスし、法的整理プロセスを早期に終結させるための融資（EXITファイナンス）などを含む「レイターDIP」があります。

DBJでは、平成13年に国内初のDIPファイナンスを行い、以後、対象・手法の多様化に努め、お客様のニーズにお応えしています。



認証・独自プログラム

DBJ 環境格付融資

DBJは、昭和40年代の公害対策を皮切りに、過去40年以上の間に環境対策事業に対して3兆円以上の投融資実績を有しています。

平成16年度には、それまで培ってきた知見をもとに「DBJ環境格付」融資の運用を開始しました。これは、DBJが開発したスクリーニングシステム(格付システム)により、企業の環境経営度を評点化し、優れた企業を選定して、その評価に応じて融資条件を設定するという、「環境格付」の手法を導入した世界で初めての融資メニューです。平成26年度には、これまで10年間の評価実績と



企業価値の構成要素としての非財務情報に対する関心の高まりを踏まえ、評価項目を大幅に改訂しています。

また、平成21年度からは、「DBJ環境格付」融資により得られた経験を活かし、地方銀行が独自で作成する「環境格付」評価ツールの開発を支援するサービスも開始しています。こうした取り組みも交え、わが国における環境金融の一層の普及・向上を図っています。

なお、平成27年10月に「DBJ環境格付」融資等を資金用途とした、国内初となるサステナビリティボンドを発行しています。

<特徴>

- ◆「環境格付」に応じた段階別金利
- ◆世界の環境動向を踏まえた公平中立な評価
UNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)や環境省との情報交換を踏まえ、約120の質問からなるスクリーニングシートを開発。
「環境格付アドバイザー委員会」を開催し、外部有識者のアドバイスを得て、毎年設問を更新。
- ◆お客様へのインタビューによる格付評価
- ◆幅広いお客様への対応

DBJ BCM 格付融資

DBJは、防災対策や災害復旧関連の融資を通して、災害に強いまちづくりや被災地復興の支援を行ってきました。これに加え、事業継続の観点から、事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)の策定、施設の耐震化、情報システムのバックアップ体制の整備など企業の総合的な減災対策の支援をするとともに、被災時に必要な復旧資金に対するファイナンス手法の提供を行っています。「DBJ BCM 格付」融資は、防災および事業継続対策への取り組みの優れた企業を評価・選定し、その評価に応じて融資条件を設定するという、「BCM 格付」の専門手法を導入した世界で初めての融資メニューです。

評価内容については、東日本大震災の発生などを踏まえ、平成23年度に大幅な改定を行い危機事案発生後の戦略・体制等を含めた企業の事業継続活動を総合的に評価する内容となっています。

平成18年度より運用していた「DBJ防災格付」は、①格付評価内容を表現し、②BCM(Business Continuity Management)のコンセプトを広く周知することで、「BCM格付を通じてレジリエントな日本社会をデザインします」という理念を実現するため、平成24年度に「DBJ BCM 格付」に名称変更しました。

「DBJ BCM 格付」融資の普及を通じて、企業の危機管理/事業継続の取り組みを後押ししています。

<特徴>

- ◆「BCM 格付」に応じた段階別金利
- ◆世界の危機管理の動向を踏まえた公平中立な評価
内閣府や世界経済フォーラム、国連防災世界会議、NPO、有識者との情報交換を踏まえ、約100の質問からなるスクリーニングシートを開発。「BCM格付アドバイザー委員会」を開催し、外部有識者のアドバイスを得て、毎年設問を更新。
- ◆お客様へのインタビューによる格付評価
- ◆幅広いお客様への対応



DBJ健康経営(ヘルスマネジメント)格付融資

平成20年4月の特定健診制度の導入や平成27年12月から事業者によるストレスチェックの実施が義務化されるなど、昨今は、企業の自社従業員への健康配慮の必要性が高まる状況にあります。また、将来的な労働人口の減少を受け、人的生産性の向上も重要な課題となっています。「DBJ健康経営格付」融資は、こうした社会情

勢を踏まえ、健康経営の概念を普及・促進させるべく、経済産業省の調査事業に応募し、その一環として開発された独自の評価システムをもとに、従業員の健康配慮への取り組みに優れた企業を評価・選定し、その評価に応じて融資条件を設定するという、「健康経営格付」の専門手法を導入した世界で初めての融資メニューです。



<特徴>

- ◆「健康経営格付」に応じた段階別金利
- ◆予防医療専門機関等と「健康経営コンソーシアム」を形成し、経済産業省の補助事業として「健康経営プロジェクト」を進めるなかでスクリーニングシートを開発
- ◆お客様へのインタビューによる格付評価
- ◆幅広いお客様への対応

DBJビジョナリーホスピタル制度

近年、病院に対して、地域社会における安全・安心の拠点としての役割を求め声が高まっています。DBJは、平成24年5月に、医療機能の高度化に加え、環境配慮・防災および事業継続対策に積極的に取り組む病院を支援する「DBJビジョナリーホスピタル」制度を創設しました。これは、公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価の認定を受けた病院を対象に、DBJが開発した独自の環境評価・BCM評価システムにより、環境配慮・防災および事業継続対策に優れた病院を

「DBJビジョナリーホスピタル」と認定し、評価に応じた融資条件を設定する融資メニューです。DBJは、地域社会に良質な医療の提供を持続的に行う病院の取り組みを支援しています。

<特徴>

- ◆「DBJ環境格付」「DBJ BCM格付」の結果に応じた段階別金利
- ◆認定取得した病院の環境配慮・防災対策等の取り組みを、広く地域社会にアピールすることが可能



DBJ Green Building 認証制度

DBJでは、長年にわたる不動産向けファイナンスで蓄積してきたノウハウおよびネットワークを活かし、平成23年度に「DBJ Green Building 認証」制度を創設しました。環境・社会への配慮がなされた不動産（グリーンビル）を所有・運営するお客様を対象に、不動産の開発・改修等の資金ニーズに対してDBJが投融资でサポートすることに加え、不動産のサステナビリティを評価する本認証制度を通じて、お客様の不動産ビジネスをIR・PR・CSR活動等の幅広い観点から支援しています。

平成25年3月より、一般財団法人日本不動産研究所と認証制度の共同運営を行っており、既存の〈オフィスビル版〉〈ロジスティクス版〉に加え、平成26年11月には

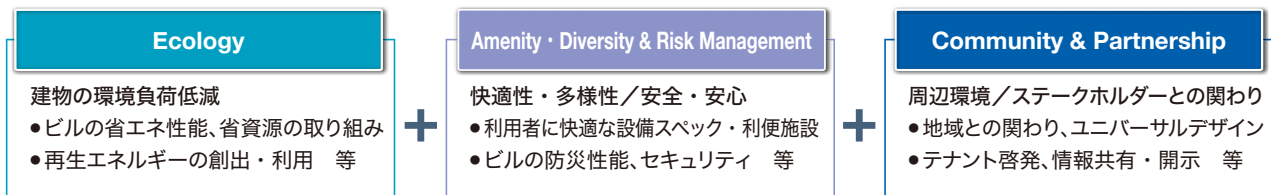
〈商業施設版〉を、平成27年1月には〈レジデンス版〉を創設したことで、代表的な4つのプロパティについての認証が利用可能となりました。今後は、認証評価と物件の経済価値の相関に関する検証も行いながら、グリーンビルが適切に評価される市場の形成を目指します。

<特徴>

- ◆環境性能に加えて、さまざまなステークホルダーからの要請に応じた取り組みも踏まえた総合評価
- ◆スコアリング結果に基づき、5段階の認証を付与
- ◆設備の改修やオペレーションの改善など、お客様による積極的な取り組みを通じて、ランクアップも可能

●DBJ Green Building 認証制度の概要

評価項目 環境・社会への配慮がなされた不動産（Green Building）が有する特徴を以下の3つの分野で評価



認証結果 お客様の取り組み状況に応じ、一定以上の評価に対して5段階の認証を付与



地域元気プログラム

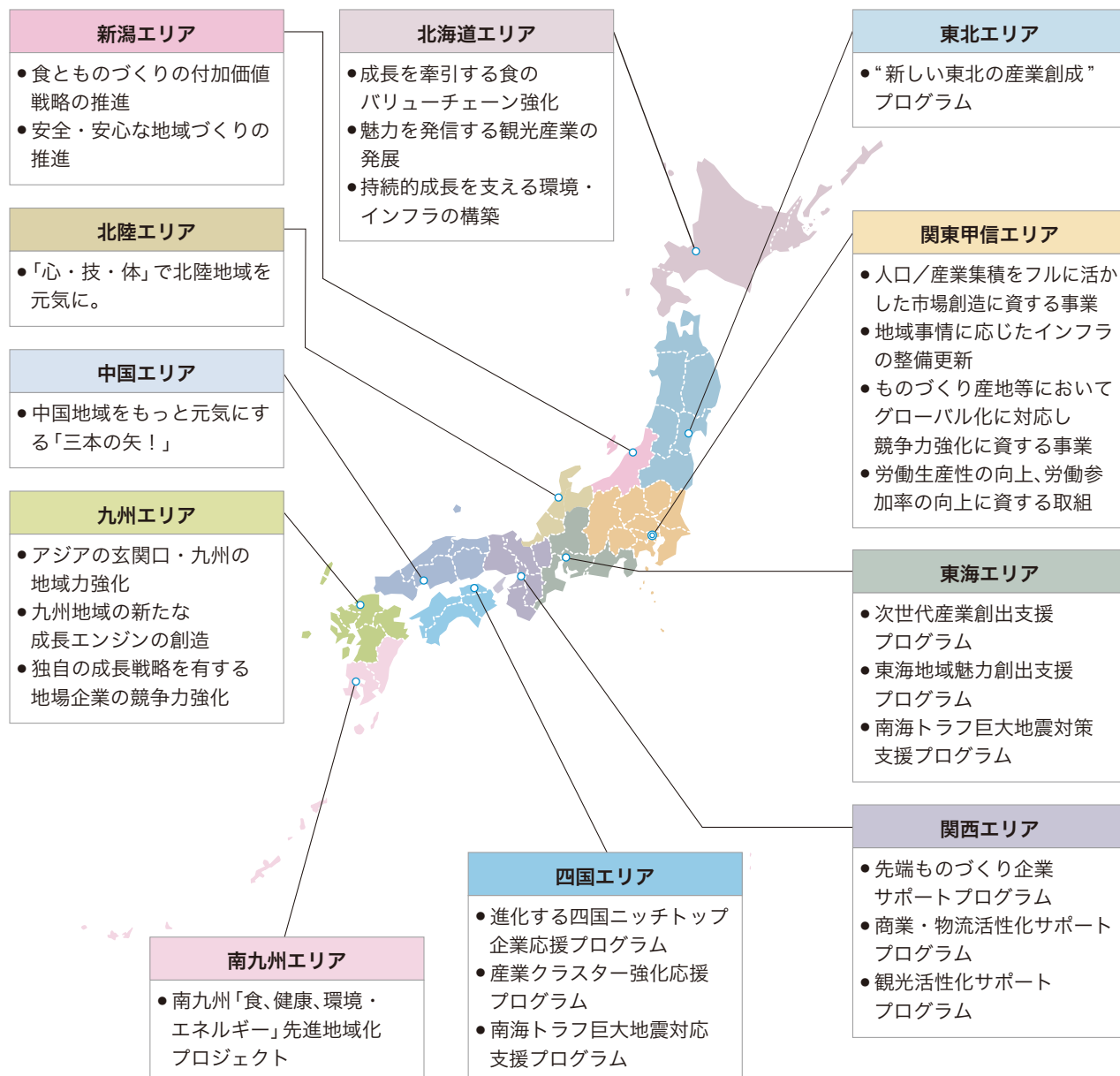
各地域は人口、財政、環境面での制約、グローバル競争といった課題に直面しており、地域ごとの強みや優位性、潜在力を活かした多様な地域発展や地域間連携等が求められています。

DBJでは、地域の強みや潜在力を活かした成長を、情報および資金面から後押しする独自の取り組みとして、「地域元気プログラム」を平成22年に創設し、支店ごとに各地域の産業構造等を踏まえて特色のある分野・事業に光を当て、地域金融機関と協調しながらサポートを行っています。

DBJは、こうした取り組みをさらに推進すべく、支店ごとに設定しているプログラムの内容を一部刷新することに加えて、全国共通のテーマとして「地域貢献企業[※]」の概念を導入し、地域貢献企業への資金面、情報面でのサポートをより一層強化することを通じて、地域や企業がともに元気になる好循環を創出していきます。

[※]地域貢献企業：雇用創出や地域の人材・資源の活用など、ヒト・モノ・カネの有効活用や生産性の向上等を通じて地域に貢献する企業

● DBJ本支店の担当エリアにおけるサポート対象分野・事業



セーフティネット・公的制度

各種利子補給金制度

利子補給金制度とは、特定の産業などを促進するため、特定の事業に対して融資を行った金融機関に対して、あるいは特定の事業を行った事業者に対して、借入者の

利子負担を軽減するため、その利子の一部または全部に相当する金額を給付する国等の制度です。

利子補給金制度メニュー

- **地域再生支援利子補給金制度**
国に認定された各地方公共団体の地域再生計画に合致し、国から推薦を受けた事業を対象とする利子補給金制度。
- **国際戦略総合特区支援利子補給金制度／地域活性化総合特区支援利子補給金制度**
国に認定された各地方公共団体の総合特区計画に合致し、国から推薦を受けた事業を対象とする利子補給金制度。
- **復興特区支援利子補給金制度**
復興特区法の対象地域（227市町村）内で、国に認定された各地方公共団体の復興推進計画に合致し、国から推薦を受けた事業を対象とする利子補給金制度。
- **危機対応業務利子補給金制度**
政府が認定した危機事案による被害を受けたお客様のうち、制度要件に合致する方が利用できる利子補給金制度。現時点では、東日本大震災に関する事案が対象。
- **環境配慮型融資促進利子補給金(環境格付利補)制度**
地球温暖化防止のための設備投資を促進し、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減を推進する事業を行うお客様のうち、「DBJ環境格付」融資の対象となり、かつ一定期間内にCO₂排出原単位の改善またはCO₂排出総量の削減を誓約した方が利用できる利子補給金制度。
- **国内石油天然ガス開発資金利子補給金(大陸棚利補)制度**
国内の石油・天然ガス開発事業を行う方が利用できる利子補給金制度。
- **天然ガス等利用設備資金利子補給金(天然ガス等利補)制度**
対象となる天然ガス等利用設備投資を行う方が利用できる利子補給金制度。
- **エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金(省エネ利補)制度**
一定の省エネルギー化を進める方が利用できる利子補給金制度。
- **資源有効利用促進等資金利子補給金制度**
高度な資源の有効利用を行う方が利用できる利子補給金制度。

危機対応業務

危機対応業務とは、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。その後の改正を含む。）に基づき、内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、株式会社日本政策金融公庫からツーステップ・ローンなどのリスク補完等を受け、政府が指定する金融機関（指定金融機関）が、危機の被害に対処するために必要な資金を供給する業務です。

DBJは設立時において、株式会社商工組合中央金庫とともに、この指定（みなし指定）を受けており、平成20年10月に危機対応業務を開始しています。

その後、リーマン・ショックや東日本大震災が発生し、

DBJは、政府より、大規模な危機対応業務の着実な実行が求められました。これらの危機に対応するため、DBJ法が2度改正等され、政府による増資を受けて万全の体制を整備し、危機対応業務を円滑に実施してきました。

平成27年DBJ法改正においては、リーマン・ショックや東日本大震災に際して、危機対応業務等を通じてDBJが果たした役割への評価、民間金融機関の参加・実績がなかった状況などを踏まえ、当分の間、DBJに対して危機対応業務が義務付けられることになりました。
→P.52～57参照

コンサルティング/アドバイザー

DBJでは、業務提携金融機関等とのネットワークを活かし、多様な業種・事業規模のお客様の競争力強化や、地域経済活性化に寄与する案件などについてコンサルティングを行い、アドバイザーとしてサポートしています。

これまで蓄積してきた、仕組み金融などのファイナンスのアレンジメント、M&Aアドバイザーサービス、産業調査機能や環境・技術評価等のノウハウを提供し、お客様の課題解決に取り組んでいます。

DBJのアドバイザー業務事例はP.75の「投融资等を通じたCSR」で紹介しています。

M&Aアドバイザーサービス

企業の発展の形が多様化し、海外展開、事業再構築、産業再編などの動きが活発になるなか、M&A(企業の合併・買収)が脚光を浴びています。M&Aは、企業の事業を効率化しつつ、雇用の安定化や競争力の強化にもつながる点で有効な手段です。M&Aに対する国内外での関

心の高まりなどを背景に、DBJでは独自のネットワークによるアドバイザー業務を提供しています。

DBJは、企業のさまざまなニーズに対応し、それぞれの経営戦略に合致したM&Aソリューションをトータルに提案します。

M&Aアドバイザーサービスの特徴

- 協働者

徹底した顧客主義と長期的な視点から、顧客とともに顧客のビジョン実現に貢献

- ブランド

長年の融資・プロジェクト支援経験から生み出された、末永く付き合える、特色のある金融機関としての信頼性・ブランド

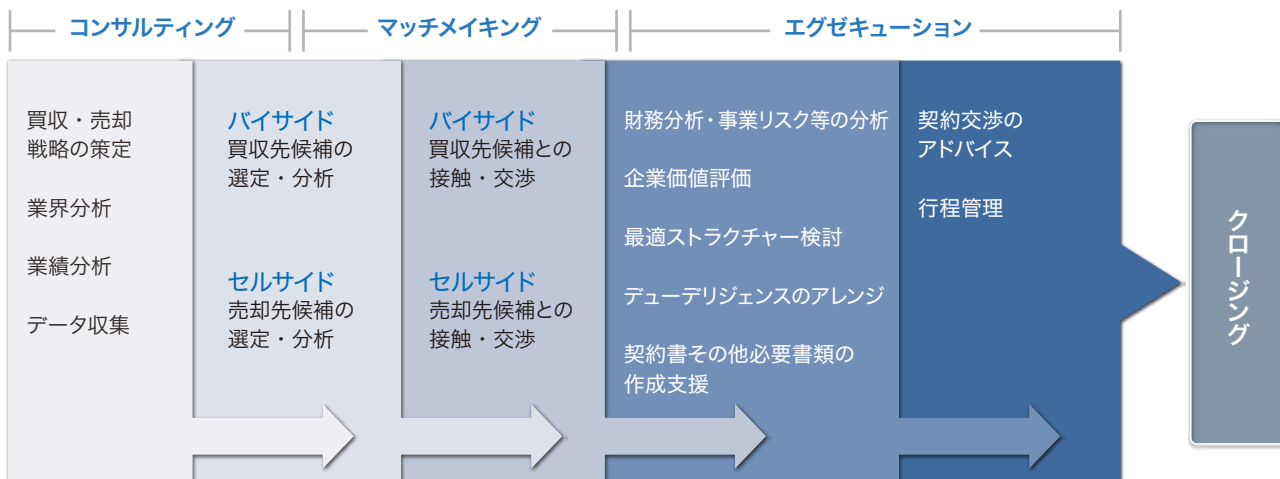
- 知見

長期資金提供により培われた幅広い業界への深い洞察と分析能力、そして短期的な動向に左右されない使える戦略を提示できる知見

- ネットワーク

海外金融機関および国内地域金融機関、会計事務所・法律事務所、国内外政府関係機関等との情報ネットワークに基づく的確な情報収集

● M&Aアドバイザーサービスの流れ



大手町イノベーション・ハブ(iHub)、ベータ版支援プログラム

DBJは、社会的課題をビジネスで解決することを見据え、中立性や広範なネットワークを活かして、企業に眠る知恵同士をつなぎ、新たな価値創造を行うための「場」として、平成25年4月に、本店ビル内にて「大手町イノベーション・ハブ(iHub)」を開設しました。また、国が掲げる地方創生に貢献すべく、地域ごとの問題や課題に合わせたiHubの地域展開も進めています。

平成27年度は、特に「企業と地域の共創」に光を当て、札幌、氷見、瀬戸内では、地元企業、東京などの域外企業、自治体、金融機関等が協働し、地域の具体的な課題をもとに持続可能なビジネスモデルのデザインに

取り組みました。

さらに、DBJは、企業が取り組む事業の開発段階におけるビジネスモデルの実証に必要な一部資金の協力をを行い、一層の事業化推進を図るため、平成27年12月に「ベータ版支援プログラム」を新設しました。本プログラムは、社会的課題の解決および地方創生に向けて、技術革新や市場創造等で相応の貢献が見込まれ、かつ、DBJがiHubなどナレッジ面から能動的に関わっている事業開発案件が対象であり、第1号案件として阪急阪神ホールディングス株式会社が行う新たな予防サービスの実証事業を支援します。

● iHub 地域展開の実例 (直近2年間で主なもの)

地域	時期	テーマ等
札幌	平成28年1月～3月	世界都市・さっぽろの課題解決
北陸	平成25年12月～	北陸地域連携プラットフォームへの参画
富山	平成26年11月、平成27年5月	「富山に眠る知恵をつなぐ」ワークショップ
氷見	平成27年7月～12月	氷見市の課題に対するソリューションづくり
東海	平成27年6月～10月	東海B2B企業による新たな価値創造の場
関西	平成25年12月～	ヘルスケア
瀬戸内	平成27年10月～	瀬戸内ブランドの確立に向けた取り組み
福山	平成27年7月～12月	イノベーションセミナー
広島	平成26年6月～10月、平成27年6月～9月、平成28年6月	新たなビジネスのアイデアを考える共創の場
高知	平成27年5月～9月	地域資源を活かした新規ビジネスづくりの場
九州	平成25年12月～	九州の未来力2030への参画

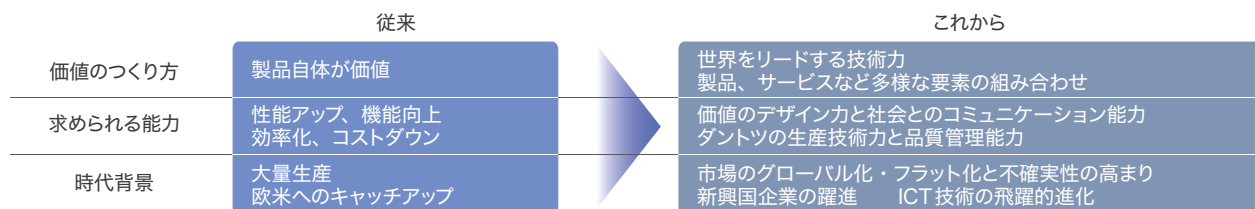


技術事業化支援センター

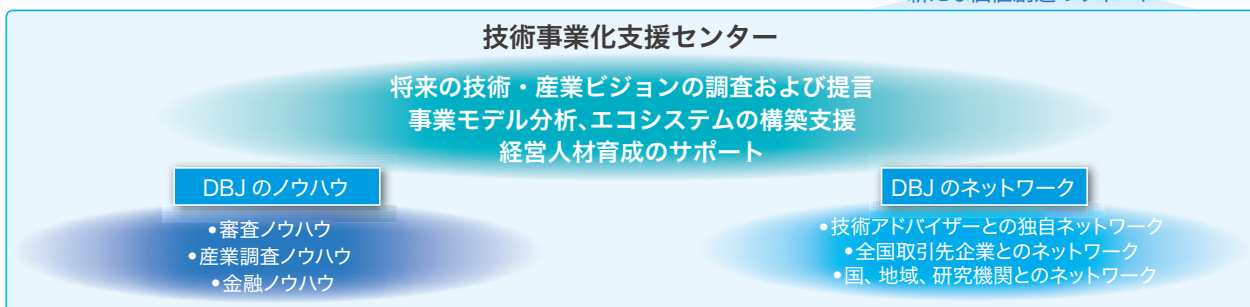
「技術事業化支援センター」では、iHubの企画・運営に加えて、製造業における技術を価値に変える経営力(技術経営力)の視点から、新たな価値創造につながる将来の事業モデルの調査・提言や、技術経営に関する研修事業などを行っています。

事業審査のノウハウに基づくセカンドオピニオンや、事業戦略・財務戦略に関するアドバイスの提供を含めて、お客様とともに最適な成長戦略とビジネスプランを考えます。

● 製造業の環境変化



新たな価値創造のサポート



DBJ女性起業サポートセンター(DBJ-WEC)

平成24年末以降、回復基調に転じたわが国の経済を持続的成長に導くため、政府は成長戦略の重点項目のひとつとして「人材の活躍強化」を掲げています。その実現に向け、女性の力に対する期待がさらに高まるなか、女性の新たな視点によるビジネスが、わが国の新たな市場の創出と社会の変革の原動力として求められているところです。

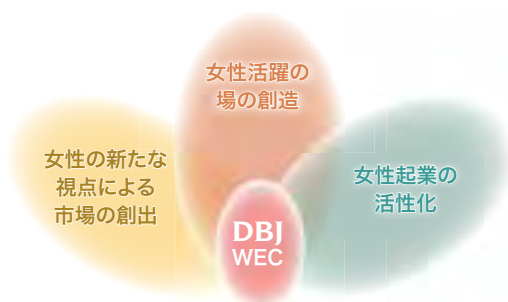
この期待に応えるため、「DBJ女性起業サポートセンター(DBJ-WEC)」では、女性による新ビジネスの成長のための資金・起業ノウハウ等を総合的にサポートしています。

その一環として、新ビジネス発掘・育成のため、毎年、女性経営者を対象とするビジネスプランコンペティションを実施しています。事業性や革新性に優れた新ビジネスに対して、最大1,000万円の奨励金を支給するとともに、コンペティション終了後も、外部の起業経験者や各種知見を有する方々と連携し、起業ノウハウのアドバイスやネットワーク紹介等、計画実現へ向けたサポートを行っています。「第5回DBJ女性新ビジネスプランコン

ペティション」では、事後支援等により今後の事業拡大が見込まれる事業に対し「事業奨励賞」を新設しました。

過去5回のビジネスプランコンペティションで、累計1,800件を超えるご応募をいただき、女性起業家の裾野を広げています。

今後も、新しい志をビジネスに発展させる女性経営者の挑戦を、地域や専門家の方々とも連携し、応援していきます。



「第5回DBJ女性新ビジネスプランコンペティション」表彰式



第5回DBJ女性起業大賞 毛見 純子氏(kay me株式会社)

DBJアジア金融支援センター

DBJは、平成23年6月、中堅・中小企業等のアジア進出を支援する地方銀行に対して、現地情報やコンサルティングサービスの提供機能強化をサポートすべく、「DBJアジア金融支援センター」を開設しました。

同センターの役割は、全国の地方銀行と連携し、中堅・中小企業等のアジア事業展開にあたってのさまざまなニーズを情報面からサポートすることにあります。DBJの海外拠点および株式会社日本経済研究所といったDBJグループのリソースのほか、平成23年6月に包括連携協定を締結した一橋大学、海外の開発金融機関・民間金融機関等とのネットワークを活用し、

地方銀行をサポートしています。

平成28年5月末時点での加盟地方銀行は67行となり、累積相談件数は1,754件となりました。国別では、中国・タイ・ベトナム・インドネシア、内容的には、市場調査・ビジネスマッチング等となっています。平成26年からは、政府の成長戦略の一環として開始された「海外展開一貫支援ファストパス制度(現「新輸出大国コンソーシアム」)」の一翼をも担っています。DBJは、引き続きアジアに関する情報発信力を強化していきます。

公有資産マネジメント

公有資産マネジメントとは、自治体が保有するすべての公有資産を経営的視点から、総合的に企画・管理・活用・処分するための手法です。

自治体が保有する公有資産は、学校、庁舎、公民館等のハコモノから、上下水道、道路等のインフラまで、膨大かつ多岐にわたっていますが、近年、大きく2つの課題が顕在化し始めています。

1つ目は、「高度経済成長期に集中的に整備された公有資産の急速な老朽化」です。公有資産は同時期に大量に整備されているため、老朽化を迎える時期も同時にやってきます。2つ目は、「人口減少・人口構成の変化にともなう住民ニーズと施設供給量・内容のミスマッチ」です。今後、各自治体において生じる総人口の減少・高齢化の進展にともない、必要とされる公有資産の量やその種別も大きく変化していくことになります。

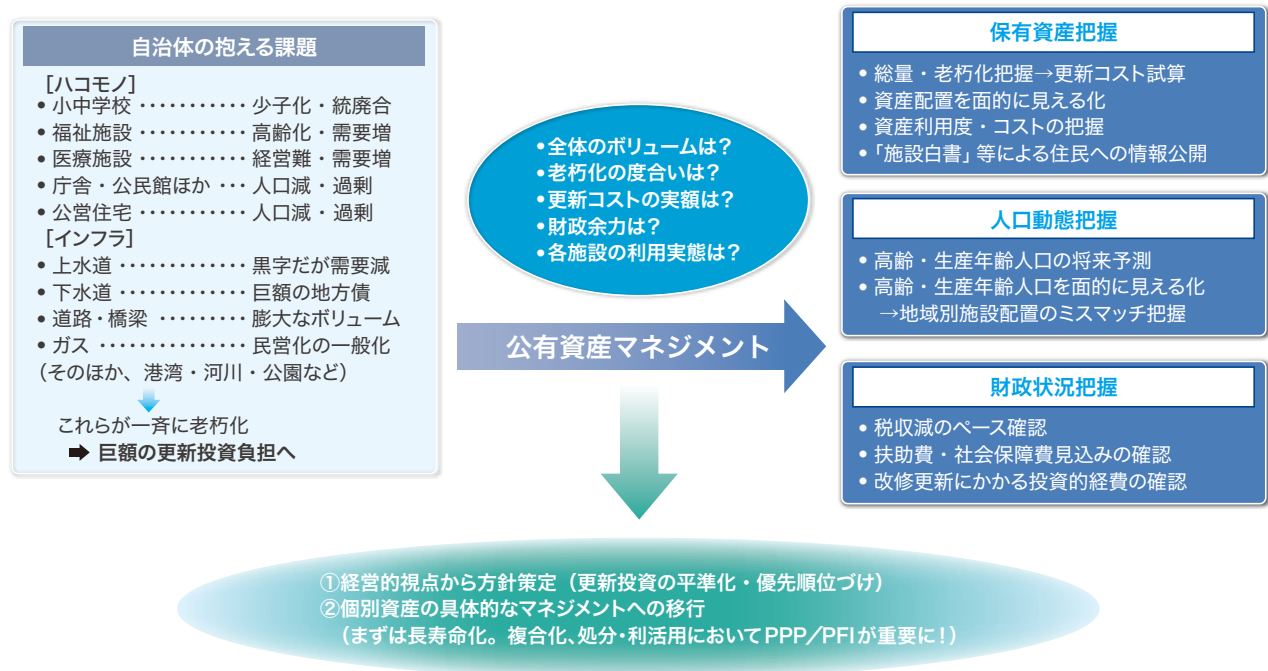
しかし、生産年齢人口の減少による税収減や福祉予

算の増加などにより、老朽化した公有資産の更新や再配置のための予算確保が困難な状況が見込まれます。

これらの背景を踏まえ、国では平成26年4月、公共施設等総合管理計画の策定をすべての自治体に要請しました。公共施設等総合管理計画とは、地域の実情に応じて、自治体が所有するすべての公共施設等（インフラを含む）を、総合的かつ計画的に管理するための計画のことです。

各自治体には、こうした国からの要請をひとつの契機として早期に公有資産マネジメントに着手し、持続可能な都市経営を図っていくことが求められています。

DBJは、株式会社日本経済研究所とともに、公共施設白書の策定など施設の現状把握支援、公共施設等総合管理計画の策定など施設適正化に向けた支援、個別モデル事業におけるPPP/PFIの導入支援等に取り組んでいます。



特定投資業務とは

特定投資業務とは、民間による成長資金の供給の促進を図るため、国からの一部出資（産投出資）を活用し、企業の競争力強化や地域活性化の観点から、成長資金の供給を時限的・集中的に実施^{*}することを企図して設けられたものです。

平成27年6月の特定投資業務の第1号案件である静岡ガス株式会社の海外IPP事業に対するリスクマネー供給を皮切りに、平成27年度は19件の案件に対し、1,039億円の出融資を決定しました。

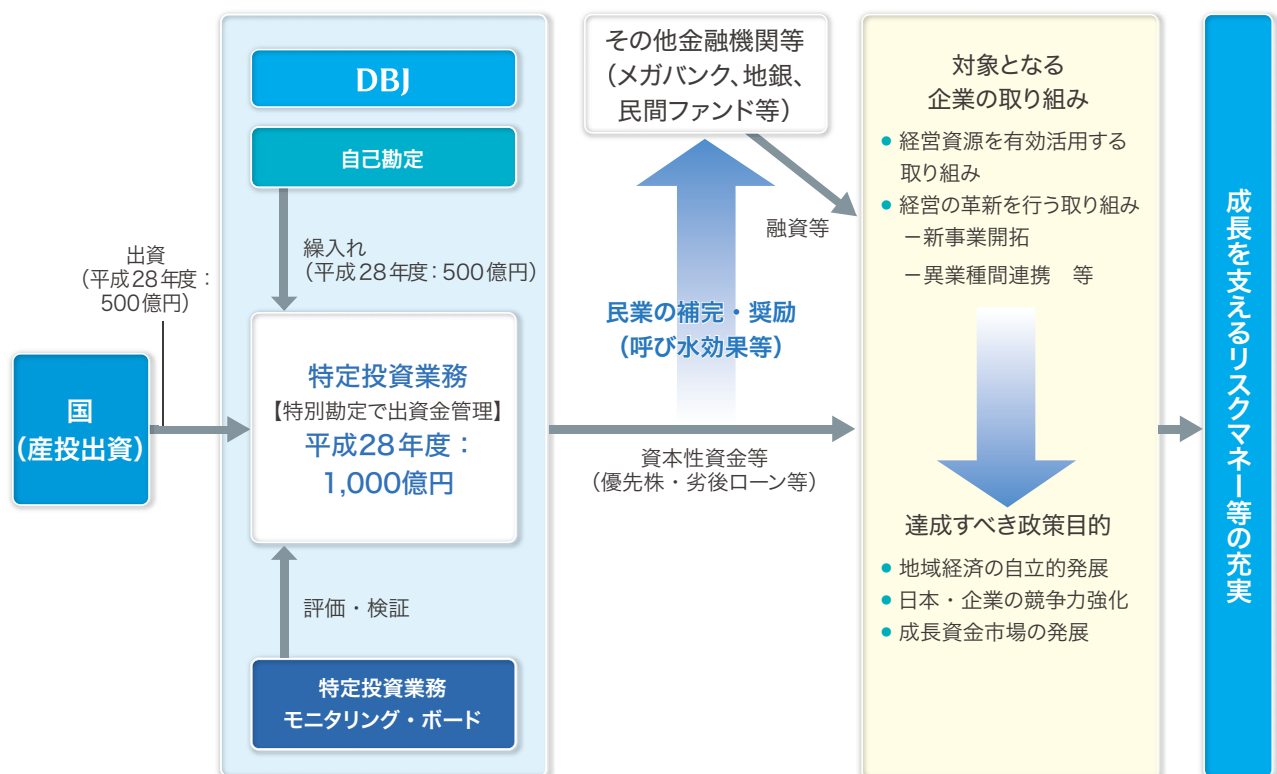
なお、特定投資業務に関し、法令に基づき、政策的に沿って行われていること、民業の補完・奨励および適正な競争関係が確保されていること等について客観的な評価・監視等を実施するための体制整備とし

て、金融資本市場や産業界などの社外有識者で構成される「特定投資業務モニタリング・ボード」を取締役会の諮問機関として設置しています。

DBJは、今後とも引き続き、経営資源を有効活用する取り組みや、新事業開拓・異業種間等の新たな連携の促進といった企業活動を支援し、地域経済の自立的発展、日本・企業の競争力強化および成長資金市場の発展に貢献していきます。

^{*}政府の「成長資金の供給促進に関する検討会」等において、当面は当行等を活用して民間資金の呼び水とし、新たな資金供給の担い手・市場・投資家を育成、民間主導の資金循環創出につなげることが期待されています。

● 特定投資業務のスキーム



● 特定投資業務の実績 (平成27年度)

出融資先 (共同事業者)	案件概要
(株) SG・Bang Boパワーホールディング (静岡ガス(株))	静岡ガスによるタイのガス火力IPP事業への参画に際して、優先株式出資を通じたリスクマネーを供給。
(株) 大森インベストメント (大森機械工業(株))	大森機械工業と共同で、インドの包装機械メーカーの株式につき、買収SPCを通じて追加取得。
エスアイアイ・セミコンダクタ(株) (セイコーインスツル(株))	セイコーインスツルの半導体事業を、同社とDBJが共同出資によって新会社へ移管。
三菱重工業(株)	三菱重工業が、新型旅客機「777X」における機体の一部製造にあたって行う設備増強投資等に対し、同社と共同で成長資金を供給。
ブルーパートナーズ第一号投資事業有限責任組合	企業の成長資金ニーズに対応するリスクマネー供給を目的に、みずほ銀行と共同ファンドを組成。
東海地域中核産業支援投資事業有限責任組合	航空機や自動車の部品など、東海地域における“地域中核産業”に対し、成長資金を供給すべく、十六銀行と共同ファンドを組成。
みらい地域活性化投資事業有限責任組合	地域企業における成長および活性化の支援のためのリスクマネー供給を目的に、横浜銀行、東日本銀行と共同ファンドを組成。
伊予成長支援投資事業有限責任組合	地域の有力企業等における競争力強化および地域創生のためのリスクマネー供給を目的に、伊予銀行と共同ファンドを組成。
三菱地所(株)	丸の内・大手町エリアにおける複数の再開発プロジェクトを、劣後特約付社債の取得によりサポート。
三井住友海上火災保険(株)	世界トップ水準の保険・金融グループの実現に向けた成長分野強化の取り組みを、劣後特約付社債の取得によりサポート。
じもと創生本業支援ファンド投資事業有限責任組合	地域の有力企業等における競争力強化のためのリスクマネー供給を目的に、じもとホールディングス(きらやか銀行、仙台銀行)と共同ファンドを組成。
SDTソーラーパワー(株) (太陽石油(株)、ソーラーフロンティア(株))	太陽石油、ソーラーフロンティア、DBJの3社で大規模太陽光発電プロジェクトに対し共同投資。
四日市霞パワー(株) (コスモ石油(株))	効率的なエネルギーの供給に資する取り組みとして、コスモ石油によるIPP事業を移管し、共同で新会社を設立。
(株) ビースマイルプロジェクト (カミチクグループ)	鹿児島県の畜産事業者カミチクが、6次産業化のために設立する新会社に対し、農林漁業成長産業化支援機構他、食品会社等と共同投資。
川崎重工業(株)	川崎重工業が参画する民間航空機用エンジンの国際共同開発事業関連投資に対し、同社と共同で成長資金を供給。
せとうち観光活性化投資事業有限責任組合	瀬戸内7県の観光活性化事業に対し成長資金を供給すべく、地元の7地方銀行等と共同ファンドを組成。
(株) 瀬戸内ブランドコーポレーション	瀬戸内地域の金融機関等が、観光関連ビジネスの事業化および事業拡大を経営面・資金面から支援する共同会社を設立。
BIC(株) (株) エフエム東京	地上波テレビ放送のデジタル化により利用が可能となった周波数帯を活用した新ビジネス展開に向けて、エフエム東京が中心となって設立したBICに対し投資。
出光興産(株)	石油業界の再編にかかる劣後特約付融資を複数の金融機関等と共同で組成。
AeroEdge(株) ^(注) (菊地歯車(株))	菊地歯車がその高い技術力を活用し、新たに海外の大手航空機用エンジンメーカーに部品を供給するため設立した新会社に優先株式を出資。

(注) AeroEdge(株)(菊地歯車(株))は、平成28年度の実績です(平成28年4月末現在)。

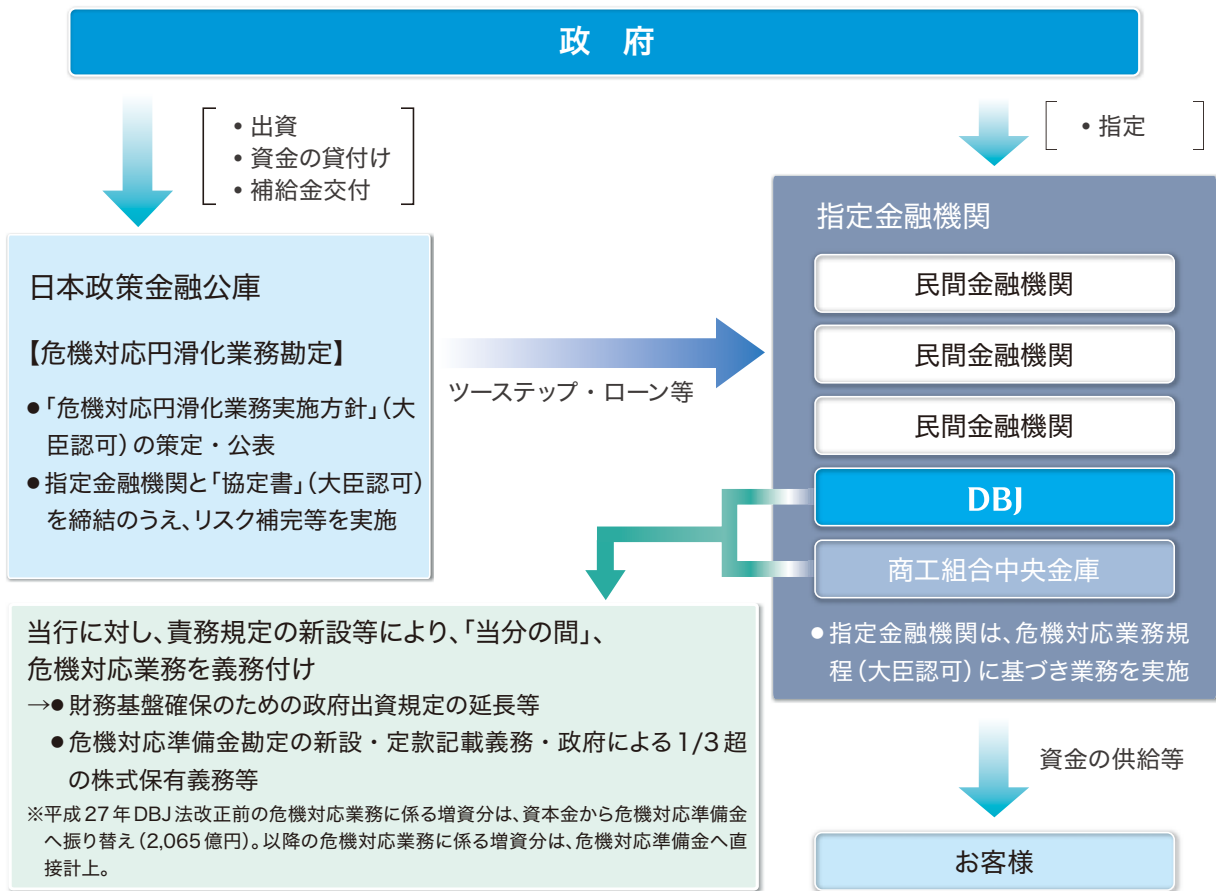
危機対応業務について

危機対応業務とは

危機対応業務とは、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。その後の改正を含む。）に基づき、内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）からツーステップ・ローンなどのリスク補完等を受け、政府が指定する金融機関（指定金融機関）が、危機の被害に対処するために必要な資金を供給する業務です。

DBJは、リーマン・ショックや東日本大震災に際し、大規模な危機対応業務に取り組んできましたが、平成27年DBJ法改正においては、危機対応業務等を通じてDBJが果たした役割への評価、民間金融機関の参加・実績がなかった状況などを踏まえ、当分の間、DBJに対して危機対応業務が義務付けられることになりました。

● 危機対応業務スキーム



東日本大震災について

DBJは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に対処するため、危機対応業務の指定金融機関として万全の体制を整備し、直接・間接の被害を受けた皆様の取り組みを積極的に支援してきました。

震災復興のステージが、〈復旧段階〉から〈復興・成

長段階〉へと移行しつつあるなか、地域金融機関等と協働したリスクマネー供給などにも取り組んでいます。

東日本大震災への取り組みについては、P.55～57をご参照ください。

平成28年(2016年)熊本地震について

DBJは、平成28年(2016年)熊本地震に対処するため、危機対応業務の指定金融機関として万全の体制を整備し、直接・間接の被害を受けた皆様の取り組みを積極的に支援しています。

平成28年4月28日には、被災地域の復旧・復興支援に全力を挙げて取り組むために、復興支援に有益な知見・金融ノウハウの提供を目的とした「熊本地震復興支援室」を九州支店内に設置しました。熊本地震復興支援室は、本店の地域企画部、金融法人部など部店横断的な体制で、復旧・復興に関する有益な情報等の

提供や、関係する自治体、国の機関・経済団体、地域金融機関等と連携した調査・企画業務を実施しています。

また、被害を受けた企業の復旧・復興を支援するため、被災地域の金融機関と協働して「くまもと復興応援ファンド」を組成しました。本ファンドは、被災した皆様に対して、期限一括返済型ローンや劣後ローン等を活用したリスクマネーを供給し、地域の早期復旧・復興のために貢献します。

危機対応業務の実績

平成20年秋以降の世界的な金融・経済危機による企業の資金繰りの悪化に対する対応策として、政府は同年10月30日に策定された経済対策「生活対策」において「商工中金、政投銀による金融危機対応業務の発動」を掲げ、同年12月11日には「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」の危機認定を行いました。さらに同年12月19日に策定された経済対策「生活防衛のための緊急対策」において予算枠の拡充・CP(コマーシャルペーパー)購入業務の追加等を含む「日本政策金融公庫の危機対応業務を活用した中堅・大企業の資金繰り対策」が掲げられました。これを受け、平成21年1月27日には平成20年度二次補正予算が成立し予算枠が拡充されたほか、同年1月30日にはCP購入業務の追加等を含む政省令の改正等が行われました。

加えて、同年4月10日に公表された「経済危機対策」において、中堅・大企業向け危機対応業務として計15兆円という大規模な危機対応業務が具体的施策として掲げられました。さらにその後、同年5月29日には平成21年度補正予算が成立し、また同年7月3日に施行された「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」(平成21年法律第67号)においては、DBJの財務基盤強化が講じられ、危機対応業務の円滑な実施が可能となるよう対策が講じられました。

また、平成23年3月11日以降に発生した東日本大震災に関する事案については、政府が同年3月12日付で危機認定を行っており、当該認定に係る告示において、危機対応業務の実施期間は再延長されています(一方で、「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」等の一部の事案に関する実施期間については、平成23年3月末日までにて終了しています)。

なお、平成28年3月末時点の危機対応融資、損害担保およびCP購入の実績の累計は、以下のとおりです。

- 融資額：5兆6,019億円(1,136件)

- 損害担保：2,683億円(47件)

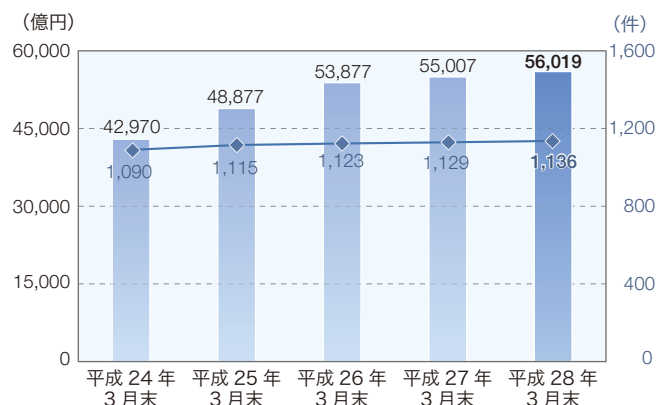
(日本公庫より損害担保による信用の供与を受けた融資額および出資額の合計金額。日本公庫へ申し込み予定のものを含む)

- CP購入額：3,610億円(68件)

(注1) 危機対応業務に係る株式会社日本航空宛の損害担保契約付融資額670億円のうち470億円(当社の更生手続終結により、平成23年4月に確定した額)については、最終的には同契約に基づき、日本公庫により補てんされております。

(注2) マイクロンメモリアン株式会社(旧エルピーダメモリ株式会社)に対する債権等の一部については、日本公庫との間で損害担保取引に係る契約を締結しており、DBJは日本公庫に対し損害担保補償金合計277億円を請求し、既に支払いを受けております。なお、今後、補償金の支払いを受けた債権について元本にかかる回収等を行ったときは、当該回収等に補てん割合を乗じた金額を日本公庫に納付します。

● 危機対応融資額・件数(累計)



セーフティネットとしての取り組み

DBJはこれまで、地震や台風といった大規模自然災害が発生した場合の復旧・復興支援や、SARSやBSE等の疫病、テロ、金融システム不安など広範な影響を

及ぼす緊急事態が発生し、平時の金融プラットフォームが機能しない場合における緊急対応のための投融資を行っています。

災害復旧対応

社会的課題

災害復旧対応には、①被災地域について十分な知見を有する者が地域事情を勘案して対応にあたること、②重要な基盤インフラの毀損には極めて速やかな復旧対応が必要であることから、基盤インフラ関連の業界や事業について日頃の取引関係を通じて十分な知見を有し、かつ長期資金の供給ノウハウを有する者が対応することが必要です。

DBJの取り組み

DBJは、阪神・淡路大震災（平成7年1月発生）や新潟県中越地震（平成16年10月発生）のほか、台風などの自然災害にも対応してきました。電気・ガス・鉄道・通信・放送・都市開発事業などのインフラ産業から、小売・食品関連などの生活関連事業、地域の雇用や経済活性化に大きな役割を果たす製造業等まで、さまざまな分野の復旧事業への対応を実施しました。

【参考】災害復旧融資実績累計

阪神・淡路大震災 1,848億円
（平成6年度～平成14年度）
新潟県中越地震 203億円
（平成16年度～平成18年度）

テロ災害等対応緊急ファイナンス

社会的課題

テロ災害など緊急事態へのファイナンスは、日頃の取引関係を通じて十分な知見を有し、かつ運転資金も含めた資金供給ノウハウを有する者が機動的に対応することが必要です。

DBJの取り組み

DBJは、平成13年度には「緊急対応等支援制度」を創設し、米国同時多発テロ（平成13年9月発生）、SARSなどにより事業環境が急速に悪化した航空業界などに対し、交通・物流体制の維持を図るため、緊急融資を実施しました。

【参考】テロ・SARS対応緊急融資実績累計 4,370億円
（平成13年度～平成16年度）

セーフティネットの取り組み実績

平成 7年	阪神・淡路大震災復興	平成18年	原油価格高騰対応
平成 9年	金融環境対応(貸し渋り)	平成19年	能登半島地震復興
平成12年	有珠山噴火復興 東海地方集中豪雨復旧支援	平成20年	新潟県中越沖地震復興 岩手・宮城内陸地震復興
平成13年	米国同時多発テロ SARS対策、BSE対策	平成22年	金融危機対応 円高等対策
平成16年	新潟県中越地震復興	平成23年	東日本大震災復興
平成17年	福岡県西方沖地震復興	平成27年	台風第18号等による大雨に係る災害
平成18年	アスベスト対策	平成28年	熊本地震復興

危機対応業務

東日本大震災に対処すべくとりまとめられた平成23年度補正予算（平成23年5月2日成立）において、株式会社日本政策金融公庫に対し危機対応業務の中堅・大企業向けとして2.5兆円が措置されました。

この補正予算成立を受け、DBJは、危機対応業務の指定金融機関として万全の体制を整備し、直接・間接の被害を受けた皆様の取り組みを積極的に支援してきました。

平成27年DBJ法改正においては、リーマン・ショックや東日本大震災に際して、危機対応業務等を通じてDBJが果たした役割への評価、民間金融機関の参加・実績がなかった状況などを踏まえ、当分の間、DBJに対して危機対応業務が義務づけられることになっており、引き続き、震災からの復興に向けて取り組んでまいります。

電力供給問題への対応

東日本大震災以降、電力の安定供給は、わが国の経済・産業競争力を維持・強化するうえで重要な課題となっています。老朽化した火力発電所の新增設など、今後、大規模な資金を必要とすることに加え、電力システム改革を契機とする電力小売りや発電分野への新規参入等、エネルギー供給体制に変革が起きてきており、

こうしたニーズに対応するべく、DBJは民間金融機関と協調しながら取り組んでいます。

エネルギー分野（電気・ガス・熱供給・水道業）向け融資残高は、3.2兆円（平成28年3月末時点）となっています。

東北復興・成長サポート室

DBJは、東北をはじめ被災地域の復旧・復興支援に全力を挙げて取り組むために、復興支援に有益な知見・金融ノウハウを集約し、提供することを目的とした「東北復興支援室」を、平成23年4月21日に東北支店内に設置しました。

「東北復興支援室」は、本店の地域企画部、金融法人部など部店横断的な体制で、被害額の推計など被災地に関する情報の提供や、関係する自治体、国の機関・経済団体、地域金融機関等と連携し、創造的復興に資する

調査・企画業務に取り組んでいます。

震災から5年目を迎え、東北地域は復興に加えて新たな成長を目指す段階に移行することから、平成28年4月1日に「東北復興支援室」の名称を「東北復興・成長サポート室」に変更しました。

今後は、国、自治体、経済界が実施する成長のためのプロジェクトを、これまでに整備した制度やノウハウを活用し、より一層サポートしてまいります。

東日本大震災復興・成長支援ファンド

DBJは、東日本大震災で被害を受けた企業の復旧・復興を支援するため、被災地域の金融機関と共同して、東日本大震災復興ファンドをそれぞれ組成し、これまで46件の投融資に取り組んできました。

平成26年12月には、震災復興のステージが、生産設備の回復等といった〈復旧段階〉から、生産を再開した企業の販路開拓や、複数企業の協働による産業競争力強化、インフラ整備・機能強化等の〈復興・成長段階〉

へと移行しつつあることに対応して、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）とも連携した復興・成長支援ファンドを新たに設立しました。

新ファンドは、被災地域の復興・成長に資する事業を行う企業に対して、劣後ローンや優先株等を提供することで、全国のモデルとなる先進的な取り組みを促進し、地域の成長と活性化を支援します。

※P. 89参照

東日本大震災から5年～新しい成長に向けて～阪神・淡路大震災を教訓に

平成28年2月にレポート『東日本大震災から5年～新しい成長に向けて～阪神・淡路大震災を教訓に』を発行しました。

本レポートは、東日本大震災から5年を迎えるにあたり、東日本大震災と阪神・淡路大震災が地域経済に与

えた影響等を比較・検証するとともに、神戸市の震災復興に向けた取り組みと、今後の東北における成長産業について分析し、東北の新しい成長の方策を検討したものです。

東北データインデックスプロジェクト公募論文事業

寄付金を基にした東日本大震災の被災地支援事業への助成や震災からの復興にかかる統計・各種情報の提供事業を行う公益財団法人地域創造基金さなぶり（理事長：大滝精一・東北大学大学院経済学研究科教授）が、主として被災3県（岩手県、宮城県、福島県）に関する調査論文の公募事業を平成28年4月から実施、授賞

式と記念フォーラムが開催されました。

採用された論文を印刷・公表することで、震災後10年目までに各地域が対処すべき課題等に関する認識を広め、共有することを目的としています。

DBJは審査委員に就任するとともに、経済・産業面で優れた論文に「日本政策投資銀行賞」を授与しました。

東北未来創造イニシアティブ

民間有志を中心に、復興、自立、さらには未来創造へと挑戦する被災地を支援するため、「東北未来創造イニシアティブ」（代表発起人：大滝精一・東北大学大学院経済学研究科教授、大山健太郎・アイリスオーヤマ株式会社代表取締役社長）が平成24年4月にスタートしました。人材育成道場を運営し、経営者や起業家などの育成をはじめ、街づくり・産業づくりに向

け、有志の首長に民間から支援チームを派遣し、地元自治体の復興計画の具現化を推進するなど、被災地の自立的発展への基礎固めとすることを目指しています。DBJは、人材育成道場において「経営と金融」をテーマにしたセッションを担当しており、講師派遣による研修プログラムの実施など、当プロジェクトに協力しています。

福島県と産業復興に関する連携協定を締結

平成25年3月、DBJは福島県と産業復興に関する連携協定を締結しました。この協定は、福島県の地域経済活性化に向けた地域産業・観光の振興および地域の魅力発信を総合的に推進するため、情報収集や戦略検討、人材育成などを図ることを目的としています。

●福島医療関連産業集積研究会

DBJとDBJグループの価値総合研究所が事務局となり、平成25年6月、「福島医療関連産業集積研究会」（座長：菊地眞・医療機器センター理事長）を設置し、

わが国医療機器の新たな創出拠点として“福島発日本型モデル”の実現に向けて、福島県に対する提言や、企業連携に向けた支援を行ってまいりました。

平成26年度からは、福島県が行う「うつくしま次世代医療産業集積・次期リーディングプロジェクト」における「救急・災害対応医療機器ビジネスモデル調査」を価値総合研究所が受託し、DBJと一体でビジネスモデルを提案しています。

「新しい東北」官民連携推進協議会

復興庁が進めている「新しい東北」の創造に向けて、被災地で事業展開されている企業、大学、NPO等、多様な主体による取り組みを、より一層推進し、東北の持続的な活力に結びつけていくために、平成25年12

月「『新しい東北』官民連携推進協議会」が設立されました。DBJは、この取り組みの意義に賛同し、設立発起人の一人として当協議会の設立に加わったほか、副代表として参画しています。

国連防災世界会議パブリック・フォーラム

国連防災世界会議は、国際的な防災戦略を策定する国連主催の会議であり、平成27年3月に開催された第3回会議で、今後15年間の新しい国際的防災指針である「仙台防災枠組」等が採択されました。また、サイドイベントとして、復旧・復興、災害対応、防災・減災に関する350以上のシンポジウム、セミナー、展示等が実施されました。DBJは、「レジリエントな社会を実現す

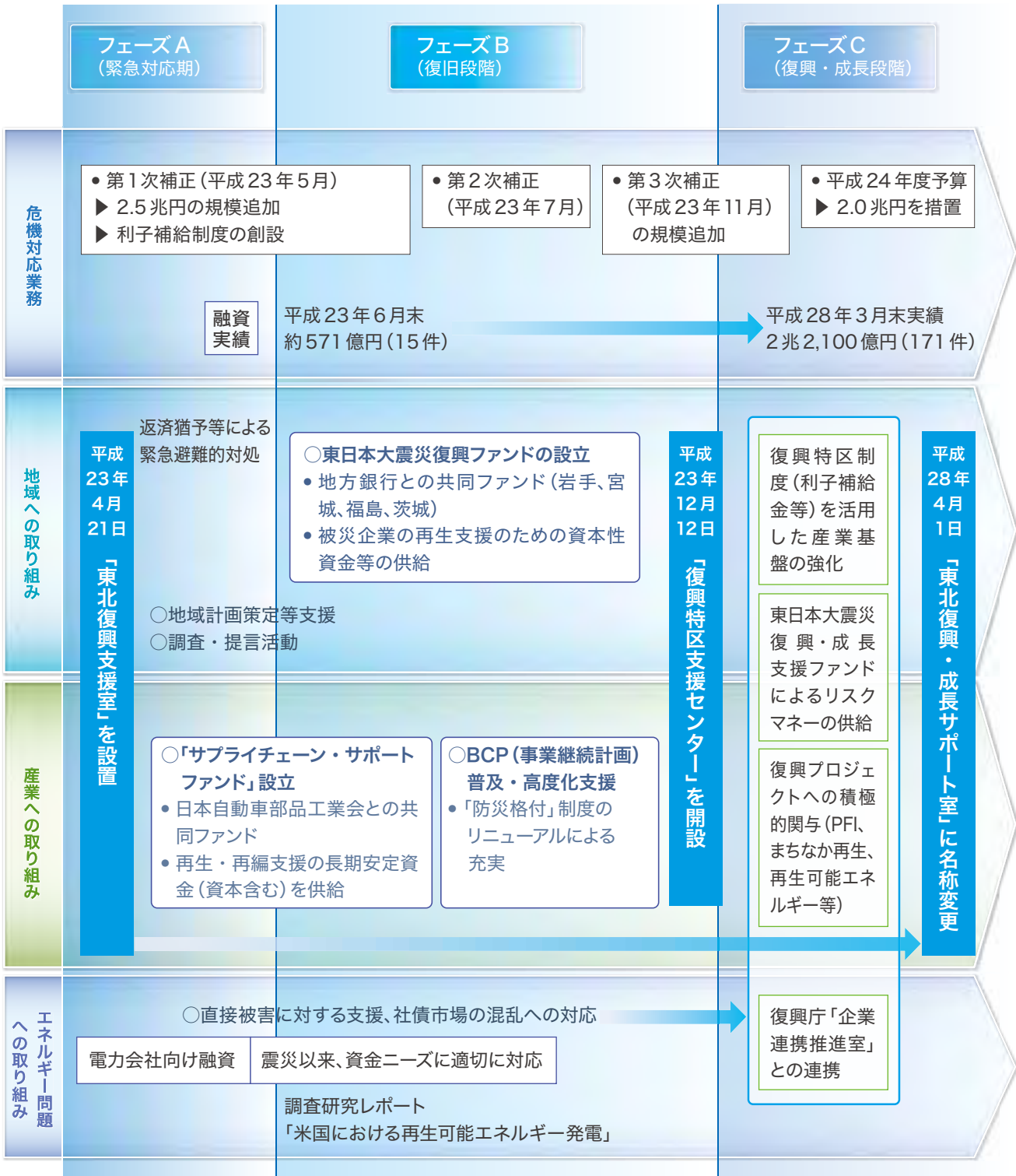
る金融イニシアティブ～災害リスク管理や災害発生後の復興における金融の役割」と、「東北内外の連携・相互協力による災害対応力強化に向けて～東北復興連合会議における東北一体となった取り組み」と題した2件のシンポジウムを開催し、世界に向けて東日本大震災から得た経験・教訓の情報を発信しました。

復旧・復興・成長に向けた課題と対応

世界的にも類を見ない複合型の大規模災害である東日本大震災の復旧・復興・成長に向けた施策については、時間軸ごとにステップを刻んだ対応を必要とし、ま

た、被害地域が広範で、復旧・復興・成長対象も多様であることから、地域や被害類型に応じたきめ細かな対応が必要であると認識しています。

● 投融资活動による復旧・復興・成長支援



地域創生に向けた取り組み

DBJは、第3次中期経営計画において、地域のパートナーとして、地域に応じた活性化に貢献することを業務の重要課題としています。そこで、さまざまな課題に直面する地域での自立的な取り組みをより一層後押しするため、平成26年9月に「地域みらいづくり本部」を設置するとともに、地域の取り組みを支援し、課題へのソリューションを提供すべく、「地域創生プログラム」を創設しました。また、平成26年10月には、地域中堅企業の経営者などから170件以上のナマの声を聞き、それをもとに地域活性化に必要な方策、および金融機関に求められる役割などをまとめた「地域創生への提言」を公表しました。

地域創生プログラム

「地域創生プログラム」の具体的な取り組みとして、業種横断的な協創型ビジネスの創出を支援する「イノベーション・ハブ」を地域に展開しています。また、株式会社民間資金等活用事業推進機構（PFI推進機構）が中心となってPPP/PFIの活用拡大について取り組んでいますが、DBJとしても地方公共団体や地域金融機関の

方々などを対象にした「PPP/PFI大学校」を開講し、地域を担う人材に対してDBJのノウハウ・ネットワークを提供するなどの取り組みを進めています。このほか、「地域貢献型M&Aプログラム」を創設し、地域企業の経営基盤強化など、地域の成長に資するM&A案件を支援しています。

地域におけるリスクマネー供給の取り組み

DBJは、観光産業を通じて地域活性化を支援するため、株式会社地域経済活性化支援機構および株式会社リサ・パートナーズ（以下「リサ」）とともに、「観光活性化マザーファンド投資事業有限責任組合」を平成26年4月に組成し、リスクマネーの供給に取り組んでいます。また、平成26年9月に、地域企業の円滑な事業承継を支援するため、株式会社広島銀行をはじめとする

地域金融機関3行と共同して「せとうち事業承継ファンド^{むすぶ}『結』」を組成したほか、株式会社東京都民銀行、リサと協働して、首都圏経済の活性化に資する中堅・中小企業を対象に、事業基盤の改善・強化から拡大・成長までを一貫して支援するための資金供給を行う「とうきょう活性化基金投資事業有限責任組合」を組成し、リスクマネーの供給に取り組んでいます。

瀬戸内ブランド推進に関する取り組み

DBJは、瀬戸内地域の地方銀行7行（中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、みなと銀行）とともに、一般社団法人せとうち観光推進機構^{※1}と連携して瀬戸内ブランド推進体制^{※2}を構築するため、平成28年4月に「株式会社瀬戸内ブランドコーポレーション」（以下「SBC」）に対する出資および「せとうち観光活性化ファンド」（以下「当ファンド」）の組成を行いました。

SBCは、観光関連事業者に対する経営支援や資金支援のほか、DMS^{※3}の開発を行うことで瀬戸内地域の価値の最大化を目指しています。

また、資本金性資金を中心とする成長資金の担い手として当ファンドを組成し、観光関連事業者に対して必要な資金支援を行っていきます。

^{※1}一般社団法人せとうち観光推進機構：瀬戸内ブランドの確立を目的に、代表者を民間人、理事を兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県の7県とする一般社団法人。

^{※2}瀬戸内ブランド推進体制：瀬戸内地域の価値向上のため、一般社団法人せとうち観光推進機構、観光関連事業者、SBC等が連携する体制。日本版DMO^{※4}に当たります。

^{※3}DMS：Destination Management Systemの略。DMOの活動を支援するために、さまざまなチャネルやプラットフォームを統合し、観光コンテンツ等を包括的に配信（サービス化）する仕組み。

^{※4}DMO：Destination Management Organizationの略。戦略策定、各種調査、マーケティング、商品造成およびプロモーション等を一体的に実施する、主に米国・欧州で見られる組織体。

スポーツを活かした地方創生への取り組み

DBJでは、スポーツを活かしたまちづくりや地方創生の可能性に着目し、これまでに『スポーツを核とした街づくりを担う「スマート・ベニュー®」』(平成25年8月)、『スポーツツーリズムの展開』(平成27年2月)、『2020年を契機とした国内スポーツ産業の発展可能性および企業によるスポーツ支援』(平成27年5月)など、スポーツ分野における調査報告書を公表してきました。

また、平成28年の1月と3月の2回にわたり、早稲田大学スポーツビジネス研究所主催、DBJ共催、笹川スポーツ財団協力、スポーツ庁後援による「『スポーツを活かした地方創生』シンポジウム」を開催しました。本シンポジウムでは、鈴木大地スポーツ庁長官、FC今治オーナーで公益財団法人日本サッカー協会副会長の岡田武史氏(元サッカー日本代表監督)をはじめ、さまざまな立場や視点を持った方々からの講演やパネルディスカ

ッションを通じて、産学官民が力を合わせたスポーツによる地域活性化の気運醸成が図られました。



シンポジウム開催の様子

政策研究大学院大学との共同講座開設

DBJは、平成28年4月、政策研究を専門とする大学院・政策研究大学院大学(National Graduate Institute for Policy Studies: GRIPS)と共同で、新コース「地域振興・金融コース」を、GRIPSの修士課程公共政策プログラムのなかに開設しました。

このコースでは、地域の成長戦略の実現に向けて、地方自治体と地域金融機関が相互に連携した取り組みを行うことの重要性に鑑み、地域振興の考え方、地域経済の分析、地域におけるプロジェクトファイナンス、アジアを中心とした海外への地域産業の展開などに関する理論や知識、具体的手法を総合的に修得することを目指します。特に、地方自治体の職員には、ビジネスや金融の視点にも立った政策立案能力の向上を、また地域金融機関の職員には、地域の産業や企業の競争力強化などに対する目利き力やリスクテイク能力の涵養を図ることによって、官民一体による実効性ある地域経済活性

化のためのプロジェクトや支援策を企画立案し、また推進できる人材の育成を目的としています。

DBJは、グループ全体から講師陣を派遣するとともに、リスクマネーの供給等にかかるさまざまな知見の提供を通じて、地方創生を積極的に支援していきます。



「地域振興・金融コース」開講式

DBJは、投融資を中心とする幅広い活動を通して、社会と多面的な接点を持っています。企業をはじめ、国内外の政府、政府機関、国際機関、地方自治体、大学など多岐にわたる情報チャネルや人的ネットワークを活かし、経済・社会が抱える課題の抽出、中立的な立場からの提言の実施など、質の高い情報発信を行っています。

経済・産業動向調査

DBJでは、国内外のマクロ経済・金融動向の分析のほか、産業界との幅広い接点を活かした内外市場の動向、技術開発・国際競争などの業界に関する調査、60年の歴史を持つ設備投資計画調査など、多様な調査・研究を行い、その成果をお客様を中心とする社会に対してフィードバックしています。

(調査例)

◆『DBJ Monthly Overview』

DBJの調査における主な情報発信媒体(月刊誌)として、ウェブサイトでも広く公開しています。

内外の経済・産業動向を、最新の指標と各国の金融・財政政策を踏まえた実体経済の基調判断を軸に、簡潔なコメントで解説しています。また、近年は、アジア新興国や金融マーケットに関するコンテンツの充実を図っています。



また、産業動向や海外を中心とするマクロ経済について、以下のようなタイムリーなトピックスを取り上げ、より詳細な調査・分析を行っています。

―「IoTによる製造業の変革

～ドイツで進むIndustrie4.0の取り組み」

(『DBJ Monthly Overview』No.238、平成27年8月)

あらゆるモノにセンシングデバイスを装着し、インターネットにつなげることを“Internet of Things”(IoT:モノのインターネット)と呼びます。これまではネットに接続されていなかった家電や自動車、工場の製造装置などがインターネットや機器間通信(M2M)でつながることにより、ビッグデータを活用した新たな製品やサービスの創出が期待されています。他方、ドイツでは人口減少と労働時間の短縮により労働投入量の減少が続き、IoTによる製造業の生産性引き上げへの期待が高まっています。



本レポートでは、ドイツの“Industrie4.0”の取り組みを紹介し、IoTによる製造現場革新へのインパクト、日本における対応状況と課題について考察しました。

―「COP21と低炭素化に向けた動向」

(『DBJ Monthly Overview』No.244、平成27年11月)

2015年末、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の第21回締約国会議(COP21)が、パリで開催されました。気候変動に関する国際的な枠組みについては、1992年のリオサミットでUNFCCCが採択され、1995年から毎年、COPで議論が続けられてきました。

本レポートでは、今回のCOP21開催に先立って、国際的な枠組みづくりと主要国の排出動向をはじめ、COP21の見通し、主要国のINDC(Intended Nationally Determined Contributions:約束草案)と主な取り組み、UNFCCC以外に広がる枠組み、COP21後の低炭素化投資等について、多角的に考察しています。



◆「DBJ 長期金利 Weekly Outlook」

お客様向けに、長期金利に関する情報をコンパクトに2ページにまとめています(毎週初めの営業日に発行)。日米を中心とした前週のマーケット動向を概観し、今週発表される経済指標や金融政策、国債入札等のイベントを踏まえて、長期金利の見通しを当行エコノミストが解説します。加えて、内外経済について詳しく解説する「今週のトピックス」や、6カ月先にかけての金利見通しシナリオを掲載しています。

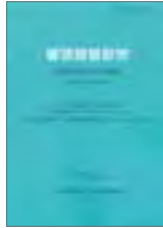
◆「金利の見通し」「為替相場の見通し」

お客様向けの長期金利・為替相場に関する情報提供ツールとして、プレゼンテーション形式の資料を提供しています(毎月更新)。金利・為替それぞれの決定要因別における動向を踏まえ、年度末にかけての金利・為替の見通しをはじめ、上振れ・下振れのリスク、より長期的な論点についても解説しています。

◆「『アジアの世紀』における日本経済再生とビジネスチャンス」

(『経済経営研究』Vol.36 No.5、平成28年3月)

平成27年11月13日、一橋大学(研究機構東アジア政策研究センター)とDBJ(設備投資研究所)は、両者の包括連携協定に基づくアジアの経済金融情勢に関する共同研究成果を広く社会に還元することを目的に、初めての共同主催シンポジウムを開催しました。小川英治氏(一橋大学大学院商学研究科教授)と木川眞氏(ヤマトホールディングス株式会社代表取締役会長)の基調講演や、有識者たちによるパネルディスカッションなどを行い、企業関係者など約180名が参加しました。



◆「国際インフラセミナー(議事録)」

(『経済経営研究』Vol.36 No.8、平成28年3月)

平成27年12月2日、DBJは、LTIIAの協賛のもと、インフラ投資に特化したシンポジウム「国際インフラ投資セミナー」を主催しました。「ベンチマーク」と「ESG(環境・社会・企業統治)」を主要テーマに、インフラ投資におけるベンチマーク、ESGに関する取り組みの重要性、ESGに関する情報開示に際して行う統合報告などについて、西村康稔氏(前内閣府副大臣)、ティエリ・デオ氏(メリディアンCEO)、ポール・ドラックマン氏(IIRC CEO)など各界の有識者による講演を通じて、日本のインフラ投資の今後のあり方を世界に向けて発信していく、またとない機会となりました。



設備投資計画調査

DBJは、主な業務のひとつとして長期設備資金の供給に取り組んできました。「設備投資計画調査(アンケート調査)」は、昭和31年以来半世紀以上の歴史を持ち、地域別の設備投資動向の調査、企業についての生きた情報を踏まえた分析などにより、国の経済運営や企業経営、あるいは研究機関や大学における研究・教育などさまざまな場面で活用されています。

(調査例)

◆「2014・15・16年度設備投資計画調査報告(2015年6月調査)」

(『調査』第108号、平成27年9月)

企業の設備投資動向をアンケート調査で把握する「設備投資計画調査」の実施後、その分析を踏まえた調査結果を公表しています。



調査・研究と投融資活動の融合

DBJの調査・研究活動の成果は、資料の公表のみならず、全国各地の講演会やセミナー等で紹介されています。さらに、全行的なネットワークを通じた投融資機能にその成果を反映させることで、新たな金融ソリューションとして企業のCSR活動や技術事業化などに役立てられています。

(1) 環境分野

環境分野では、地球温暖化対策、循環型社会形成、企業経営の持続可能性などのテーマに対し、国内外の各部門が調査レポートや講演会、専門誌・新聞・雑誌への寄稿などさまざまな形で活動を続けた結果、その成果が平成16年度から開始した「DBJ環境格付」融資等として結実し、多くの企業に活用されています。

(2) 防災・事業継続マネジメント分野

自然災害をはじめとする危機が発生した場合、企業は

自社の従業員の命を守り、事業を継続する防災や事業継続の対策が求められています。DBJでは、防災、事業継続、災害レジリエンスに関する内外動向と、平成23年に発生した東日本大震災やタイの洪水災害等の教訓を踏まえ、平成18年度より運用していた「DBJ防災格付」を、平成24年に「DBJ BCM格付」融資へと名称を変更し、評価体系も大幅に改定しました。

今後も、内閣府による防災対策をはじめとする、日本政府、日本学術会議などの学術界、世界経済フォーラムや国連国際防災戦略事務局等とも連携して、調査・研究を進めていきます。

(3) 技術分野

技術関連では、技術事業化支援センターが、競争力強化に係る研究のほか、技術経営に関する研修事業などに取り組み、企業の持つ技術の事業化を支援しています。

地域への情報提供

地域振興に向けた情報提供活動

人口減少や高齢化、生産労働人口および域内需要の減少等による地域産業の活力低下など、地域を取り巻く環境は厳しさを増し、今まで以上に知恵や工夫が求められる時代になっています。DBJでは、国内本支店・事務所19カ所、海外駐在員事務所・現地法人4カ所（平成28年7月1日現在）のネットワークを活用し、地方自治体、各地域の経済団体、企業など内外のさまざまな事業主体との情報交換等を通じて得られた情報の

分析を行っています。その対象は、PPP(Public Private Partnership：官民パートナーシップ)、観光振興、地域づくりやまちづくり、地方財政など多岐にわたり、分析結果は各種レポート、刊行物、寄稿、講演などの形で提供しています。



『地域ハンドブック2016年度版～地域データと政策情報』

本書は、地域政策、地域経済、地域社会の現状や地域プロジェクト等の動向を総合的に把握できるよう、「データ編」として地域ブロック・都道府県および主要都市等における経済・産業・生活・行財政等に関する基本的な指標を、「政策編」として主要な地域政策や地域プロジェクトの情報を、それぞれ掲載しています。なお、「トピックス」では、関西学院大学の林宜嗣教授に、「地方創生と地域活性化の諸課題」をテーマに特別に寄稿いただきました。



『コンパクトシティ研究会 報告書』

本報告書は、公民連携によるコンパクトシティの意義および実現へ向けた道筋などの検討を行うために設置した「コンパクトシティ研究会」の成果を報告したものです。

内容は、今後の都市構造の方向性として関心が高まっているコンパクトシティに焦点を当て、取り組み意義や活用策についての考え方を整理するとともに、コンパクトシティへの取り組みを地域の個性やにぎわいにつなげる“攻めのコンパクトシティ”の形成に向けた提言等を行っています。



『2020年を契機とした国内スポーツ産業の発展可能性および企業によるスポーツ支援～スポーツを通じた国内経済・地域活性化』

本レポートでは、平成24年時点の国内スポーツ産業規模を約11.4兆円(公営競技含む)と試算するとともに、他産業への経済波及効果および地域別のスポーツ産業規模も試算し、「スポーツは地域経済の活性化に寄与し得る産業である」と考察しています。併せて、スポーツに着目したビジネス展開をはじめ、スポーツチームの自社保有を企業活動と位置付けた先進事例や、スポーツを活用して地域活性化に取り組む自治体の活動等も紹介しています。



『古民家の活用に伴う経済的価値創出がもたらす地域活性化』

本レポートでは、平成26年10月に公表した中間レポート『人を呼び、にぎわいを創り出す 古民家を活かした地域再生』の続編として、古民家等の活用で経済的価値の創出を図り、地域活性化につなげていくために、自治体、不動産事業者、NPO等による地域の連携した取り組みについての提言をとりまとめました。また、古民家の修繕・リフォーム等の潜在的な市場規模と、外国人旅行者の古民家への宿泊が地域へもたらす経済効果についても考察しています。



支店レポート・セミナー

北海道支店

『DBJ・JTBF アジア8地域・北海道観光に関する訪日外国人の意向調査(平成27年版)』

(レポート、平成27年10月)

DBJでは、平成24年より継続的に、アジア8地域(韓国、中国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア)の海外旅



行経験者を対象としたインターネットによるアンケート調査を実施しており、本年においては、公益財団法人日本交通公社(JTBF)と共同で調査を行いました。

北海道支店では、この調査結果を踏まえ、北海道観光に対する訪日外国人の認知度をはじめ、訪問意欲、期待などに関する内容をミニレポートとして整理し、「引き続き北海道ブランドの価値は高く、国内トップクラス」であると報告しています。

東北支店

『東日本大震災から5年～新しい成長に向けて ～阪神・淡路大震災を教訓に』

(レポート、平成28年2月)

平成28年3月11日で東日本大震災から5年が経過しました。復旧・復興は着実に進展しているものの、これまで地域経済を下支えしてきた復興事業費が大幅に減少していくことが見込まれるなか、今後への不安も惹起されています。



本レポートは、第1章で阪神・淡路大震災と東日本大震災が地域経済に与えた影響について分析することで、東日本大震災における被災地域の復興から成長への課題などを探り、第2章では兵庫県における震災復興を牽引した代表的な産業育成策である「神戸医療産業都市」を、第3章では東北における4つの成長産業をそれぞれ分析することで、次の5年間ににおける東北の新しい成長の方策を検討しました。

新潟支店

『新潟におけるインバウンド推進に向けて (2015年7月調査)』

(レポート、平成28年3月)

DBJでは、平成24年度より、毎年インターネットによるアンケート調査「アジア8地域・訪日外国人旅行者の意向調査」を行っており(韓国、中国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシアの8地域)、本年においては公益財団法人日本交通公社と共同で実施しました。



本レポートは、上記調査にクロス集計を加え、新潟地域を訪れたことがある訪日外国人旅行者の日本旅行に対する意向について整理を行い、新潟におけるインバウンド推進の課題と今後の対応策について言及しています。

北陸支店

『北陸地域における女性登用の現状と今後』

(レポート、平成27年5月)

現在、政府は「指導的地位の女性割合を平成32年までに30%にする」との目標を掲げ、企業等に対し女性登用に向けた具体的な取り組みを求めています。しか

し現状では、課長相当職以上の女性割合はいまだ1割にも満たず、政府目標値までの道のりは遠いと言わざるを得ません。

本レポートは、わが国の女性登用の現状や北陸地域の特性、北陸企業の取り組み事例から、北陸地域における女性登用の今後のポイントや可能性について考察したものです。



東海支店

『東海地域の医療機器業界に関する調査』

(レポート、平成27年10月)

医療機器産業は、少子高齢化が進むなかでも市場が拡大しており、今後の成長が期待される分野です。2008年のリーマン・ショックを経て、自動車部品加工業等を筆頭に、医療機器への進出を企図する企業が増加しています。



本調査では、医療機器への参入を企図(もしくはすでに参入)している東海地域企業の調査結果をとりまとめ、参入にあたっての論点整理や提言を行っています。

関西支店

『真の観光先進地域「KANSAI」へ向けて ～人口減少の危機を交流人口増加で乗り越える』

(レポート、平成27年7月)

関西支店では、平成22年5月より「観光レポートシリーズ」を随時発表し、関西をひとつのメガリージョンとした関西周遊型の観光客の集客と、訪日リピーター獲得に向けた関西のエリアブランド認知向上による魅力発信の重要性を提言してきました。



本レポートは、今般、東京圏、東海よりも深刻な人口減少局面を迎える可能性が高い関西において、定住人口の減少を交流人口の増加で補う目線を持ち、個々の観光エリアの底上げに加え、関西広域での取り組みを加速する必要性について提言を行うとともに、足下急増するインバウンド観光客による宿泊キャパシティーの逼迫状況をもとに、将来の状況を試算しています。

中国支店

『広島県における訪日外国人観光客の動向について』

(レポート、平成27年9月)

近年、広島県においても訪日外国人観光客数は、全国と同様に増加傾向にあります。平成26年の訪日外客数(1,341万人)のうちアジアからが約8割、北アメリカ・ヨーロッパ・オセアニアを含む欧米諸国からは2割弱であるのに対し、広島県においては、同年の訪日外客数(104万人)のうち欧米諸国からが約6割、アジアからが約3割と、全国の割合と逆転しています。

本レポートでは、この特徴を踏まえ、アジアのみならず欧米諸国を含めた訪日観光客の動向について分析し、インバウンド観光産業の重要性について整理しました。



九州支店

『ラグビーワールドカップ2019日本大会の九州における経済効果試算』

(レポート、平成27年3月)

平成31年に日本開催が決定しているラグビーワールドカップの開催都市12カ所のうち、九州地域から福岡、大分、熊本の3都市が選出されました。本レポートでは、ラグビーワールドカップ開催による九州地域への経済波及効果について試算しました。その結果、経済波及効果は350億円となりました。

また、ラグビーワールドカップをきっかけとして、欧州・オセアニアを中心とした新たなインバウンド客への対応が必要であることにも言及しています。



四国支店

高知イノベーション・ハブ(iHub)の開催

(セミナー、平成27年5月～9月)

iHub[※]は地方各地でも展開しており、DBJは高知県と「高知イノベーション・ハブ」(2015年5月～9月、全5回)を開催し、産学官民から30名超の方々が参加しました。



第2～5回の講座では、「子育てをする女性の課題解決」をテーマに、参加者はインタビューやグループワークなどを通じて解決方法を模索しました。参加者からは、「グループワーク手法の自社商品開発への活用や、参加を通じて得たネットワークを自身のビジネスにつなげたい」などの感想をいただきました。

※P. 47参照。

南九州支店

『畜産業界調査報告書～「畜産王国」南九州の成長戦略Ⅱ』

(レポート、平成27年5月)

南九州は、わが国畜産業の一大生産拠点です。しかし、今後は、人口構造の変化に伴う国内市場の縮小、TPPの影響等による海外産との競争激化等の大きな環境変化にさらされることが予想されます。

本レポートでは、和牛に焦点を置いた昨年度のレポートに続き、豚・鶏について調査を実施し、南九州の畜産業の現状を整理したうえで、国内の競争環境の分析や競争力強化に向けた課題抽出を行い、豚・鶏それぞれの成長戦略について提言を行っています。



一般財団法人日本経済研究所

一般財団法人日本経済研究所は、「内外の重要な経済問題に関する調査研究を行い、学術の振興に資するとともに、わが国経済社会の発展及び福祉の向上に寄与する」ことを目的に設立された財団法人です。日本経済研究所の活動は、DBJの調査研究部門や大学・研究機関・有識者、また国・地方自治体など数多くの調査関係先および約500社の賛助会員等々、内外のネットワークに支えられ、都市開発、地域開発、社会資本整

備、エネルギー、経済・産業などの分野において、日本経済の構造にかかわる課題の調査に取り組んでいます。

DBJは、日本経済研究所と連携し情報発信を行っています。



CSR レポート

DBJでは、お客様の課題に対応するために投融資一体型金融サービスを提供し、社会の持続的な成長を金融面から支えています。

また、DBJにとってのCSR (Corporate Social Responsibility) とは、投融資等を通じて社会に貢献することはもちろん、社会の要請を真摯に受けとめ、社会の一員としての責任を果たしていくことです。

そのためには、役職員一人ひとりが日常業務のなかで常に「社会」「環境」「経済」を意識して活動することが必要であり、それにより社会から信頼され、好まれ、選ばれる金融機関になることができると考えています。

CSR 経営の実践	67
投融資等を通じた CSR	72
環境マネジメント	92
事業継続計画 (BCP)	96
人材育成と職場環境づくり	98

編集方針

DBJでは、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを深めるため、平成15年度に初めて「社会環境報告書」を発行しました。平成16・17年度には「サステナブルな社会づくりレポート」を、そして平成18年度には「CSR Report 2006」を発行しました。

平成19年度からは「CSRの視点で伝えるディスクロージャー」をコンセプトに、ディスクロージャー誌と統合して発行しています。今後とも、サステナブルな社会の実現に向けたDBJの取り組みを報告していきます。

今回も、DBJの成り立ちや業務内容として、業務の一つひとつを適切に実施することこそがDBJのCSRであるという観点から、最新の活動状況も盛り込みながら、よりわかりやすいレポートとなるよう心掛け、以下の方針に基づいて作成しました。

- 社会の課題解決のためのDBJのCSRの考え方をご説明します。
- DBJの業務と社会とのかかわりについて具体的にイメージしていただけるよう、投融資等を通じたCSR事例の紹介に引き続き力を入れています。

DBJは、このレポートを、DBJを取り巻くすべてのステークホルダーの皆様との重要なコミュニケーションツールのひとつと位置づけ、さらに進化させていきたいと考えています。忌憚のないご意見・ご感想をお聞かせください。

対象範囲

対象組織：特に断りのない限り、海外駐在員事務所を含むDBJ全店を対象。

国内：本店、支店10カ所、事務所8カ所

海外：海外駐在員事務所1カ所

対象期間：平成27年度(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

継続的な取り組み状況を紹介するため、投融資事例などは過去のものに掲載している場合もあります。なお、一部の内容は、発行時点までの最新情報を含んでいます。

発行情報

発行時期：平成28年7月

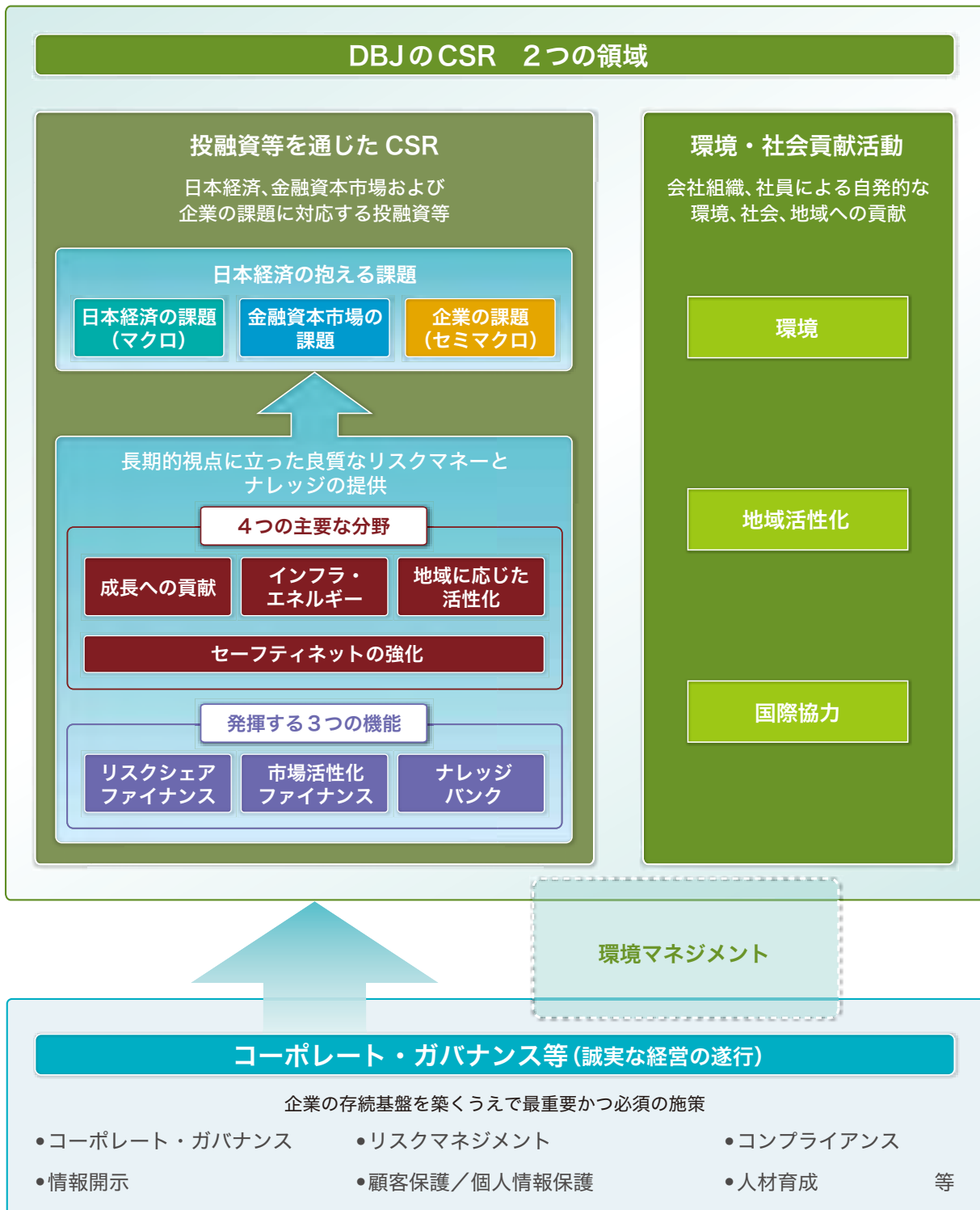
次回発行予定：平成29年7月(前回：平成27年7月、発行頻度：毎年1回)

参照ガイドライン

作成にあたってはGRI(Global Reporting Initiative)の「サステナビリティ・レポート・ガイドライン(第4版)」を参考にしました。

DBJでは、「コーポレート・ガバナンス等」を礎とし、経済・社会の課題解決のためのCSR実践領域を「投融资等を通じたCSR」と「環境・社会貢献活動」の2つに分類してCSR活動を行い、企業価値向上に向けて取り組んでいます。

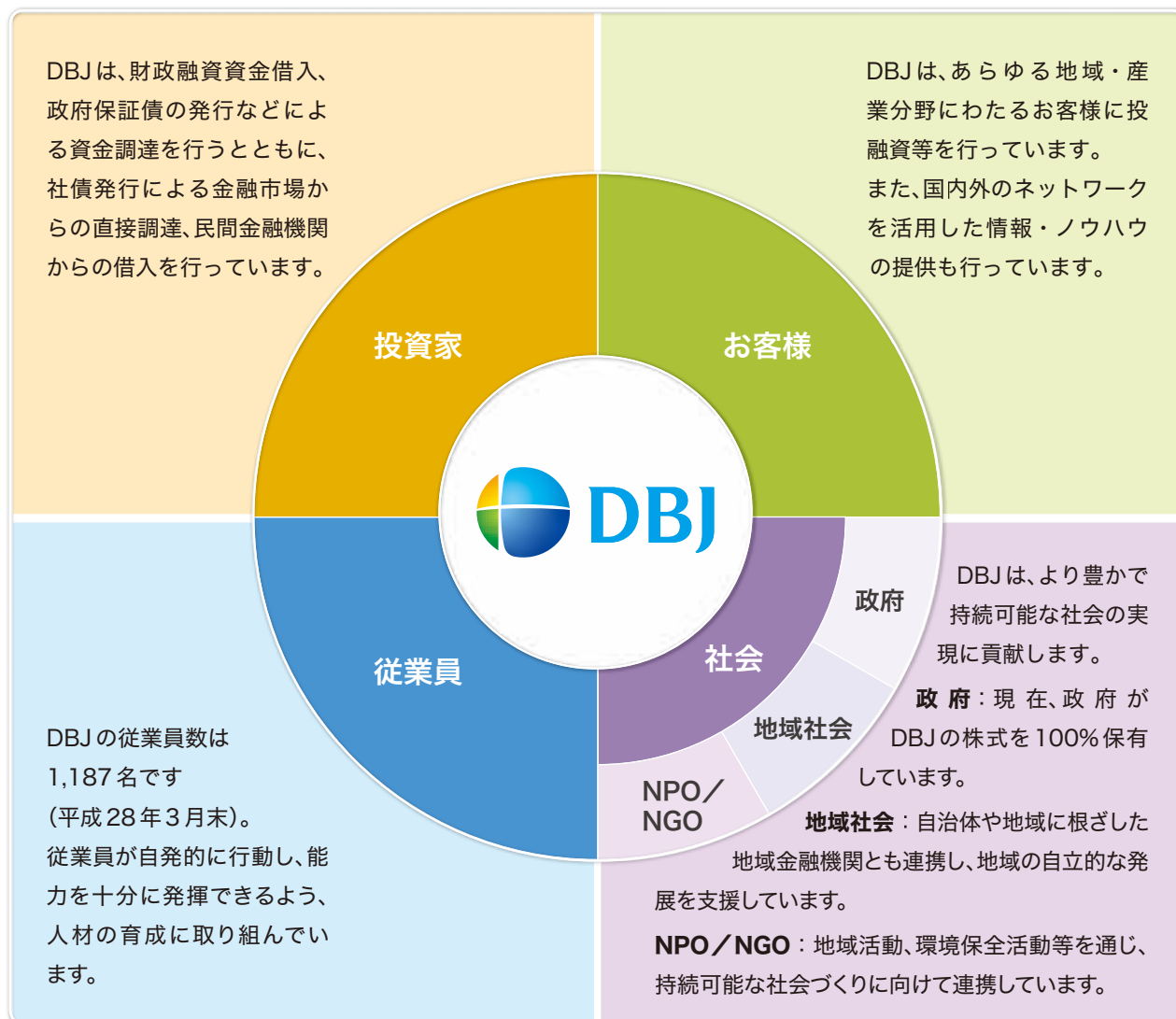
DBJのCSR実践領域



DBJとステークホルダー

DBJは、業務を行ううえでいろいろな組織・企業・人とのかかわりを持っています。DBJでは、次の世代が受

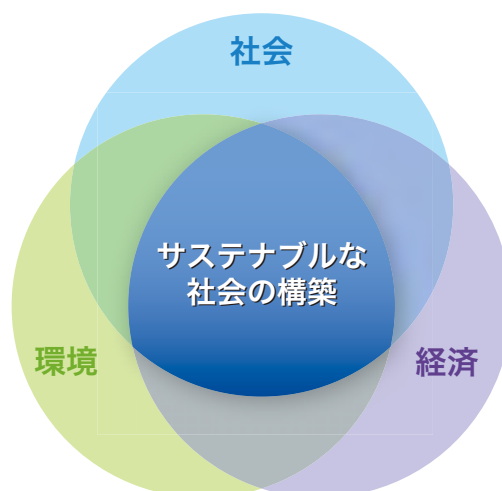
け継ぐ社会をサステナブルなものにするために、ステークホルダーの皆様との対話を一層進めていきます。



トリプルボトムライン

「トリプルボトムライン」とは、企業活動を財務パフォーマンスのみで評価するのではなく、社会・環境・経済という3つの側面から評価する—つまり、持続的発展の観点から、経済だけでなく、環境と社会の側面からも総合的に評価する考え方のことをいいます。

DBJが行う投融資等は、お客様の経済的側面のみならず、地域の問題でもある社会的側面、時代の問題でもある環境的側面、すなわちトリプルボトムラインの要素を考慮することを包含しています。したがってDBJの「投融資等を通じたCSR」は、サステナブルな社会を築くためのトリプルボトムラインを踏まえた活動とすることができます。



社会的効果

DBJが総合政策金融機関時代に、年度ごとに行っていた政策金融評価は、わが国が直面する政策課題や経済社会環境の変化に対してDBJの機能・役割を適切に対応させるべく、業務の有効性・成果を高めるためのマネジメントサイクルのツールであり、金融機関としての投融資等を通じたCSRを評価する仕組みであったといえます。

民営化(株式会社化)後もDBJは、創造的金融活動による課題解決で、引き続き豊かな未来の実現に貢献することを目指しており、独自の観点から真に社会に有用な事業を見極め、サステナブルな社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

投融資等を通じたCSR

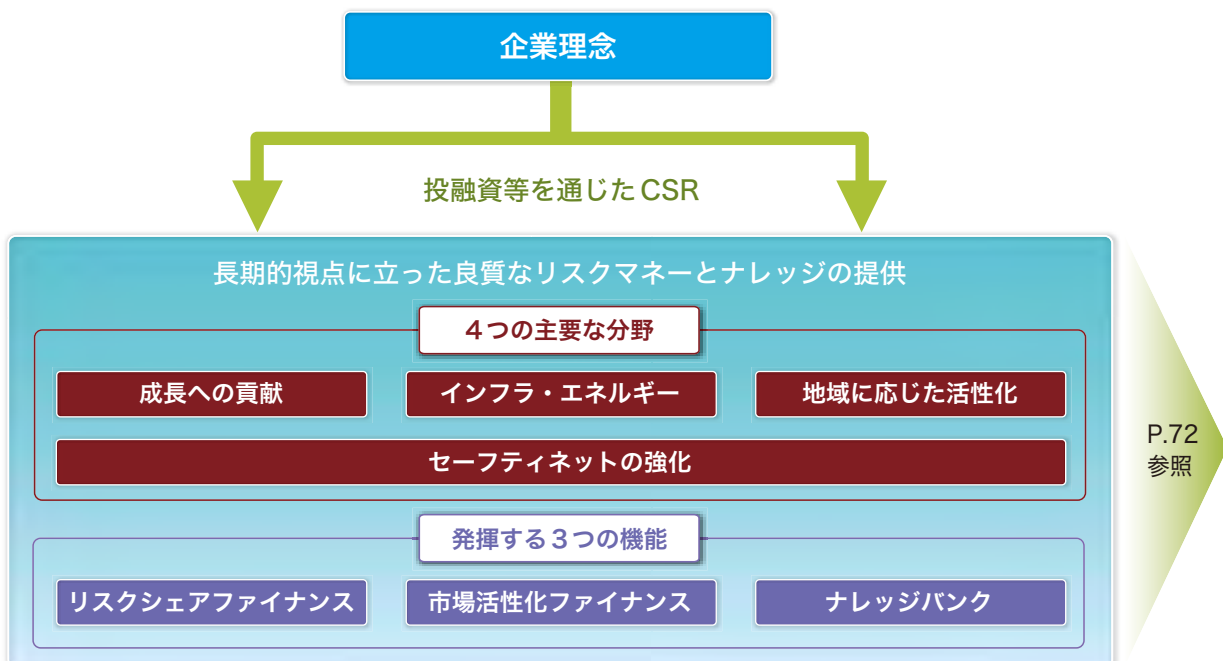
企業が持続的に発展していくためには、コンプライアンス等に配慮するのはもちろんのこと、その事業活動を通じて、社会に新しい価値をもたらす、社会の問題解決に貢献し、社会から信頼されることが重要です。

特に金融機関は、経済・社会にとって真に有意義なプロジェクトを見極め、適正なリスク評価を行い、良質な資金と金融ソリューションを提供することにより、長期にわたり調和のとれた社会を形成する役割を担っています。

DBJは、投融資等を通じたCSR活動により、お客様の満足度や企業価値の向上につながるサービスを提供し、社会から信頼される企業になれるものと考えています。ま

た、それには、知的資産や金融プラットフォームを活用した投融資をはじめ、業務の一つひとつをさまざまな分野の皆様とともに推進することが重要です。

具体的には、従来よりDBJが発揮してきた特色ある金融機能や、今後予想される経済・社会環境の変化等を踏まえ、お客様にさまざまなソリューションを提供するなかで発揮する3つの機能「リスクシェアファイナンス」「市場活性化ファイナンス」「ナレッジバンク」を使い、4つの主要な分野「成長への貢献」「インフラ・エネルギー」「地域に応じた活性化」「セーフティネットの強化」に積極的に取り組んでいきます。



環境・社会貢献活動

DBJでは、多岐にわたる社会・環境問題を解決するには、さまざまな分野の皆様とともに考え、対話することが重要であるととらえており、セミナーやシンポジウム、講演会等を通じて、できるだけ多くの方々のコミュニケーションを図るよう心掛けています。

(1) 環境をテーマとしたコミュニケーション

地球温暖化をはじめとする環境問題の解決に向けては、一人ひとりが高い問題意識を持ち行動することが重要です。

DBJでは、環境イベントへの出展等を通じ、環境と金融とのかかわりに対する理解を深めていただけるよう努めています。

国内最大規模の環境イベントである「エコプロダクツ展」には、平成13年度に銀行として初めて参加して以来、毎年継続して出展しており、「DBJ環境格付」をはじめ、「DBJ BCM 格付」「DBJ健康経営格付」「DBJサステナビリティボンド」など、DBJのさまざまな環境への取り組みを紹介するパネルの展示等を行っています。



「エコプロダクツ2015」出展ブース



「エコプロダクツ2015」出展ブース

(2) 地域活性化に向けたコミュニケーション

DBJは、地域の自立的な発展を支えるには、地域の方々ともに「地域の特性に合った地域づくり」が重要であるととらえ、地方自治体や地域の金融機関・商工会議所などの経済団体と連携してセミナーやシンポジウムの開催・後援等を行っています。

- 自治体と連携して女性の起業をテーマに掲げたセミナーを開催



広島女性起業支援セミナー

- 地域の金融機関と連携してシンポジウムを開催



林業・木材シンポジウム in 東北

- 地域の商工会議所と連携して経済講演会を開催



第16回経済講演会「熊本みらい会」

(3) 国際協力でのコミュニケーション

DBJは、戦後日本の産業経済の復興・成長を政策金融により支援してきた経験や、近年、省エネ・環境対策や民活インフラ整備等の政策課題に取り組むなかで蓄積してきた知見を、グループシンクタンクである株式会社日本経済研究所と協力して、アジアを中心とする開発途上国の政府・開発金融機関等に対して提供しています。

昭和42年以降39回、DBJ本店で実施してきた開発金融研修には、延べ30カ国以上から346名を受け入れてきました。近年では、日本および関係国政府の要請を受けて、フィリピン政府系金融機関の災害レジリエンス向上にかかる調査協力、ベトナム開発銀行の信用リスク管理支援等プロジェクト、南部アフリカ地域の開発銀行支援プロジェクトをサポートしてきました。

DBJは、ADFIAP(アジア太平洋開発金融機関協会)の原加盟機関でもあり、昭和51年以来、中国・韓国・ASEAN・インド等の開発金融機関とのネットワークに活用しています。平成28年の「気候変動・防災」をテーマにしたサモア総会では、DBJの民営化を見据えつつ、東日本大震災からの復興支援を強力に推進した橋本徹前社長(現相談役)が、経済開発、特に開発金融の分野で国家的かつ国際的な業績を有する者を顕彰する「ADFIAP Distinguished Person Award」を受賞しました。



ADFIAP サモア年次総会

(4) その他のコミュニケーション

<情報発信活動>

○CSRレポートの発行

DBJでは、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを深めるため、平成15年度には「社会環境報告書」を、平成16・17年度には「サステナブルな社会づくりレポート」を、そして平成18年度には「CSR Report 2006」を発行しました。

現在は、「CSRの視点で伝えるディスクロージャー」をコンセプトに、ディスクロージャー誌と統合して発行しています。今後とも、サステナブルな社会の実現に向けたDBJの取り組みを報告していきます。

<社会貢献活動への参加>

○TABLE FOR TWOへの参加

DBJは、平成22年3月29日から「TABLE FOR TWOプログラム」※に参加しています。本店社員食堂のメニューのうち、毎日1メニューを「ヘルシーメニュー」に設定しています。多くの役職員の賛同を得て、平成28年5月末時点で10万7,743食、215万4,860円の寄付を行いました。

※「TABLE FOR TWOプログラム」は、特定非営利活動法人TABLE FOR TWO Internationalが開始した活動で、対象となる定食や食品を購入することにより、1食につき20円(開発途上国の給食1食分に相当する金額)を、開発途上国の子どもの学校給食として寄付するもの。



ヘルシーメニュー



キャンペーンの様子

<地域活動への参加>

○環境配慮型バス「丸の内シャトル」の運行支援

DBJは、大手町・丸の内・有楽町地区を無料で巡回する環境配慮型バス「丸の内シャトル」の運行に、平成15年度より協賛しています。環境配慮型バスの運行は、ビジネス街の環境意識向上に貢献しています。また、環境配慮型バスは、環境負荷低減だけでなく、低床によるバリアフリー化、低騒音化もなされています。



無料巡回バス「丸の内シャトル」

DBJでは、社会の課題解決のために投融資等を通じたCSRを推進しています。

具体的には、従来よりDBJが発揮してきた特色ある金融機能や、今後予想される経済・社会環境の変化等を踏まえ、お客様にさまざまなソリューションを提供するなかで発揮する3つの機能「リスクシェアファイナンス」「市場活性化ファイナンス」「ナレッジバンク」を使い、4つの主要な分野「成長への貢献」「インフラ・エネルギー」「地域に応じた活性化」「セーフティネットの強化」に積極的に取り組んでいきます。

投融資等を通じたCSR

日本経済、金融資本市場および企業の課題に対応する投融資等



取り組み事例

成長への貢献

- 競争力強化 P.73
- M&A P.75
- 海外 P.76
- 医療・福祉 P.77
- DBJ環境格付融資 P.78
- DBJ健康経営格付融資 P.79

インフラ・エネルギー

- エネルギー P.80
- 運輸・交通 P.81
- 都市開発 P.82
- PPP/PFI P.83

地域に応じた活性化

- 地域活性化 P.84

セーフティネットの強化

- 復興対応 P.89
- DBJ BCM 格付融資 P.91

成長への貢献

競争力強化

わが国経済の成長を実現するためには、企業の競争力強化を通じた産業全体の底上げが求められています。具体的には、競争力の根幹の維持（人材、サプライチェーン、研究開発拠点機能などの国内生産・開発基盤の確保、資本ストックの適切な更新等）および競争力の戦略的な強化（異業種間連携による新たな価値創造、バリューチェーンの「川上」から「川下」までが一体となった取り組み推進等）が重要であり、それを促進させるためのリスクマネー供給が必要です。

投融資事例 デクセリアルズ株式会社

デクセリアルズ株式会社（本社：東京都品川区、旧ソニーケミカル&インフォメーションデバイス株式会社）は、スマートフォンなどエレクトロニクス製品に搭載されるディスプレイ用途を中心に、接合材料および光学材料等の製造・販売事業を国内外で展開するメーカーです。また、デクセリアルズは、機能性材料において、世界有数の技術力を有しており、さらなる事業拡大と独立を志向していました。

そこで、デクセリアルズがその優れた開発力および技術力を十分に発揮しながら、企業価値を向上さ

せるという目的のもと、DBJは、デクセリアルズの持続的成長と独立を支援することとし、IPO（新規株式公開）を念頭に、平成24年に同社株式を取得（出資比率60%）しました。また、独立企業としての

体制整備やポートフォリオの再構築のため人材を派遣するなど経営資源を提供し、事業拡大を支援してきたところ、平成27年7月にデクセリアルズは東証一部に上場を果たしました。



機能性材料製品群

投融資事例 川崎重工業株式会社

川崎重工業株式会社（本社：兵庫県神戸市）は、船舶海洋、車両、航空宇宙、ガスタービン・機械、プラント・環境、モーターサイクル&エンジン、精密機械の7つのカンパニーを有するわが国有数の総合エンジニアリングメーカーです。

また、川崎重工業は、今後大きな成長が見込まれる民間航空機市場向けに、エンジンの開発・生産を行っています。当該分野では、

技術の分担や膨大な開発費の負担軽減といった観点から、複数の国のメーカーが参画する国際共同開発が主流となっているなか、川崎重工業の民間航空機用部品は、自社または取引企業の国内工場を中心に生産されています。

DBJは、そうした川崎重工業が民間航空機用エンジンの国際共同開発事業関連投資に参画することは、国際競争力強化のみならず、地

域経済の活性化にも貢献するとし、参画に係る取り組みについて特定投資業務※を活用したサポートを実施しました。

※特定投資業務：平成27年5月に公布・施行された「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」に基づき措置された、地域経済の活性化や企業の競争力強化に資する成長資金の供給を時限的・集中的に実施する取り組み（詳細はP.50～51を参照）。

競争力強化

投融资事例 AeroEdge株式会社

菊地歯車株式会社（本社：栃木県足利市）は、昭和15年の創業以来、主に自動車・建設機器・油圧機器向けの精密歯車を供給しています。歯車の精密加工技術を活かして製造した難削材のチタンアルミ製タービンプレードが、平成27年に海外メーカーの新型民間航空機用エンジンに搭載される運びとなり、長期供給契約を締結しました。菊地歯車は航空事業の本格化に伴い、航空機エンジン部品事業を、100%出資の子会社であるAeroEdge株式会社（本社：栃木県足利市）に継承させることとし、DBJは、AeroEdgeに対して、特定投資業務*を活用した出資を行い、

3社が協働して本事業の発展を目指すこととなりました。

DBJはリスクマネーの供給に加え、日本の航空機産業に対する継続的なサポートによって蓄積され

た知見に基づく助言を行うことで、本事業のさらなる発展に向けた事業体制の構築に貢献していきます。

*P.73参照。



AeroEdge本社工場

投融资事例 星野リゾートとの共同運営ファンド

星野リゾート（本社：長野県軽井沢町）は、国内外において温泉旅館およびリゾートホテルなど34施設（平成28年4月現在）の運営を行い、ビジョン「Hospitality Innovator」のもと、日本の「おもてなし」の魅力を発信しています。星野リゾートは、旅館およびリゾートホテルなど宿泊施設におけるオペレーション、ブランディングおよびマーケティングのノウハウを活かし、これまでも旅館などの再生を支援してきました。その支援体制をより充実させるために、DBJと星野リゾートは、日本国内の宿泊事業者を対象とした共同運営ファンド「星野リゾート旅館・ホテル運営サポート投資事業有限責任組合」（通称「ホテル旅館リニューアルファンド」）を組成しました。

DBJは、これまで培ってきたファイナンスノウハウや産業調査力を活用し、国内の宿泊事業者が抱える経営課題の解決を支援することで、観光交流人口の増大による地域創生に貢献していきます。

なお、本件は、成長資金市場の創造・発展をより一層加速させるために、DBJが自主的に取り組む

「成長協創ファシリティ*」の対象案件として資金を供給しました。

*成長協創ファシリティ：事業者が将来の成長投資等の実施をにらんで先行的に行う資本政策をはじめ、金融機関や投資家などが成長投資等への資金供給のためにあらかじめ連携して行う協働ファンドの組成など、将来的に成長資金市場の創造・発展につながる取り組みに資金を供給する取り組み。



星野リゾート「界 出雲」

M&A

経済のグローバル化が進むなか、海外展開、事業再構築、産業再編などを通じた国際競争力強化に向けた動きが活発化しており、M&A件数も増加しています。M&Aは、積極的な事業再構築、不振事業の再生・活性化等に不可欠かつ有効な手段として認識されています。

アドバイザー業務事例 日本郵船株式会社

日本郵船株式会社（本社：東京都千代田区）は、総合物流事業などを手掛ける業界最大手の海運会社です。DBJは、日本郵船が、タイ中部のレムチャバン港におけるターミナル運営コンセッションを保有するNamyong Terminal Public Company Limited（以下「NYT」）の株式を取得するにあたり、総合的なアドバイザーサービスを提供しました。

NYTはタイ最多数の自動車を輸出するターミナルオペレーターであり、レムチャバン港の収益はタイ国内

の自動車製造バリューチェーンの成長を享受して、安定的に拡大しています。



レムチャバン港

アドバイザー業務事例 株式会社イズミ

株式会社イズミ（本社：広島県広島市）は、昭和36年の設立以来、中国・九州・四国地方等で広域型大型店舗である「ゆめタウン」を運営するなど、ショッピングセンターやスーパーマーケットを広域展開しています。DBJはイズミに対して、株式取得に関する総合的なアドバイザーサービスを提供し、イズミは平成27年10月、同地域にスーパーマーケットなどを出店する株式会社ユアーズ（本社：広島県安芸郡）の株式を取得し、連結子会社化しました。

展開していますが、イズミは広域型大型店舗が、ユアーズは小商圏型店舗が中心であることから、今後は情

報システムの一体化等による合理化効果に加え、商圏における両社のシナジー創出効果が見込まれています。



資本業務提携の基本合意書締結式

両社はともにスーパーマーケットを

海外

日本がさらなる成長を遂げるためには、海外の成長を取り込んでいくことが重要となっています。特に新興国においては、中間所得者層の成長が著しく、また、環境問題や都市化など、わが国が先に直面し克服してきた制約要因や課題を抱えながら成長しているため、日本にとって大きなビジネスチャンスとなっています。

投融資事例 海外プライベート・エクイティ・ファンド共同投資プログラム

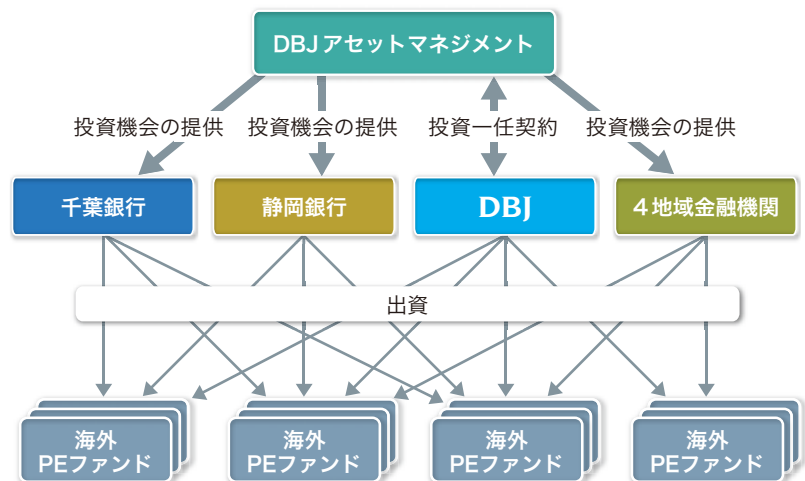
プライベート・エクイティ・ファンド（以下「PEファンド」）とは、未公開企業の株式に投資を行い、その企業の成長や再生の支援を通じて企業価値を高めてから、IPO（株式公開）や他社への売却によって投資回収を図り、収益を実現するものです。地域金融機関においては、取引先とPEファンドの投資先企業との事業連携や、取引先の海外展開支援といったソリューションの提供など、自行における運用多様化の手段として、近年注目されている投資分野のひとつです。

DBJグループでは、平成14年より国内外のPEファンドへ継続的に投資を行っており、平成27年以降は、DBJアセットマネジメント株式会社において、これまで培ってきた投資ノウハウやネットワークの活用により、国内

投資家への良質な運用機会の提供に注力しています。そして、平成28年からは、海外のPEファンドを対象に、地域金融機関と共同投資を行うこととなりました。DBJは、株式会社千葉銀行、株式会社静岡銀行、その他4

つの地域金融機関との協働による海外PEファンドへの投資という新たな枠組みを通じて、地域金融機関のビジネス機会の拡大、ひいては持続可能な地域経済社会の実現を目指しています。

● 海外プライベート・エクイティ・ファンドのスキーム



投融資事例 Turkish Airlines

Turkish Airlines（本社：イスタンブール）は、世界最大級のネットワークを誇るトルコ共和国のナショナルフラッグキャリアであり、世界的に伸長する航空需要に合わせて、さらなる機体調達、およびそのための資金調達手段の多様化を計画していました。

DBJは、Turkish Airlines向けのEETC*の組成に際して、Liquidity Providerとして流動性を補完するとともに、ABL（Asset Based Lending：資産担保融資）

の提供を行いました。これは、日本の資本市場において発行された世界初の円建てEETCであり、みずほ証券株式会社（本社：東京都千代田区）およびDBJ証券株式会社を通じて、日本国内の投資家に販売されました。EETCの発行資金は、Turkish Airlinesが平成27年9月から11月に引き渡されたエアバスA321-200型の航空機3機の購入資金に充当されました。

* EETC（Enhanced Equipment Trust Certificate）：主に米国の資本市場にお

いて、航空会社の機体購入資金の調達手法として発行されている証券化商品。EETCは、流動性補完や複数のトランシェの導入等のストラクチャーの工夫により、航空会社自身よりも高い格付の受益証券が発行できることから、幅広い投資家層からの資金調達が可能となります。



エアバスA321-200型航空機

医療・福祉

ヘルスケアをめぐるのは、高齢化の進展、医療制度改革、老朽化した施設の建て替えなど、さまざまな課題が存在します。持続的なヘルスケアの提供を行うためには、医師など従事者の技能の充実や関連施設・機器等の整備に加え、医療法人等の財政面の課題解決も重要なポイントになっています。

投融資事例 地域ヘルスケア成長ファンド

わが国では、超高齢社会への本格的な移行を見据えて、健康・医療産業の育成と事業基盤強化の重要性が増しており、政府の「日本再興戦略」等においてもその推進が掲げられています。健康・医療産業の中核的存在である医療機関等においては、老朽化した病院の建て替えや医療機器の更新等による医療機能の高度化、今後の地域環境に対応した医療体制の構築に向けた取り組みが進められています。

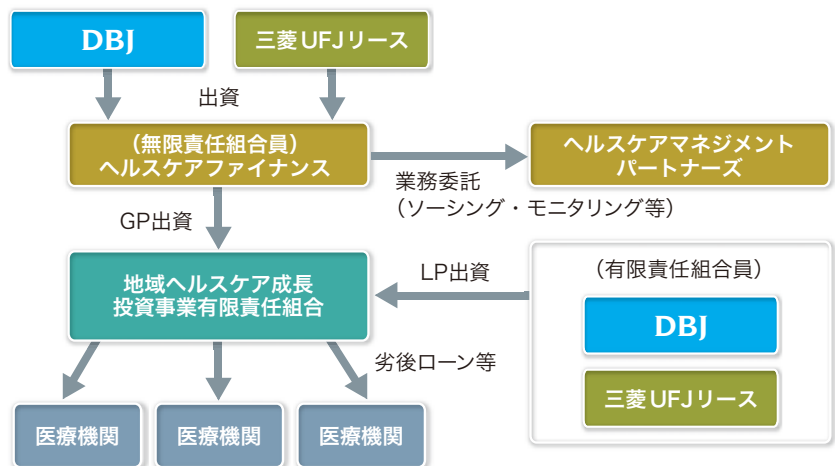
こうした状況のなか、DBJと三菱UFJリース株式会社（本社：東京都千代田区）は、医療機関等向け劣後ローンおよび貸付債権を投資対象とする、地域ヘルスケア成長投資事業有限責任組合（略称「地域ヘルスケア成長ファンド」）を組成（総額100億円）しました。

DBJは、三菱UFJリースと協力し、医療機関等の取り組みを促進するため、地域金融機関等とも連携しながら、これまでのファイナンスソリューションとナレッジの蓄積を活用しつつ、地域ヘルスケア成長ファンドを通じて劣後ローン等を活用したリスクマネーを供給していきます。

DBJは、三菱UFJリースと協力し、医療機関等の取り組みを促進するため、地域金融機関等とも連携しながら

DBJは、三菱UFJリースと協力し、医療機関等の取り組みを促進するため、地域金融機関等とも連携しながら

● 地域ヘルスケア成長ファンドスキーム



投融資事例 株式会社武蔵野社（上尾中央医科グループ）

株式会社武蔵野社（本社：埼玉県上尾市）は、上尾中央医科グループ（以下「AMG」）において、病院不動産の所有・賃貸および医薬品の卸売を行う会社です。AMGは、上尾中央総合病院を基幹病院として、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、茨城県、山梨県、群馬県の1都6県に27病院と21介護老人保健施設等を開設し、地域でのハイレベル・トータルケア（保健・医療・福祉）の提供を目指すとともに、「高度な医療で愛し愛される病院・施設」をグルー

プの理念としています。平成27年7月には、グループ病院のひとつである旧東大宮総合病院を新築移転しました。

DBJは、武蔵野社に対し、この新築工事を対象に融資を実施しました。旧東大宮総合病院は「彩の国東大宮メディカルセンター」（所在地：埼玉県さいたま市、337床）と名称を変更し、がん診療指定病院としての機能充実、教育環境の充実、救急医療機能の高度化などを基本コンセプトに、救急医療と地域医療の2つ

の機能を担うさいたま市の基幹病院として、良質な医療サービスの提供を目指します。



彩の国東大宮メディカルセンター

DBJ 環境格付融資

環境問題は全世界にとって永続的な課題であり、企業はこれまで以上に環境に配慮した事業運営が求められています。そのことは金融機関においても例外ではなく、環境に配慮した投融資を通じて企業による取り組み促進を行うことで持続可能な社会の実現に貢献することが、大きな使命として課せられています。

投融資事例 大和ハウス工業株式会社

大和ハウス工業株式会社（本社：大阪府大阪市）は、住宅総合メーカーとして、「環境と共生し人が心豊かに生きる社会」の実現に向けて、事業活動プロセスの効率化によって環境負荷低減を図る「ECOプロセス」、環境に配慮した住宅・建築物などの開発・普及を図る「ECOプロダクト」など、さまざまなアプローチから環境経営を推進しています。

DBJは、大和ハウス工業に対し、「DBJ環境格付」において最高ランクを付与するとともに、同制度に基づく融資を実施しました。

格付評価においては、①「環境中長期ビジョン2020」を基盤に事業

戦略と一体的な環境行動計画を策定し、住宅や建築物のライフサイクルにおける環境負荷をゼロにすべく、創エネ・省エネ・蓄エネの実現やエネルギー管理システムを導入した「スマート&エコ商品」の普及を促進している点、②建物の長寿命化や中古住宅の再生販売などの住宅ストック事業や、都市部の生物多様性に配慮した環境緑化事業など、環境貢献型事業の拡大を図っている点、③木材調達や化学物質管理について独自のガイドラインを定めてアセスメントを実施するとともに包括的なCSR調達ガイドラインを策定し、環境・CSRに配慮したサプライチェーンの構築

に努めている点、④平成23年に、広範なCSR課題のなかからステークホルダーミーティングで重点課題を特定し、CSR自己評価指標を見直すとともに、設定したKPI（8テーマ/18課題/40指標）により目標および成果を継続的に開示している点、を高く評価しました。



DREAM Solar 和歌山市

投融資事例 株式会社アレフ

株式会社アレフ（本社：北海道札幌市）は、昭和51年に設立された外食事業者で、ハンバーグレストラン「びっくりドンキー」等を全国に展開しています。「人間の健康と安全を守り育てる事業の開拓」「人間の福祉を増大する事業の創設」「自然を大切にす事業の展開」を〈3つの企業使命〉とし、事業を通じた高い付加価値の提供とともに、持続可能な社会の構築に取り組んでいます。

DBJは、アレフに対して、「DBJ環境格付」に基づく融資を実施しました。格付評価においては、①農薬の使用制限や生態系調査の実施など法令水準を上回る独自の基準を設

定し、安全と品質の確保のみならず環境や生物多様性に配慮した食材の調達に努めている点、②生ごみ粉砕乾燥処理機「ゼロワンダー」の導入により、各店舗で発生した食品残渣の堆肥化を進め、その肥料で生産した農産物を仕入れるという食品リサイクルループの形成など、高い資源

化率を実現している点、③一般家庭から回収した廃食用油の燃料化や、「えこりん村の子どもたち」など環境教育プログラムの実施・提供を通じて、積極的に消費者への環境啓発活動に取り組んでいる点、を高く評価しました。



「びっくりドンキー」全店舗に供給される省農薬米

DBJ健康経営(ヘルスマネジメント)格付融資

従業員の健康管理・健康づくりの推進は、従業員の満足度の向上、企業の生産性の向上、優秀な人材の確保、健康保険組合の財政改善等につながります。将来的な労働人口の減少が深刻な課題となるなか、従業員の健康管理を経営的視点からとらえ戦略的に実践する「健康経営」は、持続可能な社会の実現のために、重要なテーマとなっています。

投融资事例 森永乳業株式会社

森永乳業株式会社(本社:東京都港区)は、乳飲料・乳製品メーカーとして「乳の優れた力を基に新しい食文化を創出し、人々の健康と豊かな社会づくりに貢献する」という経営理念のもと、社員が生き活きと働く企業風土を実現すべく、まずは社員自らが健康であることを目指し、社内体制の整備等に取り組んでいます。

DBJは、森永乳業に対し、「DBJ健康経営(ヘルスマネジメント)格付」において最高ランクを付与するとともに、同制度に基づく融資を実施しました。

格付評価においては、①健康経営に係る基本方針として経営トップ自ら

「森永乳業健康宣言」を打ち出し、森永乳業、健康保険組合等で組織される健康推進委員会のもと、PDCAサイクルを通じて、中長期目標「健康モリナガ21」およびデータヘルス計画※の達成に尽力している点、②健康課題把握にあたって、多様な観点からの医療費分析のみならず、同業他社との協議なども通じた多角的な分析を実施している点、③課題解決のための具体的施策として、生活習慣改善キャンペーンの推進や定期的に実施する目標管理面談において労働時間管理やメンタルヘルスへの配慮を行うなど、独自の施策を数多く導入していることに加え、積立年次

休暇を活用した多様な育児支援制度などにより、従業員のワークライフバランスにも深慮している点、を高く評価しました。

※データヘルス計画:レセプト等のデータの分析、それに基づく健康保険組合加入者の健康保持増進のための事業計画。



認定証の授与式

投融资事例 株式会社荏原製作所

株式会社荏原製作所(本社:東京都大田区)は、ポンプやコンプレッサー等の風水力機械の製造をはじめ、ごみ焼却プラントの建設・運営、半導体製造装置の製造を手掛ける世界的な産業機械メーカーです。「安心・安全な、働きやすい職場をつくりたい」をCSR方針に掲げ、中央安全衛生委員会を中心とした全社統括的な健康管理体制を整備しています。

DBJは、荏原製作所に対して、「DBJ健康経営(ヘルスマネジメント)格付」に基づく融資を実施しました。

格付評価においては、①全社横断的な組織として中央安全衛生委員会を設け、定期的かつ継続的なリスクアセスメントをはじめとする高度な「労働安全衛生マネジメントシステム」により、事故および災害の未然防止と再発防止に努めている点、②自社の健康課題を把握するため、健診データはもとより、ストレスチェックや従業員満足度調査により多面的な分析を実施している点、③その分析結果に基づき、生活習慣病を重大な健康課題として認識し、産業医や

産業保健スタッフによる保健指導・生活改善プログラムや、健康保険組合と協働した従業員の健康増進を促す多様な取り組みを実施している点、を高く評価しました。



認定証の授与式

インフラ・エネルギー

エネルギー

エネルギーの長期的な安定供給を確保するためには、さまざまなエネルギーの活用が重要です。また、地球温暖化の進行などを背景に、太陽光や風力、バイオマスなどを利用した再生可能エネルギーへの関心も世界的に高まっています。温室効果ガスの排出量を削減し、低炭素社会を構築するには再生可能エネルギーの活用は不可欠とされています。

投融資事例 株式会社青山高原ウインドファーム

株式会社青山高原ウインドファーム(本社：三重県津市)は、津市、伊賀市、および中部電力株式会社の子会社である株式会社シーテックが出資する第三セクターです。同社は、津市西部から伊賀市東部にかけて広がる青山高原において、風力発電事業および電力の供給を行っています。DBJは、青山高原ウインドファームが行う風力発電施設増設プロジェクトに対し、地域の5金融機関と協調して、総額180億円のシンジケート・ローンを組成しました。

本プロジェクトでは、2,000kWの風力発電機40基(同80,000kW)および付帯設備の建設を計画しており、既設の20基(最大出力15,000kW)と合わせて日本最大級のウインドファームとなる見込みです。また、平成28年3月現在で、40基のうち18基が既に営業運

転を開始しています。

本プロジェクトにより、再生可能エネルギーの普及を通じた地球温暖化の防止に加え、建設・保守管理にともなう地元雇用の促進、見学者の増加による地元観光業をはじめとした地域経済の活性化が期待されています。



風力発電施設増設プロジェクト

投融資事例 四日市霞パワー株式会社

四日市霞パワー株式会社(本社：東京都港区)は、コスモエネルギーホールディングス株式会社(本社：東京都港区)とDBJが共同設立した発電事業会社です。コスモ石油株式会社(本社：東京都港区)が保有する四日市霞発電所を改造・承継して発電事業を運営することで、コスモエネルギーグループが培ってきたIPP事業における発電ノウハウや、コスモ石油の堺製油所にて製造される石油コークスなどを活用し、より一層効率的なエネルギーの安定供給を図ります。

DBJは、プロジェクトファイナンス組成へのサポートを行うなど、これまで発電事業に対するファイナンスによって蓄積した知見を活用して新たな金融機会の創出に貢

献しています。なお、出資にあたっては、特定投資業務*を活用しました。

*P.73参照。



四日市霞発電所

運輸・交通

交通インフラは、経済活動を支え、人びとの生活を豊かにするための基盤です。輸送力の増強・効率化、経年劣化にともなう交通インフラの整備・更新、さらには利用者の高齢化や環境問題等に対応するための投資を進めていくことが必要ですが、投資額が大きく、投資回収に長い期間を要するケースが多いため、長期資金の調達が課題のひとつとなっています。

投融資事例 東武鉄道株式会社

東武鉄道株式会社（本社：東京都墨田区）は、関東地区を地盤として、伊勢崎線（浅草―伊勢崎）や東上線（池袋―寄居）など、関東の私鉄のなかでは最長の路線網を有する鉄道事業者です。それらの沿線を中心に、不動産賃貸・分譲事業、ホテル事業等を手掛けるほか、平成24年5月に開業した東京スカイツリータウン®プロジェクトを推進しています。

そうしたなか、東武鉄道は、平成27年9月の関東・東北豪雨の影響により、盛り土の流出や電路柱の倒壊、橋桁の流失などの被害に見舞われましたが、いち早く復旧を実現させました。

DBJは、平時の金融プラットフォームが機能しない大規模災害の発生などに際して、緊急対応時の融資を積極的に行っており、危機対応業務*の指定金融機関として、この被

害に対する鉄道の橋梁改修、土木工事、電気路線設備などにかかる復旧資金を供給しました。

*危機対応業務：P.52参照



日光詣スペースと東京スカイツリー®

投融資事例 関東鉄道株式会社

関東鉄道株式会社（本社：茨城県土浦市）は、茨城県の中央部から南西部を事業エリアに、常総線（取手―下館）および竜ヶ崎線（佐貫―竜ヶ崎）の2路線を有する鉄道事業のほか、バス・不動産業を展開する民間鉄道事業者です。

関東鉄道は、平成27年9月に発生した台風第18号等により鬼怒川の堤防が決壊した影響で土木機械設備と電気系統に甚大な被害を受けましたが、「安全運送と質の高いサービスの提供で地域に貢献」という理念のもと、いち早い復旧を実現しました。

DBJは、危機対応業務*の一環として、台風第18号等により被害を受けた企業の復旧への取り組みを積極的に支援しており、関東鉄

道に対して電気系統の復旧工事などにかかる資金を供給しました。

*P.52参照。



台風第18号等による被害を受けた線路

都市開発

都市基盤・都市機能の整備・高度化を図り、働く人にとっても快適な環境を整え、新しい都市文化の創造につながる「まちづくり」をすることが、地域の、さらにはわが国の経済・社会を活性化する原動力となります。また、持続可能な社会の実現に向けて、環境や防災に配慮した都市の開発・再生が求められています。近年では、不動産を取り巻くステークホルダーに対し、「環境・社会への配慮」がなされている不動産を供給する事業者の取り組みが進んでいます。

投融資事例 株式会社立飛ホールディングス

株式会社立飛ホールディングス（本社：東京都立川市）は、東京を東西に走るJR中央線と立川で南北に交わる多摩都市モノレールの立飛駅周辺に保有する社有地の開発計画の一環として、三井不動産株式会社（本社：東京都中央区）と共同開発した複合型商業施設「三井ショッピングパーク ららぽーと立川立飛」を保有しています。

DBJは、この「三井ショッピングパーク ららぽーと立川立飛」に対して、①体験型文化施設等の導入

によりさまざまな“体験の場”を提供しているほか、子どもや体の不自由な人など利用者別のトイレの設置等ダイバーシティに対する優れた配慮がなされている点、②地域開放型の大規模庭園や巨大なガラス窓のなかに植えられたシンボルツリー（テラリウム）の設置など、コミ

ュニティに対する優れた配慮がなされている点、③専有部にLED照明を採用するなど、積極的に環境負荷の低減に取り組んでいる点を高く評価し、「国内トップクラスの卓越した『環境・社会への配慮』がなされたビル」として、「DBJ Green Building 認証」を付与しました。



三井ショッピングパーク ららぽーと立川立飛

投融資事例 阪急電鉄株式会社／阪急リート投資法人

阪急電鉄株式会社（本社：大阪府大阪市）は、阪急阪神ホールディングスの中核会社のひとつとして、都市交通事業、不動産事業、エンタテインメント・コミュニケーション事業を営んでおり、大阪・神戸・宝塚・京都の阪急電鉄沿線を中心に不動産開発を進めています。また、同社は、阪急リート投資法人（本社：大阪府大阪市）と、阪急西宮北口駅周辺に立地する商業施設「阪急西宮ガーデンズ」を保有し、同施設は沿線地域の活性化に貢献しています。

DBJは、この「阪急西宮ガーデンズ」に対して、①共用部にLED照明を採用するなど、施設全体の省

エネはもとより、太陽光発電や風力発電を活用しながら創エネにも積極的に取り組むことで、環境配慮を推進している点、②屋上庭園「スカイガーデン」を整備し、周辺の生態系に配慮した大規模な緑化に取り組みながら、果樹の収穫イベントやコンサートイベント等の開催によって利用者の憩いの場を創出し、地域貢献を図っている点、③「阪急西宮ギャラリー」では、か

つて当該地にあった「阪急西宮スタジアム」に関する情報を発信しているほか、ジオラマ模型やホームベース型のモニュメントを設置するなど、歴史・文化への配慮を行っている点を高く評価し、「国内トップクラスの卓越した『環境・社会への配慮』がなされたビル」として、「DBJ Green Building 認証」を付与しました。



阪急西宮ガーデンズ(スカイガーデン)

PPP/PFI

PPPは公民が連携して公共サービスの提供等を実施する際のさまざまな手法の総称で、代表的な手法として、国や地方自治体が担ってきた公共施設の整備等について、民間資金やノウハウを活用して、施設の整備や維持管理運営等を行うPFI等が挙げられます。PPP、特にPFIは国や地方自治体の財政状態が厳しいなかで、老朽化した公共インフラの更新等において活用が期待される分野のひとつです。

投融資事例 関西エアポート株式会社

関西エアポート株式会社(本社：大阪府泉佐野市)は、オリックス株式会社、仏VINCI Airports S.A.S.および関西を代表する有力企業を中心とする計32社が出資し、平成27年12月に設立されました。現在は、新関西国際空港株式会社と締結した公共施設等運営権実施契約に基づき、国内最大の空港コンセッション事業である「関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業」(両空港の一体運営事業)を行っています。

DBJは、本事業が今後見込まれ

る空港民営化の先行事例となり、関西における国際拠点空港としての機能の再生・強化、ひいては関西経済の活性化に寄与するものと評価し、12の金融機関とともにシンジケート・ローンを組成しまし

た。本件は、国内初のコンセッション事業に対するプロジェクトファイナンスであると同時に、国内プロジェクトファイナンスとしても過去最大です。



関西国際空港

写真提供：関西エアポート(株)

投融資事例 PPP/PFIの活用拡大へ向けた各種取り組み

DBJは、平成25年6月に、本店地域企画部および各支店・事務所に「PPP/PFI推進センター」を開設し、財政制約・人口減少下における公共インフラの再構築等の課題解決や、PPP/PFIの活用拡大へ向けて、川上段階からの幅広い取り組みを実施しています。

その例として、地域金融機関や内閣府、株式会社民間資金等活用事業推進機構などの協働により、各地で「PPP/PFI推進セミナー」を平成27年度末までに計51回開催するとともに、各地域においてPPP/PFIに関する地域プラットフォームの形成に取り組んでいます。また、平成26

年10月からは、主に地方公共団体や地域金融機関の職員を対象に、DBJ本支店のテレビ会議システム等を活用して、全国の各拠点で受講可能な「PPP/PFI大学校」を開講し、延べ約900名の皆様に受講いただいています。

今後もDBJでは、政府・民間資

金等活用事業推進機構・地方公共団体・企業・地域金融機関等との適切な連携のもと、PPP/PFIに係る各種調査・情報発信・提言をはじめ、多様なPPP/PFI事業の発掘・形成支援、リスクマネー供給など、PPP/PFIの活用拡大を通じた地域創生へ積極的に取り組んでいきます。



PPP/PFI大学校開催風景

地域に応じた活性化

地域活性化

地域においては、労働人口の減少や高齢化による課題が顕在化し始めてきており、これにどのように対応するかが重要な課題となっています。製造業のみならず、非製造業の生産性向上やブランド化、インバウンド客の誘客等による観光産業活性化などを通じた地域活性化への取り組みが始まっており、産官学金の連携を通じた取り組みの広域化・深化が求められています。

投融资事例 北海道新幹線開業における取り組み（道南いさりび鉄道株式会社／野口観光株式会社／鶴雅観光開発株式会社（鶴雅グループ））

北海道では、平成28年3月の北海道新幹線の開業を契機に、地域経済を活性化するさまざまな取り組みが行われています。

道南いさりび鉄道株式会社（本社：北海道函館市）は、北海道新幹線の開業に合わせ、並行在来線であるJR江差線を承継して開業しました。



道南いさりび鉄道
地域情報発信列車「ながまれ号」

あわせて、質の高い宿泊施設の開業も続いています。

平成28年4月に、野口観光株式会社（本社：北海道登別市）が「函館湯の川温泉 湯元 啄木亭」の東館を改装し、「HAKODATE 海峡の風」としてオープンしています。

また、平成28年8月初旬には、鶴



「HAKODATE 海峡の風」外観

雅観光開発株式会社（本社：北海道釧路市）がJR大沼公園駅前に「大沼鶴雅オーベルジュ エピィ」のオープンを予定しています。

DBJは、これらの取り組みが今後の北海道観光の質的向上に資するものとして評価し、融資を実施しました。



「大沼鶴雅オーベルジュ エピィ」完成予想図

投融资事例 株式会社シェルター

株式会社シェルター（本社：山形県山形市）は、木材構造部材の加工・販売、および中大規模木造建築・注文住宅等のデザイン・設計・施工を行っており、接合金物を使用した木構造「KES®構法」や2時間木質耐火部材「COOL WOOD®」を日本で初めて開発するなど、耐震強度や耐火性能が高く評価されています。こうした最先端の木造技術によって、従来なら鉄骨鉄筋コンクリート造で建てられていた大規模施設や高層ビルにも木造の可能性を広げました。また、シェルターは、部材開発から設計・施工までの一貫した知識・技術を活か

し、林業の関連事業者と連携することによって、地域産材の活用や林業の6次産業化など、地域創生にも貢献しています。

DBJは、木造建築における高い技

術力と独自のネットワークをベースに、人材や資源の有効活用を通じて地域に貢献するシェルターの取り組みに対し、「地域元気プログラム」に基づく融資を実施しました。



南陽市文化会館（ギネス世界記録「最大の木造コンサートホール」認定）

地域活性化

投融资事例 新潟空港ビルディング株式会社

新潟空港ビルディング株式会社（本社：新潟県新潟市）は、日本海側の拠点空港である新潟空港のターミナルビルを運営・管理する新潟県主導の第三セクターです。同ターミナルビルの開設から20年が経過し、施設・設備の更新と、そのための資金調達が喫緊の課題となっていました。

新潟空港は、国内線6都市7路線、国際線5路線を有し、年間利用旅客数100万人規模の重要なインフラ施設であることから、DBJは新潟空港

ビルディングの本課題に対し、地域金融機関と密接に連携してシンジケ

ート・ローンを組成することにより、同社の財務基盤強化を図りました。



新潟空港ターミナルビル外観

投融资事例 株式会社能作

株式会社能作（本社：富山県高岡市）は、銅器産業が集積する高岡市の鋳物メーカーです。地域に長年伝わる鋳造技術を基礎としつつ、柔軟性に富んだ特性を持つ錫^{すず}を用い、自治体の産業支援機関との共同研究の成果によって微細な表現を可能にした独自の鋳造技術で、デザイン性の高い製品を製造・販売しています。また、外部のデザイナーとのコラボレーションによる製品の企画・開発はもとより、需要の高まりから産地の同業者との共同生産を行うなど、高岡銅器産業を牽引する代表的な企業のひとつにまで成長を遂げています。今後も、高度な鋳造・加工技術を

活かして、医療機器分野への進出や、新たな市場創出に取り組んでいるほか、平成28年に迎える創業100周年に合わせて、生産能力の増強とともに見学・体験といった産業観光機能を有する新本社工場の移転・新築を予定しています。

DBJは、鋳物の製造・開発によって地域集積産業に活力を与える

能作の事業が「ものづくりの技」に、また、地域住民や伝統産業従事者が自由に集えるコミュニティスペースや観光案内所を併設し、産業観光のハブ的な役割を担う拠点施設を整備する能作の姿勢が「おもてなしの心」につながるものとして、「地域元気プログラム」を通じて融資を実施しました。



生型鋳造



「KAGOシリーズ」の曲がる器

地域活性化

投融資事例 株式会社松浦

株式会社松浦（本社：愛知県小牧市）は、昭和48年の設立以来、航空宇宙用部品をはじめ、自動車用部品・建築用部品などを幅広く製造している溶接・板金加工メーカーです。とりわけ、航空機および航空機用エンジン部品を幅広く手掛けており、わが国の航空機産業を支える一社です。

DBJは、松浦が「国際戦略総合特区」として指定されている「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」内に展開予定のCentral Japan Aerospace Cluster^{※1}（以下

「CJAC」）への参画に際し、その設備投資資金について国際戦略総合特区支援利子補給金制度^{※2}に基づき、融資を実施しました。

松浦はCJACの中核企業の一社として、航空機用エンジン部品の溶接・プレス・レーザー加工を担います。民間航空機市場は、新興国を中心とした旺盛な需要等を背景に今後大きな伸長が見込まれており、DBJは投融資一体という金融機能を活かし、航空機産業における開発から量産・販売に至るまで幅広いサポートを継続していきます。

※1 Central Japan Aerospace Cluster：三菱重工航空エンジン株式会社、中部経済産業局、愛知県および小牧市の支援のもと、民間航空機用エンジン部品の効率的な一貫生産体制を築くことで、生産フローの革新と生産能力の拡大を目指す産業クラスター。

※2 国際戦略総合特区支援利子補給金制度：産業の国際競争力強化に関する施策を、総合的かつ集中的に推進すべく国が指定した「国際戦略総合特区」において、事業に必要な資金の金融機関からの借入に対し、国が利子補給金を支給することで事業の円滑な実施を支援する制度。

投融資事例 ナカバヤシ株式会社

ナカバヤシ株式会社（本社：大阪府大阪市）は、大正12年に製本業で創業して以来、「フェルアルバム」などのヒット製品をはじめ、ノートや手帳などのステーショナリー分野において国内有数のシェアを誇る大手メーカーです。事業は紙製品にとどまらず、シュレツダやキーボックスなどセキュリティ関連の製品も数多く手掛けています。

平成27年には、中期経営計画「つぎつぎと、次のこと。」を策定し、時代の変化とニーズに応えた製品やサービスの提供に努めています。また、自社工場内での野菜の生産や木質パ

イオマス発電事業といった新規事業を通じて、雇用の確保と地域産業への貢献を目指すとともに、エネルギー問題や食糧問題など社会的課題にも積極的に取り組んでいます。

DBJは、ナカバヤシを「先端ものづくり企業サポートプログラム」の対象として認定し、「地域元気プログラム」を通じて融資を実施しました。



製品ラインナップ

地域活性化

投融資事例 株式会社ジュンテンドー

株式会社ジュンテンドー（本社：島根県益田市）は、明治27年に医薬品販売業として創業し、現在では、経営理念「地方都市、中山間地、離島のなくてはならないインフラになるう」、および基軸「ホームセンターは、農業、園芸、資材、金物、工具、ワーキングの専門店である」のもと、中国地方・近畿地方でホームセンターを中心に、ドラッグストア、カー用品専門店、ブックセンターの4業態で店舗営業をチェーン展開しています。また、ジュンテンドーは、出店エリアの自治体と防災協定を締結し、災害時には物資の供給などの支援を行うことを取り決めているほか、インフラ

整備の資材や防災用品の販売など、地域に必要なサービスを提供することで、防災面からも地域社会に貢献しています。

DBJは、ジュンテンドーが提供するサービスや自治体との連携が当該

地域、ひいては、中国地域全体の防災力の強化に資すると考え、平成27年7月に開店した「ジュンテンドー大庭店」（島根県松江市）の建設資金などを対象に、「地域元気プログラム」を通じて融資を実施しました。



ジュンテンドー大庭店

投融資事例 四国化工機株式会社

四国化工機株式会社（本社：徳島県板野郡）は、昭和36年に化学・食品産業向けタンク装置メーカーとして設立され、昭和42年に液体食品充填機メーカーに転換。現在では「牛乳等の液体食品充填機および関連機器」「食品用包装資材」「豆腐・油揚げ等の大豆加工食品」の3事業が三位一体の相乗効果を発揮する「システム経営」を確立している地域のニッチトップ企業です。

DBJは、四国化工機に対し、「DBJ健康経営（ヘルスマネジメント）格付」に基づく融資を実施しました。格付評価においては、①高度な安全衛生マネジメントを展開するとともに、時間外労働を厳密に管理し、基準超過者には健康診断の受診を義務付けるなど、徹底した労務管理を行っている点、②全従業員に対してストレスチェックを

実施し、当該結果に基づき部署ごとのメンタルヘルスリスク状況を分析。また、定期的にラインケア・セルフケア研修を実施するなど、外部の専門家を活用しながら予防的観点から従業員のメンタルヘルス対策を進めている点、③健康診断データを部門・職種等の属性別

に分析し、従業員の健康特性・傾向を把握している点、などを高く評価しました。また、本件は、液体食品充填機の分野において、国内トップシェアを有する四国化工機の事業基盤の維持・強化に資することから、「地域元気プログラム」を通じて融資を実施しました。



製品ラインナップ

地域活性化

投融资事例 シーティービーメディア株式会社

シーティービーメディア株式会社（本社：大分県別府市）は、大分県の別府市および日出町をサービスエリアとし、放送、通信、固定電話のトリプルプレイサービス等を提供する地域密着型のケーブルテレビ会社です。地元こだわった自主放送番組の制作・放送をはじめ、きめ細やかなアフターサービスなど“地域に根差した営業施策”を強みとして、対象エリアでは高いシェアを確保しています。

DBJは、シーティービーメディアの対象エリアにおける高速通信サービスや4K/8K放送など高度なサービ

スの提供を実現するために、多額の投資を要するFTTH化（光ファイバー通信網の整備）プロジェクトの資

金調達に際し、地域金融機関と協働してシンジケート・ローンを組成しました。



本社外観

投融资事例 株式会社ビースマイルプロジェクト

株式会社ビースマイルプロジェクト（本社：鹿児島県鹿児島市、以下「BSP」）は、株式会社カミチクのグループ企業である有限会社錦江ファーム（本社：鹿児島県南さつま市）により新設された会社であり、錦江ファーム、株式会社農林漁業成長産業化支援機構（本社：東京都千代田区、以下「A-FIVE」）、伊藤忠飼料株式会社（本社：東京都江東区）、兼松株式会社（本社：東京都港区）等事業会社5社、金融機関4社と

ともに、DBJが共同で出資を実施しました。

BSPは、餌づくりから、繁殖、肥育まで一貫生産した黒毛和牛を提供する外食事業などを拡大させ、南九州における地域製品の付加価値向上を図りながら、畜産業のさらなる競争力強化の実現を目指しています。

DBJは、BSPによる、地域産品を活かした外食事業等を通じた畜産業の活性化をサポートすべく、A-FIVE、飼料メーカー、商社を含む食品関連

会社や地域金融機関等と協調し、特定投資業務※を活用したリスクマネーの供給を行いました。今後DBJは、これまで培ってきたネットワークや情報力を駆使し、南九州における畜産業の6次産業化をテーマとしたBSPの取り組みを支援していきます。

※P.73参照。



放牧風景

セーフティネットの強化

復興対応

地震、津波、原発事故が重なり未曾有の被害をもたらした東日本大震災は、世界的にも類を見ない複合型の大規模災害であり、わが国経済に深刻な影響を与えました。震災から5年が経過し、震災復興のステージも〈復旧段階〉から〈復興・成長段階〉へと移行し、被災地域ごとに抱えている課題が異なるなかで、各地域の状況に応じたきめ細やかな対応を行う必要があります。

また、平成28年(2016年)熊本地震については、製造業のサプライチェーンや観光産業等に大きな被害をもたらしており、早急な復旧・復興が求められています。

投融資事例 東日本大震災復興・成長支援ファンド

DBJは、東日本大震災以降、株式会社岩手銀行、株式会社七十七銀行、株式会社東邦銀行と共同でそれぞれ組成した東日本大震災復興ファンドを通じて、リスクマネーを供給し、被災企業の復旧・復興を支援してきました。平成26年12月には、震災復興のステージが、生産設備の回復等といった〈復旧段階〉から、生産を再開した企業の販路開拓

や、複数企業の協働による産業競争力強化、インフラ整備・機能強化等の〈復興・成長段階〉へと移行しつつあるなか、これに対応すべく、DBJは、上記の3地方銀行および株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)と連携し、復興・成長支援ファンドを新たに設立しました。新ファンドの総額は、当初3ファンド合計で150億円としていますが、投融

資の進捗に応じて、最大300億円までの規模拡大も視野に入れています。

新ファンドは、被災地域の復興・成長に資する事業を行う企業(他地域からの進出企業や新設企業も含む)に対して、劣後ローンや優先株等を活用しリスクマネーを提供することで、全国のモデルとなる先進的な取り組みを促進し、地域の成長と活性化を支援します。

● 東日本大震災復興・成長支援ファンドの概要

名称	いわて復興・成長支援投資事業有限責任組合	みやぎ復興・地域活性化支援投資事業有限責任組合	ふくしま復興・成長支援ファンド投資事業有限責任組合
設立	平成26年12月8日		
ファンド規模	各ファンド50億円 (ただし、組合員の同意のもとに各ファンド100億円まで増額可能。)		
無限責任組合員(GP)	(株)東北復興パートナーズ		
有限責任組合員(LP)	DBJ、岩手銀行、REVIC	DBJ、七十七銀行、REVIC	DBJ、東邦銀行、REVIC
期間	投資期間5年、存続期間7年4カ月 (ただし、必要があれば、投資期間で2年以内、存続期間で1年以内の延長を行うこともあります。)		

投融資事例 くまもと復興応援ファンド

DBJは、平成28年(2016年)熊本地震に対処するため、株式会社肥後銀行および株式会社鹿児島銀行と協働して、災害からの復旧・復興に資する事業を行う事業者に対して、期限一括返済型ローンや劣後ローン等を活用したリスクマネーを供給し、震災地域の早期復旧・復興および再生の支援を行うことを目的に、「くまもと復興応援ファンド」を組成しました。地域の事情に精通し被災地域

に広範なネットワークと顧客基盤を有する地域金融機関と、投融資一体型の金融サービスを提供するDBJ

が連携することにより、有効かつ効果的な支援策を実行します。本ファンド規模は100億円としています。

● くまもと復興応援ファンドの概要

名称	熊本復興応援投資事業有限責任組合
ファンド規模	100億円
無限責任組合員(GP)	HSK&Dパートナーズ株式会社、肥後銀行株式会社
有限責任組合員(LP)	DBJ、肥後銀行、鹿児島銀行
期間	投資期間3年、存続期間10年

復興対応

投融資事例 株式会社マイクロトップ

株式会社マイクロトップ（本社：岩手県八幡平市）は、平成5年に設立し、携帯電話・デジタルカメラおよびハードディスクドライブ（HDD）用金型を主力商品とする精密金型の製造メーカーです。マイクロトップの高度で精密な加工技術は、国内のみならず海外の取引先からも高い評価を受けており、フィリピンとタイに現地法人を設置するなど、海外展開を強化しています。また、変化の速い電子部

品業界において、現在マイクロトップは、金型の加工技術や樹脂成形技術を応用し、国内外において情報機器関連生産装置部品や樹脂部品など、金型以外の製品の生産・販売を行うことで、事業分野の拡大・収益基盤の強化を進めています。

DBJ、株式会社岩手銀行および地域経済活性化支援機構（REVIC）が共同で出資する東日本大震災復興・成長支援ファンド「いわて復興・

成長支援投資事業有限責任組合」は、新事業の成長を支援し、事業の収益力強化を通じて地域の発展に貢献するマイクロトップに対して、融資を実施しました。



精密金型パーツ

投融資事例 株式会社石巻フーズ

株式会社石巻フーズ（本社：宮城県石巻市）は、関東を中心に、沖縄、九州、関西、中部に「レッドロブスター」や「暗闇坂 宮下」等の飲食店をグループ展開する株式会社セリュックスホールディングス（本社：東京都港区）の100%子会社として、平成24年7月に設立され、飲食店向けの共同購買事業を開始しました。また、平成27年12月には、石巻フーズによる食品加工工場が石巻市に完成し、「三陸 生牡蠣フライ」の製造を開始

するなど、石巻フーズは、親会社であるセリュックスホールディングスのネットワークや商品開発力を最大限に活用しながら、三陸沖海産物の加工・製造・販売に取り組んでいます。

このたび、DBJ、株式会社七十七銀行および地域経済活性化支援機構（REVIC）が共同で出資する東日本大震災復興・成長支援ファンド「みやぎ復興・地域活性化支援投資事業有限責任組合」は、域外を母体とする企業が被災地域への進出を図る

ケースへの初の融資案件として、地域の新たな雇用創出はもとより、三陸沖海産物の加工・販売等を通じて、被災地の復興・活性化に資する新工場の設立を支援するため、石巻フーズに対して融資を実施しました。



本社工場外観

投融資事例 大内新興化学工業株式会社

大内新興化学工業株式会社（本社：東京都中央区）は、昭和6年にゴム添加剤の初の国産化を実現して以来、有機ゴム薬品のパイオニアとして国内トップの地位を確立している化学メーカーです。また、85年の長きにわたって培ってきた技術力をベースに、抗菌剤、医薬品原薬、環境薬剤など幅広い分野に事業を展開しています。

東日本大震災により、福島県の須賀川工場（須賀川市）および原町工場（南相馬市）が大きな被害を受けたものの、両工場とも直ちに稼働を

再開し、地域との共生を図りながら価値あるモノづくりを進めています。

DBJは、大内新興化学工業が須賀川工場において実施した医薬品原薬に係る製造設備の増設を対象に、「復興特区支援利子補給金制度^{*}」に基づく融資を実施しました。医療関連産業は、福島県における重点戦略業種として位置づけられており、本件は「疾病又は障害の新たな治療方法の研究開発及びその成果の企業化等、医療に係る技術水準の向上及び高度な医療の提供に関する事業」として認定を受けています。

^{*}復興特区支援利子補給金制度：東日本大震災の被災地の復興に向けて、地方公共団体が作成し国の認定を受けた復興推進計画の推進の中核となる事業に必要な融資に対して、国が利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援する制度。



須賀川工場の新棟外観

DBJ BCM 格付融資

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、岩手・宮城内陸地震、また、東日本大震災といった大災害は、莫大な経済被害をもたらし、長期にわたり事業停止を余儀なくされ、業務の継続に支障をきたす企業も少なくありません。人や物の被害対策だけでなく、災害時の事業中断による利益の減少、顧客の流出を防ぐ事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、企業の事業継続という観点から経営基盤を強固なものにすることが、重大な経営課題となっています。

投融资事例 株式会社日本マイクロニクス

株式会社日本マイクロニクス（本社：東京都武蔵野市）は、昭和45年の創業以来、半導体計測器具、半導体・LCD（液晶ディスプレイ）検査機器など、日進月歩で進化するITデバイスの品質や性能、信頼性を支える機器・装置・システムを開発し提供しています。特に、半導体量産工程でウェーハの電気的特性検査に用いるプローブカード（半導体計測器具）では、世界トップクラスのシェアを誇ります。

DBJは、日本マイクロニクスに対して、「DBJ BCM格付」に基づく融資

を実施しました。格付評価においては、①定期的な防災訓練や安否確認訓練の実施等により、充実した防災体制を構築している点、②全社リスクマネジメント委員会を事業部門と各ワーキンググループというマトリクス構造で組織し、経営上のさまざま

まなリスクへの対処を平時より積極的に実施している点、③サプライチェーンの上流事業者を代替可能性など複数の視点から評価し、調達先の分散化などリスク低減措置を講じている点、を高く評価しました。



青森工場外観

投融资事例 日本自動車ターミナル株式会社

日本自動車ターミナル株式会社（本社：東京都千代田区）は、首都圏の高速道路ネットワークに隣接した都内4カ所に公共トラックターミナルを建設・運営し、都市間輸送および都市内集配の拠点、ならびに全国の中継基地として、物流の合理化および都市機能の向上に寄与しています。

DBJは、日本自動車ターミナルに対して、「DBJ BCM格付」に基づく融資を実施しました。格付評価においては、①施設のハード対策として、各ターミナルに緊急地震速報を導入し利用者の初動対応の早期化を促すとともに、免震構造を備えた複合物流施設の建設や非常用自家発電設備

の設置等を進め、施設安全策を強化している点、②有事における優先復旧業務および必要人員数を目標復旧時間に照らし合わせて勘案し、その実効性を検証すべく従業員の参集訓練や、関係事業者と連携したターミナル復旧訓練を実施している点、③有事の際に開設する広域輸送基地の災害対策本部の構成メンバーで

ある東京都福祉保健局および一般社団法人全国物流ネットワーク協会との間で共通の指揮命令システムを整備し、関係者間の役割分担や対応業務を予め明確化するとともに、継続的に緊急支援物資の輸送に関する訓練を実施している点、を高く評価しました。



京浜トラックターミナル

DBJは、社会・環境・経済というトリプルボトムラインの調和の実現を通じた「より豊かで持続可能な社会の実現」を目指すべく、環境問題の解決を人類共通の重要課題ととらえ、環境に配慮した経済社会の形成に貢献する取り組みを進めています。

平成13年6月には、日本の銀行として初めてUNEP（国連環境計画）の金融機関声明に署名し、UNEPと金融機関の自主的協定に基づく団体UNEP FI（国連環境計画・金融イニシアティブ）に加盟しました。さらに、

平成14年11月にISO14001の認証を取得、平成23年11月には「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」に署名するなど、環境保全とサステナブルな社会の実現に関する取り組みを組織的に推進してきました。

DBJでは、平成20年10月に定めた「環境基本方針」に則り、支店・事務所の所在する地域においても取り組みを推進しています。

環境基本方針

制定 平成20年10月1日決定 同年10月1日実施

（目的）

第1条 当行は、社会・環境・経済というトリプルボトムラインの調和の実現を通じた「より豊かで持続可能な社会の実現」を目指すべく、環境問題の解決を人類共通の重要課題と認識し、環境に配慮した経済社会の形成に貢献することを目的として、当方針を定める。

（投融資業務を通じた環境対策の推進）

第2条 当行は、投融資業務を通じ、地球温暖化防止、循環型社会形成等に資するプロジェクトを支援し、また、お客様の環境配慮経営の推進をサポートすることで、お客様の環境対策に貢献することを通じて、サステナブルな社会の実現に貢献する。

2. 投融資業務にともない発生する環境面でのリスク評価を通じ、お客様の環境対策に貢献する。

（環境コミュニケーションを通じた環境啓発の推進）

第3条 当行は、環境問題についての継続的な調査研究・提言等を通じ、環境意識の向上や環境課題の解決への貢献を通じて、サステナブルな社会の実現に貢献する。

2. 我が国の環境への取り組みの紹介等を通じ、国際協力による環境啓発を推進する。
3. 当行の環境への取り組みに関する情報を発信し、社会とのコミュニケーションを通じて、取り組みの改善に努める。

（オフィスにおける環境配慮活動の推進）

第4条 環境法規制を遵守するとともに、当行業務活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、以下の活動を推進することにより環境に配慮したオフィス環境の形成に貢献する。

- (1) 省資源・省エネルギー、資源のリサイクル活動の推進
- (2) 環境配慮物品の調達促進
- (3) 環境汚染の予防

（地域における環境配慮活動の推進）

第5条 当行は、ヒートアイランド対策等地域における環境改善に資する取り組みへの協力を通じ、環境に配慮した地域社会の形成に貢献する。

環境基本方針の実践

投融資業務を通じた環境対策の推進

DBJは、投融資業務を通じて、地球温暖化防止、循環型社会形成等に資するプロジェクトを支援し、また、お客様の環境配慮経営の推進をサポートし、お客様の環境対策に寄与することを通じて、サステナブルな社会の実現に貢献します。

- 「DBJ環境格付」融資 →P.41、78
- 「DBJ Green Building 認証」制度 →P.43、82

環境コミュニケーションを通じた環境啓発の推進

DBJは、環境問題についての継続的な調査研究・提言等を通じて、環境意識の向上や環境関連の課題への取り組みを支援し、サステナブルな社会の実現に貢献します。

- 環境をテーマとしたコミュニケーション →P.70
- 地域活性化に向けたコミュニケーション →P.70
- 国際協力でのコミュニケーション →P.71

オフィスにおける環境配慮活動の推進

環境法規制を遵守するとともに、DBJの業務活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、以下の活動を推進することにより、環境に配慮したオフィス環境の形成に努めます。

(1) 省資源・省エネルギー、資源のリサイクル活動の推進

省資源・省エネルギーへの取り組み状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
コピー・印刷用紙使用量(kg)	60,139	60,393	59,286
廃棄物排出量(kg)	33,976	33,366	31,735
電力使用量(万kWh)	405	402	402
水使用量(m ³)	10,083	9,633	10,094

(注)すべて本店ビルのみ。

(2) 環境配慮物品の調達促進

DBJでは、平成13年4月に施行された「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(通称「グリーン購入法」)に基づき、環境負荷の低減に効果のある物品やサービスの購入に取り組んできました。民営化(株式会社化)後も継続してグリーン購入を行っています。

代表的品目についてのグリーン調達実施状況

	平成27年度
紙類	100%
文具類	100%
オフィス家具類	100%
OA機器	100%
照明	100%

(注)印刷用紙、メディアケース、タックラベルなど、市場に「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める判断の基準を満たす物品が十分に供されていない、もしくは機能・性能上の必要性から基準を満たさない製品を購入せざるを得ない物品については除く。

(3) 環境汚染の予防

環境法規制を遵守しています。

地域における環境配慮活動の推進

DBJは、ヒートアイランド対策など地域における環境改善に資する取り組みへの協力を通じ、環境に配慮した地域社会の形成に貢献しています。

○本店

打ち水プロジェクト2015

大手町・丸の内・有楽町打ち水プロジェクト実行委員会(大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会/一般社団法人大丸有環境共生型まちづくり推進協会/NPO法人大丸有エリアマネジメント協会)、環境省、東京都、千代田区の主催する「打ち水プロジェクト2015」に参加しました。DBJは「打ち水プロジェクト2008」から継続して参加しています。



○北陸支店

金沢エコ事業者推進ネットワーク

平成16年度から「金沢エコ事業者推進ネットワーク」に参加し、①廃棄物削減、②省エネ、③グリーン購入の推進に取り組んでいます。

○関西支店

関西エコオフィス宣言

平成20年度から「エコオフィス宣言」に登録し、①夏のエコスタイル、②節電の励行、③グリーン購入の推進、④自動車利用の抑制、⑤ごみの再資源化に取り組んでいます。

○四国支店

地球にやさしいオフィス

平成21年度に高松市環境部の「地球にやさしいオフィス」に登録し、平成27年度も引き続き、①紙使用量の抑制、②リサイクル品の利用促進、③従業員へのごみ減量・資源化啓発活動、④節電・節水、⑤冷暖房の適切な温度管理に取り組みました。



○九州支店

天神クリーンデー

We love 天神協議会主催の「天神クリーンデー」に参加し地域の清掃を行いました。

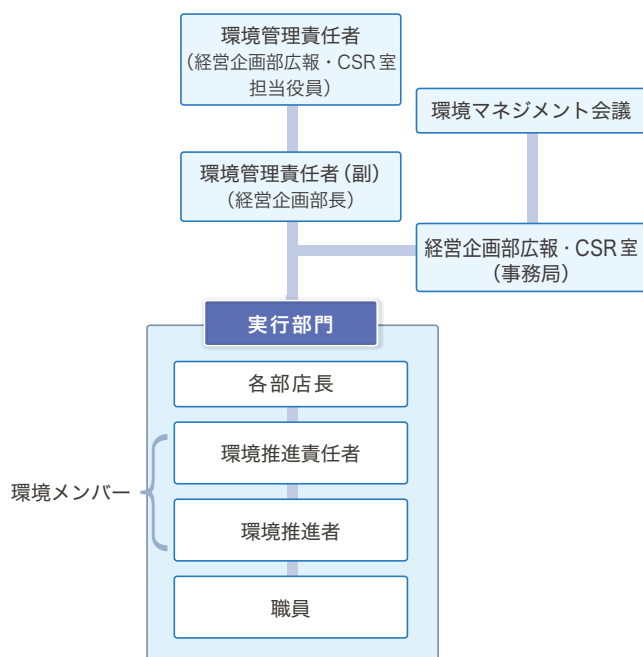


○その他の支店等

使用済み切手の寄付活動、マイ箸・マイカップ持参などの身近な取り組みを進めています。

環境管理体制

● 環境管理体制



経営企画部広報・CSR室担当役員を環境管理責任者とする体制のもと、役職員全員参加で環境マネジメント活動を行っています。

<環境管理責任者>

環境管理責任者は、経営企画部広報・CSR室担当役員とし、環境教育・研修実施の確認を行うとともに、環境年度目標の承認等を行います。

<環境マネジメント会議>

環境マネジメント会議において、環境年度目標や環境マネジメントレビューの審議を行います。

<経営企画部広報・CSR室>

環境マネジメント活動の運営に関する事務は、経営企画部広報・CSR室が行い、環境年度目標の立案に加え、環境年度目標の達成状況や法規制等の遵守状況の管理等を行います。

<環境推進責任者>

環境マネジメント活動を推進するために、各店舗に環境メンバーとして環境推進責任者および環境推進者を置いています。環境推進責任者は、環境推進者を指名するとともに、環境年度目標の達成状況の管理等を行います。

<職員>

環境マネジメント活動の実施・推進を行います。

近年の環境分野への主な取り組み

平成11年	10月	日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)の目的に「持続的発展」を明記
平成13年	4月	グリーン調達、環境研修開始
	6月	UNEP(国連環境計画)の「環境と持続可能な発展に関する金融機関声明」に署名(邦銀初)
	10月	UNEP「環の国 金融機関環境会議」を主催
平成14年	3月	UNEPリオ総会にて基調講演
	7月	「環境方針」策定(平成17年4月に一部改訂)
	11月	ISO14001認証取得
平成15年	10月	「社会環境報告書」(第1号)発行
	同月	金融と環境に関する国際会議「UNEP FI 東京会議」を共催
平成16年	4月	「DBJ環境格付」融資開始
	9月	「サステナブルな社会づくりレポート」発行(社会環境報告書 第2号)
	11月	日本カーボンファイナンス(JCF)設立
	12月	日本温暖化ガス削減基金(JGRF)設立
平成17年	1月	UNEP FI「アジア・太平洋地域タスクフォース」の議長に就任
	9月	「サステナブルな社会づくりレポート」発行(社会環境報告書 第3号)
	10月	UNEP FIグローバルラウンドテーブルにて発表
	11月	ISO14001認証取得(更改)
平成18年	5月	「責任投資原則並びに署名機関の公表に関する記者会見」開催
	8月	「CSR Report 2006」発行(社会環境報告書第4号)
平成19年	7月	「CSR・ディスクロージャー誌」発行(ディスクロージャー誌にCSRレポートを統合)
平成20年	10月	株式会社日本政策投資銀行発足にともない、第1回取締役会および経営会議にて「環境基本方針」「環境マネジメント規程」を制定
平成21年	3月	初の環境クラブ型シンジケート・ローン「エコノワ」組成
	4月	「DBJ環境格付」融資がADFIAP Awards環境部門賞を受賞
	9月	地域金融機関に対する環境格付融資体制整備への協力開始
平成22年	1月	IFC(国際金融公社:開発途上国で投融資活動を行う世界銀行グループ最大の国際金融機関)と基本協力協定を締結
	4月	損害保険会社と「環境対策を促進する事業に関する業務協力協定」締結
	12月	「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」(通称「低炭素促進法」)に基づく指定金融機関に選定
平成23年	4月	「DBJ Green Building認証」制度創設
	11月	「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」に署名
平成25年	10月	「環境・復興支援シンジケート・ローン」が「グリーン購入大賞」で大賞・環境大臣賞を受賞
平成27年	5月	「DBJグリーンボンド」がADFIAP Awards 2015を受賞
	10月	「DBJサステナビリティボンド」を発行

事業継続計画(BCP)

DBJは、お客様や株主、役職員などのステークホルダーの利益を守り、また、社会的使命を果たすとの観点から、自然災害(とりわけ大規模地震)、インフルエンザ等感染症の蔓延(パンデミック)、システム障害、停電などのさまざまな緊急事態発生時に、重要業務の継続・早期復旧を図るため、事業継続計画(BCP)を策定しています。

BCPにおいては、継続すべき重要業務や災害からの復旧計画のほか、緊急時における役職員の初動等を定め、緊急時に必要な対応を分かりやすくまとめています。

1. 役職員の行動原則

大規模災害発生時等の緊急時における役職員の基本的な心構えとして、①生命身体の安全確保、②的確な状況把握、③冷静沈着な行動の3点を定めています。具体的には、まずお客様や役職員の人命・安全を最優

また、重要業務の継続・復旧にかかる方針を定めるにあたっては、地震や火災といった原因事象に応じて個別に対策を検討するのではなく、大規模災害等の場合における本支店の①建物・設備、②役職員、③システムといった重要な経営リソースの被害状況に応じた対策を検討する手法を採っています。

以下では、DBJのBCPについて、その概要をご説明します。

先し、テレビ・ラジオ等の情報に留意するとともに、パニックに陥らず冷静に避難や安否連絡等を行うこととしています。

2. DBJの重要業務

DBJでは、大規模災害発生時等において、①事業継続の基礎・前提となるもの(設備、要員、システム等)、②当行の社会的使命と金融の公共性(投融資実行等)、③金融市場への責任(マーケットでの決済継続)という観点から、継続すべき重要業務として、次の6項目を抽出しています。

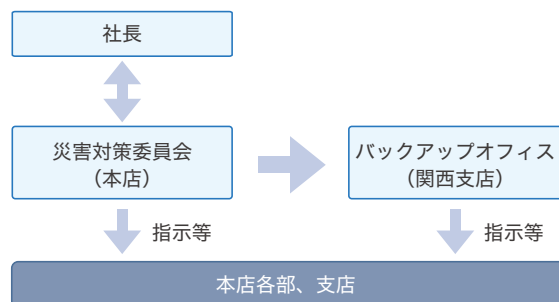
- (1) 役職員・来客等の安否確認・安全確保
- (2) 決済関連業務の間断ない継続
- (3) 災害対策委員会の確実な立ち上げ
- (4) ITシステムの維持・復旧
- (5) お客様の被災状況の確認
- (6) 危機対応業務の迅速な実施

DBJでは、上記の重要業務の継続について最優先に対応する態勢を構築することを主眼にBCPを整備しています。

3. BCPの運用体制

大規模災害発生時等においては、緊急事態に対処するため、原則として本店において、社長の下に経営企画部長を委員長とする災害対策委員会を設置し、本支店に対して重要業務の継続についての指示を行うこととしています。また、本店での業務継続が困難な場合には、関西支店が代行することとしています。

●BCP運用体制の概略



4. 事業継続のための対策

確実な事業継続を図るため、各種の対策を講じています。以下では、主な対策についてご紹介します。

(1) システムの堅牢性向上

メインセンターで高度なセキュリティ水準を確保するとともに、万一メインセンターが稼働できない場合に備え、バックアップセンターを構築しています。

(2) 重層的な通信手段の確保

夜間・休日における対応も含め、役職員の安否や参集の可否等を迅速に把握し、情報伝達を確実にするため、安否確認システムを導入しているほか、主要拠点・要員に対しては衛星電話等を配備することで、重層的な通信手段を確保しています。

(3) 指揮命令系統と権限委任

重要業務の継続にかかる意思決定を迅速・確実に実施していくため、災害対策委員会が設置された場合における指揮命令系統と職務権限の代行順位を定めています。

(4) 初動対応および重要業務の継続・復旧手順の明確化

緊急時の初動対応や重要業務の継続・復旧について、予め業務単位で整理することで、混乱状態にあっても、関係部が迅速・確実に重要業務に対応できる態勢を確立しています。

5. BCPの実効性維持・向上のための取り組み

DBJでは、BCPの実効性の維持・向上を図るべく、役職員向けに各種の研修や訓練を実施しています。

また、訓練結果や最新の情報を踏まえたBCPの見直

しについて、定期的に、また必要に応じて随時、経営会議において検討し、PDCAサイクルを回すこととしています。

人材育成と職場環境づくり

DBJが金融機関としての価値を発揮するうえで重要であると考えた資産は「人」です。そこで、職員一人ひとりを「人材」としてとらえ、その能力開発に力を入れています。DBJは、体系的な人材育成制度の構築と

安心できる職場環境づくりに積極的に取り組むことにより、職員の質の高いパフォーマンスを引き出し、わが国をあるべき方向に導く牽引力の源となるよう日々努めています。

人材開発ビジョン

DBJは、時代の要請に応じてその役割を大きく進化・発展させてきました。こうした主体性・創造性は、常に時代をリードすることが求められるDBJにとって極めて重要です。

このためDBJでは、人材開発に関して「ゼネラリストを超えたスペシャリスト」というビジョンを掲げ、金融のプロフェッショナルとしての自律的かつ先駆的な

行動を推進する人材の育成を行っています。刻々と変化する社会のニーズに対応するためには、幅広い経験と奥深い知見、そして全体を俯瞰する能力に加え、プロフェッショナルとしての専門性やスペシャリティを身につけることが必要です。こうした考えのもとで、ジョブローテーション、人事評価および教育・研修などの人材育成制度を構築しています。

「目標マネジメントシステム」の活用

DBJでは、職員が自律的、積極的に業務に取り組み、かつその行動を発展させることができるよう、また、そうした取り組みを適正に評価するため、「目標マネジメントシステム」を導入しています。これは、職員一人ひとりが、上司との面談を通じて目標設定を行い、フィードバックを受けることで、自律的にPDCA (Plan-Do-

Check-Act) サイクルを回す仕組みで、その充実に力を入れています。特に目標設定については、中長期的な視点で行内外の価値向上に取り組むことをより重視しており、業務実績の賞与等への反映と併せ、職員のモチベーションアップを図っています。

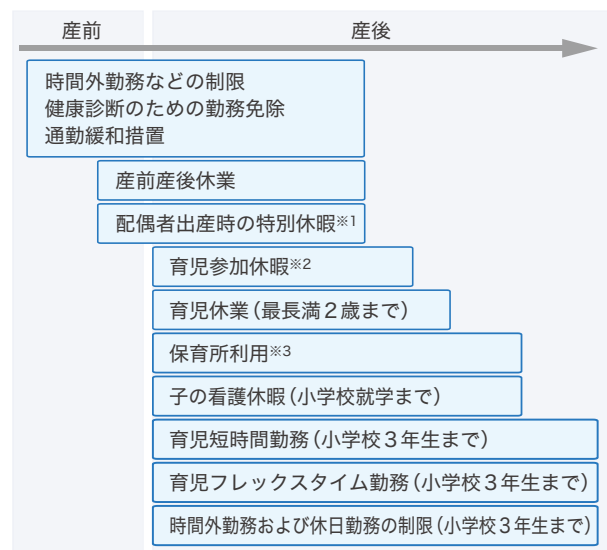
安心できる職場環境づくり・女性活躍の推進

DBJでは、安心できる職場環境づくりにも積極的に取り組んでいます。

職員が働きやすい環境を整えるため、セクシュアルハラスメントおよびパワーハラスメントの防止に関して、周知徹底を図るとともに、相談窓口を設置して対応しています。また、心身の健康サポートに関しては、定期健康診断に加え、研修を通じてのケアや職員だけでなく家族も利用可能な外部専門事業者によるカウンセリング窓口の設置など、メンタル面でのサポート体制も整えています。そして、意欲のある職員が長く仕事を続けられるよう、育児・介護等に係る就業・休暇制度の充実(フレックスタイム制や育児参加休暇制度の導入)を図るとともに、退職者の再雇用制度や定年後の継続雇用制度等を率先して導入しています。

また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画において、管理職育成を目的としたキャリア研修、管理職を対象としたマネジメント研修の実施や、仕事と家庭の両立支援制度の浸透といった取り組みを通じて、女性の管理職者を平成30年度末までに平成26年期初比で50%程度増加させる目標を設定しています。

● 主な出産・育児関連制度の概要

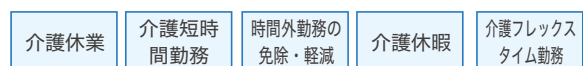


^{※1} 配偶者の出産時に、その前後に2日間の休暇を取得できます。

^{※2} 配偶者が出産した職員が1歳未満の子の育児のために、必要な場合に、最長5日間の休暇を取得できます。

^{※3} 読売新聞社内内の保育所が利用できます。

● 介護関連制度



充実した人材育成制度

金融のプロフェッショナルとして活躍する職員を支えるのは、充実した教育・研修制度です。DBJでは、階層等に応じた必須研修と、職員のスキルやニーズに応じて選択できる自己啓発研修や金融イノベーションに対応した各種選択研修を組み合わせることで、職員一人ひとりが計画的に自己のキャリアを描くことが可能となっています。

若手職員向けには、高度な金融業務を担う前提となる基礎的な知識の習得・理解の深化を図るべく、「DBJ金融アカデミー」を開講し、「コーポレート・ファイナンス」「金融商品取引法」「M&A」等の講座の充実に注力しています。

また、年齢にかかわらず責任ある仕事を担う実践的

なOJTに加え、複数の部署を経験した後、スキルやキャリアに応じて高い専門能力を育成できるよう配属を行う戦略的ジョブローテーションを実施しています。こうした諸制度により、中長期的なビジョンを持って多様な実務経験を積みつつ、高い専門性のある能力を早期かつ着実に開発できる環境を整備しています。

さらに、グローバル化が進むなか、国内・海外を問わずさまざまな分野で活躍できる職員の育成を図るため、海外の大学院への留学制度を充実させるとともに、国内・海外のグループ会社や各省庁などにも積極的に職員を派遣して、各人の能力開発とネットワーク拡充の支援をしています。

●DBJの人材育成制度

職位	階層別研修		業務関連研修				業務関連(自己啓発)	外部派遣等
	キャリア・ディベロップメント・プラン研修	トップマネジメント研修 マネジメント研修	・投資資ミドルバック実務強化研修 ・債権管理研修等	・コンプライアンス研修 ・金融関連法務研修等	・会計基準関連研修 ・税務基礎研修等	・バリユエーション研修 ・財務モデリング研修 ・M&A研修 ・不動産ファイナンス研修 ・事業再生実務研修 ・環境格付セミナー ・BCM格付セミナー ・DBJ金融アカデミー(選択講座・特別講座)等	共通スキル分野 ・問題解決・コミュニケーション ・ロジカルシンキング ・英会話・ビジネスマナー等	国内外留学、トレーニー等
生涯キャリア形成	ライフプラン研修				DBJ金融アカデミー ・IFRS会計基礎と実践 ・国際金融 ・金融政策 ・コーポレート・ファイナンス ・金融商品取引法 ・M&A等			
新人導入研修	キャリア・ディベロップメント・プラン研修	格付・資産査定研修 投融資関連システム研修	契約証書作成研修 法律基礎研修	財務分析研修 ・簿記・会計知識研修 ・企業分析研修 ・個別企業分析ケーススタディ研修				
自律的キャリア形成	マネジメント能力・リーダーシップ等の涵養	行内手続き・基本実務の習得	金融法務の習得	財務会計知識の習得	金融スキルの習得など 戦略・重点分野	業務遂行の基礎となる能力の習得	業務関連知識等の習得・涵養	幅広い視野・知見の習得
計画的・継続的な人材開発		業務上必要な知識・スキルの習得			戦略・重点分野への対応	業務上必要な知識・スキルの習得		

より高いモラルを求めて

半世紀にわたり総合政策金融機関として日本経済を牽引し、今後は、今まで培った長期的視点、中立性、パブリックマインド、信頼性を大切にす民間金融機関へと変貌するDBJにおいて、職員一人ひとりにはより一層高いモラルが求められます。

DBJでは、以前から、人権問題に関する理解を深める

ための「人権研修」、法令等遵守を徹底させる「コンプライアンス研修」、不正アクセスや情報漏洩等のリスクに対応するための「情報セキュリティ研修」などの受講を職員各人に義務づけ、モラルの向上に努めています。今後もこうした取り組みに一層注力していきます。

DBJ金融アカデミー

平成20年5月より、ビジネスモデル実現の中核となる高度な企業向け金融業務を担う人材を中長期的な観点から組織的に育成するために、若手の職員を受講対象者として、「DBJ金融アカデミー」を概ね週2～3回のペースで開催しています。平成27年度には、「現代ファイナンス入門」をはじめ、「コーポレート・ファイナンス」「金融商品取引法」「IFRS会計 基礎と実践」など合計24の講座が開催されました。

本アカデミーを通じて、職員一人ひとりの金融力のレベルアップを図り、企業金融における基本的考え方や企業価値評価の手法等の実務に応用可能な基礎知識のほか、金融の理論的・学術的側面からの幅広い基礎的素養等の習得を目指しています。また、地域金融機関、自治体、取引先などから外部受講者も受け入れており、受講を通じて相互交流とネットワーク構築の機会として活用されることも期待されます。

■DBJ金融アカデミー カリキュラム

平成27年度 (平成27年5月～平成28年3月)

【基本講座Ⅰ】

- 現代ファイナンス入門
- 金融商品取引法
- ビジネス統計学
- コーポレート・ファイナンス基礎
- M&A
- コーポレート・ファイナンス演習

【基本講座Ⅱ】

- 倒産・事業再生実務
- IFRS会計 基礎と実践
- 金融システム論
- 金融政策
- 金融力フォローアップ演習
- 国際金融

【選択講座】

- 行動ファイナンス
- 不動産ファイナンス
- マクロ経済学と現代日本経済
- リアル・オプション
- 統合報告入門
- インベストメント
- リスク・マネジメント
- わが国財政の課題と展望

【特別講座】

- セキュリティタイゼーション
- ヘッジファンド産業と金融規制
- ファミリービジネス
- 地域金融機関向け特別セミナー



知的資産報告

DBJの役職員は、「長期性」「中立性」「パブリックマインド」「信頼性」という4つのDNAを承継し、挑戦を続けています。DBJがこれまで蓄積してきた知的資産の有効活用により、単なる資金供給にとどまらず、時代の要請に応える基盤（金融プラットフォーム）を整備し、企業のCSR経営の高度化を促す役割を果たしていきたいと考えています。



知的資産経営 102

時代の要請に応える基盤
「金融プラットフォーム」 106

企業価値と知的資産経営

知的資産とは

企業が持続的に利潤・利益を確保するためには、自社の強みを維持・強化し、提供する商品やサービスの個性を伸ばして他社との差別化を図り、それを自社の重要な経営資源・競争軸として認識し、「差別化の状況を継続」することが必要です。差別化を可能にするものは具体的には技術、ノウハウ、人材、ビジネスモデルなどであり、目に見えないものではあるものの企業独自の強みとして評価し得るものです。これらは企業価値の源泉として有しているものであり、将来的に企業の経済的利益として実現されることが期待されるもので、有形ではなく無形であり、何らかの形で知的な活動が介在して生まれてくるという意味で「知的資産」と総称できるものです。

DBJにとっての知的資産

DBJは、民営化(株式会社化)前の旧DBJの時代から、お客様そして社会の信頼を得ることが第一ととらえ、官民にわたる幅広いネットワークを築いています。

DBJの役職員は、これまでの業務で培われた長期性、中立性、パブリックマインド、信頼性という4つのDNAを承継しており、時代の要請に応え、挑戦を続けてきました。

また各役職員は、企業やプロジェクトを評価する目利き能力を向上させる努力を続けており、時代あるいは地域の課題を意識した高い視点から長期的に審査・評価するノウハウ・能力の蓄積はDBJの強みであるといえます。

企業価値向上に不可欠な知的資産経営

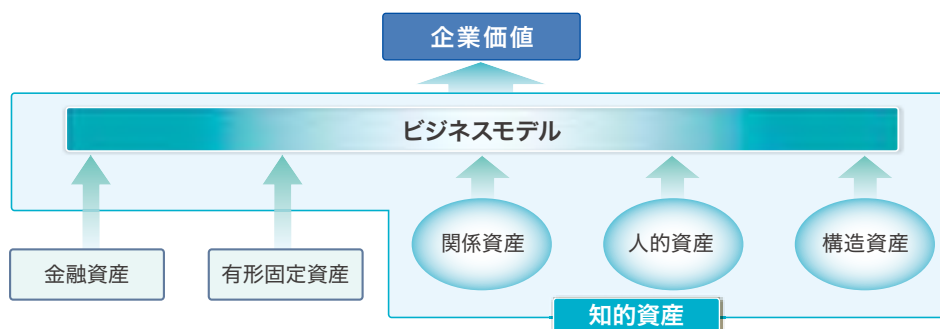
知的資産は、目に見えない資産(無形資産)であり、またこれに関する情報は一部を除いて財務諸表に表れない非財務情報ですが、企業価値の源泉であり経営の根幹でもあることから、企業はこれを有効に活用すべく明確に認識し、企業価値の向上に結びつける経営(知的資産経営)を行うことが不可欠であると考えられています。

さらに公開企業にとっては、このような知的資産を積極的に開示することが、市場の適正な評価を得る有効な方法であると見なされるようになっており、非財務情報の開示を促進・義務化する法制度の導入が欧州を中心に世界的に進められています。

このような状況は、DBJの知的資産の集大成といえます。課題解決に向けた新しい金融手法は、金融プラットフォームとして広く利用されており、経済・社会に貢献するとともに、その経験はDBJにとっての新たな財産となり、次の金融手法の開発につながっています。また、こうした財産は、DBJが変化する政策的要請に迅速に対応し、経済・社会に対して持続的に付加価値をもたらすうえで大きな役割を果たしてきました。

DBJが、民営化(株式会社化)後も経済・社会に貢献し続けるためには、知的資産を明確に認識し、活用していくことがますます重要になると考えています。

● 知的資産・ビジネスモデル・企業価値との関係



(経済産業省資料をもとにDBJ作成)

DBJにおける知的資産の活用状況

知的資産は、ネットワークや顧客基盤(関係資産)、経営陣や従業員(人的資産)、知的財産や業務プロセス(構造資産)の3つに分けて把握・報告するのが、ひとつの考え方となっています。以下では、この分類方法に従って、DBJにおける知的資産の内容と活用状況について紹介します。

関係資産

DBJでは、民営化(株式会社化)前の旧DBJにおいて、投融資制度の企画・立案や実際の運用を行うなかで、政策を担う中央官庁や地方自治体と連携し、問題意識を共有するとともに、政策的に意義のあるプロジェクトを支援してきました。現在では、このネットワークを活かし、環境配慮型融資利子補給金制度をはじめとする国・地方自治体の各種利子補給金制度等を活用した融資や危機対応業務などを行っています。さらに、海外を含む公的あるいは民間の金融機関との協働や、大学教授、弁護士、公認会計士といった各方面のプロフェッショナルとのネットワークを最大限に活用し、「金融プラットフォーム」の創出・発展に努めています。このような産・学・官や各分野のプロフェッショナルとの多面的なネットワークこそが、DBJにとっての関係資産となっています。

人的資産

DBJの特徴である中長期の投融資を適切に遂行するためには、全役職員が長期的な視野を持ち、中立的な立場から金融判断を行う必要があります。また、経済・社会が抱える課題が複雑化し、ビジネススキルが高度化する今日、事業形成や金融ストラクチャーへの関与の巧拙で、その成果が大きく変わってきます。こうしたなかで、企業にとっても経済・社会にとっても最適なソ

リューションをもたらすには、役職員が各々の分野のプロフェッショナルとして課題に対処できる人材となることが求められます。DBJでは、長期的かつ中立的な視点を持つことを全役職員の志の中心に置いて、新たなビジネスへの革新と挑戦を続けています。

DBJでは、全新人職員が2カ月半にわたり独自の審査ノウハウを学ぶ「財務分析研修」をはじめ、さまざまな金融スキルを習得するための研修メニューやOJTを通じ、役職員の専門性向上を支援しています。また、国内外の大学院や研究機関、国際機関などのネットワーク先への留学・派遣等を行い、個人レベルのスキルアップを図るだけでなく、新たな金融手法の研究・導入やネットワークづくりを行っています。

DBJ設備投資研究所は、社会的共通資本や地球温暖化問題などサステナブルな社会づくりにかかわる研究や金融研究等を行い、中立的・長期的視点からの研究成果により、学界や専門家から高い評価を得ています。

構造資産

DBJは、新たな金融手法を日本に導入し、他金融機関と協働して金融プラットフォームの形成に寄与し、経済・社会に独自の貢献を行っています。こうした取り組みを可能にしてきたのは、課題をいち早く把握し必要かつ適切な人材を配置するという小回りのきく組織としての機動性や、これまでの投融資業務で積み上げてきた半世紀にも及ぶ長期財務データの蓄積、常にプロジェクトを経済合理性と経済的・社会的意義の両面から考える企業文化、さらには「財務分析研修」などを通じて取得した共通知識による円滑かつ迅速なコミュニケーションプロセスなど、DBJならではの構造資産であるといえます。

知的資産を活用した新たな金融手法への取り組み

DBJは、知的資産を活用して、新しい金融手法を、わが国に先駆的に導入しています。こうした先駆けとなる試みは、地域との協働や、行内の人材、長年蓄積してきたノウハウ等の知的資産を最大限に活用することで実現するものです。複雑な金融市場のなかにあって、いかにしてリスクをコントロールし、分散していくかという観点から、DBJは取り組みを続けてきました。

1992年に英国で導入された手法に「PFI (Private Finance Initiative)」がありますが、わが国ではDBJが他に先駆けてノウハウの吸収・蓄積を図り、数多くの案件を手がけてきました。PFIとは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法であり、官民の適切なリスク分担を図ることにより、効率的かつ効果的な公共サービスを提供することができます。PFIにおいては、プロジェクト関係者間で適切な役割分担を行い、事業の長期的継続を確実なものとするために、資金調達には「プロジェクトファイナンス」の手法を採用するのが一般的です。

さらに事業再生の分野では、民事再生法や会社更生法の手続き申し立て後、計画認可までの間において、運転資金を調達できない場合などに事業を継続し、その

価値を維持させるために運転資金等を融資する「DIPファイナンス」や、事業の選択と集中による事業再構築等を通じて正常化を図り、必要に応じて債務の圧縮をはじめとした抜本的対応を図ることを目的とした「事業再生ファンド」の組成等を行っています。

また、近年では、「メザニンファイナンス」に積極的に取り組んでいます。メザニンファイナンスとは、従来より金融機関が取り組んできたシニアファイナンス※よりも返済順位が低く、シニアファイナンスに比べてリスクが高い資金になりますが、米国など幅広い投資家層を抱えるマーケットにおいては多様な資金供給手段のひとつとして重要な役割を果たしています（メザニンとは中2階の意味）。事業の再編、財務の再構築、または資本政策に関して、お客様のさまざまな課題に対応するため、DBJでは、長期的な視野に基づきメザニンファイナンス等のテイラーメイドの金融ソリューションを提供しています。

※シニアファイナンスとは、相対的にリスクが低い資金であり、日本において発行されている社債、金融機関から供給されている融資の多くがシニアファイナンスに該当します。

DBJの知的資産とCSRとの関係

DBJにとっての知的資産を、社会のなかのDBJという観点から見れば、下の図のように、CSRと対照してとらえ、評価することができると考えられます。そのような意味で、知的資産とCSRは表裏一体の関係にあるといえます。

例えば、DBJが中央官庁や地方自治体・有識者・顧客等とのネットワーク、役職員のマンパワー、DBJに蓄積された経験やノウハウ等の知的資産を総動員して考案した、「DBJ環境格付」融資、「DBJ BCM 格付」融資、「DBJ健康経営(ヘルスマネジメント)格付」融資と「DBJ Green Building 認証」制度は、DBJのCSRにとって重要であるだけでなく、取引先のCSRも強力にバックアップする融資メニューとして注目されています。

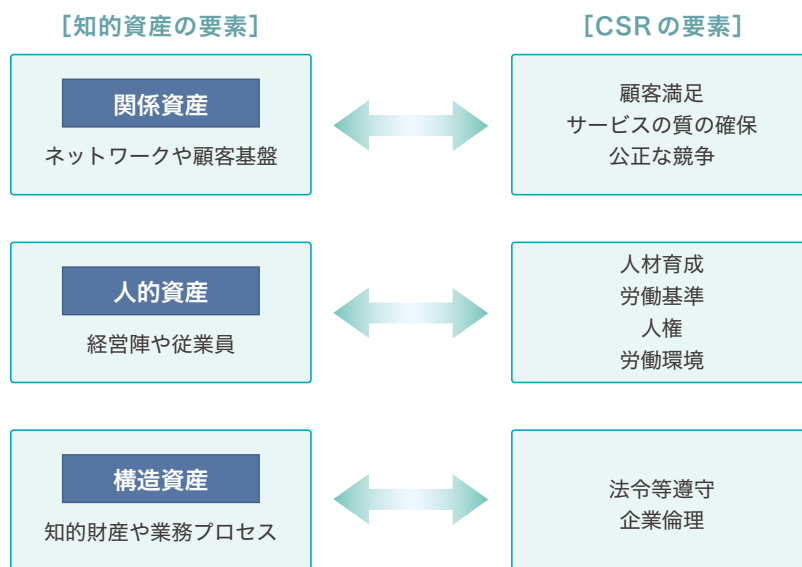
実際、「DBJ環境格付」融資、「DBJ BCM 格付」融資、

「DBJ健康経営(ヘルスマネジメント)格付」融資と「DBJ Green Building 認証」制度を受けた企業においては、各種法令等を遵守していることの再確認、安全・安心な職場環境や周辺環境の確保、適正な競争のもとで質の高い製品・サービスの提供を行うことによる顧客基盤の強化などを通じて、CSRの実践による企業価値の向上につながるものとなっています。

DBJでは、このような知的資産の有効活用により、単なる資金供給にとどまることなく、企業のCSR経営の高度化を促す役割を果たしていきたいと考えています。

なお、P.32～49に記載している「投融資一体型金融サービス」、P.73～91に記載しているさまざまな「投融資事例・アドバイザー業務事例」は、DBJが蓄積してきた知的資産を活用しています。

● 知的資産とCSRとの関係



(経済産業省資料をもとにDBJ作成)

金融プラットフォームの定義

DBJでは、各種の金融取引を円滑に進めるために必要とされる無形のインフラの性格を有する金融技術、ノウハウ、スキームなどを、「金融プラットフォーム」と呼んでいます。金融プラットフォームを利用することによって、各経済主体は社会的に見て効率的かつ公正な金融取引を実現することができます。このようなインフラ整備的な機能は、広く社会に普及して多くの経済主体がそれから便益を受けるという意味で正の外部性を有するとともに、公共、公益的な性格を併せ持ちます。

金融プラットフォームは、一朝一夕に形成されるものではありません。新しい金融スキームが、企業の経済活動を支援する仕組みや枠組みとして実効性を持つようになるためには、それを利用する金融機関や事業者の経験や実務上のノウハウ、その結果として将来参考とされ得よう

な実績の蓄積（取引事例、判例など）が不可欠です。例えば、今では多くの取り組み事例のある、PPP/PFI、シンジケート・ローンなどの金融スキームも、導入当初はアレンジメントやコーディネーションなどのノウハウやスキルが必要であったことから、それほど多くの経済主体が関与できたわけではありません。

さらに、法律などのハード面、ノウハウなどのソフト面が整備されても、限られた少数の参加者にしか活用されない状況では金融プラットフォームの機能は不十分であり、幅広いプレーヤーが参加するための呼び水、触媒となる存在が必要とされます。

DBJは金融プラットフォームを維持・発展させるため、こうした触媒となる中立的かつ先行的プレーヤーとして、他金融機関とともに活動しています。

金融プラットフォームへの取り組み

DBJは、従来から、企業のモニタリングに加え、官庁、地方自治体あるいは民間金融機関との情報交流や利害調整など、広範な情報機能を果たしています。投融資部門においては、ストラクチャードファイナンス、事業再生支援、環境・防災対策関連融資、M&Aアドバイザー業務、セーフティネット機能などを実践しています。また、研究部門においては、下村治博士を初代所長に迎え、昭和39年7月に設立された設備投資研究所が、大学の先生を中心とする外部有識者との連携による知的資産創造の場を形成し、「アカデミックかつリベラル」

な立場から、持続可能な経済社会の構築に向けて研究活動を推進しています（詳細は、設備投資研究所HP <http://www.dbj.jp/ricf> を参照ください）。DBJは、こうした業務を通して金融プラットフォームの維持・発展に貢献しています。

なお、P.32～49に記載している「投融資一体型金融サービス」、P.73～91に記載しているさまざまな「投融資事例・アドバイザー業務事例」は、DBJの金融プラットフォームへの取り組みを紹介したものです。

DBJは、金融機関として、透明性の一層高い経営を実現するとともに、社会からの信頼を得ることを第一とらえています。“社会の声”を業務に反映するべく、特に長期的視点から社会の課題を適時・適切に把握し、収益性だけでなく経済・社会にとって真に有意義なプロジェクトを見極め、適正なリスク評価を行い、良質な資金と金融ソリューションを提供するため、適切な業務運営のマネジメントサイクルを遂行しています。

コーポレート・ガバナンスの状況	108
法令等遵守(コンプライアンス)態勢	113
日本版ステewardシップ・コードへの対応 ...	113
リスク管理態勢	114
顧客保護等管理基本方針、個人情報保護宣言、 利益相反管理方針	118
ディスクロージャー	120



コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

DBJは「投融資一体型の金融サービス」を提供する経営における考え方として「企業理念」を定め、企業活動を行ううえでの拠りどころと位置づけています。

企業理念
金融力で未来をデザインします
— 私たちは創造的金融活動による課題解決で
お客様の信頼を築き、豊かな未来を、
ともに実現していきます —

固有の特性

企業理念の実現を支えるため、当行の固有の特性として以下の点を堅持していきます。

①志

当行の共有する価値観＝DNAである「長期性」「中立性」「パブリックマインド」「信頼性」を核とした基本姿勢。

②知的資産

当行が培ってきた経験およびノウハウから生まれる産業調査力、審査力、金融技術力、R&D(研究開発)力などの知的資産。

③ネットワーク

当行が築いてきたお客様、地方自治体、金融機関等とのリレーションに基づくネットワーク。

また、企業理念の実現に向けて、以下の「行動基準」に従って業務を遂行します。

①カスタマーファースト

お客様の立場に立ち、自ら課題に向かい、成果と喜びを共有する。

②プロフェッショナル

判断力とスキルを磨くことにより、投融資一体型の金融サービスを提供する、国内外を通じてオンリーワンの会社を目指す。

③グローバル&ローカル

時代・世界・地域を見渡した、長期的でフェアな視野を持ち続ける。

④スピード&チームワーク

チーム力を活かし、迅速で誠実な行動でお客様の信頼を築く。

コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

(1)会社の機関の内容

DBJにおいては、経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンス強化の観点から、社外取締役を選任しています。

また、取締役会の諮問機関として、社外取締役を構成員に含む報酬委員会を設置し、取締役の報酬制度等について審議するとともに、外部有識者からなる人事評価委員会を設置し、取締役および監査役の選任および退任にかかる人事案の評価を行っています。

これらに加え、その他後述の委員会等を設置しています。

<取締役会および取締役>

取締役会は10名で構成されています。経営の透明性確保等の観点より、そのうち2名を社外取締役としています。なお、当事業年度においては、取締役会を13回開催しています。

社外取締役は以下の2名です。

三村 明夫(新日鐵住金株式会社相談役名誉会長)

植田 和男(東京大学経済学部教授)

<監査役会および監査役>

監査役会は5名の監査役で構成されています。なお、当事業年度においては、監査役会を14回開催しています。

会社法の規定に基づき、5名のうち半数以上(3名)は社外監査役です。なお、常勤監査役は3名で、うち1名は社外監査役です。社外監査役を含む監査役の職務を補助するために、監査役会の指揮のもとに、監査役室を設置し、専任のスタッフを配属しています。

社外監査役は以下の3名です。

坪井 達也(元株式会社三井住友トラスト基礎研究所代表取締役社長)(社外常勤監査役)

伊藤 眞(日本大学大学院法務研究科客員教授・弁護士)

八田 進二(青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授)

＜社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容＞

該当事項はありません。

＜業務監査委員会＞

取締役会より内部監査に関する重要事項を決定および審議する権限を委任される機関として業務監査委員会を設置しています。なお、当事業年度においては、2回開催しています。

＜報酬委員会＞

報酬に関する透明性、客観性を確保する観点から、取締役会の諮問機関として社外取締役を含む取締役からなる報酬委員会を設置し、DBJにふさわしい役員報酬制度の在り方等について検討を行っています。

＜人事評価委員会＞

取締役会の諮問機関として、社外取締役を含む外部有識者からなる人事評価委員会を設置し、取締役および監査役の選任等に係る人事案の評価を行っています。

＜経営会議＞

取締役会より業務執行の決定権限等を委任される機関として経営会議を設置しています。

経営会議は、経営に関する重要事項を決定します。なお、当事業年度においては、33回開催しています。

＜経営会議傘下の委員会等＞

経営会議の傘下の機関として、委員会等を設置し、各分野の専門的事項について決定（取締役会、経営会議にて決定されるものを除く）および審議を行っています。

なお、委員会等の概要は以下のとおりです。

①ALM・リスク管理委員会

DBJのポートフォリオのリスク管理およびALM運営に関する重要事項の決定および審議

②一般リスク管理委員会

オペレーショナル・リスク管理、システムリスク管理、法令等遵守、反社会的勢力等への対応等、顧客保護等管理等に関する重要事項の決定および審議

③投融資決定委員会

投融資案件および投融資管理案件に関する決定および審議

④新業務等審査会

新業務等の取り組みの開始に関する決定および審議

⑤投融資審議会

投融資案件の事前審議およびモニタリング

⑥海外業務委員会

海外業務の戦略および運営・管理態勢に関する事項の審議

⑦基幹業務システム再構築委員会

基幹業務システム再構築の取り組み方針に関する事項の審議

＜アドバイザー・ボード＞

DBJが平成20年10月に株式会社として設立されて以来、DBJの経営全般に対する助言等を行う、経営会議の諮問機関としてアドバイザー・ボードを設置していましたが、平成27年5月20日に施行された平成27年改正法において、当分の間、DBJに対し、その業務を行うにあたって他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務付けられたことから、同ボードを改めて取締役会の諮問機関として位置づけ、民間金融機関との適正な競争関係の確保に関しても従来にも増して重要な事柄として審議・評価を行っていただくこととしています。なお、当事業年度においては、2回(当該改組以降は1回)開催しています。同ボードは次の社外有識者および社外取締役により構成されています。

①社外有識者(五十音順、敬称略)

奥 正之(株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長)

釜 和明(株式会社IHI相談役)

橘・フクシマ・咲江(G&S Global Advisors Inc. 代表取締役社長)

中西 勝則(株式会社静岡銀行代表取締役頭取)

根津 嘉澄(東武鉄道株式会社代表取締役社長)

(注)上條 清文(東京急行電鉄株式会社相談役)および張 富士夫(トヨタ自動車株式会社名誉会長)は平成28年6月29日付でアドバイザー・ボード委員を退任し、同日付で根津 嘉澄(東武鉄道株式会社代表取締役社長)および釜 和明(株式会社IHI相談役)が就任しています。

②社外取締役

三村 明夫(新日鐵住金株式会社相談役名誉会長)

植田 和男(東京大学経済学部教授)

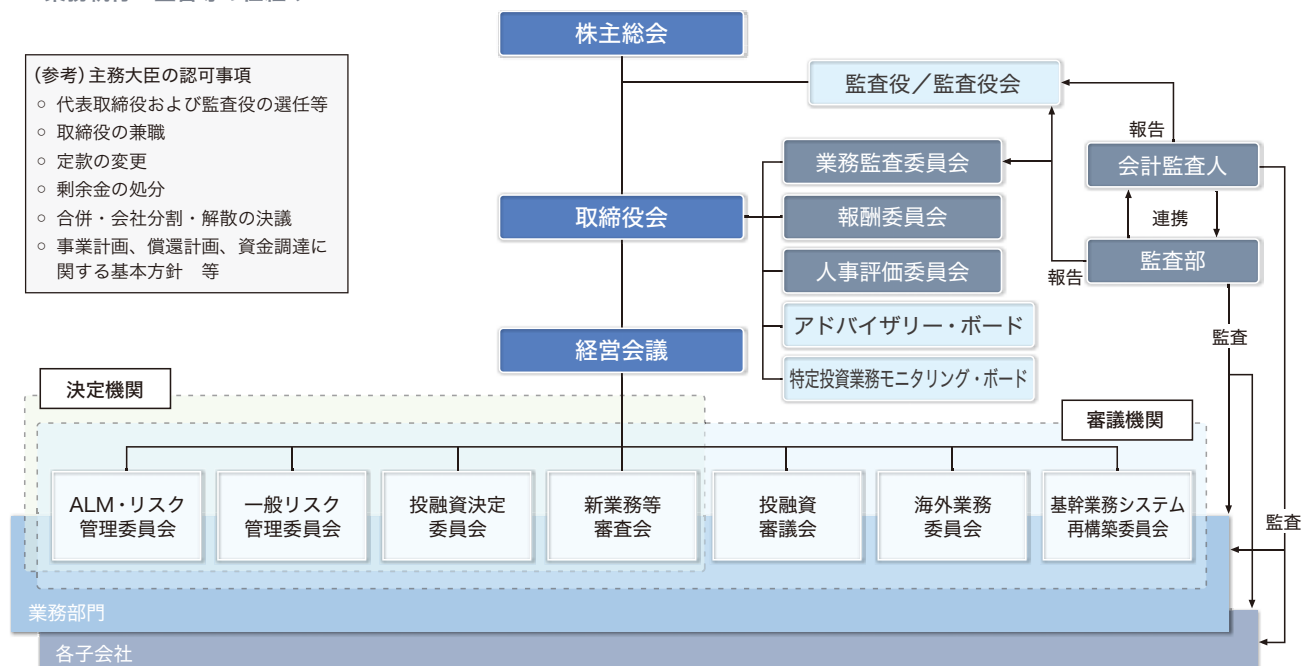
<特定投資業務モニタリング・ボード>

平成27年5月20日に施行された平成27年改正法において措置された特定投資業務につき、対象案件ごとに政策目的との整合性を含む業務の実績や、民業の補完・奨励および適正な競争関係の確保等の状況について審議・評価をいただくため、特定投資業務モニタリング・ボードを取締役会の諮問機関として設置しています。なお、当事業年度においては、1回開催しています。同ボードは次の社外有識者により構成されています。

社外有識者(五十音順、敬称略)

- 奥 正之(株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長)
- 高木 伸(一般社団法人全国銀行協会副会長兼専務理事)
- 中西 勝則(株式会社静岡銀行代表取締役頭取)
- 山内 孝(マツダ株式会社相談役)
- 横尾 敬介(公益社団法人経済同友会副代表幹事・専務理事)
- 渡 文明(JXホールディングス株式会社名誉顧問)

● 業務執行・監督等の仕組み



<主務大臣の認可事項>

DBJ法(株式会社日本政策投資銀行法)により、DBJは財務大臣の認可を受けなければならないものが規定されています。

主な認可事項は以下のとおりです。

- ・ 代表取締役および監査役の選任等
- ・ 取締役の兼職
- ・ 定款の変更
- ・ 剰余金の処分
- ・ 合併・会社分割・解散の決議
- ・ 事業計画、償還計画、資金調達に関する基本方針等

以上の業務執行・監督等の仕組みを図にすると、以下のとおりです。

<執行役員制度>

業務執行に関する責任の明確化および意思決定の迅速化を図るべく、DBJにおいては執行役員制度を導入しています。常務執行役員8名(取締役兼務者を除く)および執行役員7名が取締役会において決定された担当職務を執行します。

(2)内部統制システムの整備の状況

DBJにおいては、業務の健全性を確保するために、会社法に基づきDBJの業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を「内部統制基本方針」として取締役会において定めています。

具体的には、法令等遵守態勢、リスク管理態勢、内部監査態勢等をDBJの経営上重要な課題として位置づけ、各規程類の制定、担当部署の設置その他態勢の整備を行っています。

「内部統制基本方針」(全文)

(目的)

第1条 本方針は、会社法(以下「法」という。)第362条第4項第6号、同第5項、同法施行規則(以下「施行規則」という。)第100条第1項及び同第3項の規定に則り、当行及びその子会社等から成る企業集団(以下「当行グループ」という。)の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備について定めるものである。

(役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

第2条 取締役及び取締役会は、法令等遵守が当行グループの経営における最重要課題の一つであることを認識し、役職員(株式会社以外の会社等についてはこれらに相当する者をいう。以下同じ。)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための基本方針として、企業理念及び法令等遵守基本方針を定める。

2. コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラム及び内部規程類の制定等を通じて、役職員が法令等を遵守することを確保するための態勢を整備する。
3. 法令等遵守の推進及び管理にかかる委員会や法令等遵守を担当する役員及び統括部署を設置する。
4. 法令等に違反する行為及び法令等遵守の観点から留意を要する事項を早期に把握し解決するために、コンプライアンス・ホットライン制度を設置する。当該制度の担当部署は、内部通報があった場合には、監査役等に通報内容等の報告を行う。なお、内部通報を行った者が当該内部通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。
5. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断するための態勢を整備する。
6. 取締役会は、法令等遵守を含む内部管理態勢等にかかる内部監査基本方針を定め、業務執行にかかる部署から独立した内部監査部署から監査結果について適時適切に報告を受ける。

(取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制)

第3条 取締役の職務の執行にかかる情報については、適切に保存及び保管を行い、また、必要に応じて閲覧が可能となるようにする。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

第4条 当行グループの経営の健全性を確保するため、その業務遂行において生じる様々なリスクの特性に応じて、リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールからなるリスク管理プロセスにより適切にリスクを管理する。

2. リスク管理にかかる委員会やリスク管理を担当する役員及び担当部署を設置し、統合的リスク管理のための管理態勢を整備する。
3. リスクを以下に分類したうえで、それぞれのリスク管理方針を定める。
 - ①信用リスク、②投資リスク、③カントリーリスク、④市場性信用リスク、⑤市場リスク、⑥市場流動性リスク、⑦資金流動性リスク、⑧決済リスク、⑨オペレーショナル・リスク
4. 上記のリスクを可能な限り統一的な手法により計量化したうえで、リスクガイドラインを定めて管理を行う。
5. 災害発生時に伴う経済的損失及び信用失墜等を最小限に留めるとともに、危機事態における業務継続及び迅速な通常機能の回復を確保するために必要な態勢を整備する。
6. 取締役会は、リスク管理を含む内部管理態勢等にかかる内部監査基本方針を定め、内部監査部署から監査結果について適時適切に報告を受ける。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

第5条 取締役会は、当行グループを対象とする経営計画を策定し、適切に当行グループの経営管理を行う。

2. 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関または一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。
3. 取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等にかかる規程類の整備を行い、職務執行を適切に分担する。

4. 意思決定の迅速化を図るため執行役員制度を導入し、その責任及び役割等については執行役員規程等に従うものとする。

(当行グループにおける業務の適正を確保するための体制)

第6条 取締役会は、企業理念を制定し、当行グループとしての業務の適正を確保する。

2. 取締役会は、子会社等の業務の規模や特性に応じて、その業務運営を適正に管理し、法令等遵守、顧客保護及びリスク管理等の観点から適切な措置を取る。
3. 取締役会は、子会社等との間で業務運営に関する事前協議、報告徴求、指導等の管理態勢を整備する。
4. 取締役会は、子会社等のうち業務の規模や特性に応じてその業務運営を特に管理すべき子会社等(以下「重要な子会社等」という。)に関しては、前3項に加え、以下に掲げる体制が適切に確立するよう必要な措置を取る。
 - ①重要な子会社等の取締役等の職務の執行にかかる事項の当行への報告に関する体制
 - ②重要な子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ③重要な子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ④重要な子会社等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
5. 内部監査部署は法令等の範囲内で必要に応じて子会社等に対する内部監査を実施し、取締役会に監査結果を適時適切に報告する。

(監査役を補助する使用人に関する体制)

第7条 監査役の職務を補助する専属の組織として、監査役の求めに応じて、監査役室を設置し監査役会の指揮の下におく。

(監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項)

第8条 監査役を補助する使用人は監査役の指揮命令に服し専任によりその職務にあたるものとするほか、当該使用人の人事など当該使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項は、監査役会の意向を尊重する。

(当行グループの役職員が当行監査役に報告をするための体制その他の当行監査役への報告に関する体制)

第9条 当行グループの役職員は、直接または間接の方法により、その業務執行の状況その他必要な情報を当行監査役に報告する。

2. 当行グループの役職員は、当行グループの信用または業績について重大な被害を及ぼす事項またはそのおそれのある事項を発見した場合には、直接または間接の方法により、当行監査役に対し当該事項を報告する。
3. 当行監査役は、職務の遂行に必要な事項について、当行グループの役職員に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は当該事項を報告する。
4. 当行監査役に対して前3項の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

(その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

第10条 監査役は取締役会に出席する他、経営会議その他重要な会議に出席することができ、必要に応じて意見を述べることができる。

2. 代表取締役は、監査役と定期的または監査役の求めに応じ意見交換を行うとともに、監査役の監査環境の整備に協力する。
3. 内部監査部門は、監査役との間で内部監査計画の策定、内部監査結果等について、定期的または監査役の求めに応じて意見交換及び連携を図る。
4. 取締役及び使用人は、監査役が行う監査活動に協力し、監査役会規程及び監査役監査基準その他に定めのある事項を尊重する。
5. 取締役及び使用人は、会計監査の適正性及び信頼性確保のため、会計監査人が独立性を保持できる態勢の整備に協力する。
6. 監査役がその職務の執行上必要な費用の請求をしたときは、円滑に当該請求を処理する。

(3) 内部監査および監査役監査の状況

DBJは、執行部門から独立した取締役社長直属の部署として監査部を設置し、DBJの業務運営全般にかかる法令等遵守、リスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性について検証を行い、その評価および改善のための提言を実施しています。

監査計画、監査報告等の内部監査に関する重要事項については、業務監査委員会で審議決定され、取締役会に報告される仕組みとなっています。

なお、平成28年6月29日現在の監査部の人員は20名となっています。

監査役会および監査役は、監査方針および監査計画に基づき、取締役の職務の執行を監査しています。

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役等からの業務執行状況等の聴取、重要書類の閲覧、支店の往査等を行っています。

(4) 会計監査の状況

DBJは、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けています。当事業年度において業務を執行した公認会計士（指定有限責任社員）は、梅津知充氏（継続監査年数^{*}3年）、吉田波也人氏（同2年）および石坂武嗣氏（同1年）です。

^{*}継続監査年数は、会社法監査の指定有限責任社員としての継続年数を記載しています。金融商品取引法監査の指定有限責任社員としての継続監査年数については、梅津氏が3年、吉田氏が2年、および石坂氏が1年となります（なお、監査対象年数を基準にした年数です）。

補助者は、システム専門家、税理士、公正価値評価専門家、年金数理専門家、不動産鑑定士等も含め、計73名となっています。

また、DBJでは、監査役、監査部および会計監査人は、定期的ないし必要に応じて意見・情報交換を行い、有効かつ適切な監査を行うための連携に努めています。

(5) 社外取締役および社外監査役の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役である三村明夫氏は新日鐵住金株式会社の相談役名誉会長ですが、DBJとの間に特別な利害関係はありません。なお、DBJは、新日鐵住金株式会社との通常の営業取引があります。

その他の社外取締役および社外監査役と、DBJとの間に特別な利害関係はありません。

DBJは、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しています。

(6) 社外取締役および監査役との間の会社法第427条第1項に規定する契約（責任限定契約）の概要

DBJは、定款において社外取締役および監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、社外取締役および監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結しています。

(7) 取締役の定数

DBJの取締役は13名以内とする旨を定款で定めています。

(8) 取締役の選任の決議要件

DBJは、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めています。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

(9) 取締役および監査役の責任減免

DBJは、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）および監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めています。

(10) 株主総会の特別決議要件

DBJは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。

法令等遵守(コンプライアンス)態勢

法令等遵守態勢については、具体的に以下のとおり取り組んでいます。

法令等遵守がDBJの経営における最重要課題のひとつであることを認識し、役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための基本方針として、企業理念、法令等遵守基本方針および法令等の遵守に関する規程を定めています。

DBJではこうした法令等遵守に関する基本規程のほか、コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラムの制定・行内周知を通じて、以下の概要にて法令等遵守の徹底に取り組んでいます。

法令等の遵守に関する方針

DBJでは、法令等の遵守に関する規程において法令等の遵守に関する方針を、以下のとおり定めています。

①役職員は、DBJの社会的使命および銀行の公の責任を深く自覚し、かつ個々の違法行為および不正な業務がDBJ全体の信用の失墜を招き、DBJ法に定めるDBJの目的の履行に多大な支障を来すことを十分認識し、常に法令等を遵守した適切な業務を行わなければならない。

②役職員は、業務の適法性および適切性に関してDBJが国民に対する説明責任を有することを十分自覚して、業務を行わなければならない。

③DBJは、反社会的勢力に対しては断固とした態度で臨み、警察等関係機関とも連携して一切の関係を遮断する。

法令等遵守態勢

DBJでは、法令等の遵守に関連する事項の企画・立案および法令等の遵守の総合調整を行う統括セクションとして法務・コンプライアンス部を設置しています。また、法令等遵守に関する決定および審議機関として一般リスク管理委員会を設置し、法令等遵守の実践状況の把握や行内体制の改善等について決定および審議をしています。

またDBJでは、法令等に違反する行為を早期に発見し解決すること等を目的として、内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」を設けています。

なお、DBJでは利益相反管理に関する基本方針として「利益相反管理規程」を策定し、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備しています。

日本版スチュワードシップ・コードへの対応

DBJは、平成26年8月、「『責任ある機関投資家』の諸原則(日本版スチュワードシップ・コード)」(以下「本コード」)を受け入れることを表明しました。

本コードにおいて、スチュワードシップ責任とは、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図ることを意味するとされています。

DBJは、事業の「選択と集中」や成長戦略の実現に加えて、コーポレート・ガバナンスに対する要請も強まるなか、エクイティが持つ意味の重要性が高まっているとの認識のもと、従前より、エクイティ投資を通じて、お客様である投資先企業が持つ社会的責任にも着目しながら、長期的な発展を支援してきました。投

資実行時において、投資先企業やその事業環境等を深く理解したうえで、経営陣の意向も踏まえつつ、長期の戦略等について投資先企業と共有することはもちろん、投資後においても、DBJが有するネットワーク、情報力、調査力、金融技術力等を活用して、課題に即したトータルソリューションを提供し、投資先企業と対話しながら、その長期的な発展、企業価値の長期的な最大化を実現する取り組みを進めています。

DBJは、本コードの精神が、従前より行っているDBJの投資業務と親和性が高いものと考え、良質なリスクマネーとナレッジの提供を通じて、多様な金融プレーヤーとともに円滑な金融資本市場を形成する観点から、機関投資家が適切にスチュワードシップ責任を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定める本コードの趣旨に賛同します。

リスク管理態勢

DBJでは、経営の健全性を確保するため、業務やリスクの特性に応じてリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題として認識し、リスク管理態勢の整備に取り組んでいます。

DBJの統合リスク管理という観点においては、担当

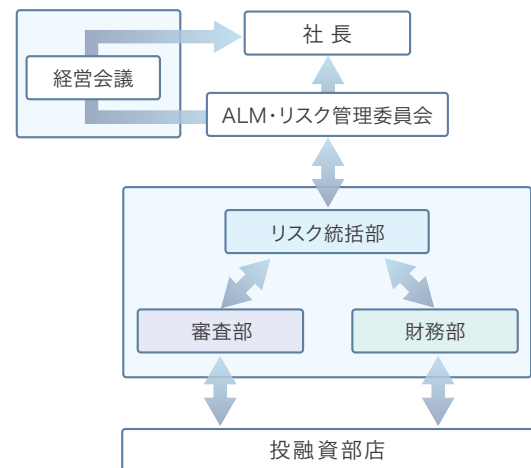
取締役の業務職掌のもと、リスク統括部において、DBJ全体のリスク量総枠を一定の目標水準にコントロールするとともに、各リスクカテゴリー別にリスクガイドラインを設定した統合リスク管理を行っています。

リスク管理態勢

DBJでは、経営の健全性を確保するため、リスク管理を行っています。具体的には、管理すべきリスクの管理部門を明確化し、リスクカテゴリーごとの適切な管理を進めるとともに、リスク統括部を統括部門とするリスク管理態勢を構築しています。

ALM・リスク管理委員会は、取締役会の定めた総合的なリスク管理に関する基本方針に基づき、各リスクについての重要事項の審議および定期的なモニタリング等を行っています。

●ALM・リスク管理態勢の概要



信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。信用リスク管理には、個別案件の与信管理および銀行全体としてのポートフォリオ管理が必要です。

個別案件の与信管理

DBJは、投融資にあたっては、事業主体のプロジェクト遂行能力や、プロジェクトの採算性などを中立・公平な立場から審査しているほか、債務者格付制度を設けています。またDBJは、「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、自主的に資産の自己査定を実施し、信用リスクの適時かつ適切な把握に努めています。「資産自己査定」の結果は監査法人の監査を受けるほか経営陣に報告され、信用リスクや与信額の限度に応じた債務者のモニタリングに活用されています。

DBJでは、個別案件の審査・与信管理にあたり、営業担当部署と審査部署を分離し、相互に牽制が働く態勢と

しています。また、投融資決定委員会を開催し、個別案件の管理・運営における重要事項を審議しています。これらの相互牽制機能により、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

①債務者格付制度

DBJの債務者格付は、取引先等の信用状況を把握する方法として、「評点格付」と「債務者区分」を統合した信用度の尺度を用いて実施しています。

「評点格付」とは、業種横断的な指標・評価項目を選択し、取引先等の信用力を定量・定性の両面からスコアリングにより評価するものです。一方、「債務者区分」とは、一定の抽出事由に該当した債務者について、実態的な財務内容、資金繰り、債務返済の履行状況等により、その返済能力等を総合的に判断するものです。

②資産自己査定制度

資産自己査定とは、債務者格付と対応する債務者区分および担保・保証等の状況をもとに、回収の危険性、または価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うことであり、適時かつ適切な償却・引当等を実施するためのものです。

● 債務者格付区分表

債務者区分	債務者格付	定義	金融再生法 開示債権区分
正常先	1～8格	業況は良好であり、かつ、財務内容にも特段問題がないと認められる債務者。	正常債権
要注意先	9～11格	業況が低調ないし不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など、今後の管理に注意を要する債務者。	
要管理先	12格	要注意先のうち、当該債務者の債権の全部または一部が要管理債権である債務者。	要管理債権
破綻懸念先	13格	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者。	危険債権
実質破綻先	14格	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明な状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者。	破産更生債権およびこれらに準ずる債権
破綻先	15格	法的・形式的な経営破綻の事实在発生している債務者。具体的には、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者。	

ポートフォリオ管理

ポートフォリオ管理については、債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測しています。信用リスク量は、一定の与信期間に発生すると予想される損失額の平均値である期待損失（EL：Expected Loss）と、一定の確率で生じ得る最大損失からELの額を差し引いた非期待損失

（UL：Unexpected Loss）によって把握され、ELとULの計測結果をALM・リスク管理委員会に報告しています。

こうしたモニタリングや対応方針の検討を通じて、リスクの制御およびリスクリターンの改善について鋭意検討を進めています。

市場リスク・流動性リスク管理

市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株式など、市場のさまざまなリスク要因の変動により、保有する資産・負債（オフバランス取引を含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいい、DBJでは主に金利リスクと為替リスクとに大別されます。

①金利リスク

金利リスクとは、金利の変動にともない損失を被るリスクのことで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益が低下ないしは損失を被るリスクです。

DBJは、融資業務に付随する金利リスクに関し、ギャップフロー・ラダー分析（ギャップ分析）、VaR（Value at Risk）、金利感応度分析（Basis Point Value）等に基づいたリスク量の計測・分析を実施しています。また、この融

資業務の金利リスクに関連し、ヘッジ目的に限定した金利スワップを一部行っています。なお、DBJは特定取引（トレーディング）業務を行っていませんので、同業務に付随するリスクはありません。

②為替リスク

為替リスクとは、外貨建資産・負債についてネットベースで資産超または負債超ポジションとなっていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスクです。DBJの為替リスクは外貨建投融資および外貨建債券発行等により発生します。これについては、為替スワップ取引等を利用することにより適宜リスクヘッジを行っています。

なお、スワップにともなうカウンターパーティリスクについては、スワップ取り組み相手の信用力を常時把握するとともに、カウンターパーティごとに限度枠を設けて管理を行っています。

流動性リスク

流動性リスクには、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金流動性リスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）があります。

DBJにおける資金調達は主に、預金をはじめとする短期資金ではなく、社債や長期借入金に加え、国の財政投融资計画に基づく財政融資資金、政府保証債などの長

期・安定的な資金に依拠しています。

また、不測の短期資金繰り状況等に備え、資金繰りの逼迫度合いに応じて適切な対応策（コンティンジェンシー・プラン）をあらかじめ定めています。

さらに、日銀決済のRTGS（Real Time Gross Settlement：1取引ごとに即時に決済を行う方式）を活用して営業時間中の流動性を確保するとともに、決済状況について適切な管理を実施しています。

DBJでは、信用リスクのみならず、市場リスク・流動性リスクについても、ALM・リスク管理委員会において審議を行っています。

オペレーショナル・リスク管理

DBJでは、内部プロセス・人・システムが不適切もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失に係るリスクを、オペレーショナル・リスクと定義しています。DBJにおいては、リスク管理態勢の整備等の取り組みを通じて、リスクの削減と顕在化の防止に努めています。

オペレーショナル・リスク管理については、一般リスク管理委員会において審議を行います。

オペレーショナル・リスク管理のうち、特に事務リスク管理およびシステムリスク管理については、以下のとおりです。

事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。DBJにおいては、マニュアルの整備、事務手続きにおける相互チェックの徹底、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めています。

システムリスク管理

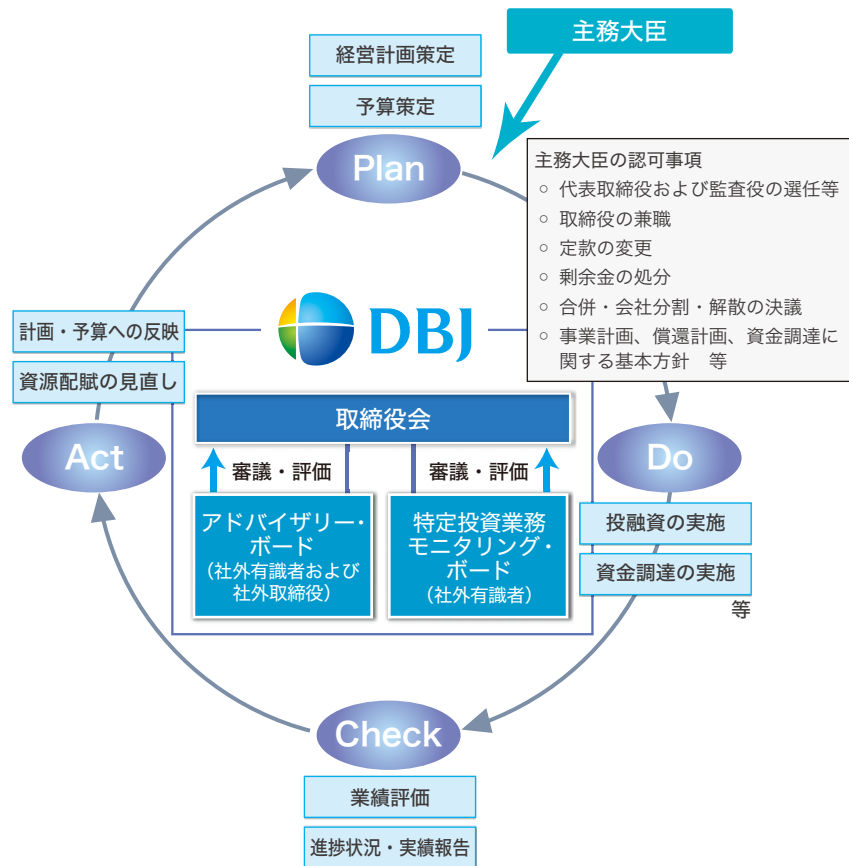
システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動などシステムの不備等にともない損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを指します。DBJにおいては「システムリスク管理規程」に基づき、システムリスク管理を一元的に行うためにシステムリスク管理部門を設置し、情報システムの企画・開発、運用および利用の各局面におけるセキュリティスタンダードを定めることにより、全行的なシステムリスク管理態勢の充実、システムリスク管理業務の適切な遂行に努めています。

PDCAサイクルの構築

DBJは、適正な業務運営およびその成果に対する
 アカウンタビリティを全うするため、Plan→Do→
 Check→Actというマネジメントサイクルを活用し、業
 務の改善を絶えず行っています。

また、金融機関として抱えるさまざまなリスクの管理
 にも取り組み、お客様、そして社会の信頼を得られるよ
 う努力しています。

●DBJのPDCAサイクル



アドバイザリー・ボード：

取締役会の諮問機関として位置づけ、民間金融機関との適正な競争関係の確保に関しても従来にも増して重要な事柄として審議・評価。

特定投資業務モニタリング・ボード： 特定投資業務につき、対象案件ごとに政策目的との整合性を含む業務の実績や、民業の補完・奨励および適正な競争関係の確保等の状況について審議・評価。

DBJは、顧客保護等管理態勢の整備・確立が、金融機関の業務利用者の保護および利便性の向上の観点

のみならず、DBJの業務の健全性および適切性の観点から極めて重要であると認識しています。

顧客保護等管理基本方針、個人情報保護宣言、利益相反管理方針

DBJは、法令等を厳格に遵守し、お客様の利益の保護および利便性向上のために、「顧客保護等管理基本方針」を定め、さらにこれに基づいた内部規程を策定しています。またこれらについて、説明会等により行内の周知を図っています。

「顧客保護等管理基本方針」のうち、主な内容は以下のとおりです。

- ①お客様との取引に際しては、お客様に対して、法令等に基づいた正確かつ適切な情報提供および説明に努めます。
- ②お客様からの相談、要望および苦情については、お

客様の視点に立ち、真摯に受けとめると同時に、業務運営への適切な反映に努めます。

- ③お客様に関する情報は、法令等に従って適切に取得し、安全に管理すると同時に、お客様との取引に関連して、DBJの業務を外部委託する場合は、お客様の情報の管理やお客様への対応が適切に行われるよう管理します。

なお、個人に関する情報については、「個人情報保護宣言」を制定・公表し、適切な取り扱いを行うことを宣言しています。

個人情報保護宣言

1. 取組方針について

当行は、個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、当行が各種業務を行うにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令等に加えて、当宣言をはじめとする当行の諸規程を遵守し、お客様の個人情報の適切な保護と利用に努めてまいります。

2. 個人情報の適正取得について

当行は、お客様の個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得いたします。

3. 個人情報の利用目的について

当行は、お客様の個人情報について、利用目的を特定するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。当行におけるお客様の個人情報の利用目的は、当行のウェブサイト等に公表し、それ以外の利用目的につきましても、それぞれ取得する際に明示いたします。

4. 個人情報の第三者提供について

当行は、お客様の同意をいただいている場合、同意が推定できる場合及び法令等に基づく場合を除き、原則としてお客様の個人情報を第三者に対して提供いたしません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲において個人情報の取扱いを委託

する場合、合併等の場合および別途定める特定の者との間で共同利用する場合には、お客様の同意をいただくことなく、お客様の個人情報を提供することがあります。

5. 安全管理措置について

当行は、お客様の個人情報を正確かつ最新の状態状態で保管・管理するよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、合理的な安全管理措置を実施いたします。また、お客様の個人情報を取扱う役職員や委託先について、適切に監督いたします。

6. 個人情報の取扱いの継続的改善について

当行は、情報技術の発展や社会的要請の変化等を踏まえて当宣言を適宜見直し、お客様の個人情報の取扱いについて、継続的な改善に努めてまいります。

7. 開示請求等手続きについて

当行は、お客様に関する保有個人データの利用目的の通知、内容の開示のご請求、保有個人データの内容が事実と反する場合等における訂正・追加・削除、利用の停止・消去・第三者提供の停止のご請求等につきましては、適切に対応を行うよう努めてまいります。

8. お問い合わせについて

当行の個人情報の取扱いに関するご意見・ご要望につきましては、誠実に対応を行うよう努めてまいります。

また、DBJは、金融商品取引法上の登録金融機関として、同法および金融商品取引業等に関する内閣府令により策定を求められている利益相反管理に関する実

施の方針として、以下を策定し、その概要を公表しています。

利益相反管理方針の概要

1. 目的

金融機関の提供するサービスの多様化の進展に伴い、金融機関内または金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっています。こうした状況の中で、当行においてもお客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められています。

当行は、金融商品取引法上の登録金融機関であり、同法および金融商品取引業等に関する内閣府令により策定を求められる利益相反管理に関する実施の方針として、「利益相反管理規程」を策定しています（以下「本方針」といいます。）。本書は、その概要を公表するものです。

2. 利益相反のおそれのある取引の種類

(1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、当行または当行の子金融機関等（下記3に定義します。合わせて以下「当行グループ」といいます。）が行う取引のうち、利益相反によりお客様の利益を不当に害するおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）です。

「利益相反」とは、(a) 当行グループとお客様の間の利益の対立、または (b) 当行グループのお客様と他のお客様との間の利益の対立の場合（合わせて以下「利益対立状況」といいます。）に於いて、お客様の利益が不当に害されることをいいます。

「お客様」とは、当行グループの行う「金融商品関連業務」に関して、(a) 既に取引関係にある相手方、(b) 当行グループと取引に関し交渉されているなど取引関係に入る可能性がある相手方、または、(c) 過去に取引を行った相手方のうち現在も法的に過去の取引関係について権限を有している相手方、をいいます。

「金融商品関連業務」とは、当行および当行の子金融機関等が行う、金融商品取引業等にかかる内閣府令第70条の3に規定する業務をいいます。

(2) 対象取引の種類

どのような取引が対象取引に該当するかは個別具体的な事情により判断されますが、例えば以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- 当行グループがお客様との間で締結している委任契約に基づき、当該お客様に対して善管注意義務・忠実義務を負っているにもかかわらず、利益対立状況においてその義務が全うできないことが懸念される場合
- 当行グループとお客様との間で形成された深い信頼関係に基づき、当該お客様が自己の利益を優先させると合理的な期待を抱いているにもかかわらず、利益対立状況においてその期待に応えることができないことが懸念される場合
- 当行グループが保護すべきお客様の非公開情報の利用等を通じ、合理的にみて発生しうる範囲を超えて自己または他のお客様の利益を得る取引をする場合
- 以上のほか、利益対立状況においてお客様の利益が不当に害されることが懸念される場合

なお、金融商品取引法その他の法令で禁止されている行為は対象取引にはなっておりません。

3. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

上記2(1)のとおり、対象取引は、当行または当行の子金融機関等が行う取引です。

「子金融機関等」とは、当行の子法人等または関連法人等のうち、金融商品取引法第36条第5項に該当する者をいいます。主要な子金融機関等として以下の会社があります。

- DBJアセットマネジメント株式会社
- DBJ Europe Limited
- DBJ投資アドバイザー株式会社
- DBJ証券株式会社
- DBJキャピタル株式会社

4. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当行は、対象取引を特定した場合、当行グループが負う法令上または契約上の義務（守秘義務を含みますが、これに限られません。）に違反しない限りに於いて、次に掲げる方法その他の方法によりお客様の利益を適正に保護いたします（次に掲げる方法は具体例に過ぎず、対象取引について常に下記の措置が採られるとは限りません。）。

- 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- 対象取引または当該お客様との取引の条件または方法を変更する方法
- 対象取引または当該お客様との取引を中止する方法
- 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて当該お客様に適切に開示する方法

5. 利益相反管理体制

適切な利益相反管理を実施するため、当行では法務・コンプライアンス部をもって、利益相反管理統括部とします。

利益相反管理統括部は、本方針に基づき、対象取引の特定および利益相反管理を的確に実施します。また、金融商品取引法上の登録金融機関として同法に基づき求められる利益相反管理のために必要であり、かつ当行グループが負う法令上の守秘義務、およびお客様との関係で負う守秘義務に違反しない限りにおいて、当行の子金融機関等の取引を含め、対象取引に関する情報を収集し一元的に管理します。

利益相反管理統括部は、対象取引の特定およびその管理のために行った措置について記録し、作成の日から5年間保存します。

利益相反管理統括部は、これらの管理を適切に実施するため、当行グループの役職員に対し、各担当部店の業務内容を踏まえ、本方針および本方針を踏まえた業務運営の手続について、周知を行うとともに、利益相反管理にかかる運営体制について定期的に検証します。

ディスクロージャー

DBJは、広報・IRが経営とステークホルダーの皆様とを結ぶ大切な機能であるにとらえています。そして、広く市場や社会から信頼されることを目指し、ステー

クホルダーの皆様がDBJの現状および業務運営の方針等を正確に把握できるよう、広報・IR活動を通じて情報開示に努めています。

広報・IRに関する基本的な考え方

DBJは、広報・IR活動を行う際には、関係法令およびステークホルダーの皆様との信義を遵守し、品位の保持を図るとともに、適時・適切な情報開示および明瞭かつ正確な表示を行うように努めます。

DBJはまた、個人情報・顧客情報等について、本人・関係者の権利を侵害する開示や取引の信義に反するような表示は行いません。

広報・IR体制

広報・IRに関する事項の統括部である経営企画部が、行内外の情報流通の中心的役割を担い、出版物やイン

ターネットなどさまざまなツールを利用した情報開示を行っています。

情報開示資料など

DBJは、次のような各種開示資料や広報誌、ウェブサイト等を通じて、幅広い情報開示を行っています。

①法令等に基づく情報開示資料

- 有価証券報告書
- 有価証券届出書
- 事業報告

②自主的な情報開示資料

- CSR・ディスクロージャー誌
- Annual Report & CSR Report
- 決算開示資料

③その他

- 『季刊DBJ』(広報誌)
- 「DBJ ニュースダイジェスト」(メールマガジン)
- ウェブサイト

<http://www.dbj.jp/>



コーポレート・データ

沿革	122
役員	123
組織図	124
本支店・事務所等 所在地	125
本支店・事務所等 照会先	126
関係会社の状況	130
資本の状況	131
株式会社日本政策投資銀行法	132
株式会社日本政策投資銀行法の一部を 改正する法律	147

日本開発銀行、北海道東北開発公庫、日本政策投資銀行

年 月	事 項
昭和26年 4月	日本開発銀行(以下「開銀」)設立
昭和27年	開銀:大阪(現関西)、札幌(現北海道)、名古屋(現東海)、福岡(現九州)の各支店を開設
昭和31年 6月	北海道開発公庫設立
昭和32年 4月	北海道開発公庫、北海道東北開発公庫(以下「北東公庫」)に改組、札幌(現北海道)、仙台(現東北)の各支店を開設
昭和35年	開銀:高松支店(現四国支店)を開設
昭和36年	開銀:広島(現中国)、金沢(現北陸)の各支店を開設
昭和37年 4月	開銀:ニューヨーク駐在員事務所を開設
昭和38年	開銀:鹿児島(平成11年10月より南九州支店)、松江の各事務所を開設
昭和39年 7月	開銀:ロンドン駐在員事務所を開設
昭和47年 1月	北東公庫:新潟事務所(平成元年7月より新潟支店)を開設
昭和60年 6月	日本開発銀行法を改正 1)出資機能を追加(研究開発、都市開発またはエネルギー利用等に係る事業で政令で定めるもの) 2)研究開発資金融資機能を追加
昭和62年 9月	開銀および北東公庫:NTT株売払収入を財源とする無利子貸付制度創設
平成 元年	開銀:大分、松山、岡山、富山の各事務所を開設 北東公庫:函館、青森の各事務所を開設
平成 7年 2月	開銀:震災復旧融資開始
平成 9年 9月	「特殊法人等の整理合理化について」閣議決定 (開銀および北東公庫を廃止し、新銀行に統合することが決定される)
平成 9年 12月	開銀および北東公庫:金融環境対応融資開始(平成12年度末までの時限的措置)
平成11年 6月	日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)成立
平成11年 10月	開銀と北東公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立 地域振興整備公団および環境事業団の融資業務を引き継ぐ 釧路事務所、シンガポール駐在員事務所を開設
平成14年 5月	日本政策投資銀行法を改正(金融庁による立入検査の導入を追加)
平成17年 12月	「行政改革の重要方針」閣議決定
平成18年 5月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)成立
平成18年 6月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定
平成19年 6月	株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号)成立

株式会社日本政策投資銀行

年 月	事 項
平成20年 10月	株式会社日本政策投資銀行設立(資本金1兆円)
平成20年 12月	DBJ Singapore Limited開業
平成21年 6月	株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成21年法律第67号)成立
平成21年 9月	資本金を1兆1,032億32百万円に増資
平成21年 11月	DBJ Europe Limited開業
平成22年 3月	資本金を1兆1,811億94百万円に増資
平成23年 5月	株式会社日本政策投資銀行法の一部改正等(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)成立によるもの)
平成23年 12月	資本金を1兆1,873億64百万円に増資
平成24年 3月	資本金を1兆1,877億88百万円に増資
平成24年 6月	資本金を1兆1,983億16百万円に増資
平成24年 12月	資本金を1兆2,069億53百万円に増資
平成26年 6月	政投銀投資諮詢(北京)有限公司(旧 政投銀日亜投資諮詢(北京)有限公司)を完全子会社化
平成27年 5月	株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成27年法律第23号)成立
平成27年 8月	資本金の額を2,065億2,900万円減少し、その減少額全額を危機対応準備金として計上

代表取締役社長

柳 正憲 (やなぎ まさのり)

代表取締役副社長

木下 康司 (きのした やすし)

代表取締役副社長

渡辺 一 (わたなべ はじめ)

取締役常務執行役員

菊池 伸 (きくち しん)

経営企画部、情報企画部、管理部担当

取締役常務執行役員

大石 英生 (おおいし ひでお)

業務企画部、金融法人部、国際統括部、設備投資研究所担当

取締役常務執行役員

榎本 直樹 (えのもと なおき)

財務部、シンジケーション・クレジット業務部、環境・CSR部担当

取締役常務執行役員

富井 聡 (とみい さとし)

企業ファイナンス部、企業投資部担当

取締役常務執行役員

福田 健吉 (ふくだ けんきち)

審査部、経理部、産業調査部(ソリューション企画室を除く)担当

取締役(社外)

三村 明夫 (みむら あきお)

取締役(社外)

植田 和男 (うえだ かずお)

常勤監査役

小柳 治 (こやなぎ おさむ)

常勤監査役

栗原 美津枝 (くりはら みつえ)

常勤監査役(社外)

坪井 達也 (つばい たつや)

監査役(社外)

伊藤 眞 (いとう まこと)

監査役(社外)

八田 進二 (はった しんじ)

常務執行役員

廣實 郁郎 (ひろざね いくろう)

企業金融第5部担当

常務執行役員

高橋 宏輔 (たかはし こうすけ)

都市開発部、アセットファイナンス部、企業金融第3部担当

常務執行役員

関根 久修 (せぎね ひさのぶ)

企業金融第6部、北海道支店、東北支店、新潟支店担当

常務執行役員

海津 尚夫 (かいづ たかお)

リスク統括部、法務・コンプライアンス部担当

常務執行役員

穴山 眞 (あなやま まこと)

企業金融第1部、企業金融第2部、産業調査部(ソリューション企画室)担当

常務執行役員

地下 誠二 (じげ せいじ)

地域企画部、ストラクチャードファイナンス部、北陸支店、東海支店、九州支店、南九州支店、特命事項(資本政策等)担当

常務執行役員

篠部 武嗣 (しのべ たけつぐ)

企業金融第4部担当

常務執行役員(関西支店長)

池田 良直 (いけだ よしなお)

関西支店、中国支店、四国支店担当

執行役員(金融法人担当)

相澤 雅文 (あいざわ まさふみ)

執行役員企業戦略部長

山本 貴之 (やまもと たかゆき)

執行役員人事部長

津田 雅之 (つだ まさゆき)

執行役員企業投資部長

桐山 毅 (きりやま たけし)

執行役員(内部監査担当)

皆川 一志 (みなかわ かずし)

執行役員経営企画部長

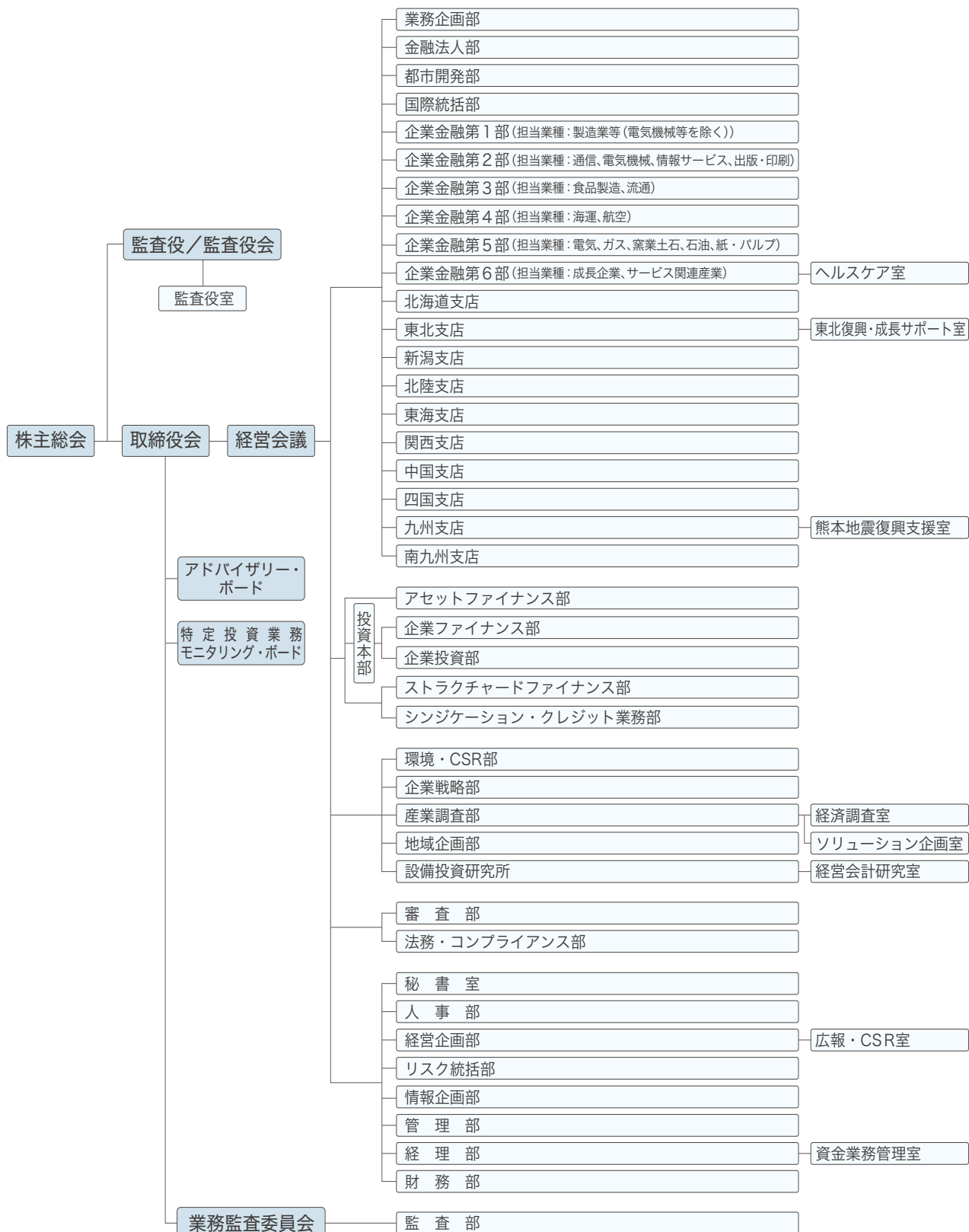
杉元 宣文 (すぎもと のりふみ)

執行役員業務企画部長

清水 博 (しみず ひろし)

(注)1. 取締役 三村 明夫及び植田 和男は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

2. 監査役 坪井 達也、伊藤 眞及び八田 進二は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

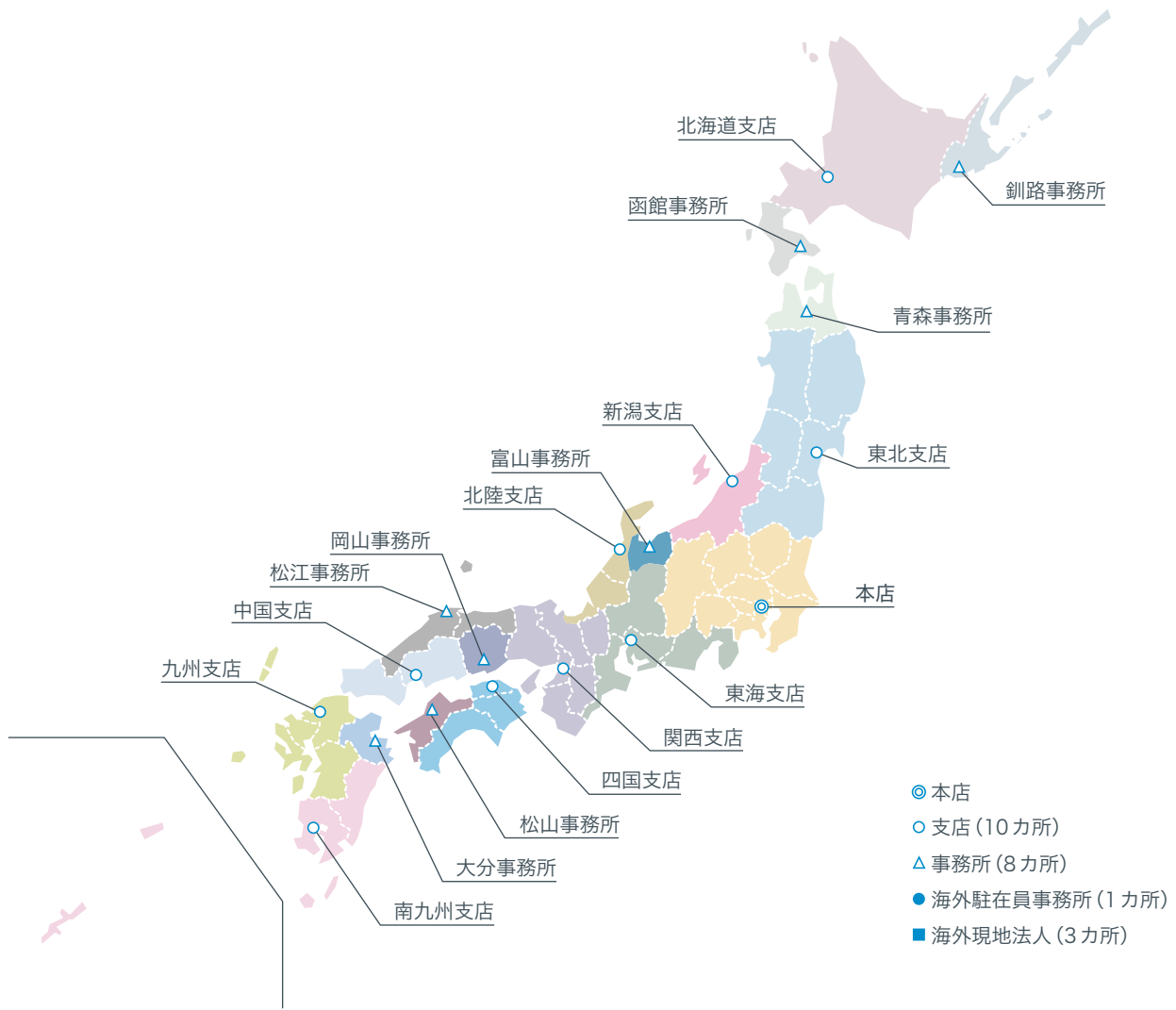


事務所：函館、釧路、青森、富山、松江、岡山、松山、大分

海外駐在員事務所：ニューヨーク

海外現地法人：DBJ Singapore Limited、DBJ Europe Limited、政投銀投資諮詢（北京）有限公司

本支店・事務所等 所在地 (平成28年7月1日現在)



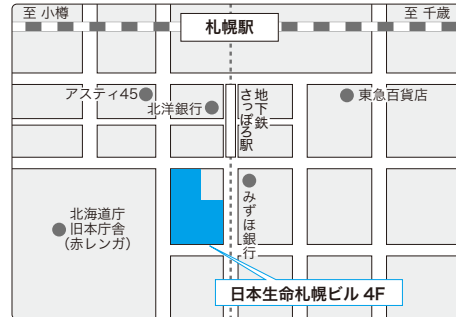
本店 東京

〒100-8178
 東京都千代田区大手町1丁目9番6号
 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
 TEL 03-3270-3211 (大代表)



北海道支店 札幌

〒060-0003
 札幌市中央区北3条西4丁目1番地
 (日本生命札幌ビル)
 TEL 011-241-4111 (代表)



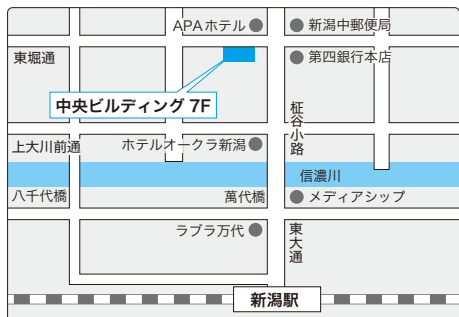
東北支店 仙台

〒980-0021
 仙台市青葉区中央1丁目6番35号
 (東京建物仙台ビル)
 TEL 022-227-8181 (代表)



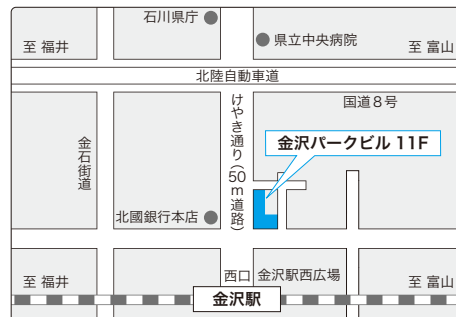
新潟支店 新潟

〒951-8066
 新潟市中央区東堀前通 六番町 1058 番地 1
 (中央ビルディング)
 TEL 025-229-0711 (代表)



北陸支店 金沢

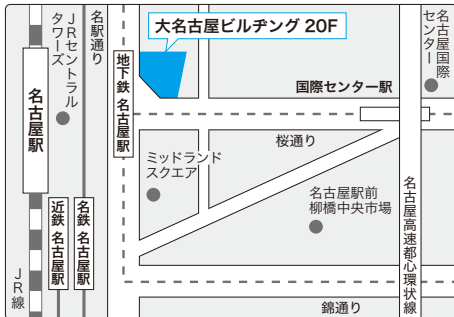
〒920-0031
 金沢市広岡3丁目1番1号
 (金沢パークビル)
 TEL 076-221-3211 (代表)



東海支店

名古屋

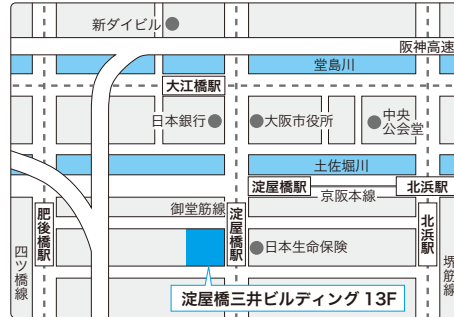
〒450-6420
 名古屋市中村区名駅3丁目28番12号
 (大名古屋ビルヂング)
 TEL 052-589-6891 (代表)



関西支店

大阪

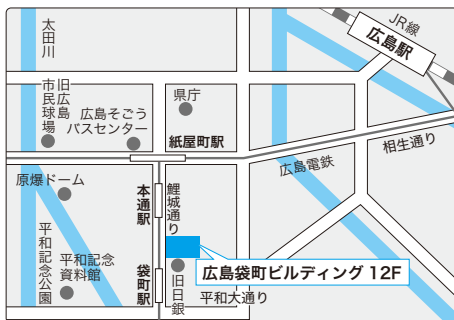
〒541-0042
 大阪市中央区今橋4丁目1番1号
 (淀屋橋三井ビルディング)
 TEL 06-4706-6411 (代表)



中国支店

広島

〒730-0036
 広島市中区袋町5番25号
 (広島袋町ビルディング)
 TEL 082-247-4311 (代表)



四国支店

高松

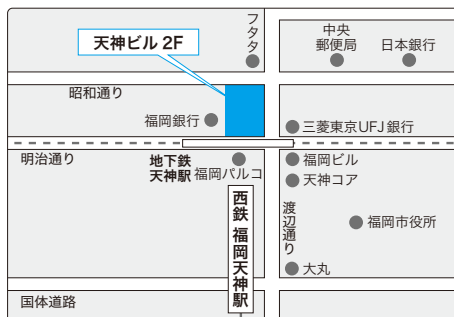
〒760-0050
 高松市亀井町5番地の1
 (百十四ビル)
 TEL 087-861-6677 (代表)



九州支店

福岡

〒810-0001
 福岡市中央区天神2丁目12番1号
 (天神ビル)
 TEL 092-741-7734 (代表)



南九州支店

鹿児島

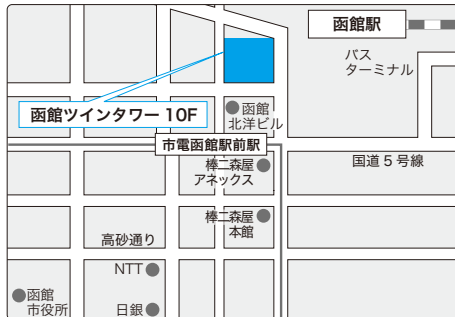
〒892-0842
 鹿児島市東千石町1番38号
 (鹿児島商工会議所ビル)
 TEL 099-226-2666 (代表)



函館事務所

函館

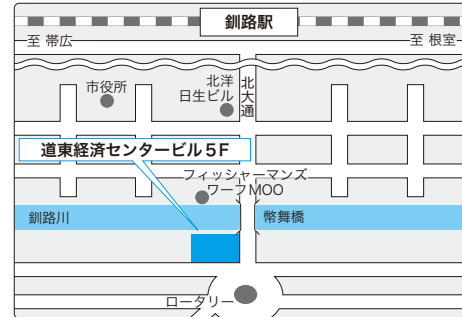
〒040-0063
 函館市若松町 14 番 10 号
 (函館ツインタワー)
 TEL 0138-26-4511 (代表)



釧路事務所

釧路

〒085-0847
 釧路市大町 1 丁目 1 番 1 号
 (道東経済センタービル)
 TEL 0154-42-3789 (代表)



青森事務所

青森

〒030-0822
 青森市中央 1 丁目 22 番 8 号
 (青森第一生命ビル)
 TEL 017-773-0911 (代表)



富山事務所

富山

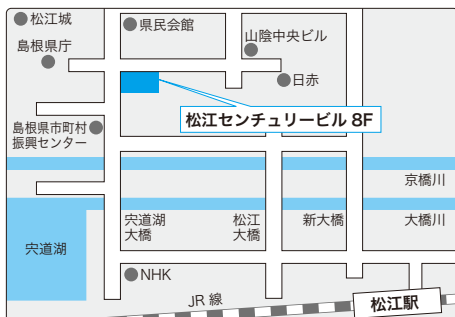
〒930-0005
 富山市新桜町 6 番 24 号
 (COI 富山新桜町ビル)
 TEL 076-442-4711 (代表)



松江事務所

松江

〒690-0887
 松江市殿町 111 番地
 (松江センチュリービル)
 TEL 0852-31-3211 (代表)



岡山事務所

岡山

〒700-0821
 岡山市北区中山下 1 丁目 8 番 45 号
 (NTTクレド岡山ビル)
 TEL 086-227-4311 (代表)



松山事務所

松山

〒790-0003
松山市三番町7丁目1番21号
(ジブラルタ生命松山ビル)
TEL 089-921-8211 (代表)



福井相談センター

TEL 0776-36-5459
(電話は最寄りの北陸支店に転送されます。)

大分事務所

大分

〒870-0021
大分市府内町3丁目4番20号
(大分恒和ビル)
TEL 097-535-1411 (代表)



海外

● ニューヨーク駐在員事務所

1251 Avenue of the Americas, Suite 830, New York, NY
10020, U.S.A.
Tel: +1-212-221-0708

● DBJ Europe Limited

Level 20, 125 Old Broad Street, London EC2N
1AR, U.K.
Tel: +44-20-7507-6070

● DBJ Singapore Limited

138 Market Street, #15-02 CapitaGreen, Singapore
048946
Tel: +65-6221-1779

● 政投銀投資諮詢(北京)有限公司

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路五号北京發
展大廈8階814-815室
Tel: +86-10-6590-9770

子会社・グループ会社等

● 一般財団法人日本経済研究所

〒100-0004
東京都千代田区大手町2-2-1
(新大手町ビル)
TEL 03-6214-3605 (代表)

● DBJ証券株式会社

〒100-0004
東京都千代田区大手町1-9-7
(大手町フィナンシャルシティ サウスタワー)
TEL 03-3275-5301 (代表)

● 株式会社日本経済研究所

〒100-0004
東京都千代田区大手町2-2-1
(新大手町ビル)
TEL 03-6214-4600 (代表)

● DBJキャピタル株式会社

〒100-0004
東京都千代田区大手町2-2-1
(新大手町ビル)
TEL 03-3548-0951 (代表)

● 株式会社価値総合研究所

〒100-0004
東京都千代田区大手町2-2-1
(新大手町ビル)
TEL 03-5205-7900 (代表)

● DBJアセットマネジメント株式会社

〒100-0004
東京都千代田区大手町1-9-7
(大手町フィナンシャルシティ サウスタワー)
TEL 03-3241-5300 (代表)

● DBJ投資アドバイザー株式会社

〒100-8178
東京都千代田区大手町1-9-6
(大手町フィナンシャルシティ サウスタワー)
TEL 03-5200-5700 (代表)

関係会社の状況 (平成28年3月31日現在)

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金 (百万円)	当行が有する 子会社等の 議決権比率(%)
(連結子会社)					
株式会社日本経済研究所	東京都千代田区	調査、コンサルティング、 アドバイザー事業	平成元年 12月13日	479	100.0
株式会社価値総合研究所	東京都千代田区	調査、コンサルティング、 アドバイザー事業	平成5年 6月25日	75	100.0 (8.0)
DBJ証券株式会社	東京都千代田区	証券業	平成10年 10月22日	500	100.0
DBJキャピタル株式会社	東京都千代田区	投資事業組合の管理等	平成17年 10月14日	99	100.0
DBJアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区	投資運用業、投資助言・ 代理業	平成18年 11月22日	100	100.0
DBJ Singapore Limited	シンガポール 共和国	投融資サポート業務、 アドバイザー業務等	平成20年 9月15日	1 〔百万シンガ ポールドル〕	100.0
DBJ Europe Limited	英国ロンドン市	投融資サポート業務、 アドバイザー業務等	平成21年 6月5日	7 〔百万ユーロ〕	100.0
DBJ投資アドバイザー株式会社	東京都千代田区	投資助言・代理業等	平成21年 12月1日	68	50.6
DBJリアルエステート株式会社	東京都千代田区	不動産賃貸業等	平成22年 2月1日	80	100.0
政投銀投資諮詢(北京)有限公司	中華人民共和国 北京市	投融資サポート業務、 アドバイザー業務等	平成23年 9月30日	4 〔百万人民元〕	100.0
その他15社(注)1	—	—	—	—	—
(持分法適用関連会社)					
その他25社(注)1、5	—	—	—	—	—

- (注)1. 連結子会社及び持分法適用会社につきましては、主要な会社のみを設立年月日順にて記載しております。その他の連結子会社及び持分法適用関連会社につきましては、その社数のみを記載しております。
- 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第1位を四捨五入して表示しております。
 - 当行が有する子会社等の議決権比率欄の()内は、間接議決権比率を内数として表示しております。
 - 持分法適用関連会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は株式会社AIRDO、スカイマーク株式会社、株式会社ソラシドエアであります。
 - 連結子会社であったDBJ事業投資株式会社は、平成27年9月、会社清算に伴い、連結子会社ではなくなりました。

発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年10月1日	40,000	40,000	1,000,000	1,000,000	(注)2	(注)2
平成21年6月26日	—	40,000	—	1,000,000	△97,248(注)3	1,060,466 (注)3
平成21年9月24日 (注)4	2,064	42,064	103,232	1,103,232	—	1,060,466
平成22年3月23日 (注)4	1,559	43,623	77,962	1,181,194	—	1,060,466
平成23年12月7日 (注)5	—	43,623	6,170	1,187,364	—	1,060,466
平成24年3月23日 (注)4	8	43,632	424	1,187,788	—	1,060,466
平成24年6月6日 (注)6	—	43,632	10,528	1,198,316	—	1,060,466
平成24年12月6日 (注)7	—	43,632	8,637	1,206,953	—	1,060,466

- (注)1. 平成20年10月1日における発行済株式総数、資本金の増加は会社設立によるものであります。
 なお、旧DBJは新DBJ法附則第9条の規定に基づき、平成20年10月1日付で当行にその財産の全部(同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。)を現物出資しており、それにより取得した株式を旧DBJへの出資者である政府に無償譲渡しております。
2. 平成20年10月1日における資本準備金につきましては、当行定款附則第2条の規定に基づき、同法附則第16条第1項に定める評価委員が評価する資産の価額から負債の価額を差し引いた財産の価額から資本金1兆円を差し引いた金額であります。
 なお、平成21年1月28日に開催されました株式会社日本政策投資銀行資産評価委員会(第3回会合)において、当行に承継された資産の価額(平成20年10月1日時点)が決定されました。当該資産の価額から負債の価額を差し引いた財産の価額から資本金1兆円を差し引いた金額は、1,157,715百万円となっております。
3. 会社法第448条第1項、同法第452条の規定及び平成21年6月26日の株主総会決議に基づき、資本準備金からその他資本剰余金への振替及びその他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替により欠損填補を実施しております。
4. 株主割当の方法により、財務大臣に、募集する普通株式の全部を割り当てております(有償)。
 発行価格(払込金額)は1株につき50,000円、資本組入額は1株につき50,000円となっております。
5. 危機対応業務に係る財政基盤確保のために、DBJ法改正法及び平成21年度補正予算に基づき措置されておりました交付国債1兆3,500億円のうち、DBJ法附則第2条の4第1項の規定に基づき、当行は平成23年11月24日付にて61億7,000万円相当額の償還請求を実施しております。
 当該請求に基づき、同年12月7日付にて交付国債の償還が行われ、交付国債の額面金額が上記の請求相当額だけ減少するとともに、当行の資本金は上記の請求相当額だけ増加しております。なお、当該手続きによる資本金の増加に関して、株式数の増減は生じておりません。
6. 上記同様、平成24年5月18日付にて105億2,800万円相当額の交付国債の償還請求を実施しております。当該請求に基づき、同年6月6日付にて交付国債の償還が行われ、交付国債の額面金額が請求相当額だけ減少するとともに、当行の資本金は同請求額だけ増加しております。なお、当該手続きによる資本金の増加に関して、株式数の増減は生じておりません。
7. 上記同様、平成24年11月20日付にて86億3,700万円相当額の交付国債の償還請求を実施しております。当該請求に基づき、同年12月6日付にて交付国債の償還が行われ、交付国債の額面金額が請求相当額だけ減少するとともに、当行の資本金が同請求額だけ増加しております(本償還後における交付国債未償還額は1兆3,246億6,500万円であります。)なお、当該手続きによる資本金の増加に関して、株式数の増減は生じておりません。

大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	43,632	100.00
計	—	43,632	100.00

制定：平成19年6月13日法律第85号
施行：平成27年9月1日
改正：平成24年9月12日法律第86号

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 業務等(第三条―第二十五条)

第三章 雑則(第二十六条―第二十九条)

第四章 罰則(第三十条―第三十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融资機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社とする。

(商号の使用制限)

第二条 会社でない者は、その商号中に株式会社日本政策投資銀行という文字を使用してはならない。

2 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第六条第二項の規定は、会社には適用しない。

第二章 業務等

(業務の範囲)

第三条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 預金(譲渡性預金その他政令で定めるものに限る。)の受入れを行うこと。
- 二 資金の貸付けを行うこと。
- 三 資金の出資を行うこと。
- 四 債務の保証を行うこと。
- 五 有価証券(第七号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第八号において同じ。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下この号及び第十一号において同じ。)に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)を行うこと(第三号に掲げる業務に該当するものを除く。)
- 六 有価証券の貸付けを行うこと。
- 七 金銭債権(譲渡性預金証書その他の財務省令で定める証書をもって表示されるものを含む。)の取得又は譲渡を行うこと。
- 八 特定目的会社が発行する特定社債又は優先出資証券(資産流動化計画において当該特定社債又は優先出資証券の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに

限り、特定社債にあつては、特定短期社債を除く。)その他これらに準ずる有価証券として財務省令で定めるもの(以下この号において「特定社債等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱いを行うこと。

九 短期社債等の取得又は譲渡を行うこと。

十 銀行(銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。)その他政令で定める金融業を行う者のために資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うこと。

十一 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)を行うこと(第七号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十二 金融商品取引法第二条第八項第七号に掲げる行為を行うこと。

十三 金融商品取引法第二条第八項第九号に掲げる行為を行うこと(募集又は売出しの取扱いについては、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者(同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。)の委託を受けて当該金融商品取引業者のために行うものに限る。)

十四 金融商品取引法第二条第八項第十一号に掲げる行為を行うこと。

十五 金融商品取引法第二条第八項第十三号に掲げる行為を行うこと。

十六 金融商品取引法第二条第八項第十五号に掲げる行為を行うこと。

十七 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券(当該有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。)又は取引について、同項各号に定める行為を行うこと(第三号、第五号、第七号から第九号まで、第十一号及び第十三号に掲げるものを除く。)

十八 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行うこと。

十九 他の事業者の経営に関する相談に応じること又は他の事業者の事業に関して必要となる調査若しくは情報の提供を行うこと。

二十 金融その他経済に関する調査、研究又は研修を行うこと。

二十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 会社は、前項の業務を営むほか、財務大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を営むことができる。

3 第一項第五号及び第六号並びに第五項の「有価証券」とは、金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。

4 第一項第五号及び第九号並びに次項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債
- 二 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債

- 三 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債
- 四 その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの
- イ 各権利の金額が一億円を下回らないこと。
- ロ 元本の償還について、権利の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
- ハ 利息の支払期限を、口の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。
- 5 第一項第七号に掲げる業務には同号に規定する証書をもって表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第九号に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行う業務を含むものとする。
- 6 第一項第八号の「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」、「特定短期社債」又は「優先出資証券」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項又は第七項から第九項までに規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債、特定短期社債又は優先出資証券をいう。
- 7 会社が第一項第十号に掲げる業務を営む場合には、銀行法第五十二条の三十六第一項の規定その他同号に規定する政令で定める金融業を行う者に関し適用される同項の規定に相当する規定であって政令で定めるものは、適用しない。

(金融商品取引法の規定の読替え適用等)

第四条 会社についての金融商品取引法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第八項	「協同組織金融機関」という。）	「協同組織金融機関」という。）、株式会社日本政策投資銀行
第二条第十一項、第二十七条の二十八第三項、第二十八条第四項、第三十三条第一項、第三十三条の五第二項、第三十三条の七、第五十八条、第六十条の十四第一項、第六十六条並びに第二百二条第二項第一号及び第二号	協同組織金融機関	協同組織金融機関、株式会社日本政策投資銀行
第三十三条の八第一項	金融機関である場合	金融機関である場合又は株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第三条第一項第十六号に掲げる業務を行う場合

- 2 会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この項において同じ。）、監査役若しくは執行役又は使用人は、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。以下この項において同じ。）の取締

役、会計参与、監査役若しくは執行役に就任した場合（金融商品取引業者の取締役、会計参与、監査役又は執行役が会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役を兼ねることとなった場合を含む。）又は金融商品取引業者の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役を退任した場合には、財務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

(日本政策投資銀行債の発行)

- 第五条 会社は、日本政策投資銀行債を発行することができる。
- 2 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百二条の規定は、会社が日本政策投資銀行債を発行する場合には、適用しない。
- 3 会社は、外国を発行地とする日本政策投資銀行債に限り、その社債券（その利札を含む。以下この項並びに第十三条第三項及び第四項第一号において同じ。）を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、日本政策投資銀行債の社債券を発行することができる。

(日本政策投資銀行債の発行方法)

- 第六条 日本政策投資銀行債の社債券を発行する場合には、当該社債券は、無記名式とする。ただし、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。
- 2 会社は、日本政策投資銀行債の社債券を発行する場合には、当該社債券の応募者との間で、当該社債券に係る保護預り契約であって財務省令・内閣府令で定める事項を内容とするものを締結してはならない。
- 3 会社は、日本政策投資銀行債を発行する場合には、売出しの方法によることができる。この場合においては、売却期間を定めなければならない。
- 4 会社は、日本政策投資銀行債の社債券を発行する場合には、その券面に次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 会社の商号
 - 二 当該社債券に係る社債の金額
 - 三 当該社債券に係る日本政策投資銀行債の利率
 - 四 当該社債券に係る日本政策投資銀行債の償還の方法及び期限
 - 五 当該社債券の番号
- 5 会社は、売出しの方法により日本政策投資銀行債を発行しようとするときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。
- 一 売却期間
 - 二 日本政策投資銀行債の総額
 - 三 数回に分けて日本政策投資銀行債の払込みをさせるときは、その払込みの金額及び時期
 - 四 日本政策投資銀行債発行の価額又はその最低価額
 - 五 社債、株式等の振替に関する法律の規定によりその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる日本政策投資銀行債を発行しようとするときは、同法の適用がある旨
 - 六 前項第一号から第四号までに掲げる事項
- 6 会社は、日本政策投資銀行債を発行する場合には、割引の方法によることができる。

(日本政策投資銀行債の消滅時効)

第七条 会社が発行する日本政策投資銀行債の消滅時効は、元本については十五年、利子については五年で完成する。

(通貨及証券模造取締法の準用)

第八条 通貨及証券模造取締法(明治二十八年法律第二十八号)は、会社が発行する日本政策投資銀行債の社債券の模造について準用する。

(預金の受入れ等を開始する場合の特例)

第九条 会社は、第三条第一項第一号に規定する預金の受入れ又は日本政策投資銀行債の発行を開始しようとするときは、あらかじめ、財務大臣の承認を受けなければならない。

2 財務大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による協議があった場合において、必要があると認めるときは、財務大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

4 内閣総理大臣は、第二項の規定による協議があった場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、会社に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

5 会社が第一項の承認を受けた場合における会社が営む業務については、銀行法第四条第一項及び長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第四条第一項の規定は、適用しない。

(銀行法の準用)

第十条 銀行法第十二条の二、第十三条、第十三条の二、第十三条の四、第十四条、第十四条の二、第二十条、第二十一条、第二十三条及び第五十七条の四(第一号に係る部分に限る。)の規定は、前条第一項の承認を受けた会社について準用する。この場合において、これらの規定(同法第十三条の四後段及び第二十条第七項を除く。)中「内閣総理大臣」とあるのは「財務大臣及び内閣総理大臣」と、「内閣府令」とあるのは「財務省令・内閣府令」と、同法第十三条の四中「第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八条の二」とあるのは「第三十八条の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項において読み替えて準用する銀行法第十三条の四において読み替えて準用する金融商品取引法の規定の適用については、当該規定中「内閣府令」とあるのは、「財務省令・内閣府令」とする。

3 政府は、第一項において読み替えて準用する銀行法の規定に基づき命令を定めるに当たっては、前条第一項の承認をする時点における会社の資金の貸付けその他の業務の利用者の利益が不当に侵害されないよう、配慮しなければならない。

(事業年度)

第十一条 会社の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(株式)

第十二条 会社は、会社法第百九十九条第一項に規定する募

集株式(第三十四条第四号において「募集株式」という。)若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。

2 会社は、新株予約権の行使により株式を交付した後、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

(社債、日本政策投資銀行債及び借入金)

第十三条 会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債(日本政策投資銀行債を除く。以下同じ。)及び日本政策投資銀行債(それぞれ社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下この条及び第十八条において同じ。)の発行並びに借入金(弁済期限が一年を超えるものに限る。以下この条及び第十八条において同じ。)の借入れについて、発行及び借入れの金額、社債及び日本政策投資銀行債並びに借入金の表示通貨その他の社債及び日本政策投資銀行債の発行並びに借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 会社は、社債若しくは日本政策投資銀行債を発行したとき、又は借入金の借入れをしたときは、財務省令で定めるところにより、その旨を遅滞なく財務大臣に届け出なければならない。

3 会社は、外国を発行地とする社債に限り、その社債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、社債券を発行することができる。

4 第一項後段及び第二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 会社法第六百九十九条第二項に規定する除権決定を得た後にされる再発行の請求を受けて、社債の社債券又は日本政策投資銀行債の社債券(次号及び第二十五条第二項において「社債券等」という。)を発行した場合

二 第五条第三項又は前項の規定により社債券等を発行した場合

(受信限度額及び与信限度額)

第十四条 次に掲げるものの合計額は、資本金及び準備金(資本準備金及び利益準備金をいう。以下この条において同じ。)の額の合計額の十四倍に相当する額を超えることとなってはならない。ただし、社債及び日本政策投資銀行債については、発行済みの旧銀行債券(附則第二十六条の規定による廃止前の日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号。以下「旧政投銀法」という。)第四十三条第一項又は第四項の規定に基づき発行された同条第一項に規定する銀行債券をいう。以下同じ。)、社債又は日本政策投資銀行債の借換えのため必要があるときは、当該借換えを行うために必要な期間内に限り、当該額を超えて発行することができる。

一 預金の現在額

二 借入金の現在額

三 旧政投銀法第四十二条第五項の規定に基づき受け入れた寄託金の現在額

四 旧銀行債券の元本に係る債務の現在額

- 五 発行した社債及び日本政策投資銀行債の元本に係る債務の現在額
- 六 いずれの名義をもってするかを問わず、前各号に掲げるものと同様の経済的性質を有するものの現在額
- 2 次に掲げるものの合計額は、資本金及び準備金の額並びに前項本文の規定による限度額の合計額を超えることとなつてはならない。
 - 一 資金の貸付け及び譲り受けた債権（第三号に規定する有価証券に係るものを除く。）の現在額
 - 二 保証した債務の現在額
 - 三 取得した有価証券（第三条第三項に規定する有価証券をいい、金融商品取引法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券（当該有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。）並びに次号の資金の出資に係るものを除く。）の現在額
- 四 資金の出資の現在額

(代表取締役等の選定等の決議)

第十五条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査等委員である取締役若しくは監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(取締役の兼職の認可)

- 第十六条 会社の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）は、財務大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならない。
- 2 財務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が会社の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認められる場合を除き、これを認可しなければならない。

(事業計画)

第十七条 会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(償還計画)

第十八条 会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債、日本政策投資銀行債及び借入金の償還計画を立てて、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(認可対象子会社)

- 第十九条 会社は、次に掲げる者（第三号、第四号及び第七号に掲げる者にあつては、個人であるものを除く。以下「認可対象子会社」という。）を子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）としようとするときは、あらかじめ、財務大臣の認可を受けなければならない。
 - 一 銀行
 - 二 長期信用銀行（長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行をいう。）
 - 三 金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項

に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）

- 四 貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいい、前号に掲げる者を兼ねることその他財務省令で定める要件に該当するものを除く。）
- 五 信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第二項に規定する信託会社をいう。）
- 六 保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）
- 七 前各号に掲げる者に類するものとして財務省令で定める者

(定款の変更等)

第二十条 会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理を除く。）、合併、会社分割及び解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 財務大臣は、前項の認可（合併、会社分割及び解散の決議に係るものに限る。）をしようとするときは、国土交通大臣に協議しなければならない。

(貸借対照表等の提出)

第二十一条 会社は、事業年度ごとに、財務省令で定めるところにより、当該事業年度の間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。）に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びに当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を財務大臣に提出しなければならない。

(財政融資資金の運用に関する特例)

第二十二条 財政融資資金（財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第二条の財政融資資金をいう。以下同じ。）は、同法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が借入れをする場合における会社に対する貸付け（第二十四条において単に「貸付け」という。）に運用することができる。

第二十三条 財政融資資金は、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が発行する社債又は日本政策投資銀行債（次項、次条及び第二十五条第一項において「社債等」という。）に運用することができる。

2 財政融資資金を社債等又は旧銀行債券に運用する場合には、社債等及び旧銀行債券の発行残高の十分の五又は会社の一回に発行する社債等の十分の六を超える割合の社債等又は旧銀行債券の引受け、応募又は買入れ（旧銀行債券にあつては、買入れに限る。以下この項において「引受け等」という。）を行ってはならない。この場合において、財政融資資金により引受け等を行う社債等又は旧銀行債券は、利率、担保、償還の方法、期限その他の条件において、当該引受け等以外の引受け等に係るものとその種類を同じくするものでなければならない。

第二十四条 第二十二条の規定により貸付けに運用される財

政融資資金又は前条第一項の規定により社債等に運用される財政融資資金に係る財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)の規定の適用については、会社を財政融資資金法第十条第一項第七号に規定する法人とみなす。

(債務保証)

第二十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和三十二年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、社債等に係る債務について、保証契約をすることができる。

2 政府は、前項の規定によるほか、会社が社債券等を失った者に交付するために会社法第六百九十九条第二項に規定する除権決定を得た後にされる再発行の請求を受けて発行する社債券等又は第五条第三項若しくは第十三条第三項の規定により発行する社債券等に係る債務について、保証契約をすることができる。

第三章 雑則

(監督上の措置)

第二十六条 会社は、主務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 主務大臣は、会社の業務若しくは財産又は会社及びその子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社であって、認可対象子会社に該当するものに限る。次条第二項及び第五項並びに第三十三条第二項において同じ。)の財産の状況に照らして会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、会社の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して会社の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは会社の財産の供託を命ずることその他業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第二十七条 主務大臣は、会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対して報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときその他この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、会社の子会社若しくは会社からその業務の委託を受けた者(以下この項、第五項及び第三十三条第二項において「受託者」という。)に対して会社の業務の状況に関し参考となるべき報告をさせ、又はその職員に、会社の子会社若しくは受託者の施設に立ち入り、会社の業務の状況に関し参考となるべき業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 会社の子会社又は受託者は、正当な理由があるときは、第二項の規定による報告又は立入検査を拒むことができる。

(権限の委任)

第二十八条 財務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項又は第二項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第一項又は第二項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について財務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5 会社が第九条第一項の承認を受けた場合には、前各項の規定は、適用しない。

(主務大臣)

第二十九条 この法律における主務大臣は、財務大臣とする。ただし、会社が第九条第一項の承認を受けた場合における次に掲げる事項については、財務大臣及び内閣総理大臣とする。

一 第十条において読み替えて準用する銀行法の規定に関する事項

二 第二十六条第二項の規定による命令(同項に規定する会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときにするものに限る。)に関する事項

三 第二十七条第一項の規定による報告徴収及び立入検査(同項に規定する会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときにするものに限る。)に関する事項

四 第二十七条第二項の規定による報告徴収及び立入検査(同項に規定する会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときにするものに限る。)に関する事項

2 前項ただし書の規定による同項第三号又は第四号に掲げる事項に係る権限は、財務大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行行使することを妨げない。

3 次の各号に掲げる大臣は、前項の規定によりその権限を単独で行行使したときは、速やかに、その結果を当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 財務大臣 内閣総理大臣

二 内閣総理大臣 財務大臣

4 第一項ただし書の場合において、第三条第二項中「財務大臣」とあるのは「財務大臣及び内閣総理大臣」と、第十三条第二項中「財務大臣」とあるのは「財務大臣(日本政策投資銀行債の発行に係るものについては、財務大臣及び内閣総理大臣)」と、第二十条第二項中「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣及び内閣総理大臣」と、第二十一条中「財務省令

で定めるところにより、当該事業年度の中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。）とあるのは「財務省令（第九条第一項の承認を受けた日の属する事業年度以後の事業年度及び中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この条において同じ。）にあっては、財務省令・内閣府令）で定めるところにより、当該事業年度の中間事業年度」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣（同項の承認を受けた日の属する事業年度以後の事業年度及び中間事業年度にあっては、財務大臣及び内閣総理大臣）」と読み替えるものとする。

- 5 財務大臣は、第一項ただし書の場合において、第三条第一項第七号又は第八号の財務省令を改正しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の同意を得なければならない。
- 6 内閣総理大臣は、この法律による権限（前条第一項から第三項までの規定によるものその他政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。
- 7 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第四章 罰則

第三十条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は使用人が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

- 2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三十一条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第三十二条 第三十条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の例に従う。

- 2 前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第三十三条 第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は使用人は、三十万円以下の罰金に処する。

- 2 第二十七条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の子会社又は受託者の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は使用人は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第三条第二項の規定に違反して、業務を営んだとき。
- 二 第四条第二項の規定に違反して、兼職の届出を行わなかったとき。
- 三 第九条第一項の規定に違反して、預金の受入れ又は日本政策投資銀行債の発行を開始したとき。
- 四 第十二条第一項の規定に違反して、募集株式若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付したとき。
- 五 第十二条第二項の規定に違反して、株式を交付した旨の届出を行わなかったとき。
- 六 第十三条第一項の規定に違反して、基本方針の認可を受けなかったとき。
- 七 第十三条第二項の規定に違反して、社債若しくは日本政策投資銀行債を発行した旨又は借入金の借入れをした旨の届出を行わなかったとき。
- 八 第十四条第一項又は第二項の規定に違反して、限度額又は合計額を超えることとなったとき。
- 九 第十六条第一項の規定に違反して、兼職の認可を受けなかったとき。
- 十 第十七条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかったとき。
- 十一 第十八条の規定に違反して、償還計画の認可を受けなかったとき。
- 十二 第十九条の規定に違反して、認可対象子会社を子会社としたとき。
- 十三 第二十一条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。
- 十四 第二十六条第二項の規定による命令に違反したとき。

第三十五条 第二条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条第一項第五号及び第十一号から第十七号まで、第三項、第四項第二号並びに第五項、第四条、第十条、第十四条第二項第三号、第十九条第三号並びに附則第二十一条の規定 証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
- 二 第十九条第四号の規定 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律百十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
- 三 附則第二十六条から第六十条まで及び第六十二条から第六十五条までの規定 平成二十年十月一日

(政府保有株式の処分)

- 第二条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項の規定に基づき、その保有する会社の株式(次項及び附則第三条において「政府保有株式」という。)について、会社の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、できる限り早期にその全部を処分するものとする。
- 2 政府は、この法律の施行後政府保有株式の全部を処分するまでの間、会社の有する長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されるよう、政府保有株式の処分の方法に関する事項その他の事項について随時検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(政府の出資)

- 第二条の二 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

(国債の交付)

- 第二条の三 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務(以下「危機対応業務」という。)を行う上で会社の財務内容の健全性を確保するため必要となる資本の確保に用いるため、国債を発行することができる。
- 2 政府は、前項の規定により、予算で定める金額の範囲内において、国債を発行し、これを会社に交付するものとする。
- 3 第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。
- 4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
- 5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の償還等)

- 第二条の四 会社は、その行う危機対応業務(平成二十四年三月三十一日までに行うものに限る。)に係る資産の増加に応じて必要となる資本の額として財務省令で定めるところにより計算した金額を限り、前条第二項の規定により交付された国債の償還の請求をすることができる。
- 2 政府は、前条第二項の規定により交付した国債の全部又は一部につき会社から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。
- 3 前項の規定による償還があった場合には、会社の資本金の額は、当該償還の直前の資本金の額と当該償還の額の合計額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における会社法第四百四十五条第一項の規定の適用については、同項中「場合」とあるのは、「場合及び株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の四第三項の規定の適用がある場合」とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の返還等)

- 第二条の五 会社は、平成二十四年七月一日において、附則第二条の三第二項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがあるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。
- 2 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、附則第二条の三第二項の規定により政府が交付した国債の返還及び消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(登録免許税の課税の特例)

- 第二条の六 附則第二条の二の規定による出資があった場合又は附則第二条の四第二項の規定による償還があった場合において会社が受ける資本金の額の増加の登記については、財務省令で定めるところにより登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

(会社が危機対応業務を行う責務)

- 第二条の七 会社は、その目的を達成するため、当分の間、株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する被害に対処するための資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されるよう、附則第二条の十、第二条の十一、第二条の二十二及び第二条の二十四から第二条の三十までに定めるところにより、危機対応業務を行う責務を有する。

(危機対応業務に係る株式の政府保有)

- 第二条の八 政府は、当分の間、会社による危機対応業務の適確な実施を確保する観点から、会社の発行済株式(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。附則第二条の十三において同じ。)の総数の三分の一を超える株式を保有してなければならない。

(危機対応業務に係る政府の出資)

- 第二条の九 政府は、当分の間、会社による危機対応業務の適確な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

(危機対応業務の実施)

- 第二条の十 会社は、本店その他の財務大臣が指定する営業所(次項及び附則第二条の三十一第一項第一号において「指定営業所」という。)において危機対応業務を行うものとする。
- 2 会社は、財務省令で定めるところにより、天災その他のやむを得ない理由により指定営業所において臨時に危機対応業務の全部又は一部を休止する場合を除き、指定営業所において危機対応業務を休止し、又は廃止してはならない。

(危機対応業務に係る事業計画の特例等)

- 第二条の十一 会社は、財務省令で定めるところにより、第十七条の事業計画に危機対応業務の実施方針を記載しなければならない。
- 2 会社は、財務省令で定めるところにより、第二十一条の事業報告書に前項の実施方針に基づく危機対応業務の実施状況を記載しなければならない。

3 会社の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、危機対応業務の適確な実施に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

(特定投資業務)

第二条の十二 会社は、その目的を達成するため、この条並びに附則第二条の十五から第二条の二十まで及び第二条の二十三から第二条の三十までに定めるところにより、特定投資業務を行うものとする。

2 この条から附則第二条の二十まで並びに附則第二条の二十三、第二条の二十五、第二条の二十七及び第二条の三十一において「特定投資業務」とは、特定事業活動に対する投資業務のうち、地域経済の自立的発展に資する地域の特性を生かした事業活動の活性化又は我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に資する我が国の企業の競争力の強化並びに特定事業活動に対する金融機関その他の者による資金供給の促進に特に寄与すると認められるものであって、附則第二条の十七第一項の認可を受けた日から平成三十三年三月三十一日までに当該投資業務による資金供給の対象となる事業者及び当該資金供給の内容を決定するもの並びにこれに附帯する業務（同年四月一日以後に行うものを含む。）をいう。

3 前項の「特定事業活動」とは、次に掲げる事業活動をいう。
一 我が国の事業者が、その有する十分に活用されていない経営資源を有効に活用し、新たな事業の開拓を行うこと又はその行う事業の分野と事業の分野を異にする事業者と有機的に連携し、経営資源を有効に組み合わせることを主とする経営の革新を行うことにより、その生産性又は収益性を向上させることを目指して行う事業活動

二 前号に掲げる事業活動に対し資金供給を行う事業活動

4 第二項の「投資業務」とは、次に掲げる資金供給の業務をいう。
一 劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であって、財務省令で定めるものをいう。）による資金の貸付けを行うこと。

二 資金の出資を行うこと。

三 劣後特約付社債（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債であって、財務省令で定めるものをいう。）の取得を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、あらかじめ財務大臣の承認を受けた手法を用いて資金供給を行うこと。

(特定投資業務に係る株式の政府保有)

第二条の十三 政府は、会社が特定投資業務を完了するまでの間、会社による特定投資業務の適確な実施を確保する観点から、会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

(特定投資業務に係る政府の出資等)

第二条の十四 政府は、平成三十三年三月三十一日までの間、会社による特定投資業務の適確な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

2 会社は、前項の規定による出資により払い込まれた金銭を特定投資業務のための資金以外の資金に充ててはならない。

(特定投資業務における一般の金融機関が行う金融等の補完又は奨励)

第二条の十五 会社は、特定投資業務を行うに当たっては、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励することを旨とするものとする。

(特定投資指針)

第二条の十六 財務大臣は、会社が特定投資業務を行うに当たって従うべき指針（次項及び次条第一項において「特定投資指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

2 特定投資指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 特定投資業務による資金供給の対象となる事業者及び当該資金供給の内容を決定するに当たって従うべき基準
- 二 特定投資業務に関する財務の適正な管理に関する事項
- 三 会社と他の事業者との間の適正な競争関係の確保に関する事項
- 四 特定投資業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制に関する事項
- 五 財務大臣に対する特定投資業務の実施状況の報告に関する事項
- 六 その他特定投資業務の適確な実施を確保するために必要な事項

(特定投資業務規程)

第二条の十七 会社は、財務省令で定める特定投資業務の実施に関する事項について、特定投資指針に即して、特定投資業務に関する規程（次項において「特定投資業務規程」という。）を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 財務大臣は、前項の規定により認可をした特定投資業務規程が会社による特定投資業務の適確な実施上不適当となったと認めるときは、会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(特定投資業務に係る事業計画の特則等)

第二条の十八 会社は、財務省令で定めるところにより、特定投資業務を完了するまでの間、第十七条の事業計画に特定投資業務の実施方針を記載しなければならない。

2 会社は、財務省令で定めるところにより、特定投資業務を完了した日を含む事業年度までの各事業年度に係る第二十一条の事業報告書に前項の実施方針に基づく特定投資業務の実施状況を記載しなければならない。

3 会社の定款には、特定投資業務を完了するまでの間、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、特定投資業務の適確な実施に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

(特定投資業務等に係る収支の状況)

第二条の十九 会社は、事業年度ごとに、財務省令で定めるところにより、特定投資業務を完了した日を含む事業年度までの各事業年度に係る次に掲げる業務の区分ごとの収支の状

況を記載した書類を財務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

- 一 特定投資業務
- 二 前号に掲げる業務以外の業務

(特定投資業務の完了)

第二条の二十 会社は、経済情勢、特定投資業務による資金供給の対象となった事業者の事業の状況その他の事情を考慮しつつ、平成三十八年三月三十一日までに、特定投資業務において保有する全ての有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。）及び債権の譲渡その他の処分を行い、特定投資業務を完了するように努めなければならない。

- 2 会社は、特定投資業務を完了したときは、速やかに、その旨を財務大臣に届け出なければならない。
- 3 財務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公表するものとする。

(適正な競争関係の確保)

第二条の二十一 会社は、当分の間、その業務を行うに当たっては、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

- 2 会社は、財務省令で定めるところにより、当分の間、第十七条の事業計画に他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る方針を記載しなければならない。
- 3 会社は、財務省令で定めるところにより、当分の間、第二十一条の事業報告書に前項の方針に基づく業務の実施状況を記載しなければならない。

(危機対応準備金)

第二条の二十二 会社は、危機対応準備金を設け、附則第二条の九の規定により政府が出資した金額をもってこれに充てるものとする。

- 2 会社は、附則第二条の九の規定による政府の出資があったときは、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、附則第二条の九の規定により出資された額の全額を危機対応準備金の額として計上するものとする。この場合において、同法第四百四十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）」とする。

(特定投資準備金及び特定投資剰余金)

第二条の二十三 会社は、特定投資準備金を設け、附則第二条の十四第一項の規定により政府が出資した金額、第三項の規定により資本金又は準備金の額を減少した金額及び第四項の規定により剰余金の額を減少した金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

- 2 会社は、附則第二条の十四第一項の規定による政府の出資があったときは、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、附則第二条の十四第一項の規定により出資された額の全額を特定投資準備金の額として計上するものとする。この場合において、同法第四百四十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）」とする。

3 会社は、特定投資業務を適確に実施するために必要があると認める場合には、資本金又は準備金の額を減少して、特定投資準備金の額を増加することができる。この場合における会社法第四百四十七条から第四百四十九条までの規定の適用については、同法第四百四十七条第一項第二号中「準備金とするとき」とあるのは「準備金又は株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二条の二十三第一項の特定投資準備金（以下この号、次条第一項第二号及び第四百四十九条第一項において「特定投資準備金」という。）とするとき」と、「準備金とする額」とあるのは「準備金又は特定投資準備金とする額」と、同法第四百四十八条第一項第二号中「資本金」とあるのは「資本金又は特定投資準備金」と、同法第四百四十九条第一項中「資本金とする」とあるのは「資本金又は特定投資準備金とする」とする。

4 会社は、特定投資業務を適確に実施するために必要があると認める場合には、剰余金の額を減少して、特定投資準備金の額を増加することができる。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 減少する剰余金の額

- 二 特定投資準備金の額の増加がその効力を生ずる日

5 前項各号に掲げる事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。

6 第四項第一号の額は、同項第二号の日における剰余金の額を超えてはならない。

7 会社は、特定投資剰余金を設け、財務省令で定めるところにより、毎事業年度の特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失の金額を計上するものとする。

(受信限度額及び与信限度額の特別)

第二条の二十四 危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額が計上されている場合における第十四条の規定の適用については、当該計上されている額の合計額を資本金及び準備金の額に算入するものとする。

(剰余金の額等)

第二条の二十五 会社は、剰余金の額の計算上、最終事業年度（会社法第二条第二十四号に規定する最終事業年度をいう。次項において同じ。）の末日における危機対応準備金、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額の合計額を、資本金及び準備金の額の合計額に算入するものとする。

2 会社は、剰余金の額の計算上、第一号から第三号までに掲げる額の合計額を会社法第四百四十六条第一号から第四号までに掲げる額の合計額に、第四号から第六号までに掲げる額の合計額を同条第五号から第七号までに掲げる額の合計額に、それぞれ算入するものとする。

- 一 最終事業年度の末日後に危機対応準備金の額の減少をした場合における当該減少額（附則第二条の二十七第四項第一号の危機対応準備金の額を除く。）

- 二 最終事業年度の末日後に特定投資準備金の額の減少をした場合における当該減少額（附則第二条の二十七第四項第一号の特定投資準備金の額のうち国庫に納付した金額を除く。）

- 三 最終事業年度の末日後に特定投資剰余金の額の減少をした場合における当該減少額（附則第二条の二十七第四項

第一号の特定投資剰余金の額のうち国庫に納付した金額を除く。)

四 最終事業年度の末日後に資本金又は準備金の額を減少して特定投資準備金の額を増加した場合における当該減少額

五 最終事業年度の末日後に剰余金の額を減少して特定投資準備金の額を増加した場合における当該減少額

六 前二号に掲げるもののほか、財務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額

- 3 会社は、会社法第四百六十一条第二項に規定する分配可能額（附則第二条の二十七第六項において「分配可能額」という。）の計算に当たっては、同法第四百四十一条第一項に規定する臨時計算書類につき同条第四項の承認（同項ただし書に規定する場合にあっては、同条第三項の承認）を受けた場合における同条第一項第二号の期間の特定投資業務に係る利益の額として各勘定科目に計上した額その他の財務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額を同法第四百六十一条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合計額から減ずるものとする。

(欠損の填補を行う場合の危機対応準備金等の額の減少)

第二条の二十六 会社は、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額（特定投資剰余金の額にあっては、当該額が零を超えている場合に限る。）を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 減少する危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額
 - 二 危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の減少がその効力を生ずる日
- 2 前項の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 第一項第一号の危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額は、それぞれ同項第二号の日における危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を超えてはならない。
- 4 第一項第一号の危機対応準備金の額、特定投資準備金の額及び特定投資剰余金の額の合計額は、同項の株主総会の日における欠損の額として財務省令で定める方法により算定される額を超えてはならない。
- 5 特定投資剰余金の額が零以下である場合には、第一項第一号の特定投資準備金の額は、特定投資準備金の額を減少することができる額として財務省令で定める方法により算定される額を超えてはならない。
- 6 会社は、第一項の規定により危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を減少した後に会社の上記剰余金の額が零を超えることとなったときは、その超える部分の額に相当する金額により、この項の規定による危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の増加額の累計額がそれぞれ当該減少した額の累計額に達するまで、財務省令で定めるところにより、危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を増加しなければならない。

(国庫納付金)

第二条の二十七 会社は、危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと認める場合には、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとする。この場合において、会社は、当該国庫に納付する金額に相当する額により危機対応準備金を減少するものとする。

2 会社は、特定投資業務の実施状況及び財務状況を勘案し、特定投資業務を適確に実施するために必要がないと認める場合には、特定投資準備金の額の全部又は一部を減少することができる。この場合においては、当該減少額のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として特定投資準備金の額に占める附則第二条の十四第一項の規定により政府が出資した金額の割合を基礎として財務省令で定めるところにより算定した額を国庫に納付するものとする。

3 会社は、特定投資剰余金の額が零を超えている場合において、特定投資業務の実施状況及び財務状況を勘案し、特定投資業務を適確に実施するために必要がないと認めるときは、特定投資剰余金の額の全部又は一部を減少することができる。この場合においては、当該減少額のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として特定投資準備金の額に占める附則第二条の十四第一項の規定により政府が出資した金額の割合を基礎として財務省令で定めるところにより算定した額を国庫に納付するものとする。

4 前三項の場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 減少する危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額
- 二 危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の減少がその効力を生ずる日

5 前項の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

6 第一項から第三項までの規定により納付する金額の合計額は、第四項第二号の日における分配可能額を超えてはならない。

第二条の二十八 会社は、清算をする場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、清算の日における危機対応準備金の額（附則第二条の二十六第一項の規定により危機対応準備金の額を減少した後において、同条第六項の規定による危機対応準備金の額の増加額の累計額が当該減少した額の累計額に満たない場合には、その不足額を加えた額）並びに同日における特定投資準備金及び特定投資剰余金の額の合計額（同条第一項の規定により特定投資準備金の額を減少した後において、同条第六項の規定による特定投資準備金の額の増加額の累計額が当該減少した額の累計額に満たない場合又は同条第一項の規定により特定投資剰余金の額を減少した後において、同条第六項の規定による特定投資剰余金の額の増加額の累計額が当該減少した額の累計額に満たない場合には、それぞれの不足額を加えた額）のうち国庫に帰属すべき額に相当する額として特定投資準備金の額に占める附則第二条の十四第一項の規定により政府が出資した金額の割合を基礎として財務省令で定めるところにより算定した額の合計額（当該残余財産の額が当該危機対応準

備金の額及び当該算定した額の合計額を下回っているときは、当該残余財産の額)に相当する金額を国庫に納付するものとする。

- 2 前項の規定による納付金の納付は、株主に対する残余財産の分配に先立って行われるものとする。
- 3 前条第一項から第三項まで及び第一項の規定による納付金に関し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

(法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の特例)

第二条の二十九 会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第一条の規定にかかわらず、附則第二条の九の規定による出資又は附則第二条の十四第一項の規定による出資に対する利益又は剰余金の配当又は分配については前二条に定めるところによるものとする。

(会社法の準用)

第二条の三十 会社法第四百四十九条第六項(第一号に係る部分に限る。)及び第七項並びに第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、附則第二条の二十六第一項の規定により危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二十六第一項の規定による危機対応準備金(同法附則第二条の二十二第一項の危機対応準備金をいう。第八百二十八条第一項第五号において同じ。))の額、特定投資準備金(同法附則第二条の二十三第一項の特定投資準備金をいう。同号において同じ。))の額又は特定投資剰余金(同法附則第二条の二十三第七項の特定投資剰余金をいう。同号において同じ。))と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同法附則第二条の二十六第一項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号中「おける資本金」とあるのは「おける株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十六第一項の規定による危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金」と、「資本金の額の減少の」とあるのは「当該危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の減少の」と、同条第二項第五号中「破産管財人又は資本金の額の減少について承認をしなかった債権者」とあるのは「又は破産管財人」と読み替えるものとする。

- 2 会社法第四百四十九条(第一項ただし書及び第六項第二号を除く。)及び第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、附則第二条の二十七第一項の規定により危機対応準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第一項本文中「資本金又は準備金(以下この条において「資本金等」という。))とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二十七第一項の規定により危機対応準備金(同法附則第二条の二十二第一項の危機対応準備金をいう。以下この条並びに第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号において同じ。))と、「場合(減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。))とあるのは「場合」と、「資本金等の」とあるのは「危機対応準備金の」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「危

機対応準備金」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、同条第四項及び第五項ただし書中「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第一項の規定による危機対応準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同条第四項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号中「おける資本金」とあるのは「おける株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第一項の規定による危機対応準備金」と、「資本金の額の減少の」とあるのは「当該危機対応準備金の額の減少の」と、同条第二項第五号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第一項の規定による危機対応準備金」と読み替えるものとする。

- 3 会社法第四百四十九条(第一項ただし書及び第六項第二号を除く。)及び第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、附則第二条の二十七第二項の規定により特定投資準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第一項本文中「資本金又は準備金(以下この条において「資本金等」という。))とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二十七第二項の規定により特定投資準備金(同法附則第二条の二十三第一項の特定投資準備金をいう。以下この条並びに第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号において同じ。))と、「場合(減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。))とあるのは「場合」と、「資本金等の」とあるのは「特定投資準備金の」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「特定投資準備金」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、同条第四項及び第五項ただし書中「資本金等」とあるのは「特定投資準備金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第二項の規定による特定投資準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同条第四項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号中「おける資本金」とあるのは「おける株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第二項の規定による特定投資準備金」と、「資本金の額の減少の」とあるのは「当該特定投資準備金の額の減少の」と、同条第二項第五号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第二項の規定による特定投資準備金」と読み替えるものとする。

- 4 会社法第四百四十九条(第一項ただし書及び第六項第二号を除く。)及び第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、附則第二条の二十七第三項の規定により特定投資剰余金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第一項本文中「資本金又は準備金(以下この条において「資本金等」という。))とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二十七第三項の規定により特定投資剰余金(同法附則第二条の二十三第七項の特定投資剰余金をいう。以下この条並びに第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号において同じ。))と、「場合(減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。))とあるのは「場合」と、「資本金等の」とあるのは「特定投資剰余金の」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「特

定投資剰余金」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、同条第四項及び第五項ただし書中「資本金」とあるのは「特定投資剰余金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第三項の規定による特定投資剰余金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同条第四項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号中「おける資本金」とあるのは「おける株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第三項の規定による特定投資剰余金」と、「資本金の額の減少の」とあるのは「当該特定投資剰余金の額の減少の」と、同条第二項第五号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第三項の規定による特定投資剰余金」と読み替えるものとする。

(罰則)

第二条の三十一 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

- 一 附則第二条の十第二項の規定に違反して、指定営業所において危機対応業務を休止し、又は廃止したとき。
 - 二 附則第二条の十四第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による出資により払い込まれた金銭を特定投資業務のための資金以外の資金に充てたとき。
 - 三 附則第二条の十七第二項の規定による命令に違反したとき。
 - 四 附則第二条の十九の規定に違反して、同条各号に掲げる業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を提出せず、若しくは公表せず、又は虚偽の記載をしたものを提出し、若しくは公表したとき。
 - 五 附則第二条の二十第二項の規定に違反して、特定投資業務を完了した旨の届出を行わなかったとき。
- 2 附則第二条の二十四の規定の適用がある場合における第三十四条第八号の規定の適用については、同号中「限度額」とあるのは、「附則第二条の二十四の規定により危機対応準備金、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額の合計額を資本金及び準備金の額に算入して計算した限度額」とする。
- 3 附則第二条の十一第一項、第二条の十八第一項又は第二条の二十一第二項の規定の適用がある場合における第三十四条第十号の規定の適用については、同号中「第十七条」とあるのは、「第十七条又は附則第二条の十一第一項、第二条の十八第一項若しくは第二条の二十一第二項」とする。
- 4 附則第二条の十一第二項、第二条の十八第二項又は第二条の二十一第三項の規定の適用がある場合における第三十四条第十三号の規定の適用については、同号中「第二十一条」とあるのは、「第二十一条又は附則第二条の十一第二項、第二条の十八第二項若しくは第二条の二十一第三項」とする。

(この法律の廃止その他の措置)

第三条 政府は、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置並びに会社の業務及び機能並びに権利及び義務を会社の有する投融资機能に相応する機能の担い手として構築される組織に円滑に承継させるために必要な措置を講ずるものとする。

(準備期間中の業務等の特例)

第四条 会社がその成立の時ににおいて業務を円滑に開始するため、日本政策投資銀行（以下「政投銀」という。）は、準備期間（この法律の施行の日から平成二十年九月三十日までの期間をいう。第五項において同じ。）中、日本政策投資銀行法（附則第二十六条を除き、以下「政投銀法」という。）第四十二条第一項及び第二項に定めるもののほか、長期借入金の借入れをすることができる。

- 2 政投銀は、この法律の施行の日の属する事業年度にあっては同日以後遅滞なく、平成二十年四月一日に始まる事業年度にあっては同日の前日までに、前項の規定による長期借入金の借入れについて、借入れの金額及び長期借入金の表示通貨その他の長期借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 政投銀は、第一項の規定による長期借入金の借入れをしたときは、財務省令で定めるところにより、その旨を遅滞なく財務大臣に届け出なければならない。
- 4 第一項の規定による長期借入金については、政投銀法第四十二条第一項の借入金とみなして、政投銀法第四十四条の規定を適用する。
- 5 政投銀が、準備期間中に政投銀法第四十二条第二項の規定による短期借入金の借入れをした場合には、同条第三項の規定については、同項中「当該事業年度内」とあるのは、「一年以内」とする。
- 6 政投銀が第一項の規定による長期借入金の借入れをする場合には、政投銀法第十三条第二項第一号中「この法律、この法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）若しくはこれらの法律に基づく命令」と、政投銀法第四十八条中「この法律及びこれに基づく政令」とあるのは「この法律及び株式会社日本政策投資銀行法並びにこれらの法律に基づく政令」と、政投銀法第四十九条、第五十条第一項及び第五十二条中「この法律」とあるのは「この法律及び株式会社日本政策投資銀行法」と、政投銀法第五十四条第一号及び第二号中「この法律」とあるのは「この法律又は株式会社日本政策投資銀行法」とする。
- 7 第一項から第四項まで及び前項に規定する「長期借入金」とは、銀行その他の金融機関からの借入金であって、第五項の規定により読み替えて適用する政投銀法第四十二条第三項に規定する短期借入金以外の借入金をいう。
- 8 政投銀法第二十二条第一項に規定する中期政策方針であって平成二十年四月一日を始期とするものについての同項の規定の適用については、同項中「三年間の」とあるのは、「平成十七年四月一日を始期とする」とする。

(設立委員)

第五条 財務大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。

(定款)

第六条 設立委員は、定款を作成して、財務大臣の認可を受けなければならない。

(会社の設立に際して発行する株式)

第七条 会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び会社が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。

- 一 株式の数(会社を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数)
 - 二 株式の払込金額(株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。)
 - 三 資本金及び資本準備金の額に関する事項
- 2 会社の設立に際して発行する株式については、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、附則第九条の規定により政投銀が会社の設立に際し出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同法第四百四十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)」とする。

(株式の引受け)

- 第八条 会社の設立に際して発行する株式の総数は、政投銀が引き受けるものとし、設立委員は、これを政投銀に割り当てるものとする。
- 2 前項の規定により割り当てられた株式による会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行行使する。

(出資)

第九条 政投銀は、会社の設立に際し、会社に対し、附則第十五条第二項の規定により国が承継する資産を除き、その財産の全部を出資するものとする。

(創立総会)

第十条 会社の設立に係る会社法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、「株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第八条第一項の規定による株式の割当後」とする。

(会社の成立)

第十一条 附則第九条の規定により政投銀が行う出資に係る給付は、附則第二十六条の規定の施行の時に行われるものとし、会社は、会社法第四十九条の規定にかかわらず、その時に成立する。

(設立の登記)

第十二条 会社は、会社法第九百十一条第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

(政府への無償譲渡)

第十三条 政投銀が出資によって取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

(会社法の適用除外)

第十四条 会社法第三十条及び第二編第一章第三節の規定は、会社の設立については、適用しない。

(政投銀の解散等)

第十五条 政投銀は、会社の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において会社が承継する。

- 2 会社の成立の際現に政投銀が有する権利のうち、会社が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、会社の成立の時において国が承継する。
- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 政投銀の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、政投銀の解散の日の前日に終わるものとする。
- 5 政投銀の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、旧政投銀法第三十八条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)及び第四十条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)に係る部分を除き、会社が従前の例により行うものとする。この場合において、旧政投銀法第三十八条第一項中「を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、」とあるのは「並びに」と、「これらの半期及び事業年度ごとに作成」とあるのは「作成」と、「当該半期経過後二月以内又は当該事業年度終了後三月以内に」とあるのは「平成二十年十二月三十一日までに」と、旧政投銀法第三十九条中「毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算を平成二十年十一月三十日」と、旧政投銀法第四十条第三項中「翌事業年度の十一月三十日」とあるのは「平成二十一年十一月三十日」とする。
- 6 政投銀の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る旧政投銀法第四十一条の利益金の処分及び国庫への納付については、会社が従前の例により行うものとする。この場合において、同条第三項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度」と、「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年十一月三十日」とする。
- 7 第一項の規定により政投銀が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(承継される財産の価額)

- 第十六条 会社が政投銀から承継する資産及び負債(次項において「承継財産」という。)の価額は、評価委員が評価した価額とする。
- 2 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、会社の成立の日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないと認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。
 - 3 前二項に規定するもののほか、評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

- 第十七条 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する債務に係る旧銀行債券及び利札については、旧政投銀法第四十三条第五項及び第六項の規定は、附則第二十六条の規定の施行後も、なおその効力を有する。
- 2 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する債務に

係る旧北東債券（旧政投銀法附則第十七条第二号の規定による廃止前の北海道東北開発公庫法（昭和三十一年法律第九十七号。以下この項において「旧北東公庫法」という。）第二十七条第一項の規定に基づき発行された北海道東北開発債券をいう。）及び札札については、旧北東公庫法第二十七条第三項及び第四項の規定は、附則第二十六条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

- 3 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する旧銀行債券に係る債務について旧政投銀法第四十五条第一項又は第三項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該旧銀行債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。
- 4 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する旧政投銀法附則第十七条第一号の規定による廃止前の日本開発銀行法（昭和三十六年法律第八号。以下この項において「旧開銀法」という。）第三十七条の二第一項又は第二項の規定に基づき発行された同条第一項に規定する外貨債券等に係る債務について旧開銀法第三十七条の三第一項又は第二項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該外貨債券等に係る債務について従前の条件により存続するものとする。
- 5 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する旧銀行債券に係る債務について国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和三十八年法律第五十一号）第二条第二項又は第三項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該旧銀行債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約に係る旧銀行債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。

（主務大臣）

第十八条 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する資産（以下この条において「承継資産」という。）の管理についての第二十六条第二項及び第二十七条第一項における主務大臣は、第二十九条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 北海道又は東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。）における政令で定める承継資産の管理については、財務大臣及び国土交通大臣
- 二 前号に規定する承継資産以外の承継資産の管理については、財務大臣

（事業年度に関する経過措置）

第十九条 会社の最初の事業年度は、第十一条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、平成二十一年三月三十一日に終わるものとする。

（基本方針等に関する経過措置）

第二十条 会社の最初の事業年度の基本方針、事業計画及び償還計画については、第十三条第一項、第十七条及び第十八条中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

- 2 会社の最初の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事

業報告書については、第二十一条中「事業年度ごとに」とあるのは「会社の成立の日の属する事業年度に」と、「当該事業年度の間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。）に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びに当該事業年度」とあるのは「当該事業年度」とする。

- 3 会社が第九条第一項の承認を受けた場合における前項の規定の適用については、同項において読み替えて適用する第二十一条中「財務省令」とあるのは「財務省令・内閣府令」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣及び内閣総理大臣」とする。

（登録金融機関業務等に関する特例）

第二十一条 会社は、附則第一条第三号に定める日から起算して三月間（当該期間内に金融商品取引法第三十三条の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用する同法第五十二条の二第一項の規定により登録金融機関業務（同法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務をいい、第四条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十三条の八第一項の規定に基づき行われる第三条第一項第十六号に掲げる業務を含む。以下この条において同じ。）の廃止を命ぜられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命ぜられた日までの間）は、第四条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十三条の二の規定にかかわらず、登録金融機関業務を行うことができる。会社が当該期間中に同条の登録の申請をした場合において当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

- 2 前項の規定により会社が登録金融機関業務を行う場合においては、会社を登録金融機関（金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。）とみなして、同法（第三十三条の六、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第五十条の二第二項、第五十二条の二第一項第二号及び第三項、第五十四条並びに第六十四条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第五十二条の二第一項（第二号を除く。）中「第三十三条の二の登録を取り消し」とあるのは「登録金融機関業務の廃止を命じ」と、同法第五十四条の二第一号中「第五十二条第一項又は第五十二条の二第一項の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録若しくは第三十条第一項の認可を取り消し」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用する第五十二条の二第一項の規定により登録金融機関業務の廃止を命じ」と、同法第五十六条第一項中「第五十二条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第三項若しくは第五十四条の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を取り消された」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用する第五十二条の二第一項の規定により登録金融機関業務の廃止を命ぜられた」と、同法第九十四条の三第三号中「第五十二条の二第一項の規定による第三十三条の二の登録の取消し」とあり、及び同法第九十四条の四第一項第五号中「第五十二条の二第一項若しくは第三項又は第五十四条の規定による第三十三条の二の登録の

取消し」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用する第五十二条の二第一項の規定による登録金融機関業務の廃止の命令」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 3 会社が前項の規定により読み替えて適用する金融商品取引法第五十二条の二第一項の規定により登録金融機関業務の廃止を命ぜられた場合における同法第三十三条の五第一項第一号の規定の適用については、会社を同法第五十二条の二第一項の規定により同法第三十三条の二の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を同項の規定による同条の登録の取消しの日とみなす。
- 4 会社は、附則第一条第三号に定める日から起算して一年間は、金融商品取引法第六十四条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせることができる。その者につき当該期間内に同項の登録の申請をした場合において、当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

(登録免許税に係る課税の特例)

第二十二条 附則第十二条の規定により会社が受ける設立の登記及び附則第九条の規定により政投銀が行う出資に係る財産の給付に伴い会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

- 2 政投銀が附則第四十八条の規定の施行前に締結した契約に基づき、会社が旧政投銀法第二十条第一項第一号に規定する業務に係る債権で附則第十五条第一項の規定により政投銀から承継したものを担保するために受ける先取特権、質権若しくは抵当権の保存、設定若しくは移転の登記若しくは登録又は動産の譲渡若しくは債権の譲渡の登記に係る登録免許税については、附則第四十八条の規定による改正前の登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十二の項の規定は、なおその効力を有する。

(法人税に係る課税の特例)

第二十三条 政投銀が会社に対し行う附則第九条の規定による出資（以下この条において「特定現物出資」という。）は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の十四に規定する適格現物出資とみなして、同法その他法人税に関する法令の規定を適用する。

- 2 前項の規定により法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用を受ける場合の特定現物出資により移転する政投銀の資産及び負債については、附則第十六条第一項の規定により評価委員が評価した価額を帳簿価額とみなす。ただし、貸倒引当金については次項の規定により会社に引き継ぐものとされる金額を帳簿価額とみなし、退職給付引当金その他の政令で定める引当金の金額についてはこれらの帳簿価額を零とする。
- 3 政投銀の特定現物出資の日の前日の属する事業年度（次項において「最後事業年度」という。）において法人税法第五十二条の規定を適用することとした場合に同条第一項の規定により計算される同項に規定する個別貸倒引当金繰入限度額に達するまでの金額又は同条第二項の規定により計

算される同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、同条第七項の規定にかかわらず、会社に引き継ぐものとする。この場合において、会社が引継ぎを受けた金額は、会社の特定現物出資の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

- 4 会社は、特定現物出資の日から起算して三月以内に政投銀の最後事業年度の旧政投銀法第三十八条第一項に規定する財務諸表を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(地方税に係る課税の特例)

第二十四条 附則第九条の規定により政投銀が行う出資に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(政令への委任)

第二十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、会社の設立及び政投銀の解散に関し必要な事項その他これらの規定の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(日本政策投資銀行法の廃止)

第二十六条 日本政策投資銀行法は、廃止する。

(政投銀法の廃止に伴う経過措置)

第二十七条 前条の規定の施行前に旧政投銀法（第十条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

- 2 旧政投銀法附則第十六条第五項及び第六項の規定は、会社が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第五項の選定事業者に対し行う資金の貸付けについては、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧政投銀法附則第十六条第五項中「日本政策投資銀行」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行」と、「第二十条第一項第一号の規定により同法」とあるのは「同法」と、同条第六項中「日本政策投資銀行が行う無利子の貸付け（民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第三条に規定する民間都市開発推進機構からの寄託金を財源とするものを除く。）」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行が行う無利子の貸付け」と、「日本政策投資銀行に対し」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行に対し」とする。

- 3 前二項に規定するもののほか、政投銀法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十八条 附則第二十六条の規定の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第六十六条 政府は、附則第一条第三号に定める日までに、電気事業者の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律、石油の備蓄の確保等に関する法律、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、民間都市開発の推

進に関する特別措置法、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律その他の法律（法律に基づく命令を含む。）の規定により政投銀の投融資機能が活用されている制度について、当該制度の利用者の利便にも配慮しつつ、他の事業者との対等な競争条件を確保するための措置を検討し、その検討の結果を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。

（会社の長期の事業資金に係る投融資機能の活用）

第六十七条 政府は、会社の長期の事業資金に係る投融資機能を附則第一条第三号に定める日以後において活用する場合には、他の事業者との間の適正な競争関係に留意しつつ、対等な競争条件を確保するための措置その他当該投融資機能の活用に必要な措置を講ずるものとする。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

（平成二十七年五月二十日法律第二十三号）附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（危機対応準備金に関する経過措置）

第二条 株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）は、この法律の施行後遅滞なく、次に掲げる額の合計額により資本金の額を減少し、危機対応準備金（この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法（以下「新法」という。）附則第二条の二十二第一項の危機対応準備金をいう。附則第四条第二項において同じ。）として計上するものとする。この場合における新法附則第二条の二十二第一項の規定の適用については、同項中「金額」とあるのは、「金額及び株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により資本金の額を減少した金額」とする。

一 この法律による改正前の株式会社日本政策投資銀行法（以下「旧法」という。）附則第二条の二（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三十六条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により政府が会社による危機対応業務（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。附則第四条第一項並びに第九条第一項及び第三項において同じ。）の円滑な実施のために会社に出資した額の累計額

二 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに旧法附則第二条の四第二項の規定により政府が償還をした国債の額の累計額

2 前項の規定による資本金の額の減少についての会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十七条の規定の適用については、同条第一項第二号中「準備金とするとき」とあるのは「準備金又は株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年

法律第八十五号）附則第二条の二十二第一項の危機対応準備金（以下この号において「危機対応準備金」という。）とするとき」と、「準備金とする額」とあるのは「準備金又は危機対応準備金とする額」とする。

（国債の返還に関する経過措置）

第三条 旧法附則第二条の三第二項の規定により交付された国債の返還については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十六条の規定により読み替えて適用する新法附則第二条の五第一項の規定にかかわらず、別に法律で定める。

（国債の償還等に関する経過措置）

第四条 会社は、新法附則第二条の四第一項（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十六条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、危機対応業務（施行日が平成二十七年四月一日後である場合には、同日以後施行日の前日までに会社が行うものを含む。）に係る資産の増加に応じて必要となる資本金の額として財務省令で定めるところにより計算した金額を限り、旧法附則第二条の三第二項の規定により交付された国債の償還を請求することができる。

2 会社は、新法附則第二条の四第三項の規定にかかわらず、施行日以後に同条第二項の規定により償還された額を危機対応準備金の額として計上するものとする。この場合における新法附則第二条の二十二第一項及び第二条の二十九の規定の適用については、同項中「附則第二条の九」とあるのは「附則第二条の四第二項の規定により償還を受けた金額及び附則第二条の九」と、同条中「附則第二条の九」とあるのは「附則第二条の四第二項の規定による国債の償還による出資、附則第二条の九」とする。

3 前二項の規定の適用がある場合における新法附則第二条の四第五項の規定の適用については、同項中「前各項」とあ

るのは、「第二項並びに株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十三号）附則第四条第一項及び第二項」とする。

（特定投資業務規程等に関する経過措置）

第五条 会社は、この法律の施行後遅滞なく、新法附則第二条の十七第一項に規定する特定投資業務規程を定め、財務大臣の認可を受けるものとする。

2 会社は、この法律の施行後遅滞なく、新法第十七条の事業計画を新法附則第二条の十一第一項、第二条の十八第一項及び第二条の二十一第二項の規定に適合するように変更し、財務大臣の認可を受けるものとする。

3 会社は、この法律の施行後遅滞なく、その定款を新法附則第二条の十一第三項及び第二条の十八第三項の規定に適合するように変更し、財務大臣の認可を受けるものとする。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正）

第七条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「ついては、」の下に「これらの機関の業務を承継する機関の目的の達成に与える影響及び」を加え、「平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、」を「できる限り早期に」に改める。

（調整規定）

第八条 施行日が株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十九号。次項において「商中法等改正法」という。）の施行の日以前となる場合には、同日の前日までの間における前条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第六条第二項の規定の適用については、同項中「商工組合中央金庫及び」とあるのは「商工組合中央金庫に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとし、」と、「これらの機関の」とあるのは「その」とする。

2 施行日が商中法等改正法の施行の日後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

（危機対応業務に関する検討）

第九条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、指定金融機関（株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項に規定する指定金融機関をいう。）に係る制度の運用の状況、会社による危機対応業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する被害に対処するための資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されることを確保する観点から、会社による危

機対応業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

3 政府は、第一項の検討の結果、政府による会社の株式の保有に関する義務に係る措置その他の会社による危機対応業務の適確な実施を確保するための措置を継続する必要がないと認めるときは、速やかに、当該措置を廃止するために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（特定投資業務に関する検討）

第十条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、会社による特定投資業務（新法附則第二条の十二第二項に規定する特定投資業務をいう。以下この項において同じ。）の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、我が国経済の持続的な成長に資する長期資金その他の資金の供給の一層の促進を図る観点から、会社による特定投資業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

附 則

（国債の返還に関する経過措置）

第三条 旧法附則第二条の三第二項の規定により交付された国債の返還については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十六条の規定により読み替えて適用する新法附則第二条の五第一項の規定にかかわらず、別に法律で定める。

（国債の償還等に関する経過措置）

第四条 会社は、新法附則第二条の四第一項（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十六条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、危機対応業務（施行日が平成二十七年四月一日後である場合には、同日以後施行日の前日までに会社が行うものを含む。）に係る資産の増加に応じて必要となる資本の額として財務省令で定めるところにより計算した金額を限り、旧法附則第二条の三第二項の規定により交付された国債の償還を請求することができる。

2 会社は、新法附則第二条の四第三項の規定にかかわらず、施行日以後に同条第二項の規定により償還された額を危機対応準備金の額として計上するものとする。この場合における新法附則第二条の二十二第一項及び第二条の二十九の規定の適用については、同項中「附則第二条の九」とあるのは「附則第二条の四第二項の規定により償還を受けた金額及び附則第二条の九」と、同条中「附則第二条の九」とあるのは「附則第二条の四第二項の規定による国債の償還による出資、附則第二条の九」とする。

3 第二項の規定の適用がある場合における新法附則第二条の

四第五項の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「第二項並びに株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十三号）附則第四条第一項及び第二項」とする。

（特定投資業務規程等に関する経過措置）

- 第五条 会社は、この法律の施行後遅滞なく、新法附則第二条の十七第一項に規定する特定投資業務規程を定め、財務大臣の認可を受けるものとする。
- 2 会社は、この法律の施行後遅滞なく、新法第十七条の事業計画を新法附則第二条の十一第一項、第二条の十八第一項及び第二条の二十一第二項の規定に適合するように変更し、財務大臣の認可を受けるものとする。
- 3 会社は、この法律の施行後遅滞なく、その定款を新法附則第二条の十一第三項及び第二条の十八第三項の規定に適合するように変更し、財務大臣の認可を受けるものとする。

（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正）

第七条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「ついては、」の下に「これらの機関の業務を承継する機関の目的の達成に与える影響及び」を加え、「平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、」を「できる限り早期に」に改める。

（危機対応業務に関する検討）

第九条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、指定金融機関（株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項に

規定する指定金融機関をいう。）に係る制度の運用の状況、会社による危機対応業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する被害に対処するための資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されることを確保する観点から、会社による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。
- 3 政府は、第一項の検討の結果、政府による会社の株式の保有に関する義務に係る措置その他の会社による危機対応業務の適確な実施を確保するための措置を継続する必要がないと認めるときは、速やかに、当該措置を廃止するために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（特定投資業務に関する検討）

第十条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、会社による特定投資業務（新法附則第二条の十二第二項に規定する特定投資業務をいう。以下この項において同じ。）の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、我が国経済の持続的な成長に資する長期資金その他の資金の供給の一層の促進を図る観点から、会社による特定投資業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

衆議院財務金融委員会
平成二十七年四月十日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 政府は、株式会社日本政策投資銀行に対する国の関与の在り方について検討を加えるに際しては、業務運営の公共性

及び危機対応業務の重要性に鑑み、日本政策投資銀行等による危機対応の適確な実施を確保する観点からも検討を行うこと。また、日本政策投資銀行の長期的企業価値を高め、いく観点から、人材育成など適切な措置を講ずること。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会
平成二十七年五月十二日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 今般の法改正の趣旨を踏まえ、株式会社日本政策投資銀行による危機対応業務の適確な実施、地域活性化及び我が国企業の競争力強化等に資する成長資金供給について、それぞれ万全を期すこと。その際は、民間金融機関との協調に配慮し、いたずらに民業圧迫批判を招かないよう留意すること。
- 一 我が国企業の国際競争力の強化の重要性に鑑み、日本政策投資銀行及び株式会社国際協力銀行において、競争力のある人材の育成や確保を始めとする体制整備が図られるよう、適切な措置を講ずること。
- 一 特定投資業務の実施に当たっては、地域の企業の発展等を通じた地域活性化に積極的に貢献するとともに、民間の成

長資金供給を促すよう、適切な運用に努めること。その際、同業務は民間による資金供給が充足するまでの過渡的な対応であり、その固定化を防ぐ適切な措置を講ずること。

- 一 日本政策投資銀行の株式の処分方法等の検討に当たっては、その業務運営・資産状況等を踏まえ、公共性の確保、日本政策投資銀行の目的遂行のために必要な株主構成の中立性・安定性の確保等に留意して検討を行い、長期的企業価値が毀損されることのないよう適切な措置を講ずること。
- 一 日本政策投資銀行の完全民営化に向け民間金融機関による危機対応業務への参入を促すため、これまでの危機対応業務に基づく貸付債権の状況等の開示を促すこと。

右決議する。

財務の状況

I. 経理の状況	152
連結財務諸表等	153
連結財務諸表	153
連結貸借対照表.....	153
連結損益計算書.....	154
連結包括利益計算書.....	155
連結株主資本等変動計算書.....	156
連結キャッシュ・フロー計算書.....	157
注記事項.....	158
連結附属明細表.....	186
その他	187
財務諸表等	188
財務諸表	188
貸借対照表.....	188
損益計算書.....	190
株主資本等変動計算書.....	191
注記事項.....	192
附属明細表.....	198
主な資産及び負債の内容	198
その他	198
II. 参考情報	199
財務諸指標.....	199
開示債権と引当・保全の状況(単体).....	206
金融再生法開示債権の状況(単体).....	207
リスク管理債権の状況(連結).....	208
自己資本比率の状況.....	208
特定投資業務に係る業務別収支計算書(単体).....	209
III. 自己資本充実の状況	210
自己資本の構成に関する開示事項.....	210
定性的な開示事項.....	217
定量的な開示事項.....	220

I. 経理の状況

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」(平成20年財務省令第60号)に準拠しております。
なお、当連結会計年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報に係る、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類については、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令」(平成27年6月26日財務省令第61号)附則第2項により、改正前の株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」(平成20年財務省令第60号)に準拠しております。
なお、当事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報に係る、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類については、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令」(平成27年6月26日財務省令第61号)附則第2項により、改正前の株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会等の行う研修に参加しております。

【1】連結財務諸表等

(1)【連結財務諸表】

①連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)		当連結会計年度 (平成28年3月31日)	
資産の部				
現金預け金	※7, 8	317,772	※7, 8	461,312
コールローン及び買入手形		335,000		—
買現先勘定	※2	5,299	※2	—
金銭の信託		54,853		17,786
有価証券	※1, 7, 11	1,887,906	※1, 7, 11	1,803,087
貸出金	※3, 4, 5, 6, 7, 9	13,261,343	※3, 4, 5, 6, 7, 9	12,952,567
その他資産	※7	140,943	※7	175,076
有形固定資産	※7, 8, 10	266,196	※7, 8, 10	368,846
建物		20,362		19,221
土地		91,788		91,578
リース資産		9		4
建設仮勘定		2,353		4,491
その他の有形固定資産		151,681		253,550
無形固定資産		6,180		7,668
ソフトウェア		4,277		4,970
その他の無形固定資産		1,902		2,697
退職給付に係る資産		2,508		2,458
繰延税金資産		363		374
支払承諾見返		167,482		180,124
貸倒引当金		△84,717		△61,529
投資損失引当金		△525		△594
資産の部合計		16,360,608		15,907,180
負債の部				
債券	※7	3,220,206	※7	3,221,870
借入金	※7, 8	8,598,219	※7, 8	7,892,171
社債	※8	1,349,102	※8	1,506,038
その他負債		225,816		181,043
賞与引当金		4,658		4,731
役員賞与引当金		11		11
退職給付に係る負債		7,959		7,997
役員退職慰労引当金		72		63
偶発損失引当金		12		16
繰延税金負債		39,793		28,910
支払承諾		167,482		180,124
負債の部合計		13,613,334		13,022,979
純資産の部				
資本金		1,206,953		1,000,424
危機対応準備金		—	※12	206,529
特定投資準備金		—	※13	130,000
特定投資剰余金		—	※13	618
資本剰余金		1,060,466		995,466
利益剰余金		344,728		456,591
株主資本合計		2,612,147		2,789,629
その他有価証券評価差額金		85,865		55,074
繰延ヘッジ損益		33,311		34,561
為替換算調整勘定		1,617		429
退職給付に係る調整累計額		△12		△83
その他の包括利益累計額合計		120,781		89,982
非支配株主持分		14,344		4,588
純資産の部合計		2,747,274		2,884,200
負債及び純資産の部合計		16,360,608		15,907,180

②連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
経常収益	339,043	358,606
資金運用収益	235,689	215,315
貸出金利息	204,905	185,136
有価証券利息配当金	22,463	22,123
コールローン利息及び買入手形利息	149	82
買現先利息	231	226
預け金利息	51	54
金利スワップ受入利息	7,720	7,549
その他の受入利息	167	141
役務取引等収益	8,696	11,326
その他業務収益	13,084	9,526
その他経常収益	81,573	122,438
貸倒引当金戻入益	25,601	17,488
償却債権取立益	3,009	8,274
その他の経常収益	※1 52,962	※1 96,676
経常費用	186,001	173,449
資金調達費用	117,849	106,932
債券利息	36,488	35,056
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	0
借入金利息	76,788	66,981
短期社債利息	12	202
社債利息	4,497	4,623
その他の支払利息	62	68
役務取引等費用	713	798
その他業務費用	10,751	7,479
営業経費	43,562	46,041
その他経常費用	13,125	12,197
投資損失引当金繰入額	65	69
その他の経常費用	※2 13,059	※2 12,127
経常利益	153,041	185,156
特別利益	872	4,071
固定資産処分益	649	70
負のれん発生益	223	4,000
特別損失	250	2,494
固定資産処分損	130	99
減損損失	120	347
段階取得に係る差損	—	2,047
税金等調整前当期純利益	153,662	186,733
法人税、住民税及び事業税	51,593	51,795
法人税等調整額	7,381	5,867
法人税等合計	58,974	57,663
当期純利益	94,687	129,070
非支配株主に帰属する当期純利益	1,928	117
親会社株主に帰属する当期純利益	92,758	128,952

連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
当期純利益	94,687	129,070
その他の包括利益	※1 56,155	※1 △30,810
その他有価証券評価差額金	51,094	△35,774
繰延ヘッジ損益	3,538	1,533
為替換算調整勘定	692	△592
退職給付に係る調整額	922	△62
持分法適用会社に対する持分相当額	△93	4,086
包括利益	150,843	98,259
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	146,002	98,152
非支配株主に係る包括利益	4,841	107

③連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,206,953	—	—	—	1,060,466	282,733	2,550,152
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	41	41
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,206,953	—	—	—	1,060,466	282,774	2,550,193
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△30,804	△30,804
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	92,758	92,758
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	61,954	61,954
当期末残高	1,206,953	—	—	—	1,060,466	344,728	2,612,147

	その他の包括利益累計額						
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配株主 持分	純資産 合計
当期首残高	37,767	30,006	709	△944	67,538	10,022	2,627,714
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	41
会計方針の変更を反映した当期首残高	37,767	30,006	709	△944	67,538	10,022	2,627,755
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△30,804
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	92,758
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	48,098	3,305	907	932	53,243	4,321	57,564
当期変動額合計	48,098	3,305	907	932	53,243	4,321	119,519
当期末残高	85,865	33,311	1,617	△12	120,781	14,344	2,747,274

当連結会計年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,206,953	—	—	—	1,060,466	344,728	2,612,147
当期変動額							
政府の出資	—	—	65,000	—	—	—	65,000
資本金から危機対応準備金への振替	△206,529	206,529	—	—	—	—	—
資本剰余金から特定投資準備金への振替	—	—	65,000	—	△65,000	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△22,514	△22,514
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	128,952	128,952
利益剰余金から特定投資剰余金への振替	—	—	—	618	—	△618	—
持分法適用会社の増加に伴う増加	—	—	—	—	—	6,043	6,043
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	△206,529	206,529	130,000	618	△65,000	111,862	177,481
当期末残高	1,000,424	206,529	130,000	618	995,466	456,591	2,789,629

	その他の包括利益累計額						
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配株主 持分	純資産 合計
当期首残高	85,865	33,311	1,617	△12	120,781	14,344	2,747,274
当期変動額							
政府の出資	—	—	—	—	—	—	65,000
資本金から危機対応準備金への振替	—	—	—	—	—	—	—
資本剰余金から特定投資準備金への振替	—	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△22,514
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	128,952
利益剰余金から特定投資剰余金への振替	—	—	—	—	—	—	—
持分法適用会社の増加に伴う増加	—	—	—	—	—	—	6,043
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△30,790	1,249	△1,188	△70	△30,799	△9,755	△40,555
当期変動額合計	△30,790	1,249	△1,188	△70	△30,799	△9,755	136,925
当期末残高	55,074	34,561	429	△83	89,982	4,588	2,884,200

④連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	153,662	186,733
減価償却費	5,012	5,245
のれん償却額	111	107
負ののれん発生益	△223	△4,000
段階取得に係る差損益(△は益)	—	2,047
減損損失	120	347
持分法による投資損益(△は益)	△2,299	△6,140
貸倒引当金の増減(△)	△28,279	△23,188
投資損失引当金の増減額(△は減少)	65	69
賞与引当金の増減額(△は減少)	△23	74
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△0	0
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△2,808	50
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△426	37
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	5	3
資金運用収益	△235,689	△215,315
資金調達費用	117,849	106,932
有価証券関係損益(△)	△37,324	△72,107
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△36	△251
為替差損益(△は益)	△21,006	41,524
固定資産処分損益(△は益)	△519	28
貸出金の純増(△)減	577,066	308,775
債券の純増減(△)	134,532	1,664
借入金の純増減(△)	△584,383	△718,579
普通社債発行及び償還による増減(△)	197,355	156,686
預け金の純増(△)減	△38,120	40,100
コールローン等の純増(△)減	△248,000	335,000
買現先勘定の純増(△)減	△5,299	5,299
資金運用による収入	247,410	233,286
資金調達による支出	△118,959	△108,335
その他	35,399	△73,119
小計	145,191	202,978
法人税等の支払額	△23,112	△63,023
営業活動によるキャッシュ・フロー	122,078	139,954
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△755,432	△458,912
有価証券の売却による収入	64,716	183,113
有価証券の償還による収入	575,039	328,233
金銭の信託の増加による支出	△1	△85,110
金銭の信託の減少による収入	79,580	123,065
有形固定資産の取得による支出	△33,682	△87,124
有形固定資産の売却等による収入	1,793	945
無形固定資産の取得による支出	△1,715	△3,805
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	23	1,660
投資活動によるキャッシュ・フロー	△69,676	2,065
財務活動によるキャッシュ・フロー		
政府の出資による収入	—	65,000
配当金の支払額	△30,804	△22,514
非支配株主からの払込みによる収入	1,034	296
非支配株主への配当金の支払額	△3,632	△216
財務活動によるキャッシュ・フロー	△33,402	42,565
現金及び現金同等物に係る換算差額	467	△316
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	19,466	184,269
現金及び現金同等物の期首残高	219,805	239,272
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	—	△509
現金及び現金同等物の期末残高	※1 239,272	※1 423,032

注記事項

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社25社

主要な連結子会社名は、「コーポレート・データ 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(連結の範囲の変更)

平塚ホールディング特定目的会社は当連結会計年度末に支配権を獲得したことにより、コアインベストメントジャパン特定目的会社は設立により、当連結会計年度から連結しております。

また、DBJ事業投資(株)は清算により、あすかDBJ投資事業有限責任組合は実質的な支配関係が認められない状況になったことにより、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社33社

主要な会社名

UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社25社

主要な会社名

(株)AIRDO

(持分法適用の範囲の変更)

(株)ソラシドエア(旧商号 スカイネットアジア航空(株))は重要性が増加したことにより、スカイマーク(株)他2社は新規出資等により、当連結会計年度から持分法を適用しております。また、あすかDBJ投資事業有限責任組合は、実質的な支配関係が認められない状況になったことから、連結の範囲から除外し、当連結会計年度から持分法を適用しております。

また、平塚ホールディング特定目的会社は重要性が増加したことにより、当連結会計年度から持分法を適用しておりますが、当連結会計年度末に支配権を獲得したことから、持分法の対象から除外しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社33社

主要な会社名

UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連会社94社

主要な会社名

合同会社ニュー・パースペクティブ・ワン

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持

分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称

(株)伸和精工、日本省力機械(株)、(株)PRISM Pharma、(株)泉精器製作所、TES HOLDINGS LIMITED、GraceA(株)、(株)ソシオネクスト、Sartorius Mechatronics T&H GmbH、関東運輸(株)、エスアイアイ・セミコンダクタ(株)、(株)大將軍

(関連会社としなかった理由)

投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の財務諸表を使用しております。

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 17社

2月末日 1社

3月末日 7社

なお、連結決算日と上記決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、持分法非適用の投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附

属設備を除く。)については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：4年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のもは零としております。

(4)繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(5)貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は22,791百万円(前連結会計年度末は34,371百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回

収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6)投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7)賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8)役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9)役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10)偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(11)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日から費用処理

(12)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産及び負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(13)重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッ

ジを適用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建有価証券・外貨建債券・外貨建借入金及び外貨建社債

c. ヘッジ手段…外貨建直先負債

ヘッジ対象…外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)

③ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

④ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(14)のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却しております。また、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度において一括償却しております。

(15)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び流動性預け金であります。

(16)消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(17)不動産開発事業に係る支払利息の取得原価への算入

一部の国内連結子会社の不動産開発事業に係る正常な開発期間中の支払利息については、資産の取得原価に算入しております。

会計方針の変更

(「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下、「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当行の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っ

ております。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得または売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得または売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響額はありません。

未適用の会計基準等

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1)概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継

いだ上で、一部見直しが行われたものです。

(2)適用予定日

当行は、当該適用指針を平成28年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

追加情報

特定投資業務は、平成27年5月20日に公布・施行された株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成27年法律第23号）により、当行による成長資金の供給を強化するために新たに措置された法定業務です。

本業務は、政府の産業投資特別会計を活用した新たな投資スキームであり、本業務にかかる出資額を管理するため、当行の純資産のうち、資本金や資本準備金から区分して開示しております。なお、開示項目についての詳細は、「（連結貸借対照表関係）」に記載しております。

(連結貸借対照表関係)

※1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
株式	30,307百万円	33,638百万円
出資金	44,846百万円	80,835百万円

※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。なお、（再）担保に差し入れている有価証券は該当ありません。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
当連結会計年度末に当該処分をせずに所有している有価証券	5,299百万円	一百万円

※3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
破綻先債権額	一百万円	786百万円
延滞債権額	80,537百万円	53,893百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	一百万円	一百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
貸出条件緩和債権額	21,741百万円	27,792百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
合計額	102,278百万円	82,472百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
担保に供している資産		
現金預け金	3,110百万円	4,689百万円
有形固定資産	48,640百万円	73,518百万円
計	51,750百万円	78,208百万円
担保資産に対応する債務		
借入金	32,000百万円	51,451百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
有価証券	113,580百万円	115,563百万円
貸出金	562,189百万円	461,856百万円

出資先が第三者より借入を行うにあたり、その担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
有価証券	－百万円	7,400百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、金融商品等差入担保金、中央清算機関差入証拠金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
先物取引差入証拠金	937百万円	937百万円
金融商品等差入担保金	－百万円	12,936百万円
中央清算機関差入証拠金	10,255百万円	21,662百万円
保証金	63百万円	73百万円

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、日本政策投資銀行から承継した次の債券について、当行の財産を一般担保に供しております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
債券	1,488,822百万円	1,330,054百万円

※8. 連結した特別目的会社のノンリコース債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
ノンリコース債務		
借入金	32,000百万円	51,451百万円
社債	7,500百万円	4,750百万円
当該ノンリコース債務に対応する資産		
現金預け金	6,586百万円	4,689百万円
有形固定資産	48,640百万円	73,518百万円

※9. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
融資未実行残高	598,519百万円	841,229百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	157,423百万円	394,333百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
減価償却累計額	10,513百万円	13,406百万円

※11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	2,616百万円	3,032百万円

※12. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

※13. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。
- (3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

(連結損益計算書関係)

※1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
株式等売却益	21,189百万円	46,163百万円
持分法による投資損益	2,299百万円	6,140百万円
投資事業組合等利益	22,301百万円	34,057百万円
土地建物賃貸料	3,468百万円	5,126百万円

※2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
株式等償却	4,871百万円	1,925百万円
投資事業組合等損失	6,432百万円	7,588百万円

(連結包括利益計算書関係)

※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	90,884	363
組替調整額	△18,751	△54,885
税効果調整前	72,133	△54,521
税効果額	△21,038	18,746
その他有価証券評価差額金	51,094	△35,774
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	11,336	7,618
組替調整額	△8,291	△6,184
税効果調整前	3,044	1,433
税効果額	494	99
繰延ヘッジ損益	3,538	1,533
為替換算調整勘定：		
当期発生額	692	△592
組替調整額	—	—
税効果調整前	692	△592
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	692	△592
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	1,210	△194
組替調整額	225	104
税効果調整前	1,435	△90
税効果額	△512	27
退職給付に係る調整額	922	△62
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	△146	3,760
組替調整額	53	325
税効果調整前	△93	4,086
税効果額	—	—
持分法適用会社に対する持分相当額	△93	4,086
その他の包括利益合計	56,155	△30,810

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,632	—	—	43,632	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	30,804百万円	706円	平成26年 3月31日	平成26年 6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	22,514百万円	利益剰余金	516円	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日

当連結会計年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,632	—	—	43,632	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	22,514百万円	516円	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	29,277百万円	利益剰余金	671円	平成28年 3月31日	平成28年 6月30日

4. 特定投資剰余金に関する事項

利益剰余金のうち当連結会計年度の特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の金額に相当する額は、当連結会計年度の末日において株式会社日本政策投資銀行法附則第2条23第7項の規定により特定投資剰余金に計上され、当該額は同法附則第2条25第1項の規定により、剰余金の額の計算上、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
現金預け金勘定	317,772百万円	461,312百万円
定期性預け金等	△78,500百万円	△38,280百万円
現金及び現金同等物	239,272百万円	423,032百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

①有形固定資産

主として、情報関連機器及び事務機器であります。

②無形固定資産

該当ありません。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(3) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	365	421
1年超	176	581
合計	542	1,003

(貸手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	3,811	5,213
1年超	13,169	11,097
合計	16,980	16,310

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、顧客に対し主に長期・安定的な資金を供給するための投融資を行っており、これらの事業を行うため、社債や長期借入金による調達に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行っています。また、資金運用の多くが固定金利であるため、資金調達もこれに見合う固定金利を中心に行っております。

資金運用・資金調達に当たっては、資産及び負債の総合的管理 (ALM) を行うことで、金利・通貨等の変動による収益・経済価値の低下や過度な資金不足の発生の回避又は抑制に努めており、その一環として、主に金利・通貨のデリバティブ取引を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主に国内の取引先に対する投融資であり、顧客の契約不履行や信用力の低下によってもたらされる信用リスクに晒されています。当期の連結決算日における貸出金に占める業種別割合のうち上位の業種は、電気・ガス・熱供給・水道業、製造業等となっており、当該業種を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行に影響が及ぶ可能性があります。また、有価証券は、主に債券、株式及び組合出資金等であり、純投資目的及び事業推進目的(子会社・関連会社向けを含む)で保有していますが、これらは発行体の信用リスク、受取金利が発生するものについて金利リスク、市場価格があるものについて価格変動リスク等に晒されています。なお当行グループはトレーディング(特定取引)業務を行っていませんので、同業務に付随するリスクはありません。

社債及び借入金は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用出来なくなる資金流動性リスク、および金利リスクに晒されていますが、資金運用・資金調達への制御や金利スワップ取引などを行うことによりこれらのリスクを回避又は抑制しています。

外貨建金銭債権及び外貨建債券等については為替リスクに晒されているため、外貨建の投融資と社債等を見合いで管理するほか通貨スワップ取引等を行うことにより当該リスクの回避又は抑制に努めています。

デリバティブ取引として金利リスク又は為替リスクを回避又は抑制する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、必要に応じてヘッジ会計を適用しておりますが、当該ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (13) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、統合的リスク管理規程等の信用リスクに関する内部規程に従い、投融資について個別案件の与信管理及びポートフォリオ管理を行っています。個別案件の与信管理においては、営業担当部署と審査担当部署を分離し相互に牽制が働く態勢のもと与信先の事業遂行能力やプロジェクトの採算性等を審査したうえで債務者格付の付与、与信額や担保・保証の設定を行うほか、重要事項について投融資決定委員会において審議するなど適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。ポートフォリオ管理については、債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測し、自己資本額との比較等によりリスク量が適正水準に収まっているかを定期的に検証しています。

有価証券の信用リスクについては個別案件の与信管理は貸出金と同様の方法にて管理を行っているほか、時価等を勘案し計測したリスク量の総額を定期的にモニターしリスク量の検証を行っています。また、デリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、再構築コスト等のエクスポージャーを定期的に計測しつつ取引相手信用力を常時把握し、複数機関に取引を分散させることにより管理を行っています。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。ALMに関する内部規程においてリスク管理方法や手続等の詳細を定め、また、経営会議及びALM・リスク管理委員会においてALMに関する方針策定や実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。さらにリスク管理担当部署において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、キャッシュ・フロー・ラダー分析(ギャップ分析)、VaR(Value at Risk)、金利感応度分析(Basis Point Value)等によるモニタリングを、ALM・リスク管理委員会にて定期的に行っています。また、ALMの一環として金利リスクのヘッジ目的のために金利スワップを一部行っています。

(ii) 為替リスクの管理

当行グループの外貨建投融資及び外貨建社債等は為替の変動リスクに晒されるため、外貨建投融資の一部に対して外貨建社債等を調達しているほか、通貨スワップ等を利用して為替リスクの回避又は抑制を行っています。

(iii) 価格変動リスクの管理

時価のある有価証券など価格変動リスクのある金融資産については、価格変動の程度や市場流動性の高低など商品毎の時価変動リスクを踏まえて策定された内部の諸規程や方針に基づき、リスク管理担当部署が必要に応じて関与しつつ新規取得が行われる態勢となっています。また、事後においても定期的なモニタリングを通じて、価格変動リスクを適時に把握し、それをALM・リスク管理委員会へ定期的に報告しています。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理、リスク管理の担当部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立しており、各業務は内部の諸規程に基づき実施されています。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループはトレーディング業務を行っておらず、資産・負債ともに全てトレーディング目的以外の金融商品となります。市場リスク量(損失額の推定値)は、ヒストリカルシミュレーション法(保有期間1年、観測期間5年、信頼区間99.9%)によるVaRに基づいております。平成28年3月31日現在の市場リスク(金利、為替、価格変動に関するリスク)量は、26,360百万円(前連結会計年度は25,415百万円)です。かかる計測はリスク管理担当部署により定期的実施され、ALM・リスク管理委員会へ報告することでALM運営の方針策定等に利用しています。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際に発生した市場変動に基づいて計算した仮想損益を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉していることを確認しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、資金流動性リスク管理の内部規程に基づき、リスク管理担当部署による資金流動性水準等のモニタリングを、ALM・リスク管理委員会にて定期的に行っています。ALM・リスク管理委員会では、リスクの状況に応じ資金調達・運用の制御等の適切な対応を行うことで、流動性リスクの管理を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2 参照）。

前連結会計年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	317,772	317,776	3
(2) コールローン及び買入手形	335,000	335,000	—
(3) 買現先勘定	5,299	5,299	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	915,689	937,274	21,584
その他有価証券	418,171	418,171	—
(5) 貸出金	13,261,343		
貸倒引当金（*1）	△83,765		
	13,177,578	13,743,661	566,083
資産計	15,169,511	15,757,183	587,671
(1) 債券	3,220,206	3,358,048	137,841
(2) 借入金	8,498,219	8,606,481	108,261
(3) 社債	1,349,102	1,353,954	4,852
負債計	13,067,528	13,318,484	250,956
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(10,929)	(10,929)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	39,830	39,830	—
デリバティブ取引計	28,900	28,900	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	461,312	461,314	2
(2) コールローン及び買入手形	—	—	—
(3) 買現先勘定	—	—	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	804,050	821,180	17,130
その他有価証券	419,648	419,648	—
(5) 貸出金	12,952,567		
貸倒引当金（*1）	△60,935		
	12,891,632	13,544,524	652,892
資産計	14,576,643	15,246,667	670,024
(1) 債券	3,221,870	3,377,600	155,729
(2) 借入金	7,813,171	8,001,512	188,341
(3) 社債	1,506,038	1,514,237	8,199
負債計	12,541,080	12,893,351	352,271
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	24,919	24,919	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,731)	(1,731)	—
デリバティブ取引計	23,188	23,188	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。債券のうちこれらが無いものについては、債券の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を当該キャッシュ・フローに固有の不確実性（信用リスク）を負担するための対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当該キャッシュ・フローに固有の不確実性（信用リスク）を負担するための対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。（一部の貸出金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建貸出金とみて現在価値を算定しております。）なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、信用リスク等を反映させた当該キャッシュ・フローを無リスクの利率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負 債

(1) 債券

当行の発行する債券のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、市場価格のあるものは市場価格によっております。また、固定金利によるもののうち、市場価格のないものは、一定の期間ごとに区分した当該債券の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた債券については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の債券は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債券とみて現在価値を算定しております。）

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行及び連結子会社が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の借入金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建借入金とみて現在価値を算定しております。）

(3) 社債

当行及び連結子会社の発行する社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、市場価格のあるものは市場価格によっております。また、固定金利によるもののうち、市場価格のないものは、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた社債については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行及び連結子会社が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の社債は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建社債とみて現在価値を算定しております。）

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
① 金銭の信託(*1)	54,853	17,786
② 非上場株式(*2)(*3)	326,875	330,616
③ 組合出資金(*1)	169,296	190,641
④ 非上場その他の証券等(*2)(*3)	57,873	90,821
⑤ 産業投資借入金(財政投融资特別会計)(*4)	100,000	79,000
合計	708,899	708,864

(*1) 信託財産・組合財産等が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、時価開示の対象とはしていません。

(*3) 前連結会計年度において、4,763百万円(うち非上場株式984百万円、非上場その他の証券3,778百万円)の減損処理を行っております。当連結会計年度において、1,910百万円(うち非上場株式561百万円、非上場その他の証券1,348百万円)の減損処理を行っております。

(*4) 産業投資借入金(財政投融资特別会計)については、借入時において金利は設定されず、最終償還時に利息額が決定され一括して利息を支払うスキームとなっているため、将来のキャッシュ・フローを合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	317,765	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	335,000	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	276,551	276,137	224,772	66,324	36,724	35,179
国債	—	81,224	40,328	10,295	15,124	25,179
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	106,934	119,189	100,205	23,796	11,600	10,000
その他	169,617	75,723	84,239	32,232	10,000	—
その他有価証券のうち満期があるもの	6,477	67,641	93,412	90,135	39,991	8,116
国債	—	—	—	42,488	30,743	8,116
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	6,477	67,641	93,412	47,647	5,894	—
その他	—	—	—	—	3,354	—
貸出金(*)	2,132,424	4,076,764	3,010,127	1,840,382	1,419,033	702,074
合計	3,068,218	4,420,542	3,328,312	1,996,842	1,495,749	745,369

(*) 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない80,537百万円は含めておりません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	461,305	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	—	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	187,914	230,709	215,835	81,226	56,535	31,829
国債	35,193	65,568	20,090	15,247	15,150	20,129
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	93,682	88,571	99,619	35,300	35,000	11,700
その他	59,038	76,569	96,125	30,678	6,385	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	24,358	36,589	113,368	78,171	38,702	44,088
国債	—	—	5,372	26,784	24,119	—
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	24,358	36,589	107,996	51,387	11,128	44,088
その他	—	—	—	—	3,454	—
貸出金(*)	2,525,049	3,401,265	3,055,686	1,622,470	1,564,807	728,609
合計	3,198,627	3,668,563	3,384,889	1,781,867	1,660,046	804,527

(*) 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない54,680百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	1,412,658	2,296,269	1,811,920	1,042,815	1,110,694	923,862
債券及び社債	540,420	1,563,394	1,018,110	428,803	719,934	298,645
合計	1,953,079	3,859,663	2,830,030	1,471,619	1,830,628	1,222,507

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	1,242,393	2,152,580	1,638,552	968,592	1,028,287	861,763
債券及び社債	837,694	1,389,077	808,749	589,822	849,704	252,860
合計	2,080,087	3,541,657	2,447,302	1,558,414	1,877,992	1,114,624

(有価証券関係)

※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	172,151	182,880	10,728
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	308,070	313,567	5,496
	その他	306,557	312,569	6,012
	小計	786,779	809,017	22,237
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	63,654	63,350	△303
	その他	65,255	64,906	△349
	小計	128,909	128,256	△652
	合計	915,689	937,274	21,584

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	171,379	183,334	11,954
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	269,860	274,714	4,853
	その他	177,552	180,258	2,706
	小計	618,793	638,307	19,514
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	94,012	93,265	△746
	その他	91,245	89,607	△1,637
	小計	185,257	182,873	△2,383
	合計	804,050	821,180	17,130

3. その他有価証券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	106,846	33,475	73,371
	債券	271,942	238,259	33,682
	国債	81,347	80,160	1,186
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	190,595	158,099	32,496
	その他	6,485	3,810	2,674
	小計	385,273	275,545	109,728
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	2,390	2,419	△29
	債券	30,477	30,755	△278
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	30,477	30,755	△278
	その他	72,028	72,028	—
	小計	104,897	105,204	△307
	合計	490,171	380,750	109,421

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	68,361	24,571	43,790
	債券	323,242	307,426	15,816
	国債	56,275	54,070	2,205
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	266,967	253,356	13,610
	その他	6,069	3,587	2,482
	小計	397,674	335,585	62,089
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	13,393	14,668	△1,275
	債券	8,581	8,712	△131
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	8,581	8,712	△131
	その他	35,000	35,000	—
	小計	56,974	58,381	△1,407
	合計	454,648	393,966	60,681

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	36,599	18,226	1
債券	20,203	94	1
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	20,203	94	1
その他	2,579	1,354	—
合計	59,382	19,675	2

当連結会計年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	67,916	45,705	1
債券	106,641	3,332	376
国債	82,364	2,957	57
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	24,277	375	319
その他	3,518	376	0
合計	178,075	49,414	378

6. 保有目的を変更した有価証券

記載すべき重要なものはありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、108百万円（全額がその他の証券）であります。

当連結会計年度における減損処理額は、14百万円（全額がその他の証券）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	54,853	54,451	401	401	—

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	17,786	16,821	964	964	—

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（その他有価証券評価差額金）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	金額
評価差額	133,059
その他有価証券	132,657
その他の金銭の信託	401
(△)繰延税金負債	39,142
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	93,917
(△)非支配株主持分相当額	8,023
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△28
その他有価証券評価差額金	85,865

（注）1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額5,170百万円（収益）は、その他有価証券に係る評価差額より控除しております。

2. その他有価証券評価差額には、時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額（損益処理分を除く）が含まれております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	金額
評価差額	70,514
その他有価証券	69,550
その他の金銭の信託	964
(△)繰延税金負債	20,395
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	50,118
(△)非支配株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	4,956
その他有価証券評価差額金	55,074

(注) 1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額4,010百万円(費用)は、その他有価証券に係る評価差額より控除しております。

2. その他有価証券評価差額には、時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額(損益処理分を除く)が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
	金利スワップ				
店頭	受取固定・支払変動	852,007	787,406	22,068	22,068
	受取変動・支払固定	845,243	782,892	△16,259	△16,259
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	合計	—	—	5,808	5,808

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
	金利スワップ				
店頭	受取固定・支払変動	1,024,150	940,143	64,971	64,971
	受取変動・支払固定	1,008,768	925,900	△29,922	△29,922
	受取変動・支払変動	44,367	—	10	10
	合計	—	—	35,058	35,058

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
	通貨スワップ	73,147	73,147	△17,921	△17,921
店頭	為替予約				
	売建	256,929	—	1,297	1,297
	買建	1,256	—	△1	△1
	合計	—	—	△16,626	△16,626

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
店頭	通貨スワップ 為替予約	73,147	—	△11,572	△11,572
	売建	195,698	—	2,722	2,722
	買建	151,731	—	△1,203	△1,203
	合計	—	—	△10,053	△10,053

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
店頭	クレジット・ デフォルト・オプション				
	売建	20,404	20,404	0	0
	買建	3,500	3,500	△113	△113
	合計	—	—	△112	△112

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定、もしくは取引先金融機関から提示された価格によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
店頭	クレジット・ デフォルト・オプション				
	売建	13,828	13,828	59	59
	買建	6,500	6,500	△145	△145
	合計	—	—	△85	△85

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定、もしくは取引先金融機関から提示された価格によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
原則的 処理方法	金利スワップ	債券、借入金、			
	受取固定・支払変動	有価証券及び	309,247	308,664	39,603
	受取変動・支払固定	貸出金	35,195	30,347	△1,560
金利 スワップの 特例処理	金利スワップ	債券、借入金、			
	受取固定・支払変動	社債及び貸出金	1,011,685	843,262	(注)3
	受取変動・支払固定		57,311	32,355	
	合計	—	—	—	38,043

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金、社債及び貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金、社債及び貸出金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
原則的 処理方法	金利スワップ	借入金、有価証券			
	受取固定・支払変動	及び貸出金	—	—	—
	受取変動・支払固定		95,267	87,556	△1,581
金利 スワップの 特例処理	金利スワップ	債券、借入金、			
	受取固定・支払変動	社債、有価証券	1,030,643	862,005	(注)3
	受取変動・支払固定	及び貸出金	1,933	1,933	
	合計	—	—	—	△1,581

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金、社債、有価証券及び貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金、社債、有価証券及び貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	外貨建の債券及び社債	155,782	151,855	(注)2
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約				
	売建	その他有価証券	51,065	—	1,787
	買建		—	—	—
	合計	—	—	—	1,787

(注) 1. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券及び社債と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券及び社債の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	外貨建の債券、社債及び借入金	282,773	282,773	(注)2
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約				
	売建	その他有価証券	45,239	—	△149
	買建		—	—	—
	合計	—	—	—	△149

(注) 1. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、社債及び借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、社債及び借入金の時価に含めて記載しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。また、一部の国内連結子会社は、退職一時金制度及び確定拠出型の退職給付制度を設けておりますほか、一部の在外連結子会社は、確定拠出型の退職給付制度を設けております。

一部の国内連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	31,888	32,243
会計方針の変更に伴う累積的影響額	△41	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	31,847	—
勤務費用	1,524	1,518
利息費用	347	351
数理計算上の差異の発生額	282	873
退職給付の支払額	△1,759	△1,574
退職給付債務の期末残高	32,243	33,413

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
年金資産の期首残高	23,161	26,792
期待運用収益	115	133
数理計算上の差異の発生額	1,493	679
事業主からの拠出額	2,795	961
退職給付の支払額	△773	△692
年金資産の期末残高	26,792	27,874

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	24,284	25,416
年金資産	△26,792	△27,874
	△2,508	△2,458
非積立型制度の退職給付債務	7,959	7,997
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,450	5,538
退職給付に係る負債	7,959	7,997
退職給付に係る資産	△2,508	△2,458
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,450	5,538

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
勤務費用	1,524	1,518
利息費用	347	351
期待運用収益	△115	△133
数理計算上の差異の費用処理額	212	91
過去勤務費用の費用処理額	12	12
確定給付制度に係る退職給付費用	1,981	1,840

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
過去勤務費用	12	12
数理計算上の差異	1,422	△102
合計	1,435	△90

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
未認識過去勤務費用	△69	△57
未認識数理計算上の差異	45	△57
合計	△24	△114

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
債券	85%	86%
株式	12%	11%
その他	3%	3%
合計	100%	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
割引率	1.1%	1.1%
予想昇給率	2.0%~5.5%	1.8%~5.3%
長期期待運用収益率	0.5%	0.5%

3. 確定拠出制度

当行及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度206百万円、当連結会計年度218百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	35,282百万円	22,190百万円
有価証券等償却損金算入限度超過額	14,511百万円	12,504百万円
連結子会社の資産時価評価差額	4,200百万円	5,439百万円
退職給付に係る負債	2,166百万円	2,034百万円
税務上の繰越欠損金	1,367百万円	4,967百万円
その他	9,055百万円	11,527百万円
繰延税金資産小計	66,584百万円	58,664百万円
評価性引当額	△46,834百万円	△47,050百万円
繰延税金資産合計	19,749百万円	11,613百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△39,093百万円	△21,767百万円
繰延ヘッジ損益	△16,068百万円	△15,519百万円
その他	△4,018百万円	△2,861百万円
繰延税金負債合計	△59,179百万円	△40,149百万円
繰延税金資産(△は繰延税金負債)の純額	△39,430百万円	△28,536百万円

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。

繰延税金資産	363百万円	374百万円
繰延税金負債	△39,793百万円	△28,910百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.64%	—
(調整)		
評価性引当額の増減	4.09%	—
その他	△1.35%	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.38%	—

(注) 当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.34%から、平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.62%となります。この税率変更により、繰延税金資産は5百万円、繰延税金負債は1,513百万円減少し、その他有価証券評価差額金は1,170百万円、繰延ヘッジ損益は818百万円、退職給付に係る調整累計額は0百万円、法人税等調整額は477百万円それぞれ増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額が控除限度額とされ、平成29年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産は14百万円減少し、法人税等調整額は14百万円増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

支店等の不動産賃貸借契約に関して、原状回復義務に係る資産除去債務を計上しております。また、大手町連鎖型再開発事業に伴う本店移転に関して、旧本店建物の取壊義務及びこれに関連する有害物質の除去義務等に係る資産除去債務を計上しております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

主として、使用見込期間を取得から4年～8年と見積り、割引率は0.1%～1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
期首残高	1,722百万円	1,470百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1百万円	22百万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△347百万円	△56百万円
見積りの変更による増加額	94百万円	30百万円
その他増減額(△は減少)	△0百万円	0百万円
期末残高	1,470百万円	1,469百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	233,516	71,095	34,430	339,043

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	210,899	106,362	41,344	358,606

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	財務省 (財務大臣)	東京都 千代田区	-	財務行政	(被所有) 直接 100.00	資金の 借入等	資金の借入(注1)	300,000	借入金	4,066,419
							借入金の返済	447,275		
							利息の支払	44,822	未払費用	13,687
							債務被保証(注2)	2,895,482	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の借入は財政投融資特別会計からの借入であり、主に財政融資資金貸付金利が適用されております。

最終償還日は平成46年10月20日であります。なお、担保は提供していません。

2. 債務被保証は当行の債券に対して行われており、保証料の支払はありません。

3. 株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定により、同法第2条第5号に定める危機対応業務に関連して、株式会社日本政策金融公庫から3,286,500百万円の借入金があります。

当連結会計年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	財務省 (財務大臣)	東京都 千代田区	-	財務行政	(被所有) 直接 100.00	資金の 借入等	出資の受入(注1)	65,000	-	-
							資金の借入(注2)	300,000	借入金	3,929,091
							借入金の返済	437,328		
							利息の支払	39,961	未払費用	12,688
							債務被保証(注3)	2,937,092	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 出資の受入は特定投資業務に係るものであります。

2. 資金の借入は財政投融資特別会計からの借入であり、主に財政融資資金貸付金利が適用されております。

最終償還日は平成47年10月20日であります。なお、担保は提供していません。

3. 債務被保証は当行の債券に対して行われており、保証料の支払はありません。

4. 株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定により、同法第2条第5号に定める危機対応業務に関連して、株式会社日本政策金融公庫から2,723,044百万円の借入金があります。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

記載すべき重要なものはありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当ありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

該当ありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

記載すべき重要なものはありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当ありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	62,635円39銭	59,766円95銭
1株当たり当期純利益金額	2,125円91銭	2,948円33銭

(注)1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成27年3月31日)	当連結会計年度末 (平成28年3月31日)
純資産の部の合計額	2,747,274百万円	2,884,200百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	14,344百万円	276,426百万円
(危機対応準備金)	一百万円	206,529百万円
(特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額)	一百万円	65,000百万円
(特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額)	一百万円	309百万円
(非支配株主持分)	14,344百万円	4,588百万円
普通株式に係る期末の純資産額	2,732,929百万円	2,607,773百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	43,632千株	43,632千株

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益	92,758百万円	128,952百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円	309百万円
(特定投資業務に係る当期純利益のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額)	一百万円	309百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	92,758百万円	128,642百万円
普通株式の期中平均株式数	43,632千株	43,632千株

3. 「会計方針の変更」に記載のとおり、企業結合会計基準等を適用し、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額に与える影響はありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

⑤連結附属明細表

債券・社債明細表

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限	摘要	
当行	10～23回 政府保証債 (国内債)	平成17年8月26日～ 平成20年8月20日	502,901	459,953 [99,987]	1.4～2.2	一般 担保	平成27年8月26日～ 平成35年6月19日	(注)1	
	1～33回 政府保証債 (国内債)	平成20年11月19日～ 平成28年3月16日	998,847	1,199,121 [29,997]	0.001～2.1	無担保	平成28年7月29日～ 平成38年3月16日		
	67次 政府保証債 (外国債)	平成10年9月4日	25,054	25,050	1.81	一般 担保	平成40年9月4日	(注)2	
	5～7, 9～14次 政府保証債 (外国債)	平成14年12月13日～ 平成19年11月26日	628,362 (1,600,000千\$) (700,000千EUR)	552,700 (900,000千\$) (700,000千EUR) [183,679]	1.05～5.125	一般 担保	平成27年6月9日～ 平成39年11月26日	(注)1	
	2～12次 政府保証債 (ユーロMTN)	平成22年4月20日～ 平成27年9月16日	733,109 (6,855,000千\$)	693,100 (6,555,000千\$) [153,268]	0.8611～ 2.875	無担保	平成27年4月20日～ 平成37年9月16日	(注)3	
	11, 20, 24, 27, 29～31, 33～36, 39, 41, 42, 44, 46, 49, 51回 財投機関債 (国内債)	平成15年12月16日～ 平成20年7月31日	329,929	289,944 [64,997]	1.63～2.74	一般 担保	平成27年9月18日～ 平成59年3月20日	(注)4	
	2回 財投機関債 (ユーロMTN)	平成20年9月18日	2,000	2,000	2.032	一般 担保	平成35年9月19日	(注)4 (注)5	
	5, 9, 11, 13, 16, 17, 19, 21, 23～63回 普通社債 (公募債)(国内債)	平成21年4月30日～ 平成28年2月2日	1,095,000	1,165,000 [280,600]	0.04543～ 1.745	無担保	平成27年6月19日～ 平成43年1月31日		
	2～15回 普通社債 (私募債)(国内債)	平成23年5月17日～ 平成28年3月30日	25,000	61,000	0.02343～ 0.481	無担保	平成27年6月19日～ 平成43年3月20日		
	24～43, 45～59回 普通社債 (ユーロMTN)	平成23年5月9日～ 平成28年2月5日	221,602 (1,366,000千\$) (510,000千EUR) (32,000千GBP)	275,288 (1,376,000千\$) (910,000千EUR) (32,000千GBP) [25,164]	0.014～ 2.868	無担保	平成27年4月16日～ 平成37年11月20日	(注)6	
	グリーン アセット インベ ストメント 特定目 的会社	1回 特定社債	平成24年12月7日	7,500	4,500	5.53	一般 担保	平成29年11月30日	
	平塚ホー ルディン グ特定目 的会社	4回 特定社債	平成26年9月30日	—	250	0.24091	一般 担保	平成31年9月30日	
	合計	—	—	4,569,308	4,727,908	—	—	—	—

(注) 1. 旧日本政策投資銀行において発行された政府保証債であります。

2. 旧日本開発銀行において発行された政府保証債であります。

3. ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ米ドル建無担保政府保証債であります。

4. 旧日本政策投資銀行において発行された財投機関債であります。
5. ミディウム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建財投機関債であります。
6. ミディウム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ建、ユーロ米ドル建、ユーロ円建及びユーロ英ポンド建無担保社債であります。
7. 株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定に基づく一般担保であります。
8. 「当期末残高」及び「当期末残高」欄の()書きは外貨建債券の金額であります。
9. 「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
10. 連結決算日後5年内における償還予定額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額	837,694	734,325	654,752	500,311	308,438

借入金等明細表

(単位：百万円)

区分	当期末残高	当期末残高	平均利率	返済期限
借入金	8,598,219	7,892,171	0.78%	—
借入金	8,566,219	7,840,720	0.78%	平成27年4月～平成47年10月
ノンリコース借入金	32,000	51,451	0.54%	平成28年4月～平成31年 9月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金及びノンリコース借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金	1,242,349	1,073,805	1,039,504	851,045	775,369
ノンリコース借入金	43	174	39,094	12,137	—

資産除去債務明細表

期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しております。

(2)【その他】

該当事項はありません。

【2】財務諸表等

(1)【財務諸表】

①貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
現金預け金	287,698	433,496
現金	3	5
預け金	287,694	433,491
コールローン	335,000	—
買現先勘定	※2 5,299	※2 —
金銭の信託	53,742	16,032
有価証券	※1, 7, 9 1,848,890	※1, 7, 9 1,828,773
国債	253,498	227,655
社債	592,756	691,421
株式	477,506	452,930
その他の証券	525,129	456,765
貸出金	※3, 4, 5, 6, 7, 8 13,409,078	※3, 4, 5, 6, 7, 8 13,119,393
証書貸付	13,409,078	13,119,393
その他資産	138,722	172,215
前払費用	4,166	3,433
未収収益	31,758	29,081
先物取引差入証拠金	937	937
金融派生商品	60,840	67,987
金融商品等差入担保金	—	12,936
その他の資産	※7 41,019	※7 57,839
有形固定資産	114,863	113,291
建物	20,293	19,126
土地	91,788	91,578
リース資産	9	4
建設仮勘定	707	771
その他の有形固定資産	2,064	1,810
無形固定資産	5,279	6,883
ソフトウェア	4,218	4,919
その他の無形固定資産	1,060	1,963
前払年金費用	1,326	1,290
支払承諾見返	167,482	180,124
貸倒引当金	△83,460	△61,907
投資損失引当金	△525	△594
資産の部合計	16,283,399	15,808,999

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
債券	※7 3,220,206	※7 3,221,870
借入金	8,566,219	7,840,720
借入金	8,566,219	7,840,720
社債	1,341,602	1,501,288
その他負債	218,200	176,320
未払法人税等	38,519	26,916
未払費用	23,120	21,068
前受収益	586	518
金融派生商品	31,939	44,650
金融商品等受入担保金	120,017	72,598
リース債務	11	5
資産除去債務	1,411	1,374
その他の負債	2,595	9,188
賞与引当金	4,415	4,400
役員賞与引当金	11	11
退職給付引当金	6,601	6,544
役員退職慰労引当金	66	56
偶発損失引当金	12	16
繰延税金負債	39,175	27,603
支払承諾	167,482	180,124
負債の部合計	13,563,994	12,958,957
純資産の部		
資本金	1,206,953	1,000,424
危機対応準備金	—	※10 206,529
特定投資準備金	—	※11 130,000
特定投資剰余金	—	※11 618
資本剰余金	1,060,466	995,466
資本準備金	1,060,466	995,466
利益剰余金	335,018	429,751
その他利益剰余金	335,018	429,751
別途積立金	244,911	312,478
繰越利益剰余金	90,107	117,273
株主資本合計	2,602,438	2,762,789
その他有価証券評価差額金	84,749	52,206
繰延ヘッジ損益	32,217	35,045
評価・換算差額等合計	116,966	87,252
純資産の部合計	2,719,404	2,850,042
負債及び純資産の部合計	16,283,399	15,808,999

②損益計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
経常収益	328,664	344,910
資金運用収益	236,107	216,972
貸出金利息	207,042	187,526
有価証券利息配当金	20,748	21,402
コールローン利息	149	82
買現先利息	231	226
預け金利息	46	43
金利スワップ受入利息	7,720	7,549
その他の受入利息	167	141
役務取引等収益	8,091	10,333
その他の役務収益	8,091	10,333
その他業務収益	14,015	9,526
外国為替売買益	7,862	—
国債等債券売却益	94	3,519
国債等債券償還益	5,047	—
金融派生商品収益	—	5,107
その他の業務収益	1,011	899
その他経常収益	70,450	108,077
貸倒引当金戻入益	25,578	17,453
償却債権取立益	3,009	8,237
株式等売却益	12,353	45,787
金銭の信託運用益	36	214
その他の経常収益	※1 29,472	※1 36,383
経常費用	180,342	170,241
資金調達費用	117,846	106,933
債券利息	36,488	35,056
コールマネー利息	0	0
借入金利息	76,785	66,982
短期社債利息	12	202
社債利息	4,497	4,623
その他の支払利息	62	68
役務取引等費用	662	391
その他の役務費用	662	391
その他業務費用	10,751	8,296
外国為替売買損	—	4,043
国債等債券売却損	1	2,616
債券発行費償却	708	867
社債発行費償却	760	768
金融派生商品費用	9,280	—
営業経費	40,352	42,401
その他経常費用	10,728	12,219
偶発損失引当金繰入額	5	3
投資損失引当金繰入額	65	69
貸出金償却	327	1,198
株式等売却損	—	0
株式等償却	4,776	1,797
その他の経常費用	※2 5,554	※2 9,149
経常利益	148,322	174,668
特別利益	125	70
固定資産処分益	125	70
特別損失	245	441
固定資産処分損	126	93
減損損失	119	347
税引前当期純利益	148,202	174,298
法人税、住民税及び事業税	50,322	50,844
法人税等調整額	7,798	5,587
法人税等合計	58,121	56,432
当期純利益	90,080	117,865

注記事項

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：4年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は22,791百万円（前事業年度末は34,371百万円）であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建有価証券・外貨建債券・外貨建借入金及び外貨建社債

c. ヘッジ手段…外貨建直先負債

ヘッジ対象…外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

(「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取

得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響額はありません。

追加情報

特定投資業務は、平成27年5月20日に公布・施行された株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成27年法律第23号）により、当行による成長資金の供給を強化するために新たに措置された法定業務です。

本業務は、政府の産業投資特別会計を活用した新たな投資スキームであり、本業務にかかる出資額を管理するため、当行の純資産のうち、資本金や資本準備金から区分して開示しております。なお、開示項目についての詳細は、「(貸借対照表関係)」に記載しております。

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
株式	92,484百万円	94,556百万円
出資金	97,749百万円	148,830百万円

※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。なお、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
当事業年度末に当該処分をせずに所有している有価証券	5,299百万円	一百万円

※3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
破綻先債権額	一百万円	786百万円
延滞債権額	78,937百万円	53,893百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	一百万円	一百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
貸出条件緩和債権額	21,741百万円	27,792百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
合計額	100,678百万円	82,472百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
有価証券	113,580百万円	115,563百万円
貸出金	562,189百万円	461,856百万円

出資先が第三者より借入を行うにあたり、その担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
有価証券	一百万円	7,400百万円

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
中央清算機関差入証拠金	10,255百万円	21,662百万円
保証金	3百万円	3百万円

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、日本政策投資銀行から承継した次の債券について、当行の財産を一般担保に供しております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
債券	1,488,822百万円	1,330,054百万円

※8. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
融資未実行残高	604,519百万円	847,229百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	157,423百万円	394,333百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
	2,616百万円	3,032百万円

※10.株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

※11.株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。
- (3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

(損益計算書関係)

※1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
投資事業組合等利益	27,548百万円	33,695百万円

※2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
投資事業組合等損失	5,548百万円	3,239百万円
投資関連報酬	—百万円	5,907百万円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

特定投資剰余金に関する事項

利益剰余金のうち当該事業年度の特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の金額に相当する額は、当該事業年度の末日において株式会社日本政策投資銀行法附則第2条23第7項の規定により特定投資剰余金に計上され、当該額は同法附則第2条25第1項の規定により、剰余金の額の計算上、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

時価のあるものは、該当ありません。

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
子会社株式	73,401	75,371
関連会社株式	19,082	19,184
合計	92,484	94,556

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	35,393百万円	22,307百万円
有価証券償却損金算入限度超過額	16,072百万円	16,056百万円
退職給付引当金	2,142百万円	2,007百万円
その他	8,873百万円	12,253百万円
繰延税金資産小計	62,482百万円	52,625百万円
評価性引当額	△43,112百万円	△41,429百万円
繰延税金資産合計	19,370百万円	11,196百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△38,478百万円	△21,278百万円
繰延ヘッジ損益	△15,479百万円	△15,521百万円
その他	△4,587百万円	△2,000百万円
繰延税金負債合計	△58,546百万円	△38,799百万円
繰延税金資産(△は繰延税金負債)の純額	△39,175百万円	△27,603百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.64%	—%
(調整)		
評価性引当額の増減	3.82%	—%
その他	△0.24%	—%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.22%	—%

(注)当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.34%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。この税率変更により、繰延税金負債は1,546百万円減少し、その他有価証券評価差額金は1,170百万円、繰延ヘッジ損益は832百万円、法人税等調整額は455百万円それぞれ増加しております。

(重要な後発事象)

該当ありません。

④ 附属明細表

有形固定資産等明細表

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額	当期償却額	差引 当期末残高
有形固定資産							
建物	—	—	—	24,618	5,491	1,113	19,126
土地	—	—	—	91,578	—	—	91,578
リース資産	—	—	—	26	21	5	4
建設仮勘定	—	—	—	771	—	—	771
その他の有形固定資産	—	—	—	5,411	3,600	647	1,810
有形固定資産計	—	—	—	122,405	9,113	1,766	113,291
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	17,131	12,211	2,012	4,919
その他の無形固定資産	—	—	—	1,971	7	1	1,963
無形固定資産計	—	—	—	19,103	12,219	2,013	6,883

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

引当金明細表

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額(目的使用)	当期減少額(その他)	当期末残高
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	46,923	38,871	—	46,923	38,871
個別貸倒引当金	36,537	4,666	4,100	14,067	23,035
うち非居住者向け債権分	803	866	—	189	1,480
投資損失引当金	525	110	—	40	594
賞与引当金	4,415	4,400	4,415	—	4,400
役員賞与引当金	11	11	11	—	11
役員退職慰労引当金	66	24	33	—	56
偶発損失引当金	12	3	—	—	16
計	88,490	48,087	8,560	61,031	66,986

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

- 一般貸倒引当金……………洗替による取崩額
- 個別貸倒引当金……………回収等による取崩額
- うち非居住者向け債権分……回収等による取崩額
- 投資損失引当金……………自己査定結果による取崩額

○未払法人税等

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額(目的使用)	当期減少額(その他)	当期末残高
未払法人税等	38,519	50,130	61,732	0	26,916
未払法人税等	29,932	38,699	47,610	—	21,021
未払事業税	8,586	11,430	14,121	0	5,894

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

Ⅱ. 参考情報

1. 財務諸指標

(1) 貸出金等の状況

① 貸出金等平均残高(連結)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
	金額	金額
貸出金	13,542,974	12,966,072
有価証券	1,654,725	1,760,290

(注) 1. 貸出金等は、貸出金及び有価証券を指します。

2. 平均残高は、日々の残高の平均に基づき算出しております。連結子会社については期首及び期末の残高に基づく平均残高を利用しております。

② 貸出金科目別期末残高(連結)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)			当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)		
	国内業務部門	海外業務部門	合計	国内業務部門	海外業務部門	合計
証書貸付						
期末残高	13,190,896	70,446	13,261,343	12,885,757	66,810	12,952,567
平均残高	13,476,811	66,162	13,542,974	12,897,444	68,628	12,966,072
その他						
期末残高	—	—	—	—	—	—
平均残高	—	—	—	—	—	—
合計						
期末残高	13,190,896	70,446	13,261,343	12,885,757	66,810	12,952,567
平均残高	13,476,811	66,162	13,542,974	12,897,444	68,628	12,966,072

(注) 「国内業務部門」とは、当行及び国内連結子会社であります。「海外業務部門」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には、海外店はありません。

(2)貸出金残高の状況

①業種別貸出状況(残高)(連結)

(単位：百万円)

業種別	前連結会計年度末 (平成27年3月末)		当連結会計年度末 (平成28年3月末)	
	貸出金残高		貸出金残高	
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	13,190,896	(100.00%)	12,885,757	(100.00%)
製造業	2,869,995	(21.76%)	2,604,067	(20.21%)
農業、林業	1,013	(0.01%)	184	(0.00%)
漁業	500	(0.00%)	350	(0.00%)
鉱業、採石業、砂利採取業	70,202	(0.53%)	80,845	(0.63%)
建設業	41,753	(0.32%)	35,019	(0.27%)
電気・ガス・熱供給・水道業	3,135,338	(23.77%)	3,256,675	(25.27%)
情報通信業	421,658	(3.20%)	381,174	(2.96%)
運輸業、郵便業	2,467,199	(18.70%)	2,334,224	(18.11%)
卸売業、小売業	969,739	(7.35%)	856,526	(6.65%)
金融業、保険業	571,098	(4.33%)	567,756	(4.41%)
不動産業、物品賃貸業	2,294,801	(17.40%)	2,420,593	(18.79%)
各種サービス業	331,292	(2.51%)	331,835	(2.58%)
地方公共団体	16,304	(0.12%)	16,502	(0.13%)
その他	—	(—)	—	(—)
海外及び特別国際金融取引勘定分	70,446	(100.00%)	66,810	(100.00%)
政府等	—	(—)	—	(—)
金融機関	—	(—)	—	(—)
その他	70,446	(100.00%)	66,810	(100.00%)
合計	13,261,343	(—)	12,952,567	(—)

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。

3. ()内は構成比。

②地方公共団体の出資または拠出に係る法人(第三セクター)への融資について(連結)

当行は、地方公共団体の出資または拠出に係る法人(いわゆる「第三セクター」については、明確な定義がありませんが、以下では地方公共団体が出資または拠出を行っている法人(但し、上場企業は除く)として整理しております)が行う鉄軌道事業、空港ターミナル事業、CATV事業、地下駐車場、再開発・国際会議場等の都市開発事業等の公共性・公益性の高いプロジェクトを対象として、投融資等を行っております。これらの事業は、民間事業者では実施が困難な投資回収に長期を要する低収益のものが増えております。

これらの法人への当連結会計年度末の貸出金残高は2,943億円です。

第三セクターに対するリスク管理債権

(単位：百万円)

債権の区分	前連結会計年度末 (平成27年3月末)		当連結会計年度末 (平成28年3月末)	
	金額		金額	
破綻先債権	—	—	—	—
延滞債権	7,580	—	2,895	—
3ヵ月以上延滞債権	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	14,347	—	13,415	—
合計	21,928	—	16,310	—

第三セクター向け貸出債権に占めるリスク管理債権の割合が高くなっているのは、第三セクターが行う事業が公共性・公益性が高く、一般的に投資回収に長期を要すること等の理由によるものです。

(3) 借入金等の状況

①借入金等平均残高(単体)

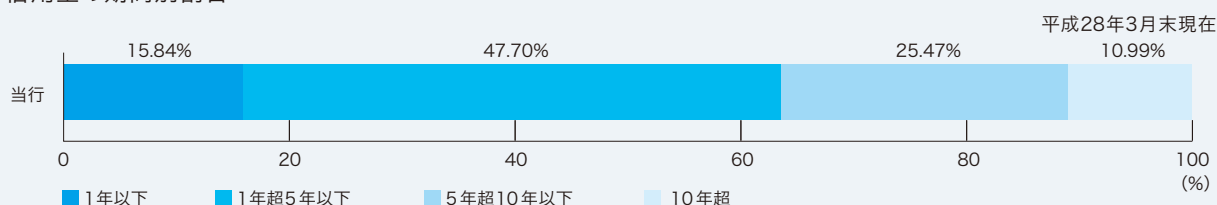
(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
	金額	金額
債券	3,023,982	3,056,283
借入金	8,902,141	8,272,450
社債	1,262,200	1,403,521

(注) 1. 借入金等は、借入金、債券及び社債を指します。

2. 平均残高は、日々の残高の平均に基づき算出しております。

②借入金の期間別割合



③自行債券の発行残高(単体)

(単位：百万円)

	前事業年度末 (平成27年3月末)	当事業年度末 (平成28年3月末)
政府保証債(国内)	1,501,749	1,659,074
政府保証債(海外)	1,386,526	1,270,851
財投機関債(国内)	329,929	289,944
財投機関債(海外)	2,000	2,000
社債(国内)	1,120,000	1,226,000
社債(海外)	221,602	275,288
短期社債	—	—
合計	4,561,808	4,723,158

④自行債券の期間別残高(単体)

(単位：百万円)

前事業年度末 (平成27年3月末)	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超
政府保証債(国内)	42,998	309,913	409,605	359,250	379,982	—
政府保証債(海外)	228,821	432,753	222,738	—	288,531	213,680
財投機関債(国内)	39,999	144,978	49,996	19,991	—	74,964
財投機関債(海外)	—	—	—	—	2,000	—
社債(国内)	195,000	575,000	285,000	20,000	35,000	10,000
社債(海外)	33,601	93,248	50,770	29,561	14,420	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
合計	540,420	1,555,894	1,018,110	428,803	719,934	298,645

当事業年度末 (平成28年3月末)	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超
政府保証債(国内)	129,984	389,857	369,673	399,614	369,945	—
政府保証債(海外)	336,948	194,331	109,658	105,513	385,505	138,894
財投機関債(国内)	64,997	129,988	19,993	—	—	74,965
財投機関債(海外)	—	—	—	—	2,000	—
社債(国内)	280,600	552,400	255,400	42,400	61,600	48,000
社債(海外)	25,164	119,199	54,974	43,494	32,454	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
合計	837,694	1,384,577	808,499	589,822	849,704	252,860

(4) 損益の状況

① 損益の概要(単体)

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
	(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
業務粗利益	128,954	121,211
経費(除く臨時処理分)	△40,352	△42,401
人件費	△19,893	△20,080
物件費	△16,725	△17,042
税金	△3,734	△5,278
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	88,601	78,810
のれん償却額	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	88,601	78,810
一般貸倒引当金繰入額	—	—
業務純益	88,601	78,810
うち債券関係損益	5,140	902
臨時損益	59,721	95,857
株式等関係損益	7,511	43,920
不良債権関連処理額	△332	△866
貸出金償却	△327	△1,198
個別貸倒引当金繰入額	—	—
その他の債権売却損等	△5	332
貸倒引当金戻入益・取立益等	28,587	25,691
その他臨時損益	23,954	27,113
経常利益	148,332	174,668
特別損益	△120	△370
うち固定資産処分損益	△120	△370
税引前当期純利益	148,202	174,298
法人税、住民税及び事業税	△50,332	△50,884
法人税等調整額	△7,798	△5,587
法人税等合計	△58,121	△56,432
当期純利益	90,080	117,865

(注) 1. 業務粗利益=資金運用収支+役員取引等収支+その他業務収支

2. 業務純益=業務粗利益+経費(除く臨時処理分)(△)+一般貸倒引当金繰入額(△)

3. 債券関係損益=国債等債券売却益+国債等債券償還益+国債等債券売却損(△)+国債等債券償還損(△)+国債等債券償却(△)

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除いたものであります。

5. 株式等関係損益=投資損失引当金戻入益(△繰入額)+株式等償却(△)+株式等売却益(△売却損)

6. 科目にかかわらず利益はプラス表示、費用・損失はマイナス(△)表示をしております。

② 営業経費の内訳(単体)

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
	(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
給与・手当	15,893	16,132
退職給付費用	2,197	2,052
福利厚生費	2,459	2,527
減価償却費	3,689	3,756
土地建物機械賃借料	1,384	1,377
営繕費	2,163	2,225
消耗品費	546	443
給水光熱費	344	330
旅費	987	1,067
通信費	253	272
広告宣伝費	94	76
租税公課	3,734	5,278
その他	6,605	6,858
合計	40,352	42,401

(注) 損益計算書中の「営業経費」の内訳であります。

③部門別損益の内訳(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)			当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
	資金運用収支	118,260	—	118,260	110,039	—
資金運用収益	236,107	—	236,107	216,972	—	216,972
資金調達費用	117,846	—	117,846	106,933	—	106,933
役務取引等収支	7,429	—	7,429	9,942	—	9,942
役務取引等収益	8,091	—	8,091	10,333	—	10,333
役務取引等費用	662	—	662	391	—	391
その他業務収支	3,264	—	3,264	1,230	—	1,230
その他業務収益	14,015	—	14,015	9,526	—	9,526
その他業務費用	10,751	—	10,751	8,296	—	8,296
業務粗利益	128,954	—	128,954	121,211	—	121,211
業務粗利益率	0.82%	—	0.82%	0.79%	—	0.79%

(注)「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありません。

④資金運用勘定・調達勘定の分析(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)			当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
	資金運用勘定					
平均残高	15,751,830	—	15,751,830	15,435,112	—	15,435,112
利息	236,107	—	236,107	216,972	—	216,972
利回り	1.50%	—	1.50%	1.41%	—	1.41%
うち貸出金						
平均残高	13,541,196	—	13,541,196	13,132,098	—	13,132,098
利息	207,042	—	207,042	187,526	—	187,526
利回り	1.53%	—	1.53%	1.43%	—	1.43%
うち有価証券						
平均残高	1,636,192	—	1,636,192	1,768,673	—	1,768,673
利息	20,748	—	20,748	21,402	—	21,402
利回り	1.27%	—	1.27%	1.21%	—	1.21%
うち預け金						
平均残高	53,752	—	53,752	55,112	—	55,112
利息	46	—	46	43	—	43
利回り	0.09%	—	0.09%	0.08%	—	0.08%
資金調達勘定						
平均残高	13,201,206	—	13,201,206	12,854,060	—	12,854,060
利息	117,846	—	117,846	106,933	—	106,933
利回り	0.89%	—	0.89%	0.83%	—	0.83%
うち債券・社債						
平均残高	4,286,182	—	4,286,182	4,459,805	—	4,459,805
利息	40,986	—	40,986	39,680	—	39,680
利回り	0.96%	—	0.96%	0.89%	—	0.89%
うち借入金						
平均残高	8,902,141	—	8,902,141	8,272,450	—	8,272,450
利息	76,785	—	76,785	66,982	—	66,982
利回り	0.86%	—	0.86%	0.81%	—	0.81%

(注)「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありません。

⑤ 役務取引等収支の内訳(単体)

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)			当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
役務取引等収益	8,091	—	8,091	10,333	—	10,333
うち預金・貸出業務	6,242	—	6,242	8,685	—	8,685
役務取引等費用	662	—	662	391	—	391
うち為替業務	—	—	—	—	—	—
役務取引等収支	7,429	—	7,429	9,942	—	9,942

(注)「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありません。

⑥ その他業務収支の内訳(単体)

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)			当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
その他業務収支	3,264	—	3,264	1,230	—	1,230
外国為替売買損益	7,862	—	7,862	△4,043	—	△4,043
国債等債券損益	5,140	—	5,140	902	—	902
その他	△9,737	—	△9,737	4,371	—	4,371

(注)「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありません。

(5) 諸比率等

① 利鞘(単体)

(単位：%)

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)		当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	
	(1) 資金運用利回①	1.50		1.41
(イ) 貸出金利回	1.53		1.43	
(ロ) 有価証券利回	1.27		1.21	
(2) 資金調達原価②	1.21		1.17	
(イ) 預金等利回	—		—	
(ロ) 外部負債利回	0.90		0.84	
(3) 総資金利鞘①-②	0.29		0.23	

(注)「外部負債」=債券+コールマネー+借入金+短期社債+社債

② 1株当たり情報(単体)

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)		当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	
	1株当たり純資産額	62,325.41円		59,089.25円
1株当たり当期純利益金額	2,064.53円		2,694.25円	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)		当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	
	当期純利益	90,080百万円		117,865百万円
普通株主に帰属しない金額 (特定投資業務に係る当期 純利益のうち国庫に帰属 すべき額に相当する金額)	—百万円		309百万円	
普通株式に係る当期純利益	90,080百万円		117,556百万円	
普通株式の期中平均株式数	43,632千株		43,632千株	

③利益率(単体)

(単位：%)

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)		当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	
	ROA			
総資產業務純利益率 (一般貸倒引当金繰入前)		0.55		0.50
総資産経常利益率		0.93		1.10
総資産当期純利益率		0.56		0.74
ROE				
自己資本業務純利益率 (一般貸倒引当金繰入前)		3.45		2.93
自己資本経常利益率		5.77		6.50
自己資本当期純利益率		3.51		4.39

④支払承諾の残高内訳(単体)

種類	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)		当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
保証	42	167,482	46	180,124

⑤1店舗当たり貸出金(単体)

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
1店舗当たり貸出金	1,219,007	1,192,672

⑥職員一人当たり貸出金(単体)

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
職員一人当たり貸出金	11,325	11,052

⑦中小企業等貸出金(単体)

		前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
中小企業等貸出金残高①	百万円	1,191,086	1,130,803
総貸出金残高②	百万円	13,409,078	13,119,393
中小企業等貸出金比率①/②	%	8.88	8.62
中小企業等貸出先件数③	件	1,153	1,070
総貸出先件数④	件	2,722	2,609
中小企業等貸出先件数比率③/④	%	42.36	41.01

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

2. 開示債権と引当・保全の状況(単体)

資産自己査定、債権保全状況(平成28年3月末)

(単位:億円)

債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	非分類～II分類	III分類	(IV分類)	貸倒引当金	(参考)引当金及び担保・保証等によるカバー率	リスク管理債権
破綻先 実質破綻先 29	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 29	うち担保・保証・引当金によるカバー 29 うち引当金 6	引当率100.0% 引当金は非分類に計上	(部分直接償却) 78	230	100.0%	破綻先債権 7
破綻懸念先 522	危険債権 522	うち担保・保証・引当金によるカバー 507 うち引当金 224	引当率92.9% 引当金は非分類に計上	(部分直接償却) 7		97.0%	延滞債権 538
要管理先 284	要管理債権 278	うち担保・保証によるカバー 151	信用部分に対する引当率 72.7%	(部分直接償却) —		87.6%	3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権 277
要注意先 745	正常債権 132,434				389	債権残高に対する引当率 9.2%	
正常先 131,682						債権残高に対する引当率 0.2%	
債権残高合計 133,263	債権合計 133,263				貸倒引当金合計 619	債権残高に対する引当率 0.5%	リスク管理債権 824

(注) 1. 「要管理債権」は、個別貸出金ベースで、リスク管理債権における3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に一致します。

「要管理先」債権は、「要管理債権」を有する債務者に対する総与信額です。

2. リスク管理債権の合計額と金融再生法開示債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに要管理債権の合計額の差額は、金融再生法開示債権に含まれる貸出金以外の債権額です。

3. 要管理債権及び危険債権のIV分類は、実質破綻先及び破綻先から債務者区分が上方遷移した取引先に対するものです。

4. 本表の金額につきましては、リスク管理債権は単位未満切り捨て、その他の金額につきましては、単位未満四捨五入にて表示しております。

(参考情報)

(1) 資産自己査定について

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分及び資産分類を実施しています。

格付及び資産自己査定の実施にあたっては、投融资部門から独立した審査部がこれを決定し、資産自己査定結果については取締役会に報告しています。

また、資産自己査定の結果については、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法開示債権も含めて、資産の分類及び集計の妥当性について監査法人による監査を受け、リスク管理債権及び金融再生法開示債権を開示しています。

(注) 当行では、原則として債権等に対する取立不能見込額を部分直接償却する会計処理を実施しております。

(2) 金融再生法に基づく開示債権

資産査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承認見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分しています。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権

3. 要管理債権

3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権

4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権

(3) 銀行法に基づくリスク管理債権

1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものに該当する貸出金

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、1.に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のもに該当する貸出金

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金(1.及び2.に掲げるものを除く。)

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1.～3.に掲げるものを除く。)

銀行法施行規則より抜粋

3. 金融再生法開示債権の状況(単体)

金融再生法開示債権(部分直接償却実施後)

(単位:百万円)

	前事業年度末 (平成27年3月末)	当事業年度末 (平成28年3月末)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	503	2,850
危険債権	79,328	52,243
要管理債権	21,741	27,792
小計	101,572	82,886
正常債権	13,504,662	13,243,372
合計	13,606,235	13,326,258

(単位:百万円)

	前事業年度末 (平成27年3月末)	当事業年度末 (平成28年3月末)
部分直接償却実施額	34,371	22,791

開示債権合計残高(未残、部分直接償却実施後)に対する比率

(単位:%)

	前事業年度末 (平成27年3月末)	当事業年度末 (平成28年3月末)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.00	0.02
危険債権	0.58	0.39
要管理債権	0.16	0.21
正常債権	99.25	99.38

保全状況

(単位:%)

	前事業年度末 (平成27年3月末)	当事業年度末 (平成28年3月末)
保全率(部分直接償却実施後)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0
危険債権	99.0	97.0
要管理債権	75.5	87.6
信用部分に対する引当率 (部分直接償却実施後)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0
危険債権	94.4	92.9
要管理債権	63.0	72.7
その他の債権に対する引当率 (部分直接償却実施後)		
要管理債権以外の要注意先債権	9.7	9.2
正常先債権	0.2	0.2

4. リスク管理債権の状況(連結)

リスク管理債権(部分直接償却実施後)

(単位:百万円)

	前連結会計年度末 (平成27年3月末)	当連結会計年度末 (平成28年3月末)
破綻先債権	—	786
延滞債権	80,537	53,893
3ヵ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	21,741	27,792
合計	102,278	82,472

貸出金残高(未残、部分直接償却実施後)に対する比率

(単位:%)

	前連結会計年度末 (平成27年3月末)	当連結会計年度末 (平成28年3月末)
破綻先債権	—	0.01
延滞債権	0.61	0.42
3ヵ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	0.16	0.21
リスク管理債権合計/貸出金残高(未残)	0.77	0.64

業種別リスク管理債権

(単位:百万円)

	前連結会計年度末 (平成27年3月末)	当連結会計年度末 (平成28年3月末)
製造業	25,681	20,481
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	77	25
建設業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	295	255
情報通信業	255	278
運輸業、郵便業	14,500	12,412
卸売業、小売業	15,273	9,561
金融業、保険業	3,048	4,784
不動産業、物品賃貸業	29,323	20,436
各種サービス業	13,823	14,236
地方公共団体	—	—
その他	—	—
合計	102,278	82,472

5. 自己資本比率の状況

自己資本比率の状況につきましては、Ⅲ.自己資本充実の状況(P.210~227)に記載しております。

6. 特定投資業務に係る業務別収支計算書(単体)

当事業年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位: 百万円)

科目	特定投資業務	特定投資業務以外の業務	合計
経常収益	986	343,923	344,910
資金運用収益	58	216,913	216,972
役務取引等収益	922	9,411	10,333
その他業務収益	—	9,526	9,526
その他経常収益	5	108,072	108,077
経常費用	62	170,179	170,241
資金調達費用	—	106,933	106,933
役務取引等費用	—	391	391
その他業務費用	—	8,296	8,296
営業経費	59	42,341	42,401
その他経常費用	3	12,216	12,219
経常利益	923	173,744	174,668
特別利益	—	70	70
特別損失	—	441	441
税引前当期純利益	923	173,374	174,298
法人税等合計	304	56,127	56,432
当期純利益	618	117,247	117,865

(注記)

1. 業務別収支計算書及び注記の作成の基礎

業務別収支計算書及び注記は、株式会社日本政策投資銀行が、株式会社日本政策投資銀行法(以下「法」という。)附則第2条の19の規定により、特定投資業務と特定投資業務以外の業務の区分ごとの収支の状況及び、当該事業年度の末日において特定投資業務に係る利益又は損失としてその他利益剰余金を特定投資剰余金に振り替える額の算定の過程を記載した書類を財務大臣に提出するとともに、これを公表するために、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令附則第2条第1項に準拠し、作成している。

業務別収支計算書及び注記の作成に当たり採用した重要な会計方針は、以下の「2. 重要な会計方針」のとおりである。

2. 重要な会計方針

(整理方法)

(1) 次に掲げる収益又は費用は、次の方法により法附則第2条の19各号に掲げる業務に整理。

(i) 貸倒引当金戻入益及び貸倒引当金繰入額のうち一般貸倒引当金の繰入額及び取崩額 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る貸出金の額のうちそれぞれ一般貸倒引当金の計上対象となるものの期首及び期末の平均残高の額の比率により配分。

(ii) 営業経費 特定投資業務に係る貸出金、有価証券(ただし国債は除く。)及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権(貸出金及び有価証券を除く。)の額の合計額の期首及び期末の平均残高の額に株式会社日本政策投資銀行の平均営業経費の額(当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額を平均したものをいう。)を株式会社日本政策投資銀行の平均投融資残高の額(当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の貸出金、有価証券(ただし国債は除く。)及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権(貸出金及び有価証券を除く。)の額の合計額の期首及び期末の平均残高の額を平均したものをいう。)で除して得た比率を乗じて得た額(小数点以下を四捨五入するものとする。)を特定投資業務に係る営業経費の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る営業経費の額に整理。

(iii) その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第2条の12第3項第2号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするものとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合に限る。)に係る営業経費及びこれに類する費用 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券(ただし国債は除く。)及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権(貸出金及び有価証券を除く。)の額の合計額の当該事業者における期首及び期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理。

(iv) 法人税等合計 特定投資業務に係る税引前当期純利益又は税引前当期純損失の額に、特定投資業務に係る法人税法(昭和40年法律第34号)第23条第1項に規定する配当等の額及び同法第23条の2第1項に規定する剰余金の配当等の額を減少した額に法定実効税率を乗じて得た額を特定投資業務に係る法人税等合計の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の法人税等合計の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る法人税等合計の額に整理。

(2) (1) に掲げる収益又は費用以外のものは、法附則第2条の19各号に掲げる業務に直接整理。

Ⅲ. 自己資本充実の状況

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に基づき、自己資本比率を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。

(参考)

当行および当行グループは、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出において標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出において基礎的手法を採用しております。また、当行および当行グループはマーケット・リスク規制を導入しておりません。

【1】自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成に関する開示事項(連結)

(単位：百万円)

項目	平成27年3月31日		平成28年3月31日		国際様式の 該当番号
		経過措置に よる不算入額		経過措置に よる不算入額	
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目 (1)					
普通株式に係る株主資本の額	2,589,627		2,423,204		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	2,267,419		1,995,890		1a
うち、利益剰余金の額	344,728		456,591		2
うち、自己株式の額(△)	—		—		1c
うち、社外流出予定額(△)	22,520		29,277		26
うち、上記以外に該当するものの額	—		—		
普通株式に係る新株予約権の額	—		—		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	48,312	72,469	391,137	35,992	3
普通株式等Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額	24		24		5
経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	1,838		1,316		
うち、非支配株主持分等に係る経過措置により算入される額	1,838		1,316		
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,639,803		2,815,681		6
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目 (2)					
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,781	2,671	3,315	2,210	8+9
うち、のれんに係るものの額(のれん相当差額を含む。)の額	333	500	436	290	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	1,447	2,171	2,879	1,919	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	80	120	110	73	10
繰延ヘッジ損益の額	13,324	19,987	20,736	13,824	11
適格引当金不足額	—	—	—	—	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—	14
退職給付に係る資産の額	676	1,014	1,009	672	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—	21

(単位：百万円)

項目	平成27年3月31日		平成28年3月31日		国際様式の 該当番号
		経過措置に よる不算入額		経過措置に よる不算入額	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関するものの額	—	—	—	—	23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関するものの額	—	—	—	—	24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額	—	—	—	—	25
その他 Tier1 資本不足額	—	—	—	—	27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (口)	15,862	—	25,172	—	28
普通株式等 Tier1 資本	—	—	—	—	—
普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (口)) (ハ)	2,623,941	—	2,790,509	—	29
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)	—	—	—	—	—
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	—	—	31a
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	—	—	31b
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—	—	—	—	32
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—	30
その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	10,599	—	597	—	34-35
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	—	—	33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—	—	—	—	33
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—	—	—	—	35
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	1,269	—	384	—	—
うち、為替換算調整勘定の額	970	—	171	—	—
うち、非支配株主持分等に係る経過措置により算入される額	299	—	213	—	—
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	11,869	—	982	—	36
その他 Tier1 資本に係る調整項目	—	—	—	—	—
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—	38
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—	39
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	24	37	4	3	40
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	500	—	200	—	—
うち、無形固定資産（のれんに係るものに限る。）の額	500	—	200	—	—
Tier2 資本不足額	—	—	—	—	42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	525	—	295	—	43
その他 Tier1 資本	—	—	—	—	—
その他 Tier1 資本の額 ((ニ) - (ホ)) (ヘ)	11,343	—	686	—	44
Tier1 資本	—	—	—	—	—
Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)	2,635,285	—	2,791,197	—	45
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)	—	—	—	—	—
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	—	—	—
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	—	—	—
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	—	—	—	—	46
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

項目	平成27年3月31日		平成28年3月31日		国際様式の 該当番号
		経過措置に よる不算入額		経過措置に よる不算入額	
Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	157		141		48-49
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—		47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—		—		47
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	—		—		49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	46,580		38,493		50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	46,580		38,493		50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	—		—		50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	35,905		13,575		
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入される額	35,905		13,575		
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	82,642		52,210		51
Tier2 資本に係る調整項目					
自己保有Tier2 資本調達手段の額	—	—	—	—	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—	54
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—	55
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	—		—		
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	—		—		57
Tier2 資本					
Tier2 資本の額((チ) - (リ)) (ヌ)	82,642		52,210		58
総自己資本					
総自己資本の額((ト) + (ヌ)) (ル)	2,717,927		2,843,407		59
リスク・アセット (5)					
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	3,343		2,669		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の無形固定資産の額	2,171		1,919		
うち、その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	37		3		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	120		73		
うち、退職給付に係る資産の額	1,014		672		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	16,173,097		15,908,614		60
連結自己資本比率					
連結普通株式等Tier1 比率((ハ) / (ヲ))	16.22%		17.54%		61
連結Tier1 比率((ト) / (ヲ))	16.29%		17.54%		62
連結総自己資本比率((ル) / (ヲ))	16.80%		17.87%		63
調整項目に係る参考事項 (6)					
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	82,005		72,291		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	966		1,221		73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—		—		74

(単位：百万円)

項目	平成27年3月31日		平成28年3月31日		国際様式の 該当番号
		経過措置に よる不算入額		経過措置に よる不算入額	
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る 調整項目不算入額	1,890		2,332		75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に 関する事項(7)					
一般貸倒引当金の額	46,580		38,493		76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	199,133		195,844		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額 から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール 向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除 した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—		78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	—		—		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項(8)					
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	—		—		82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—		83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	—		—		84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—		85

自己資本の構成に関する開示事項(単体)

(単位：百万円)

項目	平成27年3月31日		平成28年3月31日		国際様式の 該当番号
		経過措置に よる不算入額		経過措置に よる不算入額	
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)					
普通株式に係る株主資本の額	2,579,918		2,396,364		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	2,267,419		1,995,890		1a
うち、利益剰余金の額	335,018		429,751		2
うち、自己株式の額(△)	—		—		1c
うち、社外流出予定額(△)	22,520		29,277		26
うち、上記以外に該当するものの額	—		—		
普通株式に係る新株予約権の額	—		—		1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	46,786	70,179	389,499	34,900	3
経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—		—		
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,626,704		2,785,863		6
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)					
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	1,428	2,143	2,855	1,903	8+9
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	1,428	2,143	2,855	1,903	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—	10
繰延ヘッジ損益の額	12,886	19,330	21,027	14,018	11
適格引当金不足額	—	—	—	—	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—	14
前払年金費用の額	356	534	535	356	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関するものの額	—	—	—	—	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に関するものの額	—	—	—	—	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—	—	—	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関するものの額	—	—	—	—	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に関するものの額	—	—	—	—	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—	—	—	25
その他 Tier1 資本不足額	24		4		27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	14,697		24,422		28
普通株式等 Tier1 資本					
普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	2,612,007		2,761,441		29

(単位：百万円)

項目	平成27年3月31日		平成28年3月31日		国際横式の 該当番号
		経過措置に よる不算入額		経過措置に よる不算入額	
その他Tier1 資本に係る基礎項目 (3)					
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及び その内訳	—		—		31a
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		—		31b
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—		—		32
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段 の額	—		—		
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—		33+35
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の 額に算入されるものの額の合計額	—		—		
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二)	—		—		36
その他Tier1 資本に係る調整項目					
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	—		—		37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—		—		38
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—		—		39
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	24	37	4	3	40
経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の 額に算入されるものの額の合計額	—		—		
Tier2 資本不足額	—		—		42
その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	24		4		43
その他Tier1 資本					
その他Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)	—		—		44
Tier1 資本					
Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)	2,612,007		2,761,441		45
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)					
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		—		
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		—		
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	—		—		46
特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	—		—		
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に 係る基礎項目の額に含まれる額	—		—		47+49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	46,923		38,871		50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	46,923		38,871		50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	—		—		50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に 算入されるものの額の合計額	33,271		13,227		
うち、評価・換算差額等に係る経過措置により算入さ れる額	33,271		13,227		
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	80,194		52,098		51
Tier2 資本に係る調整項目					
自己保有Tier2 資本調達手段の額	—	—	—	—	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本 調達手段の額	—	—	—	—	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—	54
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—	55

(単位：百万円)

項目	平成27年3月31日		平成28年3月31日		国際様式の 該当番号
		経過措置に よる不算入額		経過措置に よる不算入額	
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に 算入されるものの額の合計額	—		—		
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	—		—		57
Tier2 資本					
Tier2 資本の額((チ) - (リ)) (ヌ)	80,194		52,098		58
総自己資本					
総自己資本の額((ト) + (ヌ)) (ル)	2,692,202		2,813,539		59
リスク・アセット (5)					
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの の額の合計額	2,715		2,263		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツ に係るもの以外の無形固定資産の額	2,143		1,903		
うち、その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段 の額	37		3		
うち、前払年金費用の額	534		356		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	16,431,381		16,695,289		60
自己資本比率					
普通株式等Tier1 比率((ハ) / (ヲ))	15.89%		16.54%		61
Tier1 比率((ト) / (ヲ))	15.89%		16.54%		62
総自己資本比率((ル) / (ヲ))	16.38%		16.85%		63
調整項目に係る参考事項 (6)					
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整 項目不算入額	79,434		72,321		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち 普通株式に係る調整項目不算入額	348		394		73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに 係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—		—		74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る 調整項目不算入額	1,707		2,124		75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に 関する事項 (7)					
一般貸倒引当金の額	46,923		38,871		76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	202,355		205,678		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額 から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール 向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除 した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—		78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	—		—		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)					
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	—		—		82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—		83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	—		—		84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—		85

【2】定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 告示第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「連結グループ」）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき連結の範囲（以下、「会計連結範囲」）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

相違はありません。

(2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結子会社 25社

主要な連結子会社

会社名	主要業務内容
株式会社日本経済研究所	調査、コンサルティング、アドバイザリー事業
株式会社価値総合研究所	調査、コンサルティング、アドバイザリー事業
DBJ証券株式会社	証券業
DBJキャピタル株式会社	投資事業組合の管理等
DBJアセットマネジメント株式会社	投資運用業・投資助言・代理業
DBJ Singapore Limited	投融資サポート業務、アドバイザリー業務等
DBJ Europe Limited	投融資サポート業務、アドバイザリー業務等
DBJ投資アドバイザリー株式会社	投資助言・代理業等
DBJリアルエステート株式会社	不動産賃貸業等
政投銀投資諮詢(北京)有限公司	投融資サポート業務、アドバイザリー業務等

(3) 告示第9条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融関連業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

該当ありません。

(4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額ならびに主要な業務の名称

該当ありません。

(5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

該当ありません。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、自己資本の充実度に関しましては、信用リスク、投資リスク、金利リスク、オペレーショナル・リスク等を計量化し、それらの合計額と自己資本額を比較することによって、自己資本の余力を計測しております。この余力を以て、計量化できないリスクや不測の事態への対応、新規融資等のリスクテイクに十分かどうか判断し、業務運営の方向性を設定しております。

3. 信用リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当行では、融資・債務保証先の財務状況の悪化等により、資産価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクを信用リスクと定義し、このうち一定の計測期間において平均的に発生が見込まれる損失を「予想損失」(EL)、平均的に見込まれる損失額を超えて発生する損失を「予想外損失」(UL)として、ULと自己資本額とを定期的に比較して自己資本の余力を計測しております。

ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは実施しておりません。

(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、与信先の信用力の高低により必要に応じて担保・保証を取得しており、その取得にあたっては担保物件の処分により回収が確実と見込まれる金額の多寡や保証人の信用力等の観点から個々に有効性を判断しております。

担保評価等は、原則として投融資部店からの依頼に基づき、審査部が実施しております。投融資部店及び審査部はこの結果に基づき信用リスク管理を行っており、また原則全ての担保物件について年1～2回の評価の見直しを実施して、担保物件の最新の状況を把握しております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行は、取引相手の格付や与信額の規模等を定期的に参照して、取引開始の可否の決定や既存取引のリスク把握を実施しています。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当行が保有している証券化エクスポージャーは、その多くが内部格付手法における「特定貸付債権」(自己資本比率告示第1条第47号)に該当しており、それらのエクスポージャーについては通常の企業向け与信に適用される行内格付とは異なる、特定貸付債権の特性により適した評点制度に基づき格付を付与し、その高低に応じたリスク管理を実施しております。なお、当該格付はエクスポージャーの新規取得時に付与するのみならず、その後も定期的に見直しを行っております。

また、当行は主に投資家として証券化取引及び再証券化取引に取り組んでおり、取得したエクスポージャーについては満期までの保有を原則としております。

ロ. 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

当行では信用リスク管理の枠組みの中で必要な体制の整備を構築しております。すなわち、営業担当部署においては信用リスク管理の一環として包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時把握するよう努めており、信用力に変動が生じていないかどうかについてモニタリングを行っております。また、係る情報については審査部にも提供され、審査部は必要に応じて係る情報に基づき債務者格付の変更等を随時実施しております。

ハ. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称標準的手法を採用しております。

二. 証券化取引に関する会計方針

投資家として証券化取引を行っております。当該取引に対する会計処理に関しては、「金融商品に関する会計基準」等に従って適正な処理を行っております。

ホ. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)。

7. マーケット・リスクに関する事項

マーケット・リスク相当額に係る額を算入しておりません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当行では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは機能しないこと、もしくは外生的事象により損失が発生するリスク」と定義しております。

当行は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定めています。

当行は、各店舗にオペレーショナル・リスク・オフィサーを設置しリスクに関するデータ収集手続を定める等、リスクの把握やデータベースの整備を図っております。

また、金融業務の高度化・多様化等の進展に伴い生じうる多様なオペレーショナル・リスクを、適切に特定、評価・計測、モニタリング、コントロールするための管理手法・管理態勢の整備・強化に取り組んでおります。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
基礎的手法を採用しております。

9. 銀行勘定における出資
又は株式等エクスポ
ージャーに関するリスク管
理の方針及び手続の概要

当行では、投資先の財務状況の悪化、または市場環境の変化等により、資産（オフバランス資産を含む）の経済価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクを投資リスクと定義しております。新規のエクスポージャー取得にあたっては投資分野等ごとに投資リスクに見合うリターンが見込めるか検討を行い、その後も保有エクスポージャーのパフォーマンス評価を定期的を実施しております。

10. 銀行勘定における金利
リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当行は、長期かつ固定金利での貸付が多くを占めますが、これに見合う長期固定の調達等により金利リスクの低減化を図っております。金利リスクの計測手法としては Value at Risk (VaR) や Basis Point Value (BPV) 等を算出して経済価値の観点からの各リスク量を把握しております。

定期的に VaR や 200BPV と自己資本とを比較し、金利リスクが自己資本の一定範囲に収まることを確認しております。

ロ. 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当行では、以下の方法により金利リスクを算定しております。

- ① VaR：保有期間1年、観測期間5年、信頼区間99.9%、ヒストリカル法により計測
- ② 保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値
- ③ 200BPV：標準的な金利ショックとして金利が2%平行移動した場合の経済価値変動額を計測

【3】定量的な開示事項

定量的な開示事項(連結)

1. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く。)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成26年度 (平成27年3月31日)	平成27年度 (平成28年3月31日)
貸出金	12,513,935	12,439,266
出資・ファンド	584,878	599,297
中央清算機関関連	12,808	15,712
コミットメント・支払承諾	518,192	450,976
債券(国債・社債等)	1,071,870	850,148
現先・コールローン	394,043	7,962
その他	935,649	1,122,837
合計	16,031,378	15,486,201

ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち次に掲げる区分ごとの額

(1) 地域別

(単位:百万円)

	平成26年度 (平成27年3月31日)	平成27年度 (平成28年3月31日)
国内合計	16,024,252	15,476,856
海外合計	7,126	9,345

(注)「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。

(2) 業種別又は取引相手別

(単位:百万円)

	平成26年度 (平成27年3月31日)	平成27年度 (平成28年3月31日)
製造業	3,414,170	3,184,409
農業、林業	1,014	184
漁業	500	350
鉱業、採石業、砂利採取業	68,710	79,711
建設業	60,527	54,949
電気・ガス・熱供給・水道業	3,507,215	3,586,791
情報通信業	468,917	427,900
運輸業、郵便業	2,589,470	2,418,207
卸売業、小売業	1,048,632	988,276
金融業、保険業	2,024,675	1,608,972
不動産業、物品賃貸業	1,892,500	2,098,076
各種サービス業	322,315	320,266
地方公共団体	16,405	16,645
その他	616,320	701,458
合計	16,031,378	15,486,201

(3) 残存期間別

(単位：百万円)

	平成26年度 (平成27年3月31日)	平成27年度 (平成28年3月31日)
5年以下	7,972,828	7,504,681
5年超10年以下	4,536,950	4,619,964
10年超15年以下	1,751,721	1,703,740
15年超	855,797	630,494
期間のないもの等	914,080	1,027,321

ハ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額 (信用リスク削減手法の効果を勘案した後の額)

(単位：百万円)

		平成26年度 (平成27年3月31日)	平成27年度 (平成28年3月31日)
リスク・ウェイト	0%	532,466	564,565
同	10%	11,411	6,185
同	20%	1,845,956	1,265,891
同	50%	6,569,284	6,424,898
同	100%	6,946,420	7,065,556
同	150%	13,836	40,439
同	250%	6,439	6,490
同	1,250%	1,888	2,242
同	その他	68,294	79,448

2. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャー
該当ありません。

ロ. 連結グループが投資家である証券化エクスポージャー

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成26年度 (平成27年3月31日)	平成27年度 (平成28年3月31日)
ストラクチャード・ファイナンス	957,747	1,007,271
うち再証券化エクスポージャー	—	—
クレジット・デリバティブ	16,904	7,328
うち再証券化エクスポージャー	10,514	5,454
ファンド(注)	223,706	211,724
うち再証券化エクスポージャー	—	—

(注) ファンド保有資産をルックスルーしたものであり、ファンド向けコミットメントを含みます。

(2) 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

			平成26年度 (平成27年3月31日)	平成27年度 (平成28年3月31日)
リスク・ウェイト	0%	残高	70,576	76,766
		所要自己資本額	0	0
同	20%	残高	69,875	74,905
		所要自己資本額	1,118	1,198
同	50%	残高	29,243	44,945
		所要自己資本額	1,169	1,797
同	100%	残高	670,599	681,563
		所要自己資本額	53,647	54,525
同	1,250%	残高	347,169	322,615
		所要自己資本額	347,169	322,615
同	その他(注)	残高	378	20,073
		所要自己資本額	63	6,334

(注) 告示附則第15条の経過措置を適用したエクスポージャー等

[再証券化エクスポージャー]

(単位：百万円)

		平成26年度 (平成27年3月31日)	平成27年度 (平成28年3月31日)
リスク・ウェイト	40%	10,514	5,454
	残高		
	所要自己資本額	336	174

(3) 自己資本比率告示第247条の規定により1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳
(単位：百万円)

	平成26年度 (平成27年3月31日)	平成27年度 (平成28年3月31日)
ストラクチャード・ファイナンス	123,850	111,401
ファンド(注)	223,328	211,214

(注) ファンド保有資産をルックスルーしたものであり、ファンド向けコミットメントを含みます。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

(5) 自己資本比率告示附則第15条の適用(証券化エクスポージャーに関する経過措置)により算出される

信用リスク・アセットの額

(単位：百万円)

	平成26年度 (平成27年3月31日)	平成27年度 (平成28年3月31日)
信用リスク・アセット額	—	—

3. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

	平成26年度 (平成27年3月31日)	平成27年度 (平成28年3月31日)
金利ショックに対する経済的価値の増減額	保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値の測定による金利ショックに伴う経済的価値の減少額 139億円	保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値の測定による金利ショックに伴う経済的価値の減少額 101億円

連結レバレッジ比率の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項目	平成27年 3月31日	平成28年 3月31日	国際様式 (表2)の 該当番号	国際様式 (表1)の 該当番号
オン・バランス資産の額 (1)				
調整項目控除前のオン・バランス資産の額	16,126,048	15,645,193	1	
連結貸借対照表における総資産の額	16,360,608	15,907,180	1a	1
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率の範囲に 含まれない子法人等の資産の額	—	—	1b	2
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率の範囲に 含まれる子会社の資産の額(連結貸借対照表における 総資産の額に含まれる額を除く。)	—	—	1c	7
連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目 以外の資産の額(△)	234,560	261,986	1d	3
Tier1 資本に係る調整項目の額(△)	3,063	4,731	2	7
オン・バランス資産の額 (イ)	16,122,985	15,640,462	3	
デリバティブ取引等に関する額 (2)				
デリバティブ取引等に関する再構築コストの額	181,079	118,524	4	
デリバティブ取引等に関するアドオンの額	60,645	49,676	5	
デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の 対価の額	937	13,873		
連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に 関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額	—	—	6	
デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の 対価の額のうち控除する額(△)	—	—	7	
清算会員である銀行又は銀行持株会社が補償を義務づけられて いない顧客とのトレード・エクスポージャーの額(△)	—	—	8	
クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合に おける調整後想定元本の額	20,404	13,828	9	
クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合に おける調整後想定元本の額から控除した額(△)	—	—	10	
デリバティブ取引等に関する額 (ロ)	263,067	195,903	11	4
レポ取引等に関する額 (3)				
レポ取引等に関する資産の額	5,299	—	12	
レポ取引等に関する資産の額から控除した額(△)	—	—	13	
レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクの エクスポージャーの額	0	—	14	
代理取引のエクスポージャーの額	—	—	15	
レポ取引等に関する額 (ハ)	5,300	—	16	5
オフ・バランス取引の額 (4)				
オフ・バランス取引の想定元本の額	1,041,229	1,163,033	17	
オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への 変換調整の額(△)	290,874	332,330	18	
オフ・バランス取引の額 (ニ)	750,354	830,702	19	6
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 (5)				
資本の額 (ホ)	2,635,285	2,791,197	20	
総エクスポージャーの額((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)) (ヘ)	17,141,706	16,667,068	21	8
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率((ホ)/(ヘ))	15.37%	16.74%	22	

定量的な開示事項(単体)

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成26年度 (平成27年3月31日)	平成27年度 (平成28年3月31日)
イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額合計	1,295,076	1,316,522
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	868,388	859,308
(i) 日本国政府・地方公共団体等向けエクスポージャー	—	—
(ii) 金融機関向けエクスポージャー	21,198	14,534
(iii) 法人等向けエクスポージャー	778,030	775,437
(iv) 出資等エクスポージャー	57,445	57,615
(v) その他エクスポージャー	11,713	11,721
② 証券化エクスポージャー	416,047	448,372
③ 中央清算機関関連エクスポージャー	20	25
④ CVA リスクに対する所要自己資本の額	10,620	8,817
ロ. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額	—	—
ハ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	19,434	19,100
ニ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ+ハ)	1,314,510	1,335,622

2. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く。)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成26年度 (平成27年3月31日)	平成27年度 (平成28年3月31日)
貸出金	12,715,642	12,662,784
出資・ファンド	654,084	657,256
中央清算機関関連	12,808	15,712
コミットメント・支払承諾	521,833	453,128
債券(国債・社債等)	1,071,828	850,148
現先・コールローン	394,043	7,962
その他	747,151	831,624
合計	16,117,392	15,478,616

ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち次に掲げる区分ごとの額

(1) 地域別

(単位：百万円)

	平成26年度 (平成27年3月31日)	平成27年度 (平成28年3月31日)
国内合計	16,117,392	15,478,616
海外合計	—	—

(注) 当行には、海外店はありません。

(2) 業種別又は取引相手別

(単位：百万円)

	平成26年度 (平成27年3月31日)	平成27年度 (平成28年3月31日)
製造業	3,414,170	3,184,409
農業、林業	1,014	184
漁業	500	350
鉱業、採石業、砂利採取業	68,710	79,711
建設業	60,527	54,949
電気・ガス・熱供給・水道業	3,507,215	3,586,791
情報通信業	468,917	427,900
運輸業、郵便業	2,589,470	2,418,207
卸売業、小売業	1,048,632	988,276
金融業、保険業	2,242,843	1,834,706
不動産業、物品賃貸業	1,969,613	2,174,852
各種サービス業	323,428	321,379
地方公共団体	16,405	16,645
その他	405,940	390,250
合計	16,117,392	15,478,616

(3) 残存期間別

(単位：百万円)

	平成26年度 (平成27年3月31日)	平成27年度 (平成28年3月31日)
5年以下	8,066,411	7,646,767
5年超10年以下	4,614,243	4,674,053
10年超15年以下	1,751,721	1,703,740
15年超	864,197	635,901
期間のないもの等	820,817	818,154

八. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額 (信用リスク削減手法の効果を勘案した後の額)

(単位：百万円)

		平成26年度 (平成27年3月31日)	平成27年度 (平成28年3月31日)
リスク・ウェイト	0%	532,466	564,565
同	10%	11,411	6,185
同	20%	1,815,834	1,237,802
同	50%	6,569,284	6,424,898
同	100%	7,051,069	7,078,666
同	150%	13,836	40,439
同	250%	5,638	5,455
同	1,250%	1,888	2,242
同	その他	69,429	89,609

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減効果が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成26年度 (平成27年3月31日)	平成27年度 (平成28年3月31日)
適格金融資産担保	5,299	—
保証又はクレジット・デリバティブ	1,016,328	1,002,656

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成26年度 (平成27年3月31日)	平成27年度 (平成28年3月31日)
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・ エクスポージャー方式	カレント・ エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	246,921	175,991
グロスのアドオン額と取引種類別の内訳	72,790	59,799
うち金利関連取引	35,496	28,496
うち外国為替関連取引	37,071	30,954
うちクレジット・デリバティブ取引	175	325
うちその他のコモディティ取引関連取引	48	24
ネットिंगによる与信相当額削減額	80,322	73,028
ネットの与信相当額	239,389	162,762
うちネットの再構築コストの額	180,678	118,206
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの 想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、 プロテクションの購入又は提供の別に区分した額		
クレジット・デフォルト・スワップ提供	20,404	13,829
クレジット・デフォルト・スワップ購入	3,500	6,500
信用リスク削減手法の効果を勘案するために 用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	—	—

(注1) 派生商品取引において、担保による信用リスク削減手法は実施しておりません。

(注2) 与信相当額の算出の対象となるクレジット・デリバティブは、証券化エクスポージャーに該当するものを含んでおります。別掲の証券化エクスポージャーと一部データにつき重複があるほか、いわゆるシングルネームCDSの提供につきましては支払承諾見返として参照企業に対する法人等向けエクスポージャーとして計測しているものも含んでおります。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャー

該当ありません。

ロ. 銀行が投資家である証券化エクスポージャー

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成26年度 (平成27年3月31日)	平成27年度 (平成28年3月31日)
ストラクチャード・ファイナンス	1,011,991	1,139,376
うち再証券化エクスポージャー	—	—
クレジット・デリバティブ	16,904	7,328
うち再証券化エクスポージャー	10,514	5,454
ファンド(注)	201,028	211,454
うち再証券化エクスポージャー	—	—

(注) ファンド保有資産をルックスルーしたものであり、ファンド向けコミットメントを含みます。

(2) 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

	平成26年度 (平成27年3月31日)	平成27年度 (平成28年3月31日)
リスク・ウェイト		
0%	残高 70,576	76,766
	所要自己資本額 —	—
同 20%	残高 69,875	74,905
	所要自己資本額 1,118	1,198
同 50%	残高 29,243	44,945
	所要自己資本額 1,169	1,797
同 100%	残高 694,066	757,074
	所要自己資本額 55,525	60,565
同 1,250%	残高 341,992	369,500
	所要自己資本額 341,992	369,500
同 その他(注)	残高 13,654	29,512
	所要自己資本額 15,905	15,135

(注) 告示附則第15条の経過措置を適用したエクスポージャー等

[再証券化エクスポージャー]

(単位：百万円)

			平成26年度 (平成27年3月31日)	平成27年度 (平成28年3月31日)
リスク・ウェイト	40%	残高	10,514	5,454
		所要自己資本額	336	174

(3) 自己資本比率告示第247条の規定により1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

			平成26年度 (平成27年3月31日)	平成27年度 (平成28年3月31日)
ストラクチャード・ファイナンス			154,641	167,995
ファンド(注)			187,373	201,505

(注) ファンド保有資産をルックスルーしたものであり、ファンド向けコミットメントを含みます。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ありません。

6. マーケット・リスクに関する事項

当行は、自己資本比率告示第16条に基づき、マーケット・リスク相当額に係る額を算入しておりません。

7. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

			平成26年度 (平成27年3月31日)	平成27年度 (平成28年3月31日)
イ. 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額				
上場株式等エクスポージャー			109,519	84,369
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー			547,155	575,946
ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却損益の額			12,353	45,787
出資等又は株式等エクスポージャーの償却に伴う損益の額			4,776	1,797
ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額			84,749	52,206

(注1) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額は、ありません。

(注2) 自己資本比率告示附則第13条が適用されるエクスポージャーの額は、ありません。

8. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

該当ありません。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

			平成26年度 (平成27年3月31日)	平成27年度 (平成28年3月31日)
金利ショックに対する経済的価値の増減額			保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイトル値と99%タイトル値の測定による金利ショックに伴う経済的価値の減少額 139億円	保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイトル値と99%タイトル値の測定による金利ショックに伴う経済的価値の減少額 101億円

エグジット (EXIT)

元本の償還期日到来時、ないし期限の利益喪失時における償還原資を確保するための戦略のことで、「出口戦略」ともいう。一般的には、対象プロジェクトが順調にキャッシュフローを生み続けている限り、社債発行や借入を通じたリファイナンスによる事業継続を図り、償還期日までにリファイナンスの見込みが立たない場合は、テイル期間（償還期間の後に余裕度を持たせるために設ける期間）を設けてその期間内に売却手続きを図る、とするストラクチャーが多い。

→ P.26, 35, 40

シニアファイナンス (シニア融資)

通常、他の資金より優先的に弁済され、投資リスクが低い資金である。日本において発行されている社債、金融機関から供給されている融資の多くが、シニアファイナンスに該当する。

→ P.24, 34, 104

シンジケート・ローン

幹事金融機関（アレンジャー）が複数の金融機関を集めてシンジケート団を組成し、単一の契約書で同一の約定条件に基づいて行う融資の形態。通常、参加金融機関の債権は譲渡可能となる。

→ P.3, 15, 19, 32, 39, 80, 83, 85, 88, 95, 106

ストラクチャードファイナンス

仕組み金融。事業の立ち上げ、操業期間、その他多様な場面におけるリスクを回避するために、契約や金融技術を駆使することによって、信用リスクをコントロールする金融手法。

→ P.17, 24, 32, 34, 37, 106

デューデリジェンス (Due Diligence)

融資のために行われる、融資対象事業についての詳細かつ多角的な調査のことをいう。

(Due = 「当然支払うべき」、Diligence = 「努力」)

→ P.46

ノンリコース

リコースとは遡求を意味し、ノンリコースとは、融資対象プロジェクトについて、その返済を親会社の保証に依存（＝遡求）することなく、子会社であるSPCが当該事業から生み出す収益およびプロジェクト資産のみに依存することをいう。リミテッドリコースもほぼ同義である。プロジェクトファイナンスでは、ステップインライト（介入権）を金融団が行行使できるよう、事業会社が有する債権、契約上の地位、株式等はすべて金融団が担保として取得する。

→ P.33, 34, 38

ハイブリッドファイナンス

資本と負債の特徴を有する証券等によるファイナンス手法であり、メザニンファイナンスの一種。劣後債、劣後ローン、優先株などによる資金調達があげられる。負債の性質を持つと同時に、格付機関から一定の資本性を認められることが期待できるなど、発行体にとっては財務構成比率を改善し、財務の安定性を高めるメリットがある。

→ P.32, 35

プロジェクトファイナンス

あるプロジェクトの資金調達において、返済原資をその事業から生み出されるキャッシュフローのみに依存するファイナンスのこと。担保は当該事業に関連する資産に限定し、プロジェクトを行う親会社の保証等は原則にはしていない。PFIにおいては、基本的に当該PFI事業のみを行うSPCが設立されること、収入は当該事業により生み出されるキャッシュフローに限られることなどから、プロジェクトファイナンスになじみやすい。

→ P.21, 34, 37, 59, 80, 83, 104

メザニンファイナンス

金融機関が従来取り組んできたシニアファイナンスより返済順位が下位にある資金のことをいう（メザニンとは中2階という意味）。メザニンファイナンスはややリスクの高い資金になるが、米国をはじめ幅広い投資家層を抱えるマーケットにおいては、多様な資金供給手段のひとつとして重要な役割を果たしており、投資リスクに見合った金利・配当水準が設定されることによって、経済合理性が確保されている。

→ P.3, 17, 24, 32-35, 38, 104

リファイナンス

借り換えのこと。償還期日前に、リファイナンス計画を策定し、償還期日までにリファイナンスに関するローン契約のクローズングを済ませることで、リファイナンス手続きが完了する。

→ [P.40](#)

ALM(Asset Liability Management)

金融機関が、その保有する資産および負債を統合して管理のうえ、それらに内在するリスクをコントロールすること。

→ [P.109, 110, 114-116](#)

CSR(Corporate Social Responsibility)

企業の社会的責任。企業の責任は、これまでの製品やサービスの提供、法規制の遵守等にとどまらず、ステークホルダーへの配慮や情報開示、環境への取り組みなど、経済的・法的な責任を超えたより広範なものとしてとらえられるようになってきている。

→ [P.32, 42, 43, 61, 65-100, 105](#)

DIPファイナンス

米国においては、再建型倒産手続きである連邦倒産法第11章手続き(チャプター11)に入った企業(DIP: Debtor In Possession、占有継続債務者)に対する融資のことを指すが、日本においては、再建型倒産手続きである民事再生法や会社更生法の手続き申し立て後、計画認可決定前までの融資をDIPファイナンスという。

→ [P.21, 32, 33, 40, 104](#)

M&Aアドバイザー

企業の買収・合併、事業売却、合併、事業のリストラクチャリング、スピノフ、株式交換、レバレッジド・バイアウト(Leveraged Buy-out: LBO)、企業防衛などに対する多岐にわたるアドバイス業務のこと。企業経営にかかわる戦略的アドバイスやソリューションを提供することで、顧客の短期ならびに長期的な目標の達成を支援する。

→ [P.17, 21, 22, 24, 29, 30, 32, 33, 36, 38, 46, 58, 75, 99, 100, 106](#)

MBO(Management Buyout)

子会社や一事業部門の経営者が、親会社から当該事業部門の支配権を買収するもの。M&Aの一手法であるが、事業の買収者が第三者ではなく、買収対象事業の経営者である場合がMBOである。通常、事業買収資金の全額を当該経営者が調達できるケースは少ないことから、当該事業の資産を担保とした借入を利用するLBOの方式をとることが多い。

→ [P.32, 35, 38](#)

PFI(Private Finance Initiative)

民間の資金、経営能力および技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法。1992年に英国で導入され、日本においては1999年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(「PFI法」)が制定された。租税(=財政負担)の対価として最も価値のあるサービスを提供するというValue for Money(VFM)という概念が、判断基準のひとつである。

→ [P.18, 37, 49, 57, 58, 83, 104, 106](#)

PPP(Public Private Partnership)

社会資本整備や行政サービスの提供に民間主体等を活用し、公民協調により事業を実施する手法。PFIや民営化、民間委託等がある。

→ [P.18, 37, 49, 58, 62, 83, 106](#)

SPC(Special Purpose Company)

特別目的会社。プロジェクトファイナンスにおいては、特定のプロジェクトから生み出されるキャッシュフローを親会社の信用とは切り離すことがポイントであるが、その独立性を法人格的に担保すべく、単一事業会社として設立されるケースが多い。一方、アセットファイナンスにおいては、オリジネーターがオフバランス化を図るべく切り離れた資産を、新たに保有する会社として設立される。

→ [P.36-38, 51](#)

UNEP(United Nations Environment Programme)

国連環境計画。地球環境等に取り組む国連の中核機関。DBJは、2001年6月25日、「環境と持続可能な発展に関する金融機関声明(UNEP Statement by Financial Institutions on the Environment and Sustainable Development)」に、日本の銀行として初めて署名した。

→ [P.41, 92, 95](#)

平成28年7月

発行 株式会社日本政策投資銀行
経営企画部 広報・CSR室

URL: <http://www.dbj.jp/>



<http://www.dbj.jp/>

株式会社日本政策投資銀行

〒100-8178 東京都千代田区大手町一丁目9番6号

大手町フィナンシャルシティ サウスタワー

Tel: 03-3270-3211 (大代表)



本誌はFSC®認証紙を使用し、「植物油インキ」を使い、環境に配慮して印刷しています。
また、本誌の印刷、製本工程で使用した電力量（1,600kWh）はグリーン電力でまかなわれています。